

令和元年第4回

名寄市議会定例会会議録目次

第1号（11月26日）

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第2. 会期の決定（25日間）	4
1. 日程第3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第4. 議案第1号 名寄市基幹相談支援センター条例の制定について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○質疑（川村幸栄議員）	16
○市民福祉常任委員会付託	16
1. 日程第5. 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○質疑（川村幸栄議員）	17
1. 休憩宣告	17
1. 再開宣告	17
○原案可決	17
1. 日程第6. 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	18
1. 日程第7. 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○原案可決	19
1. 日程第8. 議案第5号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	19

○提案理由説明（加藤市長）	19
○質疑（倉澤 宏議員）	19
○原案可決	20
1. 日程第9. 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○質疑（川村幸栄議員）	20
○原案可決	22
1. 日程第10. 議案第7号 指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）	
議案第8号 指定管理者の指定について（駅前交流プラザ「よろいな」）	
議案第9号 指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設）	
議案第10号 指定管理者の指定について（名寄市牧場）	22
○提案理由説明（加藤市長）	22
○質疑（川村幸栄議員）	22
○原案可決	23
1. 日程第11. 議案第11号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第6号）	23
○提案理由説明（加藤市長）	23
○原案可決	24
1. 日程第12. 議案第12号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	24
○提案理由説明（加藤市長）	24
○質疑（川村幸栄議員）	24
○原案可決	25
1. 日程第13. 議案第13号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	25
1. 日程第14. 議案第14号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	25
○提案理由説明（加藤市長）	25
○原案可決	26
1. 日程第15. 議案第15号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）	26
○提案理由説明（加藤市長）	26
○原案可決	26
1. 日程第16. 議案第16号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算	

(第1号)	26
○提案理由説明(加藤市長)	26
○原案可決	27
1. 日程第17. 議案第17号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)	27
○提案理由説明(加藤市長)	27
○原案可決	27
1. 日程第18. 議案第18号 名寄市議会基本条例の一部改正について	27
○提案理由説明(塩田昌彦議員)	27
○原案可決	28
1. 日程第19. 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
議案第20号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
議案第21号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
議案第22号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	28
○提案理由説明(加藤市長)	28
○原案可決	28
1. 日程第20. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	29
○提案理由説明(加藤市長)	29
○報告済	29
1. 日程第21. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	29
○提案理由説明(加藤市長)	29
○報告済	29
1. 休憩宣告	29
1. 再開宣告	29
1. 河合教育部長の訂正発言	29
1. 日程の追加(東議長)	29
○決定	30
1. 追加日程第1. 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて	
議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて	30
○提案理由説明(加藤市長)	30
○議事延期	30
1. 追加日程第2. 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第7号)	30
○提案理由説明(加藤市長)	30
○名寄振興公社のあり方に関する特別委員会付託	31
1. 日程の追加(東議長)	31

○決定	3 1
1. 追加日程第3. 緊急質問	3 1
○質問（山崎真由美議員）	3 1
1. 休会の決定	3 4
1. 散会宣告	3 4

第2号（12月17日）

1. 議事日程	37
1. 本日の会議に付した事件	37
1. 出席議員	37
1. 欠席議員	37
1. 事務局出席職員	37
1. 説明員	37
1. 開議宣告	38
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	38
1. 日程第2. 一般質問	38
○質問（東川孝義議員）	38
○質問（今村芳彦議員）	48
1. 休憩宣告	60
1. 再開宣告	60
○質問（遠藤隆男議員）	60
○質問（倉澤 宏議員）	68
1. 休憩宣告	79
1. 再開宣告	79
○質問（五十嵐千絵議員）	79
1. 散会宣告	90

第3号（12月18日）

1. 議事日程	9 1
1. 本日の会議に付した事件	9 1
1. 出席議員	9 1
1. 欠席議員	9 1
1. 事務局出席職員	9 1
1. 説明員	9 1
1. 開議宣告	9 2
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	9 2
1. 日程第2. 一般質問	9 2
○質問（佐久間 誠議員）	9 2
○質問（塩田昌彦議員）	1 0 2
1. 休憩宣告	1 1 4
1. 再開宣告	1 1 4
○質問（三浦勝秀議員）	1 1 4
○質問（富岡達彦議員）	1 2 4
1. 散会宣告	1 3 7

第4号（12月19日）

1. 議事日程	139
1. 本日の会議に付した事件	139
1. 出席議員	139
1. 欠席議員	139
1. 事務局出席職員	139
1. 説明員	139
1. 開議宣告	140
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	140
1. 日程第2. 一般質問	140
○質問（高橋伸典議員）	140
○質問（高野美枝子議員）	151
1. 休憩宣告	162
1. 再開宣告	162
○質問（山崎真由美議員）	162
1. 休憩宣告	172
1. 再開宣告	172
○質問（川村幸栄議員）	174
1. 散会宣告	185

第5号（12月20日）

1. 議事日程	187
1. 本日の会議に付した事件	187
1. 出席議員	187
1. 欠席議員	188
1. 事務局出席職員	188
1. 説明員	188
1. 開議宣告	189
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	189
1. 日程第2. 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）	189
○名寄振興公社のあり方に関する特別委員長報告（東川孝義委員長）	189
○原案可決（附帯決議を付して）	195
1. 加藤市長の発言	195
1. 休憩宣告	196
1. 再開宣告	196
1. 日程第3. 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて 議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて	196
○質疑（山田典幸議員）	196
1. 休憩宣告	207
1. 再開宣告	207
○質疑（佐藤 靖議員）	207
○質疑（川村幸栄議員）	221
○原案可決	223
1. 日程第4. 議案第26号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	223
○提案理由説明（加藤市長）	223
○原案可決	223
1. 日程第5. 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書 意見書案第2号 地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書	223
○原案可決	223
1. 日程第6. 決議案第1号 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求め る決議	224
○提案理由説明（塩田昌彦議員）	224
○原案可決	224
1. 日程第7. 報告第3号 例月現金出納検査報告について	224
○報告済	224

1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について.....	2 2 5
○決定.....	2 2 5
1. 日程第9. 委員の派遣報告について.....	2 2 5
○総務文教常任委員長報告（高橋伸典委員長）.....	2 2 5
○市民福祉常任委員長報告（高野美枝子委員長）.....	2 2 7
○経済建設常任委員長報告（山田典幸委員長）.....	2 2 8
○報告済.....	2 3 0
1. 閉会宣告.....	2 3 0
1. 質問文書表.....	2 3 1
1. 議決結果表.....	2 3 6

令和元年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 令和元年11月26日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第13 | 議案第13号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第14 | 議案第14号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第15 | 議案第15号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市基幹相談支援センター条例の制定について | 日程第16 | 議案第16号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 日程第17 | 議案第17号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第18 | 議案第18号 名寄市議会基本条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第19 | 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第20号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第21号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第22号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第5号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について | 日程第20 | 報告第1号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について | 日程第21 | 報告第2号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第10 | 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市北国雪国ふるさと交流館)
議案第8号 指定管理者の指定について(駅前交流プラザ「よろーな」)
議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)
議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市牧場) | | |
| 日程第11 | 議案第11号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第6号) | 1. 追加議事日程 | |
| 日程第12 | 議案第12号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 追加日程第1 | 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて
議案第24号 名寄市立地適正化 |

- 追加日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市
一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第3 緊急質問
名寄市における喫緊の課題について【山崎真由美議員】

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市基幹相談支援センター条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について
- 日程第10 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市北国雪国ふるさと交流館)
議案第8号 指定管理者の指定について(駅前交流プラザ「よろーな」)
議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)
議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市牧場)
- 日程第11 議案第11号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第6号)

- 日程第12 議案第12号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第13号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第14号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第15号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第16号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第17号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第18号 名寄市議会基本条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第20号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第21号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
議案第22号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第21 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 追加日程第1 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて
議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて
- 追加日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第3 緊急質問

名寄市における喫緊の課題について【山崎真由美議員】

1. 出席議員(18名)

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤		靖	議員
	1番	富岡	達	彦	議員
	2番	倉澤		宏	議員
	3番	山崎	真由美		議員
	4番	佐久間		誠	議員
	5番	三浦	勝	秀	議員
	6番	今村	芳	彦	議員
	7番	五十嵐	千	絵	議員
	8番	遠藤	隆	男	議員
	9番	清水	一	夫	議員
	10番	川村	幸	栄	議員
	12番	高野	美枝	子	議員
	13番	高橋	伸	典	議員
	14番	塩田	昌	彦	議員
	15番	東川	孝	義	議員
	16番	山田	典	幸	議員
	17番	黒井		徹	議員

健康福祉部長	小川	勇	人君
経済部長	白田		進君
建設水道部長	天野	信	二君
教育部長	河合	信	二君
市立総合病院長	岡村	弘	重君
市立大務局長	渡辺	博	史君
子ども・高齢者支援室長	廣嶋	淳	一君
産業振興室長	田畑	次郎	君
上下水道室長	鈴木	康寛	君
会計室長	末吉	ひとみ	君
監査委員	鹿野	裕	二君

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	久保	敏
書記	渡辺	敏史
書記	開発	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛	士君
副市長	橋本	正道	君
教育長	小野	浩一	君
総務課長	佐々木	紀幸	君
総合政策部長	石橋		毅君
市民部長	宮本	和代	君

○議長(東 千春議員) ただいまより令和元年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(東 千春議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

13番 高橋 伸典 議員

16番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長(東 千春議員) 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月20日までの25日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日より12月20日までの25日間と決定いたしました。

○議長(東 千春議員) 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、令和元年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、「名寄市おもちゃライブラリー」と「名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会」に文化奨励賞を授与いたしました。

「福祉部門」、「地域福祉の充実」で受賞され

た「名寄市おもちゃライブラリー」は昭和61年度に創立され、以来30年以上にわたり心身に障がいのある子どもたちに、おもちゃを通じて夢と希望を与え、機能訓練を助けながら「共に生きる地域福祉の充実」に努めてこられた団体であります。

「おもちゃ図書館」の開設をされながら、ふれあい広場やミニバリアフリーおもちゃ博inなよろに参加するなど、子どもたちへの支援活動に積極的に取り組まれており、本市の福祉文化、とりわけ地域福祉の振興に多大なる功績を残されております。

また、近年では、利用する子どもたちの親が子育てに関する情報を交換する場、親同士の交流親睦の場としても利用されており、その活動は子育て支援としても大きく貢献しているところです。

本市におきましても、障がいのあるなしに関わらず全ての人が地域社会を構成する一員として尊重され、市民が共に支え合う取組を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

「科学部門」、「国際親善交流」で受賞された「名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会」は、本市とカナダ国オンタリオ州リンゼイ市が姉妹都市宣言をした翌年の昭和45年度に設立され、以来49年にわたり姉妹都市との親善交流を目的に活動されてきた団体であります。

道北地域において国際交流の先駆けとなったこの姉妹都市提携は、人的交流活動を中心に組み立てられており、相互親善訪問ではこれまで342人の方々がお互いの街を訪問し交流を深めてきてるとともに、交換学生事業では次代を担う85人の青少年がホームステイなどを通じて国際的視野を身に付けてきております。

このように、本市における国際交流の文化発展に多大なる功績を残されており、さらに本年におきましては姉妹都市提携50周年となる節目の年であることから、「なよろイングリッシュキャン

プ」の開催や記念誌の発刊など記念事業を実施することで、これまで以上に市民レベルでの友好親善や相互理解が図られているところでございます。

本市といたしましても、これまで築き上げた友好関係をさらに深め、両市の国際文化が発展するよう努めてまいります。

次に、名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、保健衛生、産業経済、労働、教育文化、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された28個人に功労表彰を、多額の寄附をいただいた6個人、28団体に善行表彰を、芸術、文化、スポーツなどの分野で輝かしい活躍をされた3個人、1団体に荣誉賞をそれぞれお贈りいたしました。

受賞された皆さんには、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の取組として、11月9日開催の市内イベント会場において、啓発グッズの配布、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談窓口の周知などを行いました。

11月16日には、男女共同参画の先進国であるフィンランドからの留学生を講師に「個人と家族から見た仕事と余暇」をテーマに男女共同参画セミナーを開催し、多くの市民の皆様にご来場いただきました。また、セミナーの前段に、名寄市男女共同参画推進事業者等表彰式を行い、夜間・休日預かりなどの一時保育を実施し、市民の仕事と生活の調和を支援する取組をしている「一般社団法人どろんこはうす」様を表彰し、広く市民に周知しました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流については、名寄・藤島交流友の会が10月19日から20日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつ

り2019」に出展し、藤島・名寄交流友の会会員や藤島庁舎職員などの協力を得て、ソフト大福などの特産品を販売しました。

東京都杉並区との交流については、10月25日から3日間にかけて、交流自治体協定締結30周年を記念した企画事業「ジャズと秋の大文化祭を楽しむツアー」に参加のため、市民16人が杉並区を訪問しました。区内で開催中の音楽イベント「阿佐谷ジャズストリート2019」の鑑賞や文化施設の見学などを通じて、杉並区の魅力を体験するとともに、6月に本市を訪れた区民ツアー参加者との交流会などを通じ、杉並区民との交流を深めました。

また、11月2日から3日まで杉並区立桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2019」において、杉並区職員などの協力もいただきながら、なよろ煮込みジンギスカンやソフト大福などの販売を行いました。

ふるさと会の交流については、東京なよろ会の総会が10月26日に東京都内において、会員をはじめ約70人の出席により開催され、創立35周年記念事業として、カーリングのジュニア育成を目的に、カーリング用具を寄贈することや首都圏での物産販売支援などの事業計画が承認されました。また、引き続き行われた「なよろを味わう会」では、本市の農産物を使用した料理が振る舞われ、出席者は懇親を深めました。

台湾との交流事業については、10月31日から2日間、台湾の学校関係者6人をお招きし、教育旅行先としての当地域の魅力をPRしました。

また、名寄日台親善協会が道北なよろ農業協同組合と連携し、農業青年の国際的な視野を広めるとともに、台湾交流を担う人材の育成を図る目的で、市内の農業青年4人を、11月25日から29日の日程で大保市に派遣しています。ホームステイや農業実習、国立嘉義大学の学生との意見交換などを通じて、お互いの地域の文化や農業を肌で感じるとともに、農業青年同士の交流を予定し

ています。

次に、移住の推進について申し上げます。

移住PR事業については、札幌市で開催された移住イベントを通じて、2人の方が本市との関係性づくりのために来訪されました。市内の主要施設の見学をはじめ、移住者や商店街の方々と意見交換をするなど、地域を知っていただく機会を設け、今後の移住や関係人口につながるよう交流を深めました。

また、11月9日には東京都内で子育て世代を対象としたイベントを開催しました。本市にUターンされ、子育てと仕事を両立しながら、趣味を活かした生活を送っている方をゲストに、地域の魅力や子育て環境を紹介し、参加者との交流を行いました。また、翌日に開催された北海道移住イベント「北海道暮らしフェア」にも出展し、移住相談や情報発信に努めてまいりました。

お試し移住住宅については、11月20日現在、道内外から6件15人の利用があり、本市での生活を体験されています。引き続き移住推進に向けPR強化を図ってまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

11月5日に定住自立圏構成市町村長会議を本市で開催し、結びつきやネットワークの強化を図るため、効率的で持続可能な地域公共交通について議論を深めていくことを確認するとともに、環境省地球環境局地球温暖化対策課事業監理室長の古来隆雄氏をお招きし、「エネルギー対策特別会計を活用した地域の低炭素化に関連する施策」について御講演いただきました。

今後とも、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、11月24日に「天塩川フォーラム」を開催し、北海道の名付け親とされ、天塩川を踏査した幕末の探検家松浦武

四郎に関する紙芝居やドキュメンタリー番組の上映、パネル展示などを通して、広く地域住民の皆様に天塩川の歴史や魅力を知っていただく機会となりました。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

「第32回なよろ健康まつり」については、11月9日に市民文化センターにおいて、名寄市立大学や名寄保健所などと協働し、「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに開催しました。骨密度測定や簡易ストレスチェックなどの体験コーナーと地場産食材を使った試食コーナーを設け、766人の参加をいただき生活習慣の見直しや健康への啓発を図りました。

多くの市民の集う場をつくるため、「2019地産地消フェア in なよろ」と同時開催し、17団体の出展のもと、名寄産農産物及び加工品の販売や試食などの催しが行われ、多くの市民に足を運んでいただきました。

さらに、「食育の小路」と題した食育と健康のコラボレーション企画を実施をし、食品ロス削減の啓発や清涼飲料水などに含まれる糖分量の展示を行うとともに、カルビー株式会社食育チームの御協力もいただき、食育と健康に対する関心を高める機会づくりの場となりました。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の運営状況について申し上げます。

御報告が遅れましたが、7月22日に厚生労働省医政局長吉田学氏が当院を訪れ、救命救急センターやヘリポートを視察をされました。

和泉事業管理者から「北北海道の地域医療の現状と当院の役割」について説明を行い、地域医療構想の実現に向けて、地方の中核病院の救急機能の維持と連携、医師派遣機能、ICTの活用などについて有意義な意見交換をさせていただいたところです。

本年7月に設立5年目を迎えた「名寄市立総合病院サポートクラブ」様から、病院周辺環境整備の一環として、彩り豊かなフラワープランター

とジャンボカボチャを玄関周りに設置をいただき、来院者の心を癒やしていただきました。

ナースカフェの支援やロビーコンサートの開催、病院情報や活動の様子を「サポートニュース」として広く市民の皆様にも周知いただくなど、会員の皆様にはこれまでのサポート活動に心から感謝いたします。今後とも、市民と病院との懸け橋役として御支援くださいますようお願いいたします。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ4万8,334人で前年比1,272人の減となり、外来患者数では延べ11万5,711人で前年比1,310人の増となっています。

収支の状況は、事業収益は48億3,394万円で前年比6,705万円増、事業費用は48億4,869万円で前年比7,047万円増となり、事業収支は1,475万円の純損失となりました。

今後、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の運営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万2,193人で前年比2,248人の減となり、外来患者数では延べ2,193人で前年比32人の減となりました。

また、収支状況では、事業収益は3億9,733万円で前年比2,276万円増、事業費用は2億9,888万円で前年比320万円減となり、事業収支は9,845万円の純利益となりました。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育ての経済的負担の軽減を図ることを目的に、小学校就学前の幼児教育・保育の無償化並びに発達支援の無償化を、10月から開始しました。本市内においては、認可外施設を含む全ての幼児教育・保育施設が無償化の対象施設となっています。

また、11月より、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、児童扶養手当の支給回数が現在の年3回から年6回に変更となりました。

今後も、市民のニーズや要望に対応し、子育て支援のさらなる向上を図るため、国や道に対し制度の拡充などについて要望を行いながら推進してまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

「長寿を祝う会」については、9月21日に市民文化センターEN-RAYホールにおいて、市内関係団体と実行委員会を組織し開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた、男性101歳と女性109歳の最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた236人と金婚を迎えられた60組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月18日から23日まで開催し、123点の力作の数々を市民の皆様にも御覧いただきました。

また、町内会など81団体が敬老事業を実施し、75歳以上の5,188人が温かい祝福を受けました。

10月5日には、豊栄区町内会や株式会社エフエムなよろ、名寄警察署などの関係機関の協力を得て、「名寄市徘徊高齢者SOSネットワーク探索模擬訓練」を実施しました。訓練では、行方不明者役が豊栄区町内会付近を徘徊し、「徘徊高齢者SOSネットワーク」を用いて行方不明者役の情報を発信し、地域の方に探索協力の呼びかけを行いました。町内会の方には、行方不明者役に声かけをしながら、地域の中で面識のない高齢者に対してどのように接すればよいのかを体験していただきました。

10月26日には、名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士である菊地頭太氏を講師に迎え、「任意後見制度」をテーマに権利擁護講演会を開催しました。講演会には、100人を超える市民の皆様

様に参加をいただき、福祉寸劇と菊地氏の解説を通して、楽しく学ぶ機会となりました。

次に、環境との共生について申し上げます。

10月12日に名寄消費者協会主催で行われた「第50回みんなの消費生活展」に出展し、節電に関するクイズやパネル展、水素を燃料とする燃料電池自動車の展示を行いました。クイズには約130人の方に参加いただき、新エネルギーや省エネルギーについての理解を深めてもらうことができました。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。5年ごとに作成している一般廃棄物収集に係る「ごみ分別ガイドブック」と「ごみ分別ポスター」を10月に全戸配布しました。スプレー缶類の収集区分の変更や、収集・処理方法を更新し、より具体的で分かりやすい内容に見直しを行いました。

また、10月14日から20日までの秋の清掃週間では、20日を一齐清掃日と定めて地域の清掃活動と呼びかけました。期間中は多くの市民に清掃作業など美化活動に取り組んでいただき、環境美化と市民意識の醸成を図ることができました。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数は2件で前年比6件の減で、死者が1人発生しています。また、救急出動件数は891件で前年比35件の減、救助出動件数は36件で前年比5件の増となりました。

住宅防火対策の推進は、10月15日から31日までの「秋の全道火災予防運動」期間中に一般家庭や高齢者宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、防火ポスターの配布、関係機関の協力による大型店舗での火災予防広報など、防火対策の啓発や火災予防のPR活動を実施しました。

次に、交通安全について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりに向け、9月21日から10日間にわたって秋の交通安全運

動が実施されました。期間中、市民や関係団体の御協力のもと街頭啓発などが取り組まれ、9月30日には西條デパート前において、市民や関係団体240人が結集した「旗の波作戦」を実施し、交通事故防止の啓発を行いました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の建設事業については、昨年度に着工した北斗団地1棟12戸の建替工事が10月に完成し入居開始となっています。

環境整備事業として7月に着工した緑丘第1団地4棟8戸の外部改修工事は、11月に、緑丘第1及び東光団地の高齢者向け住宅29戸の緊急通報装置改修工事は9月にそれぞれ完成しています。

また、風舞団地長寿命化改修工事の実施設計業務は、来年1月の完了を予定しています。

今後も、公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善事業や修繕を行い、住宅を適正に管理してまいります。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化計画に基づく施設整備については、大橋公園は7月に、ナナカマド公園は11月に更新工事が完成しています。

また、現在施工中のカエデ公園とえんれい公園については、来年2月の完成を予定しています。

名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市立地適正化計画策定については、9月30日に都市計画審議会から答申をいただき、その素案を10月9日に開催した市民説明会にて説明をいたしました。その際、策定委員会アドバイザーの北海道大学森傑教授から御講評をいただき、計画の確認と市民理解を深めてまいりました。また、10月11日からはパブリックコメントを実施し、いただいた御意見のほか、国や北海道からの助言を計画へ反映させるとともに、20年後も持続可能なまちとなる計画として策定を進めてまいりました。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事

については、東8号線(南10丁目～南12丁目)老朽管更新工事ほか1路線、延長1,315メートルを11月に完成しています。

また、検定期間満了にともなう量水器の交換や、給水管の漏水調査についても終了し、漏水個所については必要な修繕を完了しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

名寄下水終末処理場及び風連浄水管理センターにおける機械設備と電気設備更新工事の進捗状況は、来年3月の完成に向け、機器の工場製作や更新機器の搬入据付に着手しています。

下水道汚水管渠については、公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、管渠更生工事2路線、延長125メートルを9月に完成しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、9基の合併浄化槽の設置に着手し、このうち8基が11月までに完成しています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている北1丁目通は9月に、南3丁目通については11月に工事が完成し、新規路線の豊栄西12条仲通については来年1月の完成を予定しています。

また、本市単独費により整備を進めていました北西9条右仲通は8月に、西1条通は9月に改良舗装工事が完成し、風連大沼線の舗装改築工事については10月に工事が完成しています。

次に、橋梁整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備については、東一号橋の修繕工事は9月に完成し、忠烈布一線橋は12月に完成を予定しています。

また、56橋の近接目視点検は来年1月に、5橋の実施設計については、来年3月の完了を予定しています。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、183路線、約27.3キロメートルを完了しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長43

4キロメートル、排雪延長149キロメートルを実施する計画としています。

10月23日に除雪事業の契約を締結し、効率的で効果的な除排雪体制の確立に努めてまいります。また、安全な道路空間の確保を図るため、幹線道路ではこれまで同様に複数回の排雪と積上げ除雪を実施してまいります。

12月中旬には除雪ドーザ1台の更新を予定しており、これまで以上に作業の効率性や運用性などが高まるものと期待しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

鉄道については、宗谷本線の利用促進に向けた取組として、宗谷本線活性化推進協議会において、昨年度御好評をいただきました「宗谷線フォトコンテスト」を実施し道内外の83人から132作品の応募をいただくとともに、新たな取組として宗谷本線の利用者を対象に、駅の概要や周辺の観光地などを掲載した「宗谷線ステーションカード」を、11月上旬から名寄駅を含む12の駅で配布いたしました。

また、11月18日にはJR北海道に対し、地域住民・利用者ニーズが高く、利用促進につながると考えられる稚内～札幌間の特急直通列車の増便に向けた要望を行ってきています。

引き続き、関係機関と連携し、宗谷本線の維持・存続に向けた取組を推進してまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

はじめに主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

水稲については、10月15日現在の農林水産省の作況指数は、全国で99の「平年並み」となったものの、本市を含む北海道104、上川では105の「やや良」となりました。本市の11月12日現在の出荷状況は概ね5割で、もち米13万5千俵、うるち米1万9千俵、合計15万4千俵となり、一等米比率は約98パーセントで、収量は平年よりやや良い状況となっています。

畑作については、秋小麦、春小麦、大豆は平年

並みとなりました。また馬鈴しょは平年よりやや良、てんさいは平年並み、かぼちゃ、玉ねぎ、スイートコーンは平年をやや下回る見込みとなりました。

畜産については、9月末での過去1年間の生乳生産量は1万3,438トン、乳代は補給金を含め平均で1キログラムあたり101円と前年同水準で推移しています。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

まず、転作関係では、対象農家514戸、対象面積2,879ヘクタールで、水田活用の直接支払交付金が5億8,887万円、産地交付金が8億918万円となり、合わせて13億9,805万円の年内交付を予定しています。

畑作関係では、畑作物の直接支払交付金のうち、既に営農継続払い3億9,803万円が交付されており、今後は数量払いの交付を見込んでいます。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

11月13日現在のエゾシカ駆除については、352頭を駆除し昨年よりやや減少しました。また、アライグマ駆除についても、212頭と減少しています。

ヒグマの対策については、本年度の捕獲許可期間を12月27日までとしており、11月13日現在の出没情報は、昨年度の総件数43件に対し6件多い49件の出没報告件数となっています。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、名寄市営牧野では5月30日から10月18日まで、母子里地区共同牧場では5月31日から10月19日まで市内酪農家13戸から259頭を受け入れ、適正な飼養管理により高い受胎率と個体の資質向上を図ってきました。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度から譲与が開始された森林環境譲与税については、「基本方針」を10月に公表し、現在、次年度からの活用に向けて、林産業者の意向など

を踏まえ、具体的な用途について検討を進めています。

持続可能な森林管理と地域材のブランド化などを目指す森林認証制度については、平成30年度から上川管内の市町村及び森林組合で構成する「上川森林認証協議会」で取り組まれており、9月5日付で、管内で約8万9千6百ヘクタール、うち本市で約9千9百ヘクタールの森林が認証登録されました。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表した令和元年7月期から9月期までの上川北部地域の地域別経済動向調査の結果では、公共工事の減少、資材価格の増加傾向、人材不足、販路減少など地域景況は依然として厳しい状況にあるものの、宿泊・飲食業などにおいては例年並みに推移していることから、地域全体の業況としては「普通」と判断されています。

昨年度までの名寄市住宅改修等推進事業に、新たに雪対策工事などを拡充した名寄市ずっと住まいる応援事業については、9月26日に本年度予算額に達したことから、交付申請の受付を終了したところです。

本年度の申請件数は177件、交付決定額は2,995万円であり、拡充した移住者加算は5件、空き家加算は2件、雪対策に係る外構工事は4件となっています。

今後も市民や事業者ニーズを調査・検証し、地域経済の活性化と良質な住環境の整備に努めてまいります。

名寄市プレミアム付商品券発行事業については、対象と思われる住民税が非課税の方のうち、10月31日時点で申請された方は1,785世帯2,568人、また、対象となる子が属する世帯は646世帯で子どもの数は714人となりました。商品券の販売については、9月24日から名寄商工会議所及び風連商工会で行っており、11月11日時点での商品券取扱店舗数は153店舗となっています。今後も地元紙や広報などを活用し、事

業周知を図ってまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約については、10月4日に同社社長が来庁し報告を受け、同日午後には発表されました。事前の報告はなく突然の話であったことから、10月9日に、北海道産業振興局長、上川総合振興局長、道議会議員、名寄商工会議所会頭とともに同社本社を訪れ、社長に対して改めて再考を求めたのに続き、10月15日には市、名寄商工会議所、風連商工会で構成し、市議会と北海道をオブザーバーとする「王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する名寄市緊急対策本部」を設置しました。この対策本部を中心に、北海道と連携し市への影響額の緊急調査を行い、影響額を定量化したうえで、10月31日に北海道経済部長、道議会議員、市議会議長、名寄商工会議所会頭、風連商工会会長などとともに、同社本社において社長に対し、昭和35年の天塩川製紙設立以来60年にわたる本市との歴史や地域への影響の大きさを踏まえ、改めて再考を求める要請書を提出してまいりました。

現在は、緊急対策本部が中心となって、撤退の再考を求める署名活動が行われておりますが、こうした草の根の動きを通じた市民の皆様の声が届けるために、年内を目途に、王子ホールディングス株式会社に要請に行く予定です。本件については、まちづくり懇談会などを通じ市民の皆様にもお知らせしておりますが、今後も、情報共有を図り地域として取り組んでまいりたいと考えています。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末現在の月間有効求人倍率は1.50倍で、8カ月連続で前年同月を上回っており、依然として高い水準を維持しています。

また、9月末現在の来春の管内新規高等学校卒業予定者は611人で、このうち、学校・安定所の紹介を希望する者は147人で前年同月比5人の減、管内での就職希望者は82人で前年同月比

5人の減、就職内定者数は48人で前年同月比5人の増加となっております。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期における入込客数が29万8,194人で、大型バスの立ち寄りの減少などにより、前年度比1万2,403人の減少となりました。売上額は昨年度並みで推移をしており、今後も指定管理者と連携し地場特産品などの販売をはじめ、地域のPRに努め多くの方に利用いただける魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、早期のオープンを目指し11月上旬にリフトの整備を行いました。また11月22日にはピヤシリスキー場安全祈願祭が行われ、シーズン中における安全と無事故を祈願しました。

株式会社名寄振興公社については、市内唯一の温浴施設であり、本市の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化の核となる施設の運営を止めないことを最優先に考え、公社の経営を立て直すため体制を刷新し、新たに橋本副市長が社長に就任したことに加え、第三セクターである公社を指導・監督・検証することを目的に、担当する市職員をはじめ、会計・経理・法務コンプライアンスなどの専門家で構成する委員会を設置して、市として積極的に経営改善に向けて関わっていくこととしました。まちづくり懇談会などを通じた市民との情報共有や、市議会において第3回定例会最終日に設置された特別委員会での審議などを踏まえ、新たに提出させていただく経営改善計画とともに、必要な支援策として補正予算案及び公社の体制強化に必要な特定団体への職員派遣に関する条例の改正案を提出いたしますので、御審議のほどお願い申し上げます。

なお、なよろ温泉サンピラーについては、9月6日に男性浴場の天井が落下する事案が発生し、緊急的な修繕による安全対策と確認のため、9月7日から21日までの15日間にわたり休業する

こととなり、利用者の皆様には大変御迷惑をお掛けしました。施設の安全対策や日々のチェック機能を高め、利用者の皆様に安全・安心・快適に御利用いただけるよう努めてまいります。

次に、物産振興事業について申し上げます。

10月25日から26日まで、東京都杉並区役所前などにおいて、「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者などが旬のかぼちゃやもち米、トマトジュースなどの販売とPR活動を行いました。

11月1日には札幌市内のホテルにおいて、なよろ観光まちづくり協会主催による「なよろナイト」が開催され、参加された本市に所縁のある方々に対し、名寄産農産品などを使用した料理を提供するとともに、名寄市物産展や特産品を景品とする抽選会を実施し、本市のPRを図りました。

今後も、民間を主体とした地場産品の知名度の向上や魅力を発信する機会を提供してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月18日に名寄小学校と名寄東中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。名寄小学校では、子どもたちの主体性を育てる授業づくりの工夫をテーマに、指導過程に応じた板書の工夫や主体性を育てるノート指導の方法について活発な協議が行われました。

名寄東中学校では、互いに認め合い、落ち着いて学び合うことができる生徒を育てるため、国語、数学、社会、理科、英語、体育及び道徳などの授業が公開され、授業改善のあり方について研修を深めました。

豊かな心を育てる教育の推進については、9月13日に智恵文中学校において、名寄市教育改善プロジェクト委員会による「特別の教科 道徳 公開授業研修会」が開催されました。本市にゆかりのある木原秀雄氏の生き方を題材とした中学生向けの授業が公開され、子どもたちが自己の生き方を考え深めることのできる道徳の指導のあり方について、熱心な協議が行われました。

また、9月25日には、市民文化センターEN-RAYホールを会場に、児童生徒の豊かな情操を育むため、名寄市小中学校音楽発表会が開催されました。

特別支援教育の推進については、10月3日に市民文化センターにおいて、名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科教授安永啓司氏を講師に迎え、「通常の学級における特別支援教育推進の要点～個別の指導計画を考える～」をテーマに、市内小中学校の管理職などを対象とした研修会を行いました。本市はもとより、士別市や下川町、幌加内町の教員など41人が子どもたち一人一人の困り感に応じた支援のあり方について学びました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、11月8日に名寄南小学校において名寄市教育改善プロジェクト委員会と北海道立教育研究所による連携研修講座が開催され、プログラミング教材を用いた演習を通して、小学校で必修となるプログラミング教育の指導方法について研修を深めました。

学校における食育の推進については、児童生徒が将来にわたり食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭を中心に食に関する指導の充実に努めています。

学校給食で使用する食材は、安全な食材の選定に注意を払いながら地場農産物の活用にも努めています。10月2日と29日の両日に、名寄産食材を中心とした「名寄給食の日」を実施し、児童生徒が地場農産物に対しての理解を深めたところで

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和2年3月末で任期満了となる名寄市立大学の学長選挙が去る11月6日に行われ、野村陽子氏が当選されました。

なお、任期は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間となります。

10月1日に名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター主催の市民公開講座を開催しまし

た。北海道大学公共政策大学院客員教授で本学参与会委員の石井吉春氏を講師にお迎えし、「総合計画と大学の役割」と題して御講演をいただきました。講座には38人が参加し、総合計画にて「大学教育の充実」を掲げる本市において、大学がどのような役割を果たすのかについて、本市の人口動向を分析しながら一緒に考えました。

10月17日に岡山県の新見公立大学と学術交流協定書を締結しました。本学と新見公立大学は、いずれも保健福祉系の公立大学で大学の規模や学科構成、設置経緯が類似しており、これまでも大学運営や施設整備で情報交換を行ってきましたが、今後はこの協定締結により、学生や教員の交流、研究・教育の共同実施など様々な事業を計画的に実施してまいります。

本年度13年目となる名寄高校との高大連携事業「研究室訪問・大学授業体験」を10月9日に実施しました。本年度は、高等学校学習指導要領の改訂に伴う「総合的な探求の時間」の導入により、生徒が主体的に課題を設定し、情報の収集や整理分析を行ってまとめるといった能力の育成を支援する場として行ってきました。

名寄高校1年生99人が参加し、研究室訪問の後、希望する各学科の模擬授業や学生との交流を体験し、進路選択の一助としました。

今後も、地域に根ざした教育活動の展開と名寄市立大学の特色と専門性を活かした地域貢献活動の取組に努めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

9月29日に、市民文化センターを会場に「生涯学習フェスティバル2019 in なよろ」を開催しました。出会いの広場には7団体が出演、ワークショップブースには14団体が出展し、そのうち14団体が体験教室を実施しました。

10月10日には、市民講座「エンレイカレッジ」を開講しました。受講者9人には5回の講座を通じて、地域の活動を学び、まちづくりについ

て関心を深めていただく予定です。

10月23日には、市民文化センターを会場に名寄ピヤシリ大学の大学祭を開催し、各学年やクラブによる芸能発表に約140人の来場がありました。また、10月15日から同会場で実施した展示発表では、多くの市民が工夫を凝らした作品を楽しみました。

次に、市立図書館について申し上げます。

地域住民が抱える医療・健康に関する課題を解決する支援策として、10月2日から「がん情報コーナー」を設置しました。このコーナーは、国立がん研究センターの科学的根拠に基づき作成されている、各種がんに関する資料を展示したものです。がんに関する情報を気軽に得られる場の提供に努めてまいります。

10月27日から11月9日の読書週間には、「雑誌リサイクル」や「ビブリオバトル」などを行いました。子どもから大人まで多くの方の参加をいただき好評を得たところです。ビブリオバトルは、知的書評合戦とも言われるゲーム性の高いもので、自分が読んでおもしろいと思った本の感想を伝え合い、チャンプ本を決めていきます。本の楽しさを知り、それを共有することで生きる力を育むきっかけづくりとなるよう、今後も取り組んでまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

天文台は来年4月に開台10周年を迎えることから、開台を記念する企画として、11月1日から天文台のロゴマークを募集をしています。天文台をより多くの方々に知っていただき、親しんでもらうことをはじめ、プレスリリースなどの際にも使用することを目的としており、来年1月末まで募集し、来春には公表の予定となっています。

9月10日から16日まで、中秋の名月である十五夜に合わせ、お月見観望会を開催しました。天候に恵まれ、スマートフォンでの月の撮影など、258人の方に楽しんでいただくことができました。

10月31日から5日間、移動式天文台車ポラリスⅡを交流自治体である東京都杉並区へ派遣しました。小学校での理科の授業や、桃井原っぱ公園などでの観望会に、延べ2,462人の区民の皆様に参加をいただきました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、10月28日から11月1日にかけて、老朽化に伴う名寄市スポーツセンターの高圧電源設備取替修繕を行い、施設の長寿命化と安心してスポーツに取り組める環境を提供しているところです。また、なよろ健康の森クロスカントリーコースについては、本年3月に開催したJOCジュニアオリンピックカップのスキー大会において、けが人が発生したことから、一部コースの安全対策として、名寄建設業協会様の御協力により、支障木の伐採やコースの改良を行っていただいたところです。名寄建設業協会の皆様の御協力に、心から感謝申し上げます。

スポーツ振興事業については、Nスポーツコミッションのジュニア育成事業の一環として、8月13日に2008年北京オリンピック4×100メートルリレーで銀メダルを獲得をした高平慎士氏をお招きして「かけっこ教室」を開催し、市内外から参加した小学生70人が、トップアスリートから走る楽しさや走り方のコツを学びました。

また、北海道との共催事業として、元プロ野球選手の牧谷宇佐美氏をお招きし「スポーツチャレンジ教室」を開催しました。スポーツセミナー、少年野球教室、野球肘検査を実施し、85人の選手・指導者・保護者の御参加をいただいたところです。

障がい者スポーツの振興については、ボッチャ競技の普及を目的として、8月31日に「レク・ボッチャ審判運営講習会」を開催するとともに、名寄市社会福祉協議会との共催で「ボッチャ交流大会」を開催し、市内外から約300人の選手や

観客が訪れ、障がいの有無や年齢を問わず、幅広く楽しむことができる競技であることを、多くの方に知ってもらう機会となりました。

スポーツ合宿の誘致については、新たな団体として道内の高校サッカー部やバスケットボール部が、夏休みを利用して本市で合宿を行いました。

また、道外からは国内有数の強豪校である阪南大学高等学校トランポリン部が本市を訪れ、地元トランポリン少年団と合同練習を実施をするなど、交流人口の拡大だけでなく、ジュニア選手の競技力向上が図られ、スポーツ合宿推進の効果が広く表れたところです。

今後もNスポーツコミッションや各競技団体のネットワークを活かして情報収集を行いながら、夏季合宿の環境づくりを進めるとともに、その効果が地元経済やジュニア選手の競技力向上に広く反映されるよう、工夫を重ねながら事業に取り組んでまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月23日に、スポーツセンターを会場に、第13回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル」競技を開催しました。町内会の子ども会や小中学校から過去最多となる33チーム、219人の児童生徒が参加し、スポーツを通して交流を深めました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

10月24日に令和元年度名寄市青少年表彰式を行い、学校や地域活動などにおいて顕著な功績のある2個人を表彰しました。

また、小学生から高校生までを対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月29日に最優秀作品の表彰を行う予定です。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

11月2日から4日にかけて、市民文化センターを会場に、第62回市民文化祭を開催しました。展示発表は30団体、11個人から書道、写真、絵画など1,300点を超える作品が出展され、来

場者は3日間で延べ1,800人を超えました。また、4日に市民文化センターE-N-RAYホールで開催した芸能発表には、楽器の演奏や舞踊、詩吟など、24団体が出演し、約800人が鑑賞しました。

また、11月2日から3日にかけて、ふうれん地域交流センターを会場に風連文化祭を開催しました。会場には20団体、5個人から700点を超える作品が展示されました。演芸発表では、小学生から高齢者まで19団体から172人が演奏や踊り、歌などを披露し、会場いっぱい集まった延べ700人の市民が大きな声援を送り、楽しいひと時を過ごしていただきました。

11月11日には、市民文化センターE-N-RAYホールを会場に、名寄市民文化講演会が開催されました。本市の交流自治体である東京都杉並区の中学校で、義務教育初の民間校長を務めた藤原和博氏から「人生100年時代に向けての生き方・子供の育て方」をテーマに御講演をいただきました。保護者、教育関係者など、約200人の来場者は、藤原氏のテンポ良く、全体を巻き込んだ情熱たっぷりの語り引き込まれていました。

次に、北国博物館について申し上げます。

10月4日から11月3日まで企画展「藤倉英幸展 私のの中の北海道」を開催し、約40点の貼り絵による北海道の四季折々の風景や藤倉氏がデザインをしたふうれん特産館のパッケージや名寄ゆかりのポスターなどを展示し、期間中862人の来館者がありました。10月19日には藤倉氏を講師に迎え、取材旅行の思い出など「小さな旅と風景」と題した講演会を開催し42人が参加しました。

本市の指定文化財である名寄教会会堂の外壁の塗装工事などについては、9月末日に完成し、明治42年に建立された市内最古の洋風木造建築物の外観を保持することができました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

なお、最後になりますが、10月30日に報道されました名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の介護報酬にかかわる本市の指導及び対応についての指摘がなされた件についてでございます。昨年名寄社協指定居宅介護支援事業所が法令で定められている適正な業務を怠ったという事案が発生をして、市が当該事業所に対して法令等に基づく適切な指導監査を行っていない事態が報道されました。この事案に対しまして、介護サービスの利用継続を優先した対応が必要との市の判断から、市が法令等に基づく適切な監査を行っていなかったという報道がありましたが、これは事実でありまして、改めて市民の皆様には市政に対する不信感と御不安をおかけしておりますことに深くおわびを申し上げます。本定例会最終日には、自身を含め責任の所在を明らかにさせていただきたいと思っております。本事案を深く受けとめておりまして、現在は北海道に御助言もいただきながら、法令に基づく監査を11月8日に実施をし、現在も監査を継続し、調査を行っているところでございます。今後におきましても北海道からの御助言もいただきながら法令等に基づく監査を実施をし、その結果が出ましたら報告をさせていただきます。

以上、報告とおわびとさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で行政報告を終わります。

○議長(東 千春議員) 日程第4 議案第1号 名寄市基幹相談支援センター条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第1号 名寄市基幹相談支援センター条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本市では、平成28年度より障がいに関する総合相談を行う名寄市基幹相談支援センター事業を

実施をしておりますが、その後国から障がい者の重度化、高齢化を見据え緊急時の受け入れ対応等の必要な機能を備えた体制の整備をする方向性が示されたことから、地域生活支援拠点の取り組みを進めているところでございます。本件は、地域で障がい者が安心して生活できるように総合的な相談体制や各種支援情報の提供、地域生活支援拠点の整備などの取り組みが必要であり、本市における障がい福祉行政のさらなる強化に向けまして名寄市基幹相談支援センターを設置するために本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 確認をさせていただきたいと思います。

第4条にセンターに所長その他必要な職員を置くというふうにされています。この職員は、どのような職員を何名ほど置かれるのかお知らせをいただきたいと思います。

また、第5条に利用対象者が書かれていますが、本市に住所を有する障がい者、また本市が援護の実施主体となる障がい者の方々というふうになっているのですが、提案説明資料の中では広域的なというふうな言葉があったかというふうに思うのですが、広域的なところでいうと本市というふうにはここでは、条例の中ではなっていますが、それが3項にあるその他市長が特に必要と認めた者というところにくくられるのかどうか、ここを確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今御質問いただきましたまず第4条の職員に係る部分ですけれども、基幹相談センター事業につきましては既に実施をしております、その機能をより明確にして

いくということで今回設置条例を設けることでありまして、今いる障がい相談支援係の職員が基幹相談センターの職員として担っていくというふうになっています。そのためには責任者、管理者も必要ですので、所長を置くということで考えているところであります。

次に、対象者ですけれども、当然名寄市の設置条例でありますから、市内の事業者、そしてグループホーム等々、ほかの市町村の方が名寄市で生活している方もいますので、そういった方を対象にするともに……を考えております。広域的な部分につきましては、定住自立圏の中で土別が実施をしておりますけれども、そういった中での対応も含めて、今後近隣町村の支援体制も含めてとっていくようなことで考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号は、市民福祉常任委員会へ付託いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、消費税及び地方消費税の

税率が変更となったことから、名寄市智恵文多目的研修センター条例など計52本の条例に規定する使用料等について消費税等相当額を加算するために所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) 1点お伺いをいたします。

条例が52本一律に今回消費税の増税分が転嫁されるということなのですが、例えば水道事業給水条例も含めて一括してといったところでの転嫁された、ここについての御説明をいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) これ水道ではなくて、一括で提出した理由ということですよ。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 休憩しますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○議長(東 千春議員) 再開いたします。

佐々木総務課長。

○総務課長(佐々木紀幸君) 今回の名寄市水道事業給水条例の改正について、今回の52本の中で一緒に改正をすることについてということで御質問がございました。水道使用料につきましては、既に改正の手続をさせていただきまして、水道料金の値上げについては終えているところでありますけれども、今回につきましてはことしの10月に改正されました消費税の増税、これに伴いましてほかの使用料と同じように8%から10%に引き上げられたということに伴いまして、その分についての料金をほかの使用料と同様にこの給水条

例に係る分についても値上げを同じように2%分引き上げをさせていただくという内容でございます。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 水道料金が上げられたときに10月1日から消費税が上がるやもしれないということで、据え置きをさせていただいた経緯があります。この間大きな災害等の中でもこの水の大切さが非常に大きく叫ばれてきたところがあります。そうしたところの水道料金と、また貸し館のところの料金の改定と一緒に変わったところにちょっといかがなものかというふうに感じているところであります。しかし、消費税が10%に上げられたことで市民の皆さん方の暮らしも大変になっているといったところで、本当に暮らしにかかわる水道と、そして貸し館も非常にいろんなところの利用状況を見ましても多くの市民の皆さんが利用されている。ここに消費税10%に上げられたということで2%足されるということは、ますます暮らしにも大きく影響していく。私たち日本共産党としても消費税については反対をしていますし、まずは5%に引き下げというふうな訴えもしているところでありますけれども、やっぱり今回この一律に引き上げるということに対して同意できないということを申し上げて、終わりたいと思えます。

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 千春議員) 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第6 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布をされ、成年被後見人等に係る欠格条項等の権利を制限している規定が見直され、地方公務員法及び児童福祉法の関係規定が改正をされたことから、名寄市職員の分限及び懲戒に関する条例など計5本の条例について所要の改正を行うとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第7 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第4号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正をされ、会計年度任用職員制度が創設をされたことに伴い、本市におきましても令和元年第3回定例会におきまして関係条例が可決、公布をされておりますが、その後国からフルタイム会計年度任用職員の公務災害基準に関する全国的な取り扱いに関する通知があったことから、会計年度任用職員であって、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定の例によることとする規定を追加しようとするものでございます。

また、下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴いまして、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が可決、公布をされておりますが、同条例の改正案提案時においては会計年度任用職員に関する給与及び報酬等の支給根拠となる条例が未決であったことから、新たに支給根拠を追加するために本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第8 議案第5号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第5号 公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市が出資をしている特定法人である株式会社名寄振興公社において人的援助が必要となったことから、当該法人に対して市職員を派遣するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

倉澤宏議員。

○2番(倉澤 宏議員) 本条例の改正について、改正に至った経過、あわせて改正後の運用の関係で何点か御質問させていただきたいというふうに思います。

この改正により条例が運用されますと、当該職員が地方公務員を退職して派遣ということが可能になるということになると認識しておりますけれども、提案に当たって職員組合との協議等が行われたのかどうなのか。あわせて、運用に当たって任命権者より退職辞令の交付を受けての派遣ということになると思いますけれども、これは当該職員との同意を持つての派遣となるのかどうなのかというところ、また派遣先での処遇、例えば公務員でいた場合の生涯賃金等の影響がないのかどうか、3点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 前段の職員団体との協議においてということでありまして、あくまで人事権の中でありまして、職員団体との協議についてはしていないところでありますが、退職しての派遣ということでありまして、行く職員については当然仕事の内容も含め大変な状況だということは認識しておりますので、そのあたりにつきましてはさまざまな形で職員の不安も払拭しながら派遣させていただきたいと思っております。

あと、生涯賃金等については、退職するというところでありますから、そこが減らないという形で確認はしつつこの作業を行っているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 職員組合との協議は行っていないということですので今お話がありましたけれども、こちら一般職員、管理職以外の職員も含めて退職辞令を出しての職員派遣が可能というところではしっかりとやっぱり職員組合、処遇も含めて協議は必要なのではないかなというふうには考えておりますけれども、その辺の考え方もう一度お伺いをしたいと思います。

派遣する職員の同意を得て、しっかり不安のな

いようにということで当たっていきたいということだというふうに思いますけれども、これ同意が得られなかった場合、その当該職員にその後不利な扱いは行われないかどうなのかというところもあわせて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

生涯賃金等に影響がないというところでは理解をさせていただきました。2点についてよろしくお願いをいたします。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 職員団体との協議につきましては、本日条例提案ということでございますので、本当に大きな問題でありますから、今後さまざまな形で少しお話をさせていただければと思います。あくまでも人事権の執行の範囲内ということはあるので、そこを逸脱しない形での対応になるかと思っております。

また、派遣の職員については、同意を得る、得ないという話もありますけれども、これ同意を得なかったからといってその方が不利益をこうむるということはこれは当然あってはならないことですので、あくまでも私どもの公社に対する派遣ということでもありますから、その目的をしっかりと考えた上で、この作業に人選も含めて当たらせていただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 改正後の運用に当たっては職員団体とは、組合とはさまざまな形で協議をしていくというところとお答えがありましたけれども、そのあたりをしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。不利な扱いが行われない、同意を得なかった場合当該職員の不利な扱いはないということは理解をさせていただきました。その辺の運営をしっかりと行っていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第9 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第6号 名寄市公民館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市公民館は、昭和58年に名寄市民文化センターが建設をされて以来文化センターと一体となった施設としてこれまで多くの皆様に使用されてきました。本件は、本条例に公民館の事業などを規定することで社会教育法にとらわれない文化センターの貸し館を柔軟に行い、今まで以上に多くの皆様に使用していただくために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) 今回公民館条例の一部改正ということですが、今御説明もありました

ように社会教育法にとらわれない名寄市民文化センターの貸し館を柔軟に行うというふうにあるのですが、例えばこの使用の許可、また使用の不許可、ここでは法の第23条の規定に該当すること、これは社会教育法第23条のことだというふうに思います。これに該当することというふうに書かれていて、それが社会教育法にとらわれない法の運営というふうになると、ちょっとどういうことを言われているのか理解できないでおります、私。市民の皆さん方にとっても使いやすいということは、使いやすくしていただくというのは歓迎されるものだとは思いますが、内容について何かよくわかりやすいような、そういう説明をしていただきたいというふうに思うのですが。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 今御質問をいただきましたけれども、名寄市民文化センターですね、西館、東館、EN-RAYホールができて、新しく西館がオープンしましたけれども、もともと市民文化センター、あの建物については名寄市民文化センター条例という条例の中で貸し館をできることになっております。その条例とあわせて名寄市公民館条例で二重で管理しているというようなことでお考えをいただければと思います。公民館条例の中では、施設を住民の集会、その他の公共的利用に供することができるということで、社会教育法第22条の中で公民館法の中でも貸し館等をできることになっているのですけれども、公民館法を用いますと、今EN-RAYホールができて、全道大会、全道規模の大会等が多くやられるようなことになってきているのですけれども、例えばそこで物販をしたいと。名寄の特産品をぜひ全道の皆さんにお知らせしたいというような形で物販等をしたいということになると、公民館法の中で営利を目的とした物販等ができないという縛りがございますので、あくまでもそういう縛りを今回公民館法のほうを一部改正をさせていただいて、縛りをなくすることによってあくまでも市民

文化センター、東館、西館の貸し館業については市民文化センター条例を用いて行うように公民館法を一部改正をさせていただいて、市民の方々がより多く使いやすく借りることができるように改正をするということを目的に今回一部改正をさせていただいているところでございます。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 先ほども言いましたけれども、使用の不許可のところでは第7条の1項に社会教育法の第23条の規定に該当するとき、この第23条のところでは専ら営利を目的として事業を行いというふうに書かれていて、今おっしゃったのは専らでないからいいというふうに理解しているのかどうか。非常に理解しづらいなというふうに思うのですが。済みません、何か。もう一度御説明をお願いします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 社会教育法第23条では専ら営利をとということで、先ほど私もちょっと説明が足りなかったのかもしれませんが、公民館の事業の中で、社会教育法第22条で公民館でやる事業というのが定められていまして、6項目ございますけれども、その一つの項目に貸し館といましようか、ができることになっておりますけれども、そこを改正させていただいて、行うことができるというような形にさせていただいて、公民館法で貸し館をする、しないという縛りを外すということで、そうすると社会教育法の23条の専ら営利を目的としたものというような、先ほど言ったとおり、名寄市の特産品等を販売するというようなことも今後できるようにしたいということで改正をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 目的の趣旨は理解をするところでありましてけれども、やはりこの社会教育法見させていただく中では、この22条、6項目でも定期的にとというようなことはあってはなら

ないともろもろ書かれているのですが、こういったことが利用したいと思っている皆さん方にすぐに伝わるかどうかというのが私だけがわからないのかどうかかわからないのですが、非常に複雑かなというふうに思います。ぜひわかりやすいような利用者の皆さん方に御説明をいただくことを求めて、終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第10 議案第7号 指定管理者の指定について(名寄市北国雪国ふるさと交流館)、議案第8号 指定管理者の指定について(駅前交流プラザ「よろーな」)、議案第9号 指定管理者の指定について(名寄市風連米乾燥調製施設)、議案第10号 指定管理者の指定について(名寄市牧場)、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第7号から議案第10号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第7号及び議案第8号の名寄市北国雪国ふ

るさと交流館、駅前交流プラザ「よろーな」2施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第9号及び議案第10号の名寄市風連米乾燥調製施設、名寄市牧場2施設につきましては同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設でございます。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、議案第7号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) 今回3件の指定管理が示されたところでありますけれども、今公社問題もある中で指定管理ということに対するいろいろな市民の皆さんの関心も高い中であります。総務省のほうからも、今自治体のこの指定管理制度利用状況を見ると、昨年度この指定管理についての全国調査も行っています、総務省で。その中で利用状況を見ると、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあると総務省自身が行われているところでもあります。また、制度の運用、また再点検も必要かというようなことも示されているところでもあります。今後やはりこの3者に対しても必要な点検、支援等も含めて今回のことを踏まえながら進めていただくことが必要かというふうに思いますが、この点についてお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 指定管理者制度そのものについては、議員おっしゃるとおり、総務省のほうからもコメントが出ております。指定管理者

制度のそもそもの導入のところをさかのぼって考えますと、やはり専門性を持っている方ならではの部分を発揮していただく、これが一番大事だということで、総務省のコメントを読みますと、ややもすれば丸投げみたいな形になっているのではないかという危惧は多少あるところであります。この間のさまざまな出来事も踏まえまして、選定委員会の中でももう少し専門的な知識を持ったほうからの議論も必要でないかという御意見もいただいております。改めて時期を踏まえながら指定管理に沿った形になっているか、お金の使い方はどうなのか、ポイント、ポイントでこれは検証しながら、また次の作業もありますので、それはやっていかなければならない問題だと思っておりますので、改めて担当課のほうと進め方についてさまざまな研究させていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第11 議案第11号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第11号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれに1,214万2,000円を減額し、予算総額を209億813万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容を歳出から申し上げます。2款総務費におきまして風連庁舎維持管理事業費283万円の追加は、非常時の停電に備え、風連庁舎執務室などに停電用電源配線工事を実施をしようとするものでございまして、財源には北海道市町村振興協会からの特別支援事業交付金を活用しようとするものでございます。

3款民生費におきまして医療介護連携情報共有ICT事業費1,573万5,000円の減額は、本事業に欠かすことのできない名寄市立総合病院のポラリスネットワークを先行して改修をし、その改修後に改めて本事業を実施すべきとの判断により事業費の全額を減額しようとするものでございます。財源につきましても、国庫支出金にて減額の予算を計上しております。

4款衛生費におきまして子育て世代包括支援センター事業費186万4,000円の追加は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図る子育て世代包括支援センター事業の準備経費について追加しようとするものでございまして、財源につきましても、国及び道支出金に予算を計上してございます。

7款商工費におきまして王子マテリア名寄工場生産品集約に関する緊急対策事業費45万円の追加は、名寄工場の生産品集約の撤回要請などに係る旅費について補正しようとするものでございます。

10款教育費におきまして冬季スポーツ拠点化事業費1,298万円の減額は、地方創生推進交付金の採択状況を踏まえ、各事業における負担金の

減額または追加をしようとするものでございまして、本事業の財源である地方創生推進交付金につきましても減額の予算を計上しております。

次に、歳入につきまして申し上げます。19款寄附金34万2,000円の追加は、既に予算化したものを除き、いただいた寄附金について予算を計上しようとするものでございます。

また、このほかに各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を図ったほか、収支の調整については前年度繰越金にて調整しようとするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託料ほか19件を追加しようとするものでございます。

次に、第3表、地方債補正では、ピヤシリスキー場整備事業ほか2件について限度額の変更をしようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第12 議案第12号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補

正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第12号 令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ424万円を追加をし、予算総額を2億1,002万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款医業費におきまして、予防接種ワクチン及び高額薬剤の増加により424万円追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入におきまして外来収入で74万円、その他診療収入で350万円それぞれ追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) 1点確認をさせていただきたいと思っております。

医療費、ワクチンなどの材料費のことなのですが、今インフルエンザも例年よりかなり早い時期から始まっている。そして、ワクチンも不足ぎみというようなことも言われているところです。それと、あと名寄では水ぼうそうも非常に流行がしているということで、このワクチンがこういった対応を今準備されているのかについてお聞きをしたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 私のほうから直診勘定の部分でのお答えとなりますけれども、今回の補正につきまして、ことしからロタウイルスのワクチンの接種が診療所のほうでもできるようにな

ったということで、それに関連しまして、同日にあわせてほかの公的な予防接種もできるということで、件数が急にふえた状況となっております。また、インフルエンザ等、先ほどおっしゃられていましたワクチン等につきましては、これまでと同様に件数などを踏まえた上で購入するような形となりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 今いろいろなことが、予期しないようなことがあるかなというふうに思うのですか、インフルエンザもそうですし、今言った水ぼうそうも非常にふえているということですので、徹底した対策、準備をしていただくことを強く求めて、終わります。

○議長(東 千春議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第13 議案第13号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第13号 令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提

案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、予算総額を26億7,265万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきまして保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費におきましてはそれぞれ歳出予算の調整を行い、6款諸支出金では所得更正等による平成30年度分介護保険料の還付金について21万9,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。9款繰越金におきまして21万9,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第14 議案第14号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第14号 令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、損害賠償額の決定について専決処分を行ったことに伴い歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算総額を11億5,043万8,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款下水道事業費におきまして、賠償金を6万円追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。5款諸収入におきまして6万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料を追加し、限度額を2,123万9,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第15 議案第15号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第15号 令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもので、個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料を追加をし、限度額を3,070万2,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第16 議案第16号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第16号 令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに1,199万1,000円を追加をし、予算総額を4億870万

円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして保険料増収の見込み及び事務費負担金の額の確定により、総額1,199万1,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款後期高齢者医療保険料におきまして保険料増収の見込みから、1,350万2,000円を追加しようとするものでございます。

また、事務費負担金の確定に伴い、2款繰入金では151万1,000円を減額しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第17 議案第17号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第17号 令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案

の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うもので、大学学校用務・大学公園管理業務委託料の限度額を750万円に、大学学生寮管理業務委託料の限度額を330万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第18 議案第18号 名寄市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 議案第18号 名寄市議会基本条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、本市議会におきましては名寄市議会基本条例において規定を定めているところであります。これまで第14条において名寄市の将来を大きく決定する計画として総合計画の基本構想及び基本計画、定住自立圏形成協定の締結及び変更または廃止を求

める旨の通知等の2件を議決事件として定めておりましたが、改選後の議会運営委員会におきまして議論を進めてきた結果、新たに名寄市都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画の2件を追加することとなったため、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第19 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第20号

名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第21号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第22号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第19号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第20号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、

議案第21号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第22号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月7日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の給与及び議員、特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるために関係条例を改正しようとするものでございます。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定する際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされておりますが、平成26年5月1日に同審議会から出された答申により、期末手当の額の取り扱いについては、人事院勧告等により一般職員に改定があった場合にはその改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告に関して同審議会の各委員に確認をし、人事院勧告どおりに改定を行うべきとの意見を受けまして、今回の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、議案第19号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長(東 千春議員) 日程第20 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、本年9月2日午後3時45分ごろ、名寄市字徳田31番地4、住宅型有料老人ホームほしぞらの家におきまして健康福祉部所管の公用車が施設利用者を送り届けるために玄関先に車両を後退させた際、車両後部が屋根を支える柱に接触をし、破損したものでございます。過失割合は本市が100%であり、施設の修理代として11万5,236円を負担することで示談が成立し、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長(東 千春議員) 日程第21 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、本年7月31日午後2時ごろ、名寄下水終末処理場隣接地におきまして草刈り作業中の飛び石により、相手方住宅の窓ガラスを破損させ

たものでございます。過失割合は本市が100%であり、相手方住宅の窓ガラスの修理代といたしまして市が5万9,994円を負担をすることで示談が成立をし、和解をしたところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

ここで先ほど議決いたしました名寄市議会基本条例の一部改正により、新たに議決事件として名寄市都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画が追加されましたので、議会の運営について議会運営委員会で協議をお願いいたします。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで河合教育部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 貴重なお時間をいただき、申しわけございません。先ほど川村議員から名寄市公民館条例の一部改正について御質問をいただきましたけれども、その答弁の中で何度か公民館法という表現をしてしまいましたが、正しくは公民館条例の間違いですので、訂正し、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長(東 千春議員) 休憩中に市長より議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定め

ることについて、議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて、議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第7号)が提出されました。これについては、さきに行われた議会運営委員会にて日程に追加し、議題とすることと決定しています。

お諮りいたします。お手元に配付の追加日程第1号のとおり日程に追加をし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

議案第23号から議案第25号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(東 千春議員) 追加日程第1 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて、議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて及び議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、現在の名寄市都市計画マスタープランが計画目標をおおむね20年間として設定をし、10年が経過をした際には定時見直しを図ることとしていたことから、都市計画法第18条の2に基づき本計画を見直し、また都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画の策定が可能となったことから、改正都市再生特別措置法第81条の1に基づき本計画を策定しようとするものでございます。

本計画の策定に当たりましては、市民アンケートや市民シンポジウム、市民説明会の開催など市民の皆様の御意見を初め、有識者で構成をされる名寄市都市計画マスタープラン見直し及び名寄市

立地適正化計画策定委員会におきまして策定作業を進め、その後名寄市都市計画審議会で素案を審議をいただきました。本年9月30日に同審議会からいただいた答申をもとにパブリックコメントで意見を募集をしたほか、国や北海道との協議、調整を行い、本計画の最終案が整いましたので、名寄市議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) お諮りいたします。

議案第23号外1件については、質疑から採決までの議事を12月20日に延期したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号外1件については質疑から採決までの議事を12月20日に延期することに決定いたしました。

○議長(東 千春議員) 追加日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、株式会社名寄振興公社の経営安定化を図るため運営資金の不足、経営改善に伴う資金が必要なことから、歳入歳出それぞれ731万1,000円を追加をし、予算総額を209億1,544万5,000円にしようとするものでございます。

補正の理由を歳出から申し上げます。7款商工費におきまして名寄日進地区利用促進補助金150万円の追加は、日進地区の公共施設の利活用を図るために日進ピヤシリ線のバス料金無料化に係

る名寄振興公社負担分を本市が負担しようとするものでございます。

同じく7款商工費におきまして名寄温泉整備事業費4,518万9,000円の減額は、なよろ温泉サンプラーの管理運営を行う名寄振興公社が経営及び体制が整わないことから、本年度進めてきた研修施設改修実施設計について現況調査や測量など既に履行された分を除き、業務委託契約を解除することに伴う研修施設改修実施設計委託料を減額しようとするものでございます。同じく7款商工費におきまして名寄振興公社経営改善事業費5,100万円の追加は、名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会の外部委員の報償費100万円、名寄市振興公社経営改善に必要な資金として名寄振興公社経営改善補助金5,000万円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。20款繰入金におきまして財政調整基金繰入金731万1,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 千春議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会に付託をいたします。

ただいま付託いたしました議案第25号については、12月20日までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会に付託の上、12月20日までに審査を終了するように期限をつけることに

決定いたしました。

○議長(東 千春議員) お諮りいたします。

名寄市における喫緊の課題について、山崎真由美議員から緊急質問の申し出がありました。これについては、さきの議会運営委員会にて日程に追加し、発言を許すことと決定しています。

お手元に配付の追加日程第2号のとおり山崎真由美議員の緊急質問に同意し、日程に追加の上、直ちに発言を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

日程に追加し、発言を許すことにいたします。

○議長(東 千春議員) 山崎真由美議員。

○3番(山崎真由美議員) ただいま議長より発言のお許しをいただきました。正副議長を初め議会運営委員会委員の皆様へ緊急質問の機会を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。

その上で、1点質問させていただきます。先ほど市長の行政報告でも発言がありましたが、名寄市においてはここ半年間かつてない事案が立て続けに発生し、市民は大きな不安を抱えることとなりました。また、市内にとどまらず、全道、全国に深刻な行政不信を印象づける事態ともなっています。特に社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所における不正受給に対しての行政対応については、法令違反についてどのような理由があったにせよ許されざることであります。市長が法令違反を認めたこの責任は重大であります。誤った判断についての謝罪及びこの後の処分について先ほどの発言はありましたが、最も法令遵守が求められる行政内部においてなぜこのような判断をする事態が生じたのか、細部にわたる説明を求めます。

現在北海道及び上川総合振興局の指導のもと不正受給額返還に向けた監査が進んでいるとのことです。市役所内部の立て直しについては、どのよ

うに進んでいるのか。今日の問題について、市民からはさまざまな声が届いています。中には市役所内部の人事交流に端を発する緩い関係が慣例化しているとの怒りの声も届いています。経験値の高さに主眼を置き、成果を期待できるはずの人事派遣が信頼関係の名のもとにいつの間にか楽な関係へと変容してしまった。そのことに気づかないばかりか、気づいたとしても修正への発言がためられるような空気が流れていたということであれば、到底市民の期待に応えることはできません。二度とこのような事案が起きないように行政のトップとして再発防止策をどのように講じるのか。市民への信頼をどのように回復されようとしているのか。令和元年の師走を目前に一刻も早い信頼回復を強く望むものでありますことから、緊急の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 今山崎議員から緊急の質問がありましたけれども、答弁に入る前に、私の立場からも市民の皆様におわびを含めてお話をさせてもらうことをお許し願いたいというふうに思っております。

このたびの名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員、ケアマネージャー業務にかかわる市としての指導及び対応について、介護サービス利用者へのサービス提供の継続を優先することから、法令等に基づく対応をしなかったことにより、市民の皆様、特に介護サービス等を利用されております皆様に御不安と動揺を与え、さらには名寄市政への不信感、名寄市の不名誉な発信をしたことに対しまして担当部長といたしまして深くおわびを申し上げたいというふうに思います。今後このようなことが起きないように理事者との協議を慎重に行うとともに、北海道を初め関係機関からの御助言をいただきながら、市民の皆様が住みなれたこの地域で末永く安心して暮らすことができる環境を整えていくとともに、市政へ

の信頼回復に向け、各種事業を取り組んでまいりますので、議員皆様におかれましても御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それで、今山崎議員からありました質問に対して答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず初めに、法令遵守に基づいた対応しなかったという点でありますけれども、昨年の6月の状況でありますけれども、名寄市の居宅支援事業所については6事業所ありまして、ケアマネージャーが16名という状況であります。その中で社協指定居宅介護支援事業所が6名在籍しておりまして、担当していましたが要介護認定者につきましては158人ですけれども、万が一法的対応によって取り消し等になった場合にこのサービス利用者がほかの事業所で対応できないという状況があったことから、速やかな改善を求め対応を図ったということでは、法令に基づいた対応を怠ったということでは事実であります。しかしながら、介護サービスを優先するというので、利用者が心身の機能を維持していくために必要な手段だというふうに考えておりましたが、議員から指摘ありましたとおり、法的な対応しなかったということについては十分反省をしているところであります。

次に、今の監査の状況ですけれども、11月8日の日に北海道から自治法に基づく技術的助言をいただきながら、当該事業所のほうに監査に入りました。その後関係資料の複写、出力を行いました。それが終わりました。現在当市において精査作業に入っているところになります。随時精査したものを道のほうにも郵送しながら、北海道においても同様に確認作業を行っている状況であります。

社協との関係ですけれども、当然地域福祉の向上を目指すためには両輪になって、やっぱり名寄市と社協がともに取り組みを進めることが重要なことだというふうに今考えております。御指摘にあったような社協に市から職員を派遣していると

か、そういった状況の中で、今回社協に対して緩やかな対応したのではないかと御指摘ありましたけれども、私はそういう対応はしてはいないというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、あくまでも介護サービス利用者の継続利用、そこを優先した形での対応ということで行ったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

信頼回復についてですけれども、当然これはすぐに回復されるものではないというふうに思っていますけれども、名寄市、私も含め各種事業をしっかりと市民の目線に立って、市民の要望等も伝えながら、先ほど申し上げました市民の皆さんがこの地域で安心して暮らしていける、そうした環境をつくっていく、そのことが信頼回復につながっていくというふうに考えておりますので、今後においても部内においてもしっかりと職員に対してもそういったことを説明をしながら、そういった意識を持って業務に当たるように対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 改めて私からもおわびを申し上げますが、今小川部長からもお話がございました今回の当該居宅介護支援事業所の不正事案に対しての監査が不行き届きだったという件でありまして、部長からもお話があったとおり、現場としては現場の混乱を最小限に防ぐということを目途というか、それによりまして速やかな指導ということ、その対応を私も了としたわけでありまして、改めて法令をしっかりと守っていく、そのことを指導、監督しなければならない立場であるわけでありまして、こうした判断をしてしまったことはひとえに私の認識不足というか、でございます。改めておわびを申し上げたいと思います。

先ほどもお話をしたとおり、このことを含めて今現在北海道の御協力もいただきながら、しっかりと今監査をしているところでありますけれども、

できるだけ早い段階でこの結果を明らかにさせていただいて、しっかりと、法令にのっとった対応をしていくことと同時に、こうした事案に至ったみずからの責任の所在も議会最終までには明らかにしていきたいというふうに考えております。それぞれ今大変な事案が起きている中で、一つ一つしっかりと前向きに市民の皆さんとともに全力でこの問題、それぞれの問題にこのことも含めて対応していくことで市民の皆さんの信頼を回復していくということに尽きると思っております。よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 御答弁を聞かせていただきました。介護サービスを優先するということが緩い関係から招いたことではないということについては、その言葉をそのまま信じたいというふうには思いますし、現場の混乱を招かないことを最優先に考えたということも言葉としては何度も伺っているところではありますけれども、やはり今現在これだけ大きな混乱を招いている、この事実については紛れもない事実でありまして、大変残念としか言いようがないばかりか、この後の対応がよほど大きな対応でなければ信頼回復に届かないのではないかと不安を持っているところであります。

本日の発言につきましては、山崎個人の発言ではなく、多くの市民からこのことについての声を届けてほしいということがありましたし、私の所属する市民ネットの会派の意向ということも私の中では踏まえさせていただいております。その上で、これから対応していただきます監査については肅々と進めていただけると信じておりますが、名寄市役所の内部の状況について一体市長のところにどのような報告や連絡や相談があって、この事態になったのか、そこについては先ほどから御説明はいただいているということでしょうけれども、この後庁内会議ですとかそれぞれの担当部署の具体的などころについて再構築というところが

どのような形で進められていくのか。信頼回復に努力しますという言葉は、もちろんそのまま受けとめさせていただきます。しかし、見えてこないものについての不安は拭い去ることができません。これは、介護サービスを受けておられる高齢者の方たち、声を上げることがなかなかできない方たちの悲痛な叫びでもあります。このことについては、詳細について再度御答弁を求めたいと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 対応につきましては、先ほどからお話をしており、今現在北海道に御助言をいただきながら法令に基づく監査をしっかりと行っておりまして、粛々と法令に基づいた調査、監査をさせていただきたいと思っております。できるだけ早い段階でその結果についても御報告をさせていただきます。この事案が起きて2日後か3日後かでしたか、庁舎の職員を全員集合させまして、私のほうから今回の問題に対して私の法令の認識の甘さに対してこういった事態が起きたということに対しての、そのことについて謝罪もしながら、しかしこうした事案が起きたということは、それぞれやはり特にいろんなことが積み重なってきたことが報告が逐次出されていなかった。特に都合の悪いというか、そうした問題の芽が起きやすいものに対してひょっとしたら報告を怠ってきた可能性があるのではないかという指摘もさせていただいたところであります。できるだけ、当たり前のことですけれども、仕事を行うに当たって組織の報告、連絡、相談というのを改めて徹底をさせていただき、特に何かちょっとイレギュラーな事案がある場合に関しては速やかにできるだけその直属の上司に相談をし、そして私にも積極的にそうした悪いことを報告するようというのを改めて徹底をさせていただいたところであります。加えて、このことによっていろんな形で外部から市に対してのいろんな不信感等もいただいているのも事実であります。一方でこうした今

たくさんいろんな事案が起きているからこそ今頑張らなければならないときだというふうにお話をさせていただいたところであります。どういふふうに変ったかというのは、それは一つ一つのやはりこれからの仕事を見ていただくしか市民の皆さんには発信できないというふうにも思っています。これからそれぞれの一つ一つの業務に対して誠心誠意市民の目線に立って、市民の皆さんと一緒に考えて、行動していくということのを改めて徹底をさせていただき、そのことをぜひ結果を見ていただくということに尽きるのではないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) ただいまの市長の御発言をしっかりと受けとめさせていただきたいと思っておりますが、やはり逐一市民に見える形で情報を提供していただきたい。そして、市民が安心できるこの名寄市、新しく進んでいく都市に向けてとにかく一刻も早い対応について市民みんなが望んでいるということについて強く申し上げて、緊急質問を閉じさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で緊急質問を終結いたします。

○議長(東 千春議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日11月27日から12月16日までの20日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東 千春議員) 異議なしと認めます。

よって、明日11月27日から12月16日までの20日間を休会とすることに決定しました。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 橋 伸 典

署名議員 山 田 典 幸

令和元年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年12月17日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 学 長 渡 辺 博 史 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長(東 千春議員) ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(東 千春議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高野 美枝子 議員

16番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長(東 千春議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について外1件を、東川孝義議員。

○15番(東川孝義議員) おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいります。

大項目の1番目、王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について伺います。王子マテリア名寄工場は、前身の天塩川製紙として1960年、昭和35年に設立されて以降1979年、昭和54年には当時紋別市に工場のあった北見パルプ株式会社と合併し、社名を北陽製紙株式会社と改め、昭和58年には紋別工場を閉鎖し、マシン1台を名寄工場に移設して、3台マシン体制で操業を続けておりました。2001年、平成13年5月には王子製紙、高崎製紙、中央板紙、北陽製紙の営業部門が統合し、板紙共同販売会社として王子板紙株式会社が設立され、翌年の平成14年10月には王子製紙紙製造部門と高崎製紙、中央板紙、北陽製紙が合併し、王子板紙株式会社として板紙の生産、販売を一元化する取り組みが進められてきました。また、2012年、平成24年10月には王子製紙より白板紙販売、包装用紙、製造販売事業を受け入れ、社名を王子マテリ

ア株式会社に変更し、現在に至っております。王子マテリア株式会社の工場は、北は北海道の名寄工場から南は九州の佐賀工場まで全国12地区の拠点を生産された原紙を国内5つの営業所で販売をされております。このように王子マテリア株式会社名寄工場は、板紙業界の厳しい環境の中で幾度かの合併、統合を繰り返しながら現在に至っております。

そこで、小項目の1番目、生産品集約の発表を受けてからの対応について伺います。去る10月4日、王子マテリア株式会社本社の小関社長が名寄庁舎を訪問され、段ボール原紙と特殊板紙の生産を行っている王子マテリア名寄工場の製造設備の停機及び王子製紙株式会社苫小牧工場への移設決定の通知がされました。具体的には特殊ライナー、特殊板紙製造の2号マシンは2021年9月操業停止、苫小牧工場へ移設し、2022年4月稼働、中芯専抄の3号マシンは2021年12月に停機し、苫小牧工場で転換されるマシンで生産するとの内容でありました。この発表を受け、名寄工場で働く従業員はもとより、関連する企業の方並びに名寄市内でも寝耳に水とのことで驚きの声が上がリ、私もOBの一人として大きな衝撃を受けました。この発表を受けてから名寄市及び関連する組織を含めての対応について改めて伺います。

次に、小項目の2番目、製紙業界の現状と動向について伺います。製紙業界の紙製品は、大きく2種類に分けられます。紙と板紙を区別する基準としては、軽くて薄く、柔軟性のあるものが紙、厚くて重く、腰が強いほうが板紙と言われております。紙は、大きく分けると新聞巻き取り紙、印刷情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙の5項目に分けられます。板紙は、段ボール原紙、敷き用原紙、建材原資、紙管原紙、ワンプ原紙、その他板紙と表現をされております。名寄工場の生産集約について、改めて製紙業界の現状と今後の動向について確認をする必要があると思っております。製紙

業界の過去の業界規模を見ると、2007年から若干の減少に転じ、2009年から2012年は横ばいで推移、2017年には若干の増加に転じています。製紙業界の動向を見ると、デジタル化の影響で新聞や雑誌、書籍が低迷し、用紙、いわゆる紙の需要が低迷しております。一方、近年はインターネット通販の拡大に伴い、名寄工場生産をしている段ボールの需要は急増、今後もネット通販の拡大は見込まれ、段ボール材料となる板紙の需要は堅調に推移するとの見通しであります。紙の国内需要見通しですが、新聞用紙は2018年度から2023年度の5年間で約30万トンの減少、印刷情報用紙は170万トンとそれぞれ年率5%の需要減が見込まれております。国内での需要が頭打ち、もしくは減少している製紙業界の動向について行政としてどのように理解をされているのか伺います。

次に、小項目の3番目、今後の対応について伺います。生産集約の発表を受けて以降現在対応されていることは非常に重要な取り組みであると認識しております。しかし、企業の施策変更は厳しいとの見方も必要であると考えます。そこで、広大な敷地及び倉庫などの利活用について現状での考え方を伺います。

次に、大項目の2番目、スポーツ交流イノベーション事業推進に向けて伺います。小項目の1番目、組織体制について伺います。市民の健康づくりと地域活性化に向けて、地域資源を活用したスポーツ交流イノベーションプロジェクト事業がことしの8月に採択をされております。具体的な事業の概要と事業推進に向けてことし3月に発足したNスポーツコミッションとの関連及び地域の団体を含めたメンバー構成はどのように構築をされているのか伺います。

次に、小項目の2番目、事業期間の主な取り組みについて伺います。事業期間は、ことしの9月から2022年3月までの3カ年と認識しております。具体的な事業推進に向けて総合計画第2

次の重点プロジェクト事業の一つである冬季スポーツ拠点化事業との位置づけ並びにまち・ひと・しごと総合戦略プロジェクトの関連も含めて伺います。

次に、小項目の3番目、事業にかかわる庁内、庁外との横断連携について伺います。事業目的が地域資源を活用したスポーツ交流イノベーションプロジェクトであると認識しております。今年度の継続事業である冬季スポーツ拠点化事業では、名寄の自然環境、競技施設、人材といった地域資源を組み合わせ、スポーツを通じた人を育て、人が集まるまちづくりを進めるためにNスポーツコミッションにかかわる経費、具体的な事業にかかわる費用が計上されております。市民を対象とした健康づくりを初め地域経済活性化、そしてスポーツ合宿、スポーツツーリズムなどではなよろ健康の森、ピヤシリスキー場などの施設を活用しながら、交流人口、関係人口の拡大を進めていくとされております。具体的推進に向けて庁内各部門との連携及び庁外における各団体との横断的な連携をどのように進めていくのか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) おはようございます。東川議員からは大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1、3及び大項目2は私から、大項目1の小項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、王子マテリア名寄工場生産品集約に関する対応について、小項目1、生産品集約の発表を受けてからの対応について申し上げます。議員お話しのとおり、事前説明もないまま、10月4日に王子マテリア、小関社長が来庁され、名寄工場生産品集約の通告を受けました。同日午後にはプレスリリースも行われ、地域に甚大な影響を与える事案であることから、市長は北海道経済産業局及び北海道経済部へ緊急訪問し、経済産業局

からは速やかに道と連携し、再考、撤回の要請を、北海道からは道庁経済部産業振興課及び上川総合振興局産業振興部商工労働観光課が連携、協力する旨の助言をいただきました。10月9日には市長、商工会議所会頭、道庁産業振興局長、上川総合振興局長による王子マテリア株式会社への緊急要請を行いました。10月15日には、市民の皆様へ向けて記者会見を開き、市長メッセージを発信させていただきました。同日、生産品集約の再考を求めるとともに、風評による名寄市経済及び市民生活への影響を最小限にとどめることを目的とし、王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する名寄市緊急対策本部を設置したところです。10月31日には緊急アンケートにより調査し、積み上げた影響額なども示した再考を求める要望書を作成し、緊急対策本部による王子マテリア株式会社への再要請を行ってきております。11月7日には緊急対策本部を開催し、今後の活動方針について議論され、署名活動を展開、年内に署名を携え、王子ホールディングスへの要請活動を目指すことが確認されました。この方針を受けて署名活動の準備を進め、協賛団体は35にも上り、11月18日から12月9日までの期間取り組んできたところですが、この間11月30日には議員の皆様方の最大限の御協力もいただきながら署名活動を実施してきております。今月25日には王子ホールディングスへ署名を携え、緊急対策本部として要請活動を行うことになっております。今後も引き続き緊急対策本部を中心に影響を最小限にとどめることができるよう活動してまいります。

次に、小項目3、今後の対応について申し上げます。現在緊急対策本部を中心とする一連の取り組みでは、撤回要請を行い、影響を最小限にとどめることを目的に活動してまいります。御指摘のとおり、企業の機関決定事項の変更は難しいかもしれませんが、まずは協議のテーブルに着いていた

だところから始めなければなりません。今後そういう場面をつくっていきけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、大項目2、スポーツ交流イノベーション事業推進に向けて、小項目1、組織体制について申し上げます。本年8月に国に採択された地域資源を活用したスポーツ交流イノベーションプロジェクトは、2019年第2回目の地方創生交付金事業として令和元年度から令和3年度までの3年間交付金対象事業経費の総額が2,030万円、うち予定している交付金総額が1,050万円とする計画となっています。プロジェクトの主な内容ですが、スポーツで稼ぐ力をキーワードに4つの事業を実施していきます。1つ目は、本市が交流を推進している台湾などをターゲットとしたサイクリング事業に取り組み、新たな交流の拡大を目指すとともに、本市を含む道北エリアの魅力を発信するスポーツツーリズムの商品開発に取り組んでいます。また、ピヤシリ山や九度山周辺エリアをモデルとしたバックカントリースキーによるインバウンド事業の可能性も探っており、ウインタースポーツとパウダースノーで名寄のブランディングが図れる商品開発も進めていきます。2つ目は、スポーツと食をテーマにモチ米などの農産品を使ったスポーツヘルシーフードの商品開発に取り組めます。3つ目は、農業分野の労働力不足とこの地域を訪れ、ウインタースポーツを楽しむ愛好家とのスポーツ移住のマッチングを検討しており、本市が抱えている社会課題の解決にも取り組んでまいります。4つ目の事業は、スポーツによる健康づくりと中心市街地の活性化をテーマにした街なか活性化事業に取り組み、スポーツを通じたコミュニティの形成を目指しており、今後スポーツ交流イノベーションプロジェクトが幅広く市民に還元される取り組みになるよう努めてまいります。

次に、本年3月に設立したNスポーツコミッションと本プロジェクトとの関連ですけれども、市

内の金融機関、企業、大学、観光協会、行政など18団体、28名で構成されたコミッションが事業の実施主体となります。コミッションは、現在青少年教育・人材育成部会、市民健康増進・いきがい・福祉振興部会、さらには地域経済活性化部会の3つの部会に分かれており、プロジェクトの4つの事業をそれぞれが担当して実施していきます。

次に、小項目2、事業期間の主な取り組みについて申し上げます。冬季スポーツ拠点化事業は、人口減少対策の一環として平成28年度から平成30年度まで総合戦略の位置づけで事業を進めてきました。また、平成29年度から10年間の計画で進められている第2次総合計画中期基本計画では、総合計画の重点プロジェクトとして位置づけており、本市の自然や施設の強みなどを生かして、冬季スポーツ合宿、大会の誘致やジュニア選手の育成を中心に事業を推進し、スポーツによる地域づくりに取り組んできているところです。地域資源を活用したスポーツ交流イノベーションプロジェクトについては、総合戦略の位置づけで、先ほども答弁したとおり、令和元年度から令和3年度までの3年間で事業を実施していきます。本プロジェクトについては、さきの総合戦略事業の冬季スポーツ拠点化事業における取り組みの中で浮上した課題をもとに事業設計をしており、特にスポーツで稼ぐ力をキーワードに交流人口、関係人口の拡大を図りながら、地域経済に寄与する取り組みを推進していきたいと考えています。

次に、小項目3、事業にかかわる庁内外との横断的連携について申し上げます。事業の具体的な連携ですが、Nスポーツコミッションそのものが多種多様な18団体で構成されていることから、横断的な連携につながるものと考えています。青少年教育・人材育成部会ではジュニア育成に関する事業に取り組んでいますが、名寄市体育協会や風連スポーツクラブ、名寄青年会議所の皆さんが中心となって事業を組み立てています。市民健康

増進・いきがい・福祉振興部会では、名寄市立大学や陽だまりの会、道北健幸人会などが中心となって、親子参加型のスポーツイベントの実施やスポーツによる健康づくり、さらにはパラスポーツの普及にも取り組んでいます。地域経済活性化部会では、風連商工会、名寄商工会議所青年部、ふうれん特産館、JA道北なよろ、なよろ観光まちづくり協会が中心となってスポーツフード開発やスポーツツーリズムに取り組んでおり、スキー場やジャンプ台の新たな活用も検討しています。庁内においても、スポーツによる健康づくりでは健康福祉部とスポーツによる経済活性化事業や移住事業について産業振興課や総合政策部の移住担当と連携を図りながら事業を実施していますが、ピヤシリスキー場を含む日進ヘルシーゾーンのスポーツ施設は総合計画の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化事業の推進には欠かせない施設でありますので、庁内外の連携を図りながら将来に向けて市民の皆さんに喜んでもらえる事業を展開していきたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 私から大項目1、王子マテリア名寄工場生産品集約に関する対応についての小項目2、製紙業界の現状と動向について申し上げます。

日本製紙連合会が本年1月に公表した紙、板紙の内需に関する報告書によりますと、議員御指摘のとおり、紙、板紙の合計で2000年をピークに2007年から減少傾向に転じ、リーマンショック後の2009年に大きく減少して以降減少基調は続いております。その内訳として、まず紙に分類される新聞、印刷情報用紙などから成るグラフィック用紙はデジタル化の影響で情報収集手段の多様化に伴い若年層を中心に新聞離れが進んでいることなどから、2006年をピークに減少を続けております。同じく紙に分類されるトイレットペーパーなどの衛生用紙は、人口減少などの構

造的マイナス要因はあるものの、生活必需品としての需要やインバウンド需要などにより底がたく増加基調で推移しております。王子マテリア名寄工場で生産されている段ボール原紙などから成る板紙につきましては、需要の4割を占める飲料など加工食品包装向けのほか、通販、宅配分野を中心に堅調に推移しております。紙、板紙の今後の見通しにつきましては、景気が緩やかな回復基調にあり、インバウンド効果の継続などプラス要因がある一方で、人口減少や電子化の影響、包装の合理化など構造的なマイナス要因がある中で、衛生用紙はプラスが期待され、通販、宅配分野については引き続き拡大するものの、電子化やペーパーレス化などによるグラフィック用紙の減少継続や簡易包装化の進展により伸びの鈍化が予想され、紙、板紙の内需合計では減少基調に変化はないとされているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ答弁をいただきました。改めて再度質問させていただきたいと思っております。

1点目の王子マテリア名寄工場生産品集約に関する対応についてということで答弁をいただきました。それぞれ今進めているこれまでの経過等については、お話をいただいた形の中で理解をさせていただきます。

それで、署名活動ですけれども、協賛団体が35というふうなことで、参加団体、名寄市内あるいは名寄市外の団体も参加をしているというふうな認識をしております。目標が1万人というふうなことで、先日の経済建設常任委員会で一定程度の数字の部分報告をされて、2万5,825筆というふうなことでお聞きをしておりますけれども、実際にそれ以降ふえているのか、あるいはその内訳が名寄市内、名寄市外というふうな集約経過がもしわかればその内容についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 署名の数の御確認ということですのでけれども、常任委員会で報告をさせていただいた後、やはり日々寄せられておまして、王子ホールディングスへ携えていく署名を昨日まとめましたけれども、合計筆数が2万7,161筆という形でまた若干ふえた状態で、皆さんの署名を携えて訪問したいというふうに考えております。

それから、市内外といった部分ではっきりした、きちっとした数というのはなかなか厳しいところもあるのですが、それぞれの団体から報告いただいた数の種類でいいますと、名寄市外の団体から寄せられた筆数でいうと5,646筆が名寄市外の団体から寄せられた署名数となっております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 目標1万筆ということで、先日12日以降4日間でまたさらに1,800ぐらいふえているというふうなことで、最終的には2万7,161筆、特に名寄市外がこの中で5,646、正式な分析は別としてもというふうな御答弁ございました。特に王子マテリア名寄工場に関しては、紋別あるいは留萌、ここについては輸入石炭の値上げというふうなことで、夏場は紋別、冬場は留萌というふうな形の中で、あるいは隣町の士別、ここは運送業だとか鉄鋼業だとかいうふうな部分で、こちらの関係からの署名が多いのかなというふうに思っております。実際これだけ地域を含めて市内、恐らくトータルすると名寄市の人口ぐらいの署名というのはこの名寄工場の生産品集約に対する影響が非常に甚大だというふうなことで関心の高さ、あるいは今後の危機感、不安感というものがこの署名の数にあらわれているのかなというふうに感じております。実は、この署名活動の期間に工場で働く従業員の方の数名から自分たちはこの提案を受けて厳しい現実を直視し

ながらも、この活動については勇気づけられる、あるいは励まされるというふうなお言葉を聞いておりますので、25日にホールディング訪問の際にはぜひそのこともお伝えをいただきたいというふうに思っております。

先ほど、次に製紙業界の現状ということで御答弁をいただきました。製紙連合会、内需の動向というようなことも含めて御説明をいただいたところであります。改めてもう少し私のほうで内容について生産という視点の中でお話をちょっとさせていただきたいというふうに思っております。先ほどお話をさせていただいたように、新聞用紙、ここは2018年から2023年度の5年間で約60万トンの生産量が減少するというお話をさせていただきました。もうちょっとさかのぼると、新聞用紙の生産数量、2007年が3,800トン、2018年が2,613万トン、この11年間で1,187万トン減少している状況にあります。特に2013年は3,247万トンの生産数量であったのですが、2018年は2,613万トンとこの5年間で420万トンの減少と。年間平均84万トン生産が減少しているというふうな状況にあります。これらの背景によりまして、王子ホールディングスだけでなく、日本製紙グループでも相次いで新聞マシンを停止を、あるいは印刷マシンも停機をしているという内容の発表がされております。日本製紙グループでは、2018年5月8日に用紙事業における生産体制の再編成について発表が行われております。そのうち道内工場では、釧路工場がことしの7月に年間14万3,000トンの新聞マシンを停機をしております。また、北海道工場勇払事業所、年間11万6,000トンの新聞マシンに加えて、上質紙、敷き及び工程紙など4台のマシンで全体で25万3,000トンの生産をことしの12月20日から順次停機をして、来年1月末には全ての機械を完全に停止するとされております。日本製紙北海道工場勇払工場の従業員の数は240人、協力会社の人員は2

60人で、全体で500名近くなります。勇払地区の人口、住人ですけれども、約2,000人と聞いております。勇払事業所で働いている方が従業員、協力会社で500人でありますので、家族を含めると最低でも1,000人以上となり、勇払地区へ与える影響、これははかり知れないものがあるのかなというふうに思います。一方、王子ホールディングスも王子製紙苫小牧工場の新聞用紙、年間20万トンの生産マシンを2020年度上期停止、富岡工場の印刷情報用紙13万トンの生産マシンを2019年度末に停止、王子エフテックス江別工場の印刷情報用紙、年間4万5,000トンの生産マシン、特殊紙、年間1万5,000トンのマシン2台を2020年度上期に停止をすることしの5月22日に発表されております。このように新聞用紙並びに情報用紙の国内需要の構造的な変化に対応した施策が進められている現状も改めて認識をする必要があるのかなというふうに思っております。

一方、王子マテリア名寄工場で生産をされている板紙の需要は、先ほどもお話しさせていただいたように、インターネット通販の拡大が見込まれ、段ボール材料となる板紙の需要は堅調に推移するとの見方であります。王子マテリア名寄工場で生産をされております国内で原紙から段ボールを加工、生産している全国ベースでは、2011年比較、2018年は9.5%の伸び率となっております。地域別で見ると、2018年の実績では関東地区が圧倒的に多く、全体の43.4%で、2011年比較では1.1%の伸びとなっています。一方、北海道内ですけれども、2011年が全国シェアの3.2%、あくまでも段ボールです。2018年には2.9%まで落ち込んでおり、2019年の見込みでは2.8%まで減少するというふうに見込まれております。全国ベースの段ボールの生産量が2011年から7年間で9.5%増加をしておりますが、道内に限って見ると減少傾向になっているというのが実情であります。なぜこのような現象

になっているのか主要用途別に分析をしてみました。先ほど答弁でもありましたように、段ボール加工されたシートで一番多く使われているのは飲料を含む加工食品であります。全国ベースで全体の40.9%、これは2011年度が40.8%で、ほぼ変わっておりません。次に多いのが青果物です。2018年が全体の10.3%で、2011年が10.1%、若干の微増となっております。北海道ですけれども、北海道は農産物を含めて青果物の生産量自体は減少はしておりません。ただし、輸送形態が以前は段ボールケースで輸送されていたものを折り畳み式コンテナ輸送に変わったことによって、実際には商品に近い場所で箱詰めされている状況に変わってきております。一方、通販、宅配便の需要、これは全国ベースで見ると2011年が全体の3.5%だったのが2018年は5.4%と着実に伸びてきております。

なぜこのようなお話をさせていただくのかというと、王子マテリア名寄工場で生産する段ボール原紙の道内需要が減少しているという背景、それと全体的には伸びているという中で王子マテリア名寄工場ではほぼ3号マシンの段原紙はフル生産に近い操業を行っております。しかし、道内での需要が減少しているということは、全体の不足分を、できた製品を道外にどんどん持って行ってという今実態にあるというふうな状況にあります。道内で使われないで、道外に持っていくということになればコストも当然上がってきますし、収益についても厳しくなってくるのかなと。やはりこの辺の現状についても一方では理解をする必要があるのかなというふうに思います。

製紙業界の動向と、それから王子マテリア名寄工場の現状ということで改めてお話をさせていただきました。これについて改めて答弁を求めつつもありません。現状の理解を深めていただければなというふうに思います。

王子マテリアに関して、今後の対応を含めて全体を通して加藤市長にお伺いをしたいというふう

に思います。先ほど今後の対応ということで跡地を含めての質問の中で協議のテーブルに着いてもらうということが大切であるというふうなお話をいただきました。25日には2万7,161筆の署名を持って王子ホールディングスを訪問されて、地域の実情をしっかりと訴えてこられるというふうに思っております。しかし、一方2度にわたる再考、撤回要請の中では王子ホールディングスとして機関決定事項とのことで過度の期待を持たせることは言えないとも説明もされておりますし、先ほどの答弁の中でもございました。現在王子マテリア名寄工場、北陽王子紙業、北陽紙工で働いている従業員は200名を超えます。名寄工場では、生産品集約の発表があつて以降従業員のアンケート調査、そして12月初旬には本社人事部より1回目の面接が行われたというふうに聞いております。これから転出先への具体的な協議が行われるのかなというふうにも思います。私も36年前に紋別工場より名寄へ転勤してきた一人として今後の対応については非常に心配をしております。ホールディング訪問の際は、現状の厳しさを訴えると同時に、今後の雇用確保に向けて、名寄工場の敷地は22万1,000平米、6万6,970坪、余りにも広大で、どれぐらいの大きさかなというふうにちょっと調べてみたら、東京ドーム約4.72倍というふうな広さであります。加えて、利用可能な大きな倉庫もあります。再考、撤回の要請を行いながら、この利活用の協議は難しい一面もありますけれども、並行した対応が必要なのかなというふうに思います。改めて現段階での加藤市長の考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東川議員から業界の分析等とそれを受けて今、今後どうしていくのかということで御質問がございました。業界の動きが大きく変化をしていて、大消費地立地、あるいは原料が大きく変わってきた中で大消費地に非常に遠

い、あるいは内陸である我々の立地が紙パルプ業としては非常に不利な状況に追い込まれているというのは十分承知をしているところであります。一方で、昭和35年に設立をされておりまして、地域の地場企業と言ってもいいのではないかと、いうふうに思うこの工場がやはりなくなってしまうかもしれないということは本当に大きな影響であり、今お話あったとおり、大変名寄市外の多くの皆さんからの声あるいは御署名もいただいている中で、この影響の大きさをぜひ王子さんにはわかっていただきたいという思いをしっかりと届けていきたいと思っております。

一方で、そういったことでできるだけ地域に対する影響を最小限に食いとめてほしいということで、まずは前向きにお互い協議をさせていただくところをしっかりとやっていくことが重要ではないかというふうに思います。工場の中にたくさんの倉庫等もあって、物流のお話の提言もいただきました。貴重な御提言ありがとうございます。名寄商工会議所からも名寄の俯瞰した交通の要衝、拠点の立地を生かした物流拠点化の交通に関しては以前も御提案をいただいているところでありますし、また地元の民間経済団体等からもこの問題を契機に新たな産業の構築や誘致の提案もしていきたいというような旨のお話もいただいているところでございます。

また、市外からも多くの皆様からさまざまな御提案もいただいているところであります。今のところ予断を持ってどうするというお話をすることはできませんけれども、これを契機にあらゆる可能性を模索をしつつ、この影響を最小限に食いとめる、そしてまたこのことを契機に新しい動きをつくっていきけるように、いろんな方を巻き込んで、前に進めていきたいというふうに考えております。東川議員におかれましては、これまでの培ってきた経験の中からまたさまざまな御提案や御示唆をいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) ありがとうございます。王子マテリア名寄工場、影響額というふうなことで上川管内、27億円というふうな数字も出されておりますし、名寄市に与える影響も大きいというふうなことでも数字で出されております。今市長からお話あったように、影響の大きさは甚大であるのですけれども、やっぱり最小限に食いとめていくというふうな展開が今後にも必要になってくるのかなというふうに思います。特に今もお話出ていたように王子マテリア名寄工場の話が出る前から物流拠点というお話は以前から出ており、私もその中で何回かお話もさせていただいているのですけれども、今後跡地あるいは倉庫なり、雇用の問題等考えると、新しい今市長がお話あった動きに関してやっぱりそれぞれの立場でしっかりと汗をかいて、知恵を出してということも一方では大切なのかなというふうに思います。その点については私もできる限り協力もしていきたいし、進めていきたいなというふうに思っておりますので、25日、王子ホールディングス本社に行かれたときにはその辺の対応、非常に難しい一面、並行している部分あるとは思いますが、よろしくお願ひをしたいというふうに思います。

それでは、続いて2番目のスポーツ交流イノベーション事業推進に向けて改めてお聞きをしたいというふうに思います。先ほど組織体制というふうなことで御説明をいただきました。18団体、28名というふうなことで組織体制、今進められているというふうなことで御答弁があったかというふうに思います。具体的な事業も4つの事業というふうなことで御説明があったかと思っております。その中で実際に2,030万円の予算に対して交付金1,030万円、サイクリング事業、台湾のスポーツツーリズムというふうなことで、項目の部分で御説明をいただいたのですけれども、もう少し具体的な部分がわかれば改めてちょっと説明を、答弁を求めたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) サイクルツーリズムの部分の具体的な取り組みというお問い合わせかなというふうに思いますけれども、台湾人のサイクリストを名寄のほうに招聘いたしまして、実際にこの地を走っていただきました。その感想を聞かせていただく研修的なものを開催してきましたけれども、台湾人の目から見ても名寄周辺、名寄を中心とした、出発点としたこのコースについては非常に魅力があるコースであるという評価をいただいておりますので、このことについては今後Nスポーツコミッションが中心となってしっかりと周知活動を展開して、ぜひともインバウンドの増加につなげていきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今御説明をいただきました。今回のスポーツ交流イノベーション事業推進に向けては、事業期間の主な取り組みという中ではスポーツで稼ぐ力、人口減少対策というふうな部分でいろんな大会を誘致をしていきたいと。特に今回のこの事業の中で非常に商品開発という部分がこの中に盛り込まれているというふうに思うのですけれども、具体的に今回ことしの8月に事業が採択されてから今も周知をしながらというふうなことで石橋部長のほうから答弁があったのですけれども、やはりどうも市民への周知という部分ではいま一つ不足なのかなと。実際にこれだけの大きな事業、Nスポーツコミッションを含めたいろんな団体を巻き込んで進めていくという内容の割には情報を知ってもらう手段、広報だとか広告、いろんな手段があると思うのですけれども、どうも今の段階では余りその部分が伝わっていないような気がするのですけれども、今後これを進めていくやっぱり広報の手段、あるいはその仕掛けづくりというふうに非常に大切な部分だと思うのですけれども、この辺を現在どのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思

います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 周知活動、どのように市民の皆さんにこの活動を浸透させていくかというところの御質問だったと思います。この冬季スポーツ拠点化事業、推進役でありますNスポーツコミッションですけれども、設立直後から情報についてはホームページを開設させていただいたりとか、SNSを活用してイベント情報、あとはブログを随時更新させていただいて、スポーツ情報の一元化を図りながら周知活動をしてきたところでございます。議員おっしゃるとおり、いろいろ手段は駆使しておりますけれども、いかに皆さんに浸透させていくかというところがまさに今課題となっております、SNSの関係でもフォロワーの数がなかなかその先ふえていかないというような課題も今実際挙げられているところであります。また、広報なよろでもいろいろな開催のイベントについてはコーナーを設けさせていただいて、周知をさせていただいているところでありますので、しっかりと活用できるツールについては活用させていただいておりますので、今後いかにもっと広がっていくかというところについては、いろいろな団体で組織しておりますので、またいろいろ御意見いただきながら、効率的な周知活動につながっていくように努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) スポーツ情報の一元化というふうなことで浸透させていく、非常に課題も多いというふうなことで今答弁をいただきました。この今回の地域資源を活用したスポーツ交流イノベーション、行政はどこかの管轄で進められていくのか改めてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 管轄ということでは

れども、石橋部長のところの総合政策部の中で進めているところです。まだ若干進めるに当たってはいろんな課題が見えてきておりまして、今御議論いただいた中で情報発信の部分は非常に大事なところでありまして、ここは今広報そのものは企画のほうで持っておりますから、改めてどういう形がいいのか、これは早急にしなければならないということで、内部の議論も今進めているところです。冬季スポーツの拠点化に当たりましては、なかなかやっていることがずっと伝わらない、あるいは先ほど来お話ありましたサイクリングの部分についても今どういう状況でこの名寄に台湾からのお客様来られているのか、これはさまざまな観光協会さんとのタイアップ、いろんなことがあると思います。一応ここは整理しなければならない時期に来ておりますので、総合政策部を軸にしてどういうふうに展開していくか、これらの中でまた議論させていただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) あえてここどこが所管をされているのかというのを聞きをしたのは、当然この今回の事業については冬季スポーツの拠点化事業、先ほどもお話あったように、庁内横断的に進めている、それぞれの部門があるというふうに認識をしております。その中で、情報発信という形の中ではやはり今副市長からお話ありましたように広報は企画課で進めるにしても、やっぱりそれぞれの部門でその情報をいかに発信をしていくかということも非常に大切なことなのかなというふうなこともあって、あえてお聞きをさせていただきました。ある面では、この情報発信の仕掛けづくりというのがスタートの部分なのかなというふうにも思いますので、今お話があったように、せっかく官民連携でこれだけ大きな事業を進めていかれるということなので、ぜひきっかけづくりの部分を重点的に早急な体制づくりをお願いをしたいというふうに思っております。

次に、今回のこの事業の中では非常に多くの内

容が盛り込まれております。どれも重要だというふうには思うのですけれども、今回の地域資源を活用した交流イノベーション、具体的事業で特に、先ほどもちょっとお話しした関連商品開発事業、それからスポーツ移住事業、スポーツ健康・街なか活性化事業というふうないろんな企画をされておりますけれども、今言ったようにどの事業も重要ではあると。その中で具体的に今これに、スタートは恐らく3年間の中でそれぞれ目標、この水準に置かれてこの事業はこの内容というふうなことで企画をされていると思いますけれども、改めてその内容の進め方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) プロジェクトの中で4つの事業、どれも大切な事業ということで御説明をさせていただいて、また議員のほうからもそういったお言葉をいただきましたけれども、受けとめとしては同じような大切な事業で進めていきますけれども、その4つの事業の相乗効果という部分でいうと、本市が地方創生として目指す人口減少対策、それから交流人口、関係人口の拡大にこれはつながっていくものだというふうに考えているところであります。この取り組みの中で可能性を秘めているものとするれば、スポーツツーリズム、インバウンドの事業というのが今までよりもやはりまだ発展的な伸び代のある部分だというふうに考えておりますので、そういった部分もしっかり押し進めて、この4つの事業の関連の中で押し進めていければというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 今お話しいただいたように、どれも重要であるし、相乗効果という面は十分理解をして、その中で力点を置くといいですか、当面進めていくのはスポーツツーリズムというふうなことで、それぞれの部門、非常に活動をやっている、最初の広報、仕掛け、案内をする

というのも非常に重要な役割だし、大切なことだと思うのですけれども、やはり実際に事業を行った内容、これをどういうふうに周知をしていくのかと、あるいはそれを次のステップにどうつなげていくのかという部分、非常に担当されている方それぞれの部門で御苦労はされていると思うのです。例えばこのスポーツツーリズムあるいはサイクリングにしてもただ来て、ここから行くという形ではなくて、いろんなかかわりを持った中で、当然サイクリングといっても普通のママチャリに乗っているような自転車ではない形だとも思いませんし、そういうやった結果の部分、スタートで御苦労されて、企画をつくって、人に来ていただいて、ではその結果がどうだったという部分、やっぱりいつも私何かの折にはお話をさせていただくのですけれども、PDCAの取り組み、ここの部分というのがいろんな事業の中でも大切なのかなと。ですから、今4つの事業というふうなことで相乗効果を上げていくというふうな答弁もいただきました。ぜひその部分については、それぞれの部門、最終的な窓口が総合政策部ということで非常に多忙だとは思っているのですけれども、ぜひその辺の取り組みの成果もその都度表に出していただきながら、またそれを皆さんで補強して、次の今お話のあった相乗効果につなげていくというふうな形に結びつけていただければありがたいなというふうに思います。

もう時間がなくなったので、最後にもう1点だけお聞きをしたいというふうに思います。今、今回のこの事業についてはKPIを用いてそれぞれ評価をする形になっております。非常に数字的にも厳しい部分もあるのかなというふうに思いますけれども、今回KPIの設定された数値の考え方についてお聞きをして、私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今回の地方創生交付金の設定させていただいたKPIですけれど

も、KPIは4つ設定をさせていただいております。1つ目は、スポーツフードなどの商品の売り上げなのですけれども、こちらはスタート、ゼロ円から3年間で1,050万円、こちらを目標にして取り組んでいきたいというふうに設定しております。それから、冬季スポーツの拠点化事業でもKPIのほうは設定させていただいているのですが、これが合宿の受け入れ人数を設定させていただいております、スタート8,000人ということを目安値を置いているのですけれども、こちらを3年間で2,000人増加させて、1万人を目指していくというKPIを設定してございます。それから、3つ目にはスポーツによる移住者の取り組みもお話をさせていただきましたけれども、そのスポーツによる移住者を基準値ゼロ人からこの3年間で6人を目指していくということで取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。それから、最後、4つ目ですけれども、インバウンドの受け入れ人数ですが、基準値、これ1,100人から3年間で1,900人ふえた3,000人を目標として取り組んでいくと。

以上、4つのKPIを設定して、取り組んでいこうというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

不祥事に対するマネジメントについて外2件を、今村芳彦議員。

○6番(今村芳彦議員) おはようございます。議長により指名をいただきましたので、通告順に従い、質問してまいります。よろしく願いいたします。

大項目の1番、不祥事に対するマネジメントについて2点お伺いをいたします。小項目の1番、名寄市に対するマイナスイメージの払拭についてお伺いをいたします。既に御承知のとおり、ことしに入ってから名寄市では多くの不祥事が発生しております。このことは、名寄市民以外にも近隣市町村を初め民間での取引先業者など広範囲から

の関心を集めることとなり、大変多くの方から名寄市は大丈夫なのかといった心配の声が上がっております。このことは、今後の市内での取引や就業、就労はもちろん、定住などについても大きな不安要素となる可能性が大変高いと考えております。

そこで、今回の事件に対するマイナスイメージをどう払拭し、今後の市政に反映するのかお伺いをいたします。また、今後人為的な事故等を未然に防ぐべき手段の構築方法や考え方、人為的あるいは自然的な事件、事故などが発生した場合の早急に解決を求められる事案についてどう対処するのかお伺いをいたします。

続いて、小項目の2番、市政執行方針における市民とのかかわりについてお伺いをいたします。都市計画マスタープランや立地適正化計画など本市の骨格をなす長期計画はもちろん、名寄市が立案をしている各種計画についても市民の関心度ははかる一定の基準としてパブリックコメントがあると考えております。また、計画策定時や市政へのパブリックコメントが反映された事例についてお伺いをいたします。

続いて、大項目の2番、働きたい若者向けの就業支援についてお伺いをいたします。王子マテリアの生産品集約の報道を受け、その影響の大きさから、名寄市としても対応に全力を傾注しておりますが、かなり厳しい状況にあることは周知の事実でございます。

そこで、小項目の1番、平時からの骨太な就業対策についてお伺いをいたします。名寄市へ就業を希望する高卒あるいは大卒といった若者が地元に着をし、就業していただくことは名寄市内の産業としてはもちろん、市としての地域コミュニティを初めとした将来的な骨格そのものであると考えております。働きたい若者が将来を見据えることが可能な就業対策を名寄市としてどう推進していくのかお伺いをいたします。

また、小項目の2点目として、万が一に今後大

規模な企業撤退や工場の閉鎖など市内経済の影響が大きな事案が発生した場合の対処について質問いたします。これまで以上にしっかりと状況を吟味し、かつ関係機関との強力な連携体制を構築することで市内就業者が安心して働ける環境の提供になると考えております。名寄市のお考えをお伺いいたします。

大項目の3、学校教育に新しい流れを求める質問であります。小項目の1、eスポーツの推進についてお伺いをいたします。現在注目がされていますeスポーツとは、平たく言えばインターネットを経由したゲーム大会であり、競技人口は年々増加をしております。今や国際大会も開催をされる競技として認知をされてきているところであります。このことは、競技者にとって今後の成長分野への興味誘導と得意分野での成功体験の醸成に非常に有用でありますし、現在は若年者のみならず、福祉分野での有用性についても理解が進んでおります。名寄市としての取り組みについてお伺いをいたします。

小項目2番、名寄市立大学でのスポーツ関連学習についてお伺いいたします。名寄市立大学が得意とする医療、福祉、保育といった専門教育へ運動の要素を取り入れることは健康寿命の増進はもちろん、スポーツそのものの振興や少年団活動などへの応援指導など子供たちの育成を含め広く市民へ寄与すると考えられます。名寄市立大学でのスポーツ関連学習の現状についてお伺いをいたします。

以上、大項目3点にわたり質問をいたしました。発生してしまった事件を早急に解決し、また再発防止策を市民と協働でとり行える体制の構築、柔軟かつ確実な計画策定を行うことで若者に対し魅力のある名寄であることをしっかり伝えることが急務であり、このことが市民への信頼回復と将来に希望を抱いている若者への応援につながると考えております。ぜひ前向きかつ建設的な御答弁をいただけるよう期待をして、壇上からの質問とさ

せていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今村議員から大きく3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2は産業振興室長から、大項目3、小項目1については総合政策部長から、小項目2は大学事務局長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、大項目1、不祥事に対するマネジメントについて、小項目1、名寄市に対するマイナスイメージの払拭について申し上げます。まず、議員御指摘のとおり、本年度幾つかの事案が発生し、議員の皆様初め多くの市民の皆様にお心配と不安を与えていることについて改めてお詫びを申し上げます。議員の御質問のとおり、名寄振興公社と名寄市社会福祉協議会の問題など新聞、テレビを初めとしたマスコミで大きく報道されたこともあり、市民の皆様には大きな不安を与えるだけでなく、本市の対外的なイメージが大きく毀損されたことは否めないものと考えております。今後のマイナスイメージの払拭でございますが、これまでも本市では名寄市職員行動指針を策定し、執務室での掲示を行う各種職員研修を通じて職員の規範意識の向上に努めてきたところでございます。改めてこれらの取り組みを確認、強化し、さらに職員に浸透させるとともに、市の業務を適正に推し進め、市民の皆さんに対しこれまで以上に名寄市役所が市民のために業務を進めている姿を組織として、また一人一人の職員が市民対応などを通じてお見せすることが市への信頼回復とマイナスイメージからの回復につながるものと考えているところでございます。

また、今後の人為的な事故を未然に防ぐための取り組みでございますが、地方公務員法による職員の服務制限などの法規による義務づけなど、これまでも職員の規範意識の養成に努めてきたところであります。しかしながら、今回の事案を踏まえ、改めてコンプライアンスに関する専門家に

よる研修の実施や職域ごとの研修で再度規範意識の浸透を図るよう努めてまいります。また、組織での情報共有を積極的に行うことにより、相互に業務が適正に行われているか、また市民の皆さんにより迅速、正確な情報提供することが可能になると考えております。そのため、これからも管理職会議などで情報共有の重要性について伝え、さらに情報共有を進めるよう努めてまいります。

次に、小項目2、市政執行における市民とのかわりについて申し上げます。本市においては、市民主体のまちづくりを推進する上での基本的ルールである名寄市自治基本条例第25条の規定に基づき市の重要な政策決定の過程において市民参加の機会を設け、市政運営の公平性や透明性の向上を図り、もって市民と連携、協力したまちづくりの推進に資することを目的に名寄市パブリック・コメント手続条例を平成23年4月1日より施行しております。本条例に基づきパブリックコメント手続の対象となった政策等々、提出された意見の過去3年間の件数といたしましては、平成28年度は対象10件に対し意見71件、平成29年度は対象11件に対し意見が6件、平成30年度は対象4件に対し意見はゼロ件となっております。このうちパブリックコメントが計画などの案に反映された事例につきましては、平成28年度における名寄市総合計画（第2次）、新名寄市病院事業改革プラン、第2次名寄市農業・農村振興計画の計3件となっております。今後も広報紙やホームページ、FMラジオによる意見等募集の周知を行い、市民の皆さんが市政へ関心を持ち、意見を応募しやすい環境整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目2、働きたい若者向けの就業支援についての小項目1、平時からの骨太な就業対策についてお答えいたします。

本市では、名寄市中小企業振興条例に基づく支

援では店舗または事業所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する事業や商業地域内の空き地、空き店舗の活用を促す支援など事業者や創業者の支援に取り組んでおります。また、新規学卒者の地元定着や人材確保対策として、介護職員の研修受講費助成や就職支度金、市立大学の就職支度金や就学金返還支援及び給付型奨学金、市立病院の看護師、助産師学資金、保育士へは就職支度金や宿舍借り上げ支援などを行っており、それぞれ実績を上げております。若年層に対しては、インターンシップ制度による行政を含めた市内事業所での受け入れ、高校生への資格取得に係る助成制度、市内青年団体による市内事業所の職業体験など本市の職業を知る機会と興味を持っていただく取り組みも行っております。これ以外にも若者に特化しておりませんが、就職後の研修などを通じたスキルアップへの支援や勤労者共済会などを通じた勤労者福祉の向上など平時からの就業対策として幅広く取り組んでいるところでございます。

次に、小項目の2、大規模企業などの撤退に関する対応策についてお答えいたします。市内経済に大きな影響を及ぼすような大規模な企業撤退や工場の閉鎖など大量離職者の発生が懸念される場合、ハローワークによる地域大量雇用変動等対策本部や北海道による緊急雇用対策プログラムなど関係機関と連携しながら総合的な相談窓口の開設など、再就職などの支援をしております。具体的な事例といたしましては、西武旭川店撤退の際には旭川市、旭川商工会議所、旭川平和通商店街振興組合、上川総合振興局による対策会議が設置され、旭川市及び近隣地域における経済、雇用などに係る対策の一体的な推進が図られており、本市においても関係する市民の皆様の不安を解消できるよう一体的な対応に努めてまいります。特に近年は、有効求人倍率に顕著にあらわされるように、人材確保が喫緊の課題でありますことから地域で働く意思ある者の再就職支援も重要である

と認識しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは、大項目3、スポーツにおける新しい流れを求めて、小項目1、eスポーツの推進について申し上げます。

本市におけるeスポーツに関する動きについては、ことし2月に市内の若者を中心に名寄eSports協会が設立され、名寄では初となるeスポーツイベント、Snowballが名寄市民文化センターで開催され、200人を超えるeスポーツファンが集まり、会場は熱気に包まれていました。また、先月11月には市内にeスポーツ施設、Nayoro e-Sports Studioがオープンするなど本市でも若者を中心にeスポーツが広がりを見せています。スポーツ行政を担当する立場でeスポーツを推進していくには、ゲーム障害、いわゆるゲーム依存症に対する懸念、アスリートとゲーマーの境目が曖昧なことなど課題も多いことも事実ですが、eスポーツそのものを否定するものではありません。先月11月26日には、地方創生推進交付金を活用して健康福祉部の地域包括支援センターや本市と地方創生に関する包括協定を締結している北洋銀行名寄支店様、株式会社北海道二十一世紀総合研究所、凸版印刷株式会社と連携して、駅前交流プラザよろーなにおいてゲームを使って体を動かす健康づくり講座を実施したところ、健康づくりのツールとして大きな可能性を秘めていると感じています。スポーツによる健康づくりと中心市街地に人の流れをつくる新たな試みとして実施しましたが、今後はアンケート調査をもとに健康づくりやコミュニティ形成にeスポーツの活用を検討していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長(渡辺博史君) 私からは、大項目3の小項目2、名寄市立大学でのスポーツ

関連教育について申し上げます。

市立大学では、正課科目として全学生を対象にスポーツ理論とスポーツ実技Ⅰ及びⅡの3科目を開講しております。また、管理栄養士を目指す学生を対象に運動生理学及びスポーツと栄養の2科目を開講しております。スポーツ理論では、運動と栄養や休養の捉え方、生活習慣とスポーツの捉え方などスポーツを通した観点から基本的な保健知識を理解するとともに、それぞれ専攻する学科の講義内容との関連性を持たせた内容となっております。また、実技では多くの学生がこれまでの体育授業で経験してきたバドミントン、バレーボールを取り入れ、自己の役割の理解と他者との協力の展開について学ぶ授業を行っております。このほか、本市の環境生かし、スキーやカーリングを実技科目として取り入れ、生涯スポーツとして親しむことのできるウィンタースポーツを習得しながら、生涯を通じて豊かな活力ある生活を営むための方法論などを学んでおります。

次に、地域におけるスポーツ関連の取り組みとしては、東風連町内会で開催している夏と冬の運動会や風連スポーツクラブと風連町スポーツ少年団連絡協議会が主催し、毎年体育の日に行っている体力テスト会におきまして、本学教職員が血圧測定などの健康チェックや骨、関節、筋肉などの運動器の衰え、いわゆるロコモティブシンドロームの予防啓発などを行っております。また、平成29年度から障がいや年齢にかかわらず誰もが参加できるパラリンピック競技のボッチャの市民交流大会を名寄市社会福祉協議会やNスポーツコミッションとの共催により開催し、名寄市内や近隣市町村から集まった多くの参加者とともに本学教職員及び学生が運営協力と競技参加を行っております。ボッチャにつきましては、今年度チャレンジデーの特別企画として市立大学2号館、多目的ホールを会場にチャレンジボッチャ交流会も開催しております。今後も地域貢献の一つとして、コミュニティケア教育研究センターを窓口に関

係団体との共催や協力によりまして福祉や健康づくりの視点からスポーツ関連行事への参画を行ってまいります。

以上、私からの答弁とします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、大項目の1番、不祥事に対するマネジメントということで、実際現在進行形の問題に対してどう動くかということもあると思うのですが、何か事件が起こってから対処をするという現状の対処方法であるように感じております。ぜひ未然に防ぐような活動、あるいはそういう事故が起こる前から起こりそうなら何とかしようというような方向についてお考えがないのかどうかお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今、今村議員のほうから事件が、事件といいますか、発生をしてからではなくて、もう少し未然に何か取り組みができないのかというような御質問だったかというふうに思っています。先ほども少し申し上げましたけれども、私ども職員における行動指針ということで、これ平成24年に策定をした内容でありまして、実はなかなか職員の皆さんに浸透はしていないという一面もありますけれども、一定程度、7項目にわたる職員としての指針を定めさせていただきまして、職員、公務員としての考え方をこの中に盛り込んで、指針という形で出させていただいているということが1点あります。あわせて、この指針については、先ほども申し上げましたけれども、各職場、執務室には掲示をさせていただいておりますし、さらに市民の皆さんに見ていただく、目につくような場所にも掲示をさせていただいているというのが状況になってございます。ただ、議員が御指摘のとおり、もっと未然に何かするところの部分についてはなかなか取り組みとしてはされていないのが実態としてござい

ます。少し今後は市の職員、公務員としての研修会、コンプライアンスにかかわる研修会等も行いながら未然に対応できるような体制、少しずつになるかと思えますけれども、研究させていただきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かにそのコンプライアンス、ガバナンスといったものを徹底するというのは今までも引き続き行われているというのは私も認識をしっかりと持っているわけなのですが、その中でも起こってしまったことに対して早急に結論を導き出せるような体制といった方がいいのでしょうか。問題解決までのそのプロセスを明確にしておく必要性についてどうお考えなのか伺います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 事案というのはいろいろ実はあるかというふうに思っています。これは少し乱暴な言い方かもしれませんが、ある意味では、職員個々人が起こす問題であったり、あるいは組織的な機構上の問題であったり、各現場におけるお客さんとの、市民の皆さんとのトラブルであったりいろいろな事案がある中で、具体的にどう対応するかというところについてはなかなか今統一的な取り扱いについて規定はしていないという状況になっておりまして、大変、実態としてはいろいろな事案が起こったときには担当の職員のほうからそれぞれ管理者のほうに報告が来て、しっかりと事実確認、認識をしながら、では早急な対応が必要なのか、あるいは少し庁舎、職員全体で改めてこの事案について認識をしながら今後の対応を考えなければならないのか、そういったところについては事案、事案で少し違って来るかなというふうに思っています、今のところそういった事案全てに対する対応の統一的なものというのは実は持っていません。これについてもぜひ今後研究はさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 実際にその行動が行われたかどうかというところを例えば書類で残しておくというようなことはコンプライアンスなりガバナンスなりという観点からすると、ある程度の効果があるというふうに言われていると思うのですが、その書類にかかる時間というのは、本来何もなければ今後の市政執行あるいはふだんの業務に使われるべき時間であると考えております。今後しっかりとしたコンプライアンスをとり行ってきて、マネジメントを行うという意思についてしっかりと把握はしていますけれども、事後処理ばかりに時間をとられてしまって、本当にやりたいことができなくなってしまうのは大変な寄市としてもロスになるのかなと思いますが、そこら辺どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 先ほど来組織のあり方についての御提言というか、いただいているところであります。当然のことながら、事案が何か問題が発生をすると、それは対応しなければならぬ。その対応する時間がそれロスでないかと、全くそのとおりであって、問題が起きないにこしたことはありません。なので、できるだけこの問題を未然に防ぐということでしっかりしていかなければならないというのは当然我々も感じています。今回の不祥事等を受けて、先般も全職員を集めて、最終的にはいろいろな法令違反があった部分に関しては、私が最高の責任者なので、そこについて率直に私はおわびをしました。加えて、やはり何といってもその都度、都度の職場の意思疎通、報連相、当たり前のことだけれども、こういったことがしっかりと行なわれていたのかということをしかりと皆さんには改めて問うたところでありまして。毎日課長、課ごとのミーティングをやったり、あるいは定期的な係や課の会議やっていますが、そこがしっかりと情報共有をされているのかということ

改めてしっかりとお話をさせていただいたし、特にやはりこれ悪いかもしいかなという情報に関してはそういった情報こそ速やかに上司に相談をして、しっかりと速やかに対応することが求められていくのだろうというふうに思っております。上下左右風通しのいい職場環境をさらに構築していくためにこの間もお話をさせていただきましたし、改めてそれぞれの立場における仕事のあり方等の研修等もさらに積まなければならないのかなというふうに思っています。事案が起きてから対応するのはこれもしようがないことではありますが、まずは大事なことは何か起きてからそのことをできるだけ速やかに公開をしていくと、報道していくということも大事だと思っていて、そこで現時点でこういったことで改めてそこで対応していくという、そうした包み隠さずやっばりできる限り速やかにお話をして、そこで対応していくということも重要だということを今回の事案も通じて感じているところであり、特に公社の問題に関してはしっかりとうみを出すべくさまざまな問題を速やかに出すように改めてこれは指示もしてきたし、そうした対応もしてきたところがあります。今後とも引き続きしっかりとそれぞれの問題を前向きに解決をしていくということをお約束をしていきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 大変前向きな答弁をいただいたと思います。先ほどのお話にもありましたように、情報公開し、市民との連携をとっていくということが非常に重要だというお話だったと思うのですが、まず情報共有という点でこの小項目の2番目になるのですけれども、今回パブリックコメントを例にとって挙げさせていただきましたけれども、そのパブリックコメントを過去3年間にわたり行った結果、パブリックコメントとして少ないのかなというちょっと率直な感想を抱いてしまっております。これなよろ温泉サンピラー等研修施設改修基本設計案での、ことしの

2月でしたでしょうか、あった説明会では市民4名から15件、そして名寄市のホームページなどから意見提出という形で3名から25件が提出をされているというところで、パブリックコメントにしてもこの市民意見にしてもそれなりの数字は出てきてはいるなと思いますが、やはり少ないのではないかなと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今議員のほうから私も行政が執行するいろんな施策、あるいは条例、計画等に対する市民に情報の提供、あるいは市民の皆さんから御意見をいただく、その機会としてパブリックコメントを実施しておりますけれども、その件数が少し少ないのではないかという御質問だったというふうに思いますが、なかなかいろいろな内容がありますので、市民の皆さんに情報提供、パブリックコメントの内容を周知をする際に市民の皆さんが十分内容を受けとめていらっしゃるのか、少し内容が難しいのか、これまでもいろいろと議員の皆さんからも例えば各公共施設で掲示をしている案内方法についてですとか、広く市民の皆さんが意見を応募しやすい環境をぜひつくっていただきたいというような御意見があったり、いろいろとこの間も私どもとしては工夫をしながら取り組みをしてきているというふうには思っておりますが、議員言われたように、状況的には件数ということでは、何件出ればではというのがあるかというふうに思いますが、件数でいえば少し少ないかなというふうには感じているところですが、例えば先ほど言いましたけれども、総合計画の関係でいえば、非常に意見が多かったというふうに記憶をしているところがありますし、市民の皆さんの、あるいは関心事、内容にもやはりよるのかなというふうに私自身考えていますけれども、これは先ほど冒頭言いましたように、広く市民の皆さんに意見をいただきたいと、市としてはこういう方針でやるのですという

内容を示すといういい機会ですので、これはできるだけ市民の皆さんが意見を出しやすいような環境について改めて考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かにコメントの多い、少ないで判断をするべきものではないと思いますけれども、今回の振興公社のあり方に関する特別委員会の中でもやはり市民への説明が不足しているという御意見かなりあったかなと思います。平常時から、日ごろから市民に向けた情報公開、発信などをしっかりと行うこと、それから市民との信頼関係がしっかりできてくるのかなというふうに思います。例えばニセコ町ですと町の理事者側が出向いて説明をするという、わざわざ足を運ぶということをやっているようなのですけれども、そういう前例も踏まえて、今後またしっかりと市民との距離を近くとっていくというようなやり方、方策について何かいい案がないのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) パブリックコメントを初め、私どもとしてはいろんな機会に行政としての情報については出させていただいております。まちづくり懇談会であったり、あるいは町内会長さんとの意見交換会であったりと。さらには、個別の案件では昨今水道事業にかかわっては水道料金のお話をさせていただいたりということをやっているところです。まだまだ不十分な点はあるかと思いますが、今後も、議員先ほど言われましたように、他自治体においてもいろんな手法で市民の皆さんに多くの情報を提供しながら、情報共有の中でどうまちづくりにかかわっていただくのかという視点でいろいろと工夫されているというふうに思っておりますので、まだまだ足りない面はあるのだというふうに議員のほうから言われたというふうに認識をしておりますので、改め

てこの辺については現在のいろんな情報提供の方法について少し全体的に見直しをしながら、どういう方向がいいのか考えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 少しでも市民との距離を近くしてやはり情報公開を早急に行えるような体制を整えていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、大項目の2番目、働きたい若者に対する就業支援ということで、大項目の1番の質問でも、今までのあれもそうなのですからけれども、今回でついてしまったマイナスイメージというのが就業あるいは進学などこの名寄市を選択し得る若者についても敏感な問題だったのではないかなというように考えております。特に高校生や大学生の親御さんですとか、そういう名寄市にこれから期待をしたいという皆さんに向けた問題解決への取り組みなどのお考えについてお伺いをいたします。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 若者の地元定着ということについての御質問だったと思います。若者地元定着に関しましては、私ども市内の高校に対して新規学卒者の就職状況などに関するヒアリングを行っております。このヒアリングによりますと、名寄出身者の市内就職者は4割強でございまして、本人が希望して就職しているケースが多いということがわかりました。一方で、希望する就職先を求めて市外に出るケースもあるということです。議員おっしゃりますとおり、地元の若者に対して名寄で働き、住み続けていただくためのより効果的な取り組みが課題であると認識しているところでございます。今後本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める基本計画を検討する中で、時代のニーズに合った支援制度の改定などを含めまして、本市に住む

若者にとって働き、住み続けたいまちとなるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かにいろいろな介護職員の研修制度ですとか、市立大学の奨学金等の施策も含めて市の定着について向かっているというお話を聞いておりますので、これについて抜かりなく始めていっていただきたいというように考えております。

続いて、小項目の2番目でございます。万が一に今後大規模な企業の撤退があった場合、あるいはその工場の閉鎖などというところでありまして、例えばですけれども、自衛隊ですとか農協等の組織が再編されて、市外へ流出をされてしまうというような状況が想定されないわけではないなと考えております。もちろん対応部局によって専門チームや特別組織の編成がされることは十分に考えられるのですけれども、これ先ほども言ったとおり、まさに人の手による、なせるわざであるなというふうに思いますので、事態が発生してから対処するのではなく、事前に押さえられるべき情報は押さえておくようなことができるのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 大きなリスクを避けるために事前の対応が必要だろうという貴重な御意見だというふうに思っています。これは、当然我々も市長を先頭に関係するところの情報については収集しなければいけないと思っておりますし、行政だけということだけでなく、やはり地域としてどうそことかかわっていくのかというのももう一方で必要なのだと思います。王子についても名寄のマテリア会ができて、地域で支えるという体制ができています。自衛隊についても同様に名寄市だけではなくて、広域的な組織も含めて自衛隊と良い関係をつくっていこうという形で組織などもつくってきているのがありますので、これは行政

として必要な情報を事前から収集するというのもありますけれども、そういった地域の皆さんの力もかりながらよりよい環境をつくって、名寄に長く存続する、うまくいけばそれを増強する、ふやしていくことも含めて取り組みをしていかなければいけないと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) なかなか具体的などうやっていくというところが正直見えない話でもありますし、これ小項目の1番にもありますけれども、若者たちがしっかりとここで働きたいという中で、働いた企業が、あるいは団体、職場が名寄市としてずっと残っていくのだよというのをこの名寄市が牽引をしていく、あるいはしっかりと守っていくというような考え方に私はなってくるというよりもしていただきたいなという気持ちであります。これから人口が少なくなっていく道外、あるいはほかの地域へ本当に流出してしまうということを踏まえ、いろんな企業あるいは団体との連携というのが必要になってくると思っておりますので、今回のマテリアの件では本当に事件が起こってから対処をし始めたというところですので、そうなる前の事前の情報収集等しっかりと行っていただきたいという要望で今の質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、大項目の3番目、学校教育に新しい流れを求める質問であります。小項目の1番、eスポーツの推進ということで、市内でもようやく認知をされてきている、取り組みがされているというところでありましたけれども、まずその中で学校教育で部活動としての導入についてどうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 中学校の部活動でのeスポーツの導入の考え方ということですが、中学校におきます部活動、スポーツ、文化及び科学等に親しむということを目的としています

し、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものと考えております。そのため、学校教育活動の一環として教育、家庭との関連を図ることが部活動が求められているところでございます。部活動を設置する場合、生徒のニーズ、動向です。考え方ですね、や安全性の問題、また指導内容や教師の、最近問題になってございますけれども、長時間勤務の解消との観点なども総合的に検討しながら決定することが必要となっておりますから、部活動へのeスポーツの導入につきましては各学校の判断に委ねられるものと考えてございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 各学校での判断ということでありました。正直私もそれほど運動が得意でなくて、eスポーツ、自分の時代にこういう部活動があればぜひやってみたいなという一人でありまして、確かに長時間のゲームすることが本当にいいのか悪いのかというそもそも論も含めてまだまだ駆け出しの分野でもありますので、ぜひこのeスポーツという観点についてしっかり考えていていただきたいなというふうに思います。

また、eスポーツ、ちょっとコンピューター関連ということで、続いてプログラミング学習というものが昨今話題になっておりますけれども、これの取り組みについても教えていただきます。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) eスポーツをプログラミング教育の、プログラミング授業との関連についてという御質問でございます。コンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけていくことは、これからの子供たちにとって重要なことになってくると考えております。そのため、新学習指導要領の中でも小中高等学校を通じてプログラミング教育を充実することとしておりまして、2020年度から小学校においてもプログラミング教育を導入することとなっております。小

学校においては、算数や理科など既にある教科の中でプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるなどの学習活動を行っていくこととなっております。また、中学校においては2021年度から技術、家庭科の技術分野において計測、制御のプログラミングに加えて、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング等について学ぶことになっておりまして、プログラミングに関する内容がさらに充実されることになってございます。このように小中学校の授業で行われる予定のプログラミング教育とeスポーツにつきましては、コンピューター等を活用するという点については共通する部分もあるとは思っておりますけれども、実質内容的には関連はないというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かに関係性についてはちょっと離れてしまうのかなと思いますが、ゲームについてはこれをプレーする側ではなく、つくってみたいという、そういう将来的なきっかけに変わるのもそういうeスポーツがスタートになってもよろしいのかなと。また、それを支援するという形でプログラミング学習についても支援をするということで、名寄市内の産業高校ですとか、あるいは大学ですとか、そういったところでのまたさらなる専門的な学習についても今後深めていただければというふうに思います。

それでは、最後小項目の2点目、名寄市立大学でのスポーツ関連教育についてということでありまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成31年4月に改定されておりました、この中ではジュニア世代の育成強化と冬季スポーツ拠点化の推進という項目がございます。ページ数23ページなのですが、その中で基本的方向というところの枠の中で市立大学、市立総合病院と連携したスポーツ医科学を活用した育成システムを確立しという文言が入っているわけで、これは本当

にそのとおりだなというふうに感じているわけなのですけれども、それからこの同じ総合戦略の大学部分でしょうか、38ページからになるのですけれども、そこをひもといってみますと、スポーツという文言が一切登場しないというところで、なかなか一つの計画の中でも方向性にそごが発生してしまっているのかなという私は認識をしているのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長(渡辺博史君) 本学、大学とスポーツのかかわりという部分でございますけれども、この総合戦略、冬季スポーツ拠点化事業が始まる時にスポーツ担当の市の職員が本学の教授会に来ていただきまして、その事業の実施に当たって概要ですとか方針については御説明していただきました。全学的には理解したというところであります。その後コミュニティケア教育研究センターを窓口にしまして、かかっているところでございますけれども、この間の経過を申し上げますと、平成28年度から3年間事業ありましたウインタースポーツコンソーシアム事業ですとかそのコンソーシアムにあわせて実施された上川北部のジュニア選手を対象とした子供スポーツカレッジ、この部分につきまして本学の教員ですとか、あと市立総合病院の先生方だと思っておりますけれども、かかわって、実施したというところでございます。また、現在のNスポーツコミッションにも本学教員、コミュニティケア教育研究センターのセンター長を初め3人の教員が今の中にかかっているというところでありまして、今後も教員を通じて、本学がその事業にかかわれる部分があれば可能な範囲でかかわっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 確かに活動を行っているというところで理解はいたしました。しかしながら、名寄市が推進をするという特に冬季スポー

ツを中心としてこの名寄市の施策というのが回っている。そして、経済的にもかつ産業、あるいは地域といったところからも冬のスポーツの拠点化というのがとても大きなキーワードになってきているというふうに考えております。これをまたさらに本当に進めていく、例えば子供たちの少年団活動とかあるいは部活動とかのそういう応援も今度可能になってくることが考えられますので、ずばりスポーツ関連の学部を大学に設けてはいかがかなという提言を少ししてみたいなと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長(渡辺博史君) スポーツを学べるような学部の新設ということで御提言いただきまして、ありがとうございます。手続的に言いますと、現状の学部、学科と性格が異なるようなものを新設するということになりまして当然文科省への手続が膨大なものになりまして、当然コンサルに委託しても基本的に教職員の作業量もかなりあるという部分と、あと校舎、例えば1学年50人だとすると4学年で200人ふえるというふうになりますと校舎ですとか、そういう建築物といえますか、そういう部分も増設しなければならぬですとか、あと当然スポーツ関連になりますいろいろなマシンですとか設備が必要になるということなのだろうと思います。また、教員を当然確保しなければならないということとこの少子化の中で学生の確保も必要になるということで、文科省の手続の中には学生の確保の方策ですとか、卒業した後、就職先の関係なんかも当然考えていかなければならないという部分あります。そういう財政面ですとか人材確保、さまざまな面で課題があるという部分で考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 大変難しそうな話であると理解をいたしました。

以上、項目3点なのですけれども、大変建設的

な答弁がいただけたような気がしております。私は農業をなりわいとしておりますけれども、何かが起こってしまったときの対処がおくれてしまえばおくれてしまうほどその年というのが正直対処し切れない、対処ができないことになってくるというのが我々の世界の常でありまして、今回の不祥事や企業の撤退の表明についての考察、残務処理については速やかに終結させて、きょうよりあしたより来年の話をどンドンしていただけるようお願いをしたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、市内の学生あるいは若者、名寄市内にこれから未来を、住みたいと思う若者に対してしっかりと希望を持てるような発言を市長からお聞かせいただきまして、発言を終わらせていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 今回の事案に関しまして、さまざまな事案に対しましてさまざまな御提言をいただきまして、ありがとうございます。名寄市のブランドのイメージが損なわれて、いろんな影響があるのでないかという御心配もいただいておりますけれども、そうした具体的な影響は我々は今のところ承知していませんし、直近、名寄市立大学の推薦入学が行われましたけれども、倍率も昨年度も非常に募集が殺到したというような結果になっているところであります。今回の事案で私もさまざまな厳しい御提言を確かにいただいておりますが、それをはるかに上回る皆さんからいろんな励ましの言葉や、あるいはピヤシリスキー場を初めとするウィンタースポーツの関係、さらに王子マテリアの問題に関してその利活用だとか、あるいは新たなビジネスモデル、非常に前向きな御提案も実は内外からいただいております、ある意味ではこの問題が発生したことを大きなチャンスというふうにも捉えているところであります。

子供たちということで、ちょっと話長くなりますけれども、この間12日に名寄中学校でふるさと未来トークがありまして、中学校2年生の子

ち、すごく的確な提言をいただいて、本当にいい機会でありました。その子たち、名寄が好きだという子たちが9割なのだけれども、将来名寄に住みたいと思う子たちが4割ということで、住みたいという子供たちをたくさん引き上げるということがやっぱり大きな我々の市政の課題だなと思っていました。その住みたい、住めないという理由の一つにやっぱり買い物や遊ぶ場所がない、それと働く場所がないという御意見も結構あったのです。当然働きたいという人もいるけれども、やっぱり働きたいと思える環境を、それはもちろん企業の問題でもあるし、地域でどうやってつくっていくかということもすごく大事だなというふうに思いました。あと、私のほうから名寄市ってすごく安全、安心で、自然が豊かで、病院がこんなに近くにあって、これだけ住みやすいまちはない、安心、安全だよということをなかなか小中学生の子供たちというのは十分に理解できないところもあって、こういったところをしっかりとやっぱりPRしていくのも大事だなと思いました。

もう一つは、まちづくり、イベントにもっと参画したいという子たちが6割ぐらいいるということで、日ごろから私が行って、ああいうトークディスカッションするのも大事だし、子供たちが、子供たちだけでなく、地域の皆さん全てがやっぱりこういうイベントやまちづくりに参画をしていくということの重要性、そのことによってみずからのまちを主体的に考えて、そこの地域に愛着を持って、その地域でいろんな挑戦をしていこうという機運を醸成していくことも大事だなというふうに思っています。今こそ非常に厳しい状況の中で市民が一丸となってこの問題を突破していく大事なときだというふうに思っていて、そのためにはどうしても若い力も必要でありまして、ぜひともこの名寄市をさらに盛り上げていくために若い人たちの力もかりて、まちづくりを進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 雨降って地固めるようにしっかりとよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

若年性認知症への支援、理解について外1件を、遠藤隆男議員。

○8番(遠藤隆男議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、大項目の1、若年性認知症の支援、理解について4点、最初に小項目の1、認知症の現状と今後の推移について。認知症は今後も増加していき、2025年には日本全国で700万人に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になるということが見込まれています。また、65歳未満で発症する若年性認知症患者数は全国で4万人弱、女性より男性が多く、発症年齢の平均は51歳と推定され、脳血管性認知症とアルツハイマー病が多いと言われております。さらに、20から40代という特に若い年代で発症し、遺伝的な素因が推測される家族性アルツハイマー病と呼ばれる疾患もあると言われ、認知症は年齢に関係なく誰しもなり得る可能性がある病気です。

そこで、名寄市における65歳以降に発症した高齢期の認知症及び65歳未満で発症した若年性認知症の現状と今後の患者数はどのように推移していくと考えているのかをお伺いします。

次に、小項目の2、若年性認知症への支援について。若年性認知症を発症した方はまだ心も体も若く、元気な年代であり、仕事を持ち、一家の大

黒柱だったり、子育ての真っ最中だったり、両親の介護をしている方もいるかもしれません。現状としては、若年性認知症の方が働き続けることは難しく、経済的な打撃は深刻だと思います。また、家族が介護離職をせざるを得なくなり、経済的困難を抱えることが多いとも聞きます。名寄市において高齢者の認知症に対する支援は充実していると思いますが、若年性認知症への支援体制及び御家族を含んだ支援内容についての現状をお伺いいたします。

次に、小項目の3、介護施設の整備状況と課題について。介護施設については、厳しい状況の中、逐次整備が進められていると思いますが、名寄市の認知症対応型介護施設の整備状況についてお伺いをします。

また、介護業界で人材が不足する状況の中、介護支援専門員及び介護職員の勤務体制、勤務環境等の現状及び課題等についてお聞かせください。

次に、小項目の4、若年性認知症への理解の促進について。現在名寄市においては、ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと各種計画事業において認知症や障がい者に対する理解の促進のため、正しい知識の普及に努められていると思います。若年性認知症の場合、仕事上でのミスが重なったり、家事や交友がうまくいけなくなったりしても年齢が若い場合、認知症のせいだとは思わないことがあり、疲れや更年期障害、あるいは鬱状態などほかの病気と思われやすく、正しく理解してもらうことが今後の課題であると考えます。名寄市では、「名寄市認知症ケアパス～知って安心認知症～」という冊子を健康福祉部こども・高齢者支援室から出されていると思いますが、その冊子には65歳以上で発症する認知症の部分しか記載がなく、そこに若年性認知症のこともについても記載をすればさらにいいものになるのではないかと考えます。また、地域包括支援センターにおいて、さまざまな相談支援等業務がされていると思いますが、地域包括支援

センターについてよくわからないといった方がいるのも現状であります。それらを含め若年性認知症への理解の促進に向けた今後の普及啓発についてどのようにお考えかをお聞かせください。

次に、大項目の2、成年後見制度について2点お伺いします。まず、小項目の1、成年後見センターの支援体制及び現状と課題について。平成12年の民法改正により新しい成年後見制度が始まって以来、成年後見制度において成年後見制度の利用者数の伸び悩み、近年親族が後見人に選任されにくくなっている、また本人の意思がより尊重されやすい補助や任意後見の利用率の低さ、市民後見人の選任数の少なさや関連機関の取り組みのあり方、身寄りのない高齢者等の増加と各自治体における財源や人員などの制約、後見人の申し立て件数や市町村長申し立て件数の格差、さらには根絶できない後見人による不祥事、本人の財産を本人のために使うことが難しくなっている状況等、さまざまな課題があると言われていますが、名寄市における成年後見センターの支援体制及び現状と課題についてお伺いします。

次に、小項目の2、成年後見制度の課題対策及び考え方について。認知症には成年後見だけを考えるのではなく、家族信託をとという記事を読んだことがあります。成年後見制度にはメリットがある反面、デメリットもあると感じております。今後ますます増加すると推計されている認知症高齢者とひとり暮らしの高齢者の成年後見制度のニーズはかなりあるのではないかと考えます。また、自立支援法の成立により知的障がい者、精神障がい者の制度利用も推進していく必要がありますが、実際のところなかなか制度の利用には至っていないということが今後の課題であると考えますが、名寄市の今後の課題対策及び考え方についてお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 遠藤議員から2点にわたり御質問がございました。大項目1及び大項目2、ともに私から答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、若年性認知症への支援、理解について、小項目1、認知症の現状と今後の推移についてお答えいたします。本市において把握しております認知症の人数は、要支援、要介護認定者における認知症の人数になりますが、ことし11月末現在で1,736人が要支援、要介護認定を受けております。そのうち目安として買い物や金銭管理などこれまでできていたことにミスが目立つなどの状態である認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡa以上の方が1,111人と認定者全体の約64%となっております。今後の認知症の人数推移についてですが、国の推計による2025年の認知症の人数が65歳以上の5人に1人となっていることから、本市における認知症の人数はおよそ1,700人にふえると見込んでおります。若年性認知症の人については、現在地域包括支援センターではお二人を支援しております。これまでも若年性認知症に関しては随時相談を受け、その人が必要としているサービスや制度に結びつけるなどの支援を関係部署や関連する機関と連携して行ってきております。認知症の人数は、高齢者の増加に伴いふえることが見込まれますが、若年性認知症の人数については厚生労働省の調査では横ばいで推移すると見込んでおり、本市においても今後の人口推計から国と同様横ばいで推移していくものと見込んでおります。

次に、小項目2、若年性認知症への支援についてお答えいたします。名寄市内の認知症に特化した介護保険サービスとしては、認知症対応型通所介護事業所が4カ所、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームですけれども、これが3カ所整備されております。地域包括支援センターでは、総合相談窓口として若年性認知症の人やその家族からの相談についても随時受け付

けており、高齢者同様に認知症の人や家族への支援を行っております。平成29年度からは認知症の方やその家族、専門職が集まり、気軽に情報を共有し、相談ができる認知症カフェを実施しており、若年性認知症の人や家族がカフェを利用し、他の参加者からのお話から介護サービス等の利用につながっているケースや障がいサービスの就労支援事業を利用されていたケースなど若年性認知症の当事者やその家族のニーズに沿って支援を実施してきております。また、若年性認知症の人が発症初期の段階からその症状、社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援を受けられることが必要です。このことから、国では若年性認知症のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口設置と若年性認知症支援コーディネーターの配置、電話相談を受けるための若年性認知症コールセンターの運営といった施策が推進されております。当市においては、障がい相談支援係で若年性認知症についての相談を受けることができます。若年性認知症は、障がいサービスで対応できることもありますので、御家族、企業問わず御相談をいただければと思います。今後におきましても、本市の各種事業の中で利用可能な支援とあわせて、国や道による施策の利用を進めながらできる限りその人が自分らしく暮らしていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、小項目3、介護施設の整備状況と課題等についてお答えいたします。市内の認知症対応型共同生活介護事業所は3カ所あり、入居定員は45人となっております。認知症対応型共同生活介護事業所には、利用者の心身の状況などを踏まえて、援助の目標や具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する介護支援専門員等がユニットごとに1名配置されております。介護職員の人員につきましては、各施設とも人員基準を満たしている状況ではありますが、介護職員の補充等のための募集をし

ても応募がないといった声もあり、介護職員の確保に苦慮している状況が続いている事業所もございます。介護職員の不足につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所に限らず、介護サービス事業所の全体的な問題であり、市では介護人材確保を目的とした介護人材就労定着支援事業を実施してきております。また、市内介護サービス事業者で構成する名寄市介護サービス事業者連絡協議会では、介護人材発掘のためのイベントや介護職員向け研修会の開催など介護人材確保に向けた取り組みを行っております。今後も市内事業所と連携を図りながら、介護職員の確保について取り組んでまいります。

次に、小項目4、若年性認知症への理解の促進についてお答えいたします。これまで本市は広く市民に普及啓発することを目的に認知症の専門職を講師に迎え、認知症の正しい理解や適切な対応方法などをテーマとした市民向け講演会や講座の開催をしてきました。平成29年度には、認知症の様態に応じ認知症の人やその家族が受けられる支援や適切な医療や介護サービスの提供の流れを示した認知症ケアパスを作成し、配布等を実施してまいりました。また、平成20年からは認知症の見守り体制の構築を目的とした認知症サポーターの養成を行っており、昨年は陸上自衛隊名寄駐屯地や小学校でも開催をし、これまでに1,900人を超えるサポーターを養成してまいりました。さらに、発展的な取り組みを目指し、認知症サポーターの会を立ち上げ、51名のサポーターに登録いただき、先ほど説明いたしました認知症カフェの運営ボランティアとしての活動を担っていただいております。また、関係する機関との連携づくりや認知症ケアパス、認知症カフェなどの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、医療や介護の専門職が認知症を疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、適切な医療や介護サービスに結びつく

よう初期の支援を行う認知症初期集中支援チームの配置など認知症施策を実施し、広報やホームページ等による周知にも取り組んでまいりました。今後におきましても、年齢を問わず認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指し、認知症にかかわる各種事業に取り組んでまいります。

次に、大項目2、成年後見制度についてお答えいたします。小項目1と小項目2は関連がございますので、あわせてお答えいたします。認知症や知的障がい、精神障がいなどにより十分な判断をすることができない方は、自分で財産を管理したり、福祉サービスを利用する際などに契約手続きが難しい場合があります。また、そのような状態にある場合、自分に不利な契約ということがわからずに契約をし、悪徳商法などの被害につながるおそれも考えられます。このように十分な判断をすることができない方を支援するのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。1つ目の法定後見制度は、既に判断能力が低下している方が利用する制度です。家庭裁判所に申し立てをし、適任とされる成年後見人を選任してもらいます。また、法定後見制度は本人の判断能力により後見、保佐、補助の3つの種類に分けられることとなります。2つ目の任意後見制度は、まだ判断能力が低下していない方が利用する制度です。将来自分の判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ任意後見人を自分で決め、どのような支援をしてもらうのかを契約で決めておくものです。本市の成年後見センターは、平成30年1月から名寄市社会福祉協議会へ業務を委託して実施しております。窓口は総合福祉センター内にあり、成年後見センターの担当職員は4人で対応しております。相談の対応につきましては、社会福祉士の有資格者が業務に当たっております。

次に、成年後見センターで行っている主な業務ですが、相談の受け付けにつきましては電話や窓

口において判断能力に不安のある方の生活や財産管理などについての相談に応じております。相談の内容によりまして成年後見制度の説明を行い、必要な関係機関と連携し、支援を行ってまいります。申請手続きの支援につきましては、成年後見制度の利用が必要な方やその家族が制度を利用しやすくなるように、法律に関する関係機関と連携を図りながら支援をしております。普及啓発につきましては、成年後見制度に対する理解を深めていただけるよう市民向け講演会などを開催し、成年後見制度の利用促進のため成年後見支援センターの役割等を広く周知しております。成年後見人の業務につきましては、法人で後見人を引き受ける法人後見という形で実施しており、具体的には身上監護と財産の管理を行っています。身上監護とは、直接身体的な介護をするということではなく、本人のために福祉サービスや施設利用などの契約を行い、本人の生活を支えることです。財産の管理は、文字どおり本人の財産を管理することです。平成30年度における相談件数などの実績ですが、新規の相談件数が30件あり、相談内容で一番多かったのは成年後見制度の制度に関する問い合わせが20件でした。

次に、日常生活自立支援事業に関する問い合わせが多くありました。この日常生活自立支援事業とは、認知症や知的障がい、精神障がいがある方のうち本人一人で判断することに不安がある方の日常生活を支援するため、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用手続や日常的な金銭の管理の手伝いを行う事業になります。成年後見制度と似ている制度ですが、この日常生活自立支援事業は、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理に限定していることに対して、成年後見制度は福祉サービスや施設利用などの契約等の法律行為や財産を管理するなど幅広く援助をすることができます。日常生活自立支援事業は、成年後見センターを開始する前から社会福祉協議会で行われてきた取り組みです。本人

一人で判断することに不安が出てきたときにまずは日常生活自立支援事業の活用を検討し、その後十分な判断をすることができない状況になってきたら、成年後見制度の活用を考えていくということもできますので、この2つの制度があることでいろいろなケースに対応することができています。

現在市が把握しております成年後見制度を活用されている方は4人の方で、全員が社会福祉協議会から法人後見の支援を受けております。ただ、弁護士の方などが成年後見人となって支援を受けている方もおられますが、全てを把握できない状況でございます。

このほかにも現在成年後見に関する問い合わせが数件来ておりますので、今後も成年後見制度を利用する市民が少しずつ増加していくものと考えております。以前はこの地域で成年後見人のなり手がいない状況があり、遠方の専門職の方に成年後見人の依頼をする状況もございましたが、現在は成年後見センター事業を受託している社会福祉協議会が法人後見を受けていただいていることから、日常的なかかわりも含め、さまざまな支援を行うことができるようになっております。今後におきましても成年後見制度の周知を継続的に行うことが重要でありますので、広報なよろ、各種講演会や会議などの機会を通して取り組んでいきますとともに、市民の皆様が安心して暮らすことができるようにさまざまな相談に対する支援をまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) それぞれ御答弁をいただきましたが、何点か質問させていただきます。

まず、若年性認知症の支援、理解についてからお伺いをいたします。先ほどの御答弁で名寄市における認知症の現状、今後の患者数の推移、若年性認知症の支援体制、支援内容の現状、認知症対応型介護施設の整備状況、介護支援専門員及び現場職員の、介護員の勤務体制及び勤務状況の現状

と課題、若年性認知症への理解促進に向けた今後の普及活動の考え方についてはおおむね理解、認識をさせていただきました。新オレンジプランにおいて認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すという考えのもと7つの柱が示され、その中に若年性認知症施策の強化についても示されております。また、若年性認知症施策の強化において、都道府県に若年性認知症支援コーディネーターが配置されるようになっておりますが、そこで名寄市の就労への継続支援と介護サービスへのスムーズな移行についてお伺いをいたします。

年金や貯蓄等で生活しているときに発症する高齢者の認知症と比べて、若年性認知症は住宅ローンや子供の進学など多くのお金が必要なときに発症いたします。また、認知症によって仕事が続けられず、退職や退職する方が多く、若年性認知症を発症した方が就労継続しているのは約1割程度と言われております。個人差はあると思いますが、認知症は発症しても急激に進行するものではなく、企業側等の御理解のもと配置がえ等により若年性認知症支援コーディネーター及び名寄市にあるジョブコーチや認知症サポーターの支援を受けながら、一日でも長い現職場での就労の継続、また病状の進行状況により退職に入る時期の話合いや本人家族と行政、ケアマネージャーとの連携、介護保険の申請、退職と同時に介護サービスや就労継続支援A、Bへの移行へと段階的にできるのではないかとこのように考えますが、若年性認知症の方への就労の継続支援から介護サービスへのスムーズな移行についての考えについてお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 議員のほうから若年性認知症への就労の継続支援、それから介護サービスへのスムーズな移行について

ということで、お考えをということで御質問いただきました。若年性認知症の方の就労支援につきましては、勤められている就労先での相談のほか、再就職するに当たって、ハローワークでも相談を受け付けているところがございます。また、勤めておられる一般企業での就労が困難な場合については、障がい福祉サービスの就労継続支援事業の利用についても相談を現在受け付けております。名寄市では、障がい者相談支援係において就労継続の支援に係る相談ですとか、それからジョブコーチの取り組みを実施しておりまして、今後も就労に関する相談などに対する対応がスムーズにできるよう障がい者相談支援係との密な連携、それから市内の就労支援事業所、ハローワークとの連携を図るよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、2点目の介護サービスへの移行についてでございますが、地域包括支援センターで行っている総合相談ですとか、それから認知症カフェの中でも相談を受け付けておりまして、サービスの利用が困難な場合については、先ほど答弁をさせていただきましたが、認知症初期集中支援チームによる支援なども行いながら、認知症の早期発見、早期支援につながるよう今後努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 若年性認知症の場合は、本当本人や家族のショックも大きく、経済的打撃というものがかなり大きいと思います。また、高齢者の認知症の場合には子が親を介護することが多いと思いますけれども、若年性認知症では配偶者が介護者となることが多く、時には親の介護とも重なり、複数介護となることもあると思います。さらには、経済的理由から配偶者が働きに行く場合、配偶者がいない場合においては高齢の親が介護者となるケースもあります。就労への継続支援と介護サービスへのスムーズな移行というものは、介護者も仕事をやめることなく、生活のリズムの

変化も必要最小限にすることができると考えますので、やっぱりしっかりと支援体制の確立に向けて検討をこれからもしていただきたいと思いますというふうに思います。

また、40歳以上であれば介護保険で認知症専門のデイサービスやグループホームなどを利用できると思いますが、40歳未満の方については介護保険の適用対象外であり、医療保険等を使って各病院等が実施するサービスを受けるしかないのかなというふうに思いますので、今後40歳未満で発症する若年性認知症への支援等についてもあわせて検討をお願いをしたいというふうに思います。

次に、若年性認知症対応型通所介護サービスについてお伺いをします。介護職員にとって通常サービスを利用している高齢者と若年性認知症の方では相当乖離があると。若年性認知症の方は、高齢者の方と一緒に介護サービスを受けることに抵抗がある人が多い。また、高齢者の方も若年性認知症の方が入ってくると動揺が見られることがあるという、そういう現状からも若年性認知症の人には専門のスペースが望ましいというふうにも言われております。しかし、専門のスペースを設けるということは、若年性認知症の人の数と経営上の課題などがあると思います。現在民家を一部改修して利用している高齢者の認知症に対応したデイサービスはあると思うのですが、今後は若年性認知症の方も余り抵抗感がなく利用できる、そういった空き家だったり、民家ですね、を利用した若年性認知症専門のデイサービスの開設が必要ではないかなというふうに考えるところでありますが、市としての可能性を含め今後の考え方についてお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 若年性認知症の方に対応したデイサービスの施設の開設についての考え方ということで御質問いただき

ました。先ほどの答弁の中にも御説明させていただきましたが、認知症の対応型の通所介護につきましては現在4カ所市内にございまして、そのうち認知症グループホームを併設している事業所が2カ所ということで、もう2カ所は一般の家を改修したつくりになっておりまして、そういった一般の家だったところを改修しているということで利用されております。若年認知症の方が介護サービスを利用するに当たっては、高齢者と一緒に、現在でいうと専門の施設はございませんけれども、一緒に利用する場合は利用に対する抵抗感が出ないように若年性認知症の利用者が職員と一緒に高年齢者の支援を行うといったようなことをしながら、抵抗感を少なくするような努力をされているということをお聞きしております。今のところ若年性認知症の専門のサービスについては、新設の計画とか予定はないということなわけですけれども、現在の通所介護の利用、先ほど言いました利用時の工夫ですとか就労継続支援事業所の利用なども含めまして、利用される方の希望にできるだけ沿った支援ができるように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 今現在は高齢者の認知症の方が利用するその施設を工夫して使用すれば、若年性認知症の方を受け入れることが可能ということではありますが、やはり一人一人のニーズに応じた介護支援、サービスを重視する名寄市として、今後は若年性認知症の専門のデイサービスについても前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは次に、介護支援のあり方についてお伺いをいたします。利用者の方が一人一人のニーズに応じた満足にいく切れ目のない介護支援を受けるためには、支援をする介護支援専門員と現場の介護員との情報共有、介護支援専門員及び現場で勤務をする介護員の方が負担等を感じない、やり

がいを持って勤務できる勤務体制、勤務環境がしっかりと確立されていることが重要であると私は考えます。利用する方に満足をしていただければ、その御家族の方にも安心していただけるものと考えます。利用する側だけでなく、支援する側の勤務体制、勤務環境もしっかりと把握をし、逐次改善していかなければ満足にいく支援もできないのではないかと考えますが、介護の人材が不足する中、名寄市の今後の介護支援のあり方についての考え方をお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 支援する側の事業所の勤務体系、それから勤務環境の整備ということで、先ほど小項目3でも説明をさせていただきましたが、市内の介護サービス事業者で構成されております名寄市介護サービス事業者連絡協議会、こちらで各事業所からの意見等を把握させていただいております。その中で介護職員の人材発掘に係る取り組みですとか、今働いております、勤務されております介護職員を対象とした研修の取り組みを現在行っております、これも継続しております。介護事業所に勤められている介護職員が意欲的に働けるよう今後とも支援してまいりたいと思います。

それと、あわせて市で行っております介護人材確保を目的とした介護人材就労定着支援事業につきましては、事業所等に広く周知を図っております。事業所からの意見をいただきながら人材確保につながる効果的な取り組みとなるよう今後も改善しながら取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 今御答弁いただきましたけれども、やはり現場を把握しない、また情報共有ができていない組織というのは弱体化してい

くものと私は考えております。あらゆる分野において現場を把握することは本当に重要なことであり、問題等が発生するのは現場だと思っております。情報共有等によりそれらの問題等を把握、改善していくことが組織の強靱化にもつながっていくというふうに考えております。支援する方がやりがいの感じる、また利用する方が満足する支援サービスへぜひつなげていただきたいというふうに思います。

次に、成年後見制度についてお伺いいたします。先ほどの御答弁で名寄市の成年後見センターの支援体制、現状、成年後見制度の課題、考え方については理解、認識をさせていただきました。

そこで、まず初めに地域連携ネットワークについてお伺いをいたします。制度の広報、制度利用の相談、制度利用促進、後見人支援等の機能整備のための地域ネットワークづくりにおいて本人を見守るチームだったり、地域の専門職団体の協力体制、協議会であったり、コーディネートを行うための中核機関の整備、地域連携ネットワークの整備に向けた取り組みの推進がされていると思いますが、名寄市における地域連携ネットワークの整備状況についてお伺いをいたします。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) ただいま地域連携ネットワークについての御質問がありました。

本市におきましては、福祉、医療、教育、弁護士などの関係する方が日常的な業務や会議等においてつながりを持っているところであります。ふだんから連携がとれる関係にあることから、成年後見制度が必要な方の情報などもそれぞれ提供を受けながら随時対応することができている、そういった面では地域のネットワークができつつあるというふうに考えているところであります。現在成年後見センターができていますので、そういった成年後見に関する情報につきましてはセンターにすぐに集約されながら、必要に応じて速やかな対応を行っている状況にあります。議員からありま

した、国では成年後見制度の利用促進に向け、地域連携ネットワークの中核となる機関である中間機関の整備の方向性が示されているところであります。本市では、国が示しています関係者が集まり、協議するための協議会は設置をしておりませんが、成年後見センターの運営委員会については弁護士、司法書士、社会福祉士、民生委員の方々が委員を担い、それぞれの立場からそういう視点で専門的な御意見をいただきながら、その方に合った適切な対応をしているところであります。先ほど説明したように、本市については福祉、医療などの連携ネットワークもありますので、成年後見制度の利用促進に向けた制度についてはできつつあるというふうに思っていますので、さらにこういったネットワークを充実させながら今後とも取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 現在違った形で連携がしっかりととれているということですので、安心もしているところですが、やはりこの地域連携ネットワークについては非常に継続した連携が大事だと思いますので、引き続きお願いをしたいというふうに思います。

次に、広報、啓発についてお伺いをします。成年後見制度、日常生活自立支援事業について聞いたことはあるが、内容がよくわからない、また成年後見センターを知らないといった方もいることは承知をされていると思いますが、私も実際余り知られていないのが現状かなというふうには感じております。そこで、市としてさらに周知促進を図るための施策として現在行われていることを含めて、今後の広報及び啓発活動についてお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 成年後見制度の周知啓発活動ということでもありますけれども、平

成30年1月から専用の窓口として先ほどから言っています成年後見センターを社会福祉協議会に事業委託を行いながら、広報なよろや講演会など通して市民への周知活動を進めております。今後においても継続した周知啓発活動を行うことは大変重要だというふうに私どもも考えているところであります。平成30年の実績といたしましては、成年後見制度の普及、啓発の活動として出前講座を24回、これ町内会の民生委員児童委員の定例会議等で行っております。研修会を3回、相談会を10回開催しているところであります。議員おっしゃるように、1回周知すればいいというものでなくて、定期的に周知啓発活動することが大変重要だというふうに思っていますし、やっぱり自分に成年後見の必要性がないとなかなか頭にも乗らない状況があるというふうに思いますので、今後においても定期的にしっかりと市民に伝わるような形で、そういう工夫しながら周知啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） さまざまな取り組み等により周知促進は図られていることはわかりました。しかし、周知、理解をしてもらうということは本当に時間がかかると思います。引き続き諦めずに前向きによろしく願いをいたします。

今回の一般質問において、私が特に強調して申し上げたことは2点あります。1点目は、若年性認知症及び成年後見センターの部分で、支援体制について質問をさせていただきました。これは、子供、障がい者、高齢者を対象としたさまざまな支援体制、また、防災等含めあらゆる分野における支援体制についても言えることであり、ニーズの高い、低いではなく、支援体制をしっかり整備しておくことは市民からいつ相談を受けても、またいつ何が起きてもすぐに対応が可能であり、本来のあるべき姿というふうに考えていますので、

あらゆるところから見直し、改善を含めふだんからの支援体制というものを再度見つめていただきたいというふうに思います。

2点目に介護支援のあり方について質問させていただきましたが、支援のあり方についてはこれも同様に子供に対する教育支援、障がい者、高齢者に対する支援サービス、市民の皆さんに対するサービスにおいても言えることであり、各施設等において充実した支援、サービスを受けるためには現場で勤務される方々も満足のいく支援、サービスができる、またやりがいを持って勤務ができる勤務体制、勤務環境が重要であると考えますので、あわせてお願いをしたいというふうに思います。この点についてあえて答弁は求めませんが、今後さらに市民の信頼を裏切るような事案が起きないようにしっかりと支援体制、組織体制、支援のあり方等を含め確認をしていただきたいというふうに思います。

最後に、福祉とは全ての人の幸福を意味するものであり、市民と行政が連携、協力し、福祉のまちづくりがさらに推進され、これからも住み続けたいと思える優しいまちづくりにつながる計画事業になることを願い、質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

令和2年度予算編成について外2件を、倉澤宏議員。

○2番（倉澤 宏議員） 議長より御指名をいただきました。通告順に従い、大項目で3点について市のお考えをお聞きしてまいります。

初めに、大項目1、令和2年度予算編成についてお伺いをいたします。令和元年11月1日付で令和2年度予算編成に係る市長訓示が示されました。その中では、普通交付税における合併算定がえ特例措置分の減額、社会保障施策に要する額の増加、老朽化している公共施設、インフラへの対応など財政運営には多くの課題が山積しており、

楽観視できる状況ではないこと、また王子マテリア名寄工場の生産停止についても触れられ、それらを踏まえた上で市民ニーズの的確な把握、限られた財源の有効活用、効果的な事業の推進を念頭に総合計画、総合戦略の具現化、事業の選択と集中、持続可能な財政運営の維持を基本的な考えとして予算編成に当たるよう指示を出されたと思いますが、それらを踏まえ、小項目1、予算要求額における上限の設定についてお伺いをいたします。市長訓示では、厳しい財政状況であることを踏まえ、要求額に一定の上限を設けた予算枠配分の手法が示されました。この具体的な指示の内容と予算要求ベースで前年との要求額の比較についてお知らせをください。

小項目2、本年度予算から見る事業の選択と集中についてお伺いをいたします。予算編成における基本的な考えとして、事業の選択と集中について指示がこれまでの予算編成においても出されておりますが、編成後における選択と集中の具体的な内容が見えにくいと感じますけれども、今年度予算におけるこの指示に対する効果と令和2年度予算要求段階における対象とした主な事業についてお知らせをください。

小項目3、市民ニーズの的確な把握についてお伺いをいたします。例年この時期になると、各団体から新年度施策に係る要望などが提出され、本年においても各団体から要望書の提出があったところだというふうに思っております。今回の予算維持に当たり考慮すべき点として、市民ニーズの的確な把握についての指示が出されておりますけれども、それら要望とは別に個々の市民ニーズを把握するために位置づけている機会と各要望内容について、また施策への反映プロセス、各部局には具体的にどのような指示が出されたのかお知らせをください。

次に、大項目2、公共施設の整備と管理状況についてお伺いをいたします。これからの本市が進める各種都市計画やまちづくりの方向性を定める

名寄市都市計画マスタープラン及び名寄市立地適正化計画が追加議案として本定例会に提出されておりますけれども、これまでもそれぞれの計画の内容についてはパブリックコメントの募集や素案の説明会など市民に向けた内容が行われてきております。これらの計画が議決された後は、各計画に基づき将来に向けた名寄市のまちづくりが行われていくという期待感が持たれるところです。とりわけ名寄市立地適正化計画ではコンパクトなまちづくりを基本として、老朽化している公共施設の移転、建てかえにおいて一定の区域に都市機能を集約するという方針のもと名寄市公共施設等総合管理計画とも整合性を図りながら、立地場所を含めた各施設の整備計画が今後加速度的に作成されていくものとの認識のもとお伺いをしております。

小項目1、老朽化施設への整備計画についてお伺いをいたします。これまで老朽化施設の建てかえ等の改築整備に対する考えについては、立地適正化計画との整合性を理由として具体的な整備計画が示されない状況が続いてきておりましたが、計画の素案の市民説明等と並行して建てかえが必要とされる各施設については、総合計画(第2次)中期実施計画見直しのローリングでも議論がされ、整備の優先順位についても協議があったと思いますが、その状況についてお知らせをください。

小項目2、既存施設の維持保全に関する診断についてお伺いをいたします。現在使用している公共施設については、これまでも計画的な修繕工事を実施しながら活用を図っていることと思っておりますけれども、本年9月6日のサンピラー温泉浴場の天井部材の落下、また9月24日には名寄庁舎屋上において中央部に一部せり出している本会議場外壁タイルの崩落など、幸いけが人は出ませんでした。一つ間違えると取り返しがつかない施設の管理不全による事故が発生しております。今後降雪、積雪期を迎え、施設管理を担当する職員は改めて施設の維持管理について神経を使う季節に

入ると思いますけれども、市民や利用者はもとより、職員の安全確保のためにも日々の点検以外にリスクマネジメントの観点で既存公共施設の維持保全に関する診断など集中的な点検が必要と考えますが、見解についてお伺いをいたします。

小項目3、未使用施設の維持管理についてお伺いをいたします。本来の役割を終え、行政財産や教育財産から普通財産に移管された施設について一部適正な管理がなされず、景観、衛生、防犯面で問題があるものも見受けられますけれども、それら未使用施設の管理の状況についてお知らせください。

最後に、大項目3、労働人口減少下における人材の確保についてお伺いをいたします。行政報告にありましたが、9月末の名寄ハローワーク管内の有効求人倍率は1.50倍と求人が求職を大きく上回る状況が続いており、さまざまな職種において人材の確保に苦慮をしているという状況がうかがえるところです。国内の労働力人口が減少している中、地方においては人口減少も重なり、人材確保に関する環境は大変厳しいと考えております。

そこで、小項目1、現状の認識と分析についてお伺いをいたします。本市における人口減と労働力人口の現状、今後の推移についてどのように分析されているのかお知らせをください。

小項目2、人材確保が困難な職種への対策についてお伺いをいたします。北海道労働局のデータを見ますと、全道的に技術的職業では建築、土木測量、サービスでは介護や医療、医療助手、警備や建設、採掘等の職種の求人倍率が高く、人材確保が厳しい状況がうかがえます。本市管内の状況とそれらの職種に対する人材確保対策に対する今後の施策について見解をお知らせください。

小項目3、人材の育成についてお伺いをいたします。今後介護、除雪、ごみ収集など委託事業者の人材確保支援も含め、公共サービスを維持していくためにも専門職種を含めた人材の育成と地元定着を促す施策が必要と考えます。また、4月に

施行された改正入管法を受け、今後は外国人労働者の雇用受け入れについても本格的な対策が求められると考えますけれども、御見解についてお伺いをいたします。

以上、この場からの発言とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 倉澤議員から大きく3点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長から、大項目3は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、小項目1、予算要求額における上限の設定についてお答えいたします。令和2年度の予算編成については、11月1日付で各部署に市長訓令及び予算編成資料の提出について事務連絡を周知いたしました。今回予算編成に当たり、厳しい財政状況を踏まえ、各部からの予算要求額には一定の上限額を設定をした予算要求配分枠を示したところです。本市の平成30年度決算は、一般会計で約3億5,000万円の実質収支となったものの、実質単年度収支は約4億600万円と昨年度に引き続きマイナスとなっており、収支の調整に財政調整基金を取り崩したことから、基金残高も減少しております。また、歳入においては人口減少や王子マテリアの影響に伴う市税収入の減少の懸念、歳入の約4割を占める地方交付税では人口減少や合併算定がえの優遇措置の終了など今後大きな伸びは見込めない状況であることから、さらに歳出においても人件費、扶助費、公債費の義務的経費の増加や公共施設の老朽化への対応など多くの財政課題を抱えており、決して楽観視できない状況となっております。こうした一般財源収入の減少を十分に考慮し予算編成する必要があることから、各課における今年度の各事業別予算から義務的経費や繰出金、普通建設事業、単年度で終了する事業などを控除するとともに、特定財源を把握し、一般財源を算出、その合計約34億7,400万円から3%削減、約1億円です

けれども、33億7,000万円を各部に割り振らせていただいたところです。

次に、小項目2、今年度予算から見る事業の選択と集中についてお答えいたします。普通交付税の合併算定がえの縮減など今まで以上に一般財源収入の減少が進むことから、大変厳しい財政状況であることを踏まえ、より一層事業の選択と集中の徹底に取り組む必要があります。今年度においても、事業の選択では例えば老朽化した施設の対応や改めて事業のあり方や手法について協議が必要となるものについては、ゼロ査定とさせていただいております。一方、事業の集中では、名寄文化講演会市民実行委員会への負担金においては事業の継続性とその効果的な運営のため予算を隔年ではありますが、増額して対応することといたしました。また、ずっと住まいる応援事業では、これまでの市民ニーズの状況を踏まえ、当初予算から3,000万円の予算を計上させていただいたところです。また、総合計画の重点プロジェクトを初め緊急度、優先度の高い事業についてはしっかりと予算を計上し、市民生活の向上に十分寄与できるよう努めてきております。先月の議員協議会で説明いたしました中期財政計画のとおり、今後の財政運営においては少なからず基金に依存した財政運営になるものと考えており、そのためにも引き続き限られた財源を重点的かつ効果的に活用するよう令和2年度の予算編成においても事業の選択と集中の徹底を念頭に進めていく必要があると考えております。

なお、令和2年度予算に係る事業につきましては、現在財政課のヒアリング中であり、現段階では申し上げることはできませんが、年明けからの上部査定における議論によりしっかりと精査してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、市民ニーズの的確な把握についてお答えいたします。市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政に関する情報の共有を図るとともに、市民の声にしっかりと

耳を傾け、今まさに必要とされる事業や喫緊の課題解決に向けスピード感を持って取り組んでいく必要があります。そのため、新年度予算編成に向けた市長訓令や事務連絡においても多種多様化する市民ニーズを的確に把握し、予算要求に向けて検討するよう指示しているところです。市民サービスの向上を目指し、各団体等からの要望はもちろんのこと、まちづくり懇談会やさまざまな会議、委員会等でいただいた御意見を初め各種アンケート調査の回答なども参考にするとともに、職員一人一人が日常の業務において多くの市民の皆さんと接して得た意見やニーズの把握に努め、真に必要な事業や施策についてはしっかりと予算要求するよう各部において周知徹底しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは、大項目2、公共施設の整備計画及び管理状況についてお答えいたします。

小項目1、老朽化施設の整備計画についてですが、さきの議員協議会でも御報告させていただきましたが、本年度ローリング調整の結果、名寄市総合計画第2次中期実施計画で地域事業5事業を含めた計175事業について協議を行い、その中で老朽化した施設の今後整備のあり方についてそれぞれ議論をさせていただきました。協議においては、長寿命化を含めた整備の必要とされる施設のうち建てかえの必要な施設として市内各公立保育所、老朽化した学校教育施設、公営住宅、図書館や児童センターなどの生涯学習施設について現在策定中の名寄市立地適正化計画を念頭に置きつつ、民間活力の活用を含めた整備のあり方や手法、整備の規模や事業費などについて検討を行ったところであります。そのうち公立保育所については、老朽化の度合いや事業者の安全性などの確保を踏まえ、令和2年度に基本計画、基本設計に関する事業費を登載し、既存保育所の今後の整備のあり

方を含めて具体的な検討に着手することといたしました。そのほかの施設については、整備の必要性については認識しつつ、整備の規模や手法、事業費等についてさらなる精査が必要であり、また財政規律の観点から同時に多数の施設の整備を並行することは困難であると判断したことから、具体的な整備年次及び事業費については計画に搭載せず、さらに精査を進め、今後の予算査定やローリングの中で事業の実施を判断することといたしました。本市においては、今後厳しい財政運営が想定される一方、市民の利便性や安全性の確保から、老朽化施設の早期の対応が必要であることも事実であり、名寄市立地適正化計画を踏まえつつ限られた財源を有効に活用し、最大限の効果を発揮する手法について今後も検討してまいります。

次に、小項目2、既存施設の維持、保全に関する診断について申し上げます。現在各公共施設については、所管する担当部署において市民の皆さんが安全、安心に御利用いただけるよう日ごろから適切な維持管理に心がけております。そのため、施設において何かふぐあいや危険な箇所が見受けられたときは、まずは専門知識を有する建築課の技師に相談し、適宜対応するなど速やかな措置を講じ、施設の維持、保安全管理に努めているところであります。しかしながら、今回議員御指摘のとおり、老朽化が原因と思われる事故も発生していることから、改めて確認や点検作業の必要性について考えていく必要があるものと認識しております。これから策定していく個別施設計画の記載事項の中には個別施設の状態を記すこととなっており、点検、診断によって得られた個別施設の状態について施設ごとに整理する必要があります。ついでには、各施設の状態について次年度所管する担当部署と建築課の技師を中心に点検を実施し、その状態を明らかにすることで、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、未使用施設の維持管理と今後について申し上げます。本市においても本来の役

割を終えた、未使用となっているものの、解体には多くの財源が伴うため、解体できず、現在も残っている施設があります。日ごろから公共施設においては担当部署において見回りや点検など安全確認を実施し、しっかりと適切な保全や維持管理に努めているところです。しかしながら、現在未使用の施設については全てには行き届いていない部分もあり、市民の皆様から御意見いただくこともあります。そのため、臨時対応を含めながら引き続き少しでもきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目3、労働人口減少下における人材確保について申し上げます。

まず、小項目1、現状の認識と分析についてでございますが、国勢調査結果によりますと、直近の平成27年調査と平成22年調査を比較しますと本市の人口は3万591人から2万9,048人と1,543人減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口は1万8,597人から1万6,755人と1,842人減少しており、減少率では人口の5.0%に対し生産年齢人口は9.9%とほぼ倍となっております。住民基本台帳における直近のデータでも本年1月から10月末までで人口の減少252人に対して65歳以上が28人減少しており、本年1年間では64歳までの人口が300人規模の減少が見込まれており、生産年齢人口の減少が深刻となっております。今後の推移につきましては、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて将来人口の減少と生産年齢人口比率の低下が示されておりまして、議員御指摘のとおり、有効求人倍率も高い状況が続いておりますことから、人材の確保に向けた取り組みが必要と認識しております。

次に、小項目2、人材確保困難職種対策及び小

項目3、人材育成対策について一括して申し上げます。ハローワーク名寄管内の本年9月の業種別有効求人倍率では、建築、土木、測量技術者が1.160、大工、左官が1.700など建設関連が高く、作業員の高齢化や現場代理人の不足により多くの現場を請け負うことができないなどの声があり、市内事業所では対応できない専門工事について下請契約にて対応するなどの影響があらわれておりますほか、介護助手、歯科助手などが5.50、ホームヘルパー、ケアワーカーが3.27など看護、介護分野も高い状況でございます。本市では、現在新規学卒者の地元定着や人材確保対策として、介護職員の研修受講費助成や就職支度金、市立大学の就職支度金や奨学金返還支援及び給付型奨学金、市立総合病院の看護師、助産師学資金、保育士へは就職支度金や宿舍借り上げ支援などを行っております。また、商工業の人材育成に関しましては、経済情勢が大きく変化し、事業者数の減少や人材不足が続く中、平成28年度の名寄市中小企業振興条例に基づく商工業振興策の見直しの際には、人材確保養成事業の見直しを行い、事業所における人材育成の機会や資格取得などを後押ししておりますほか、人材開発センターへの支援を通じて技術の向上や資格取得などの機会を確保しております。また、商工会議所の取り組みに対しても支援を行っております。しかしながら、人口減少下において人手不足、人材確保が喫緊の課題となる中、市民サービスを維持するためには、議員が言われますように、人材育成と地元定着を促す施策が必要と受けとめております。今後専門職種を含めた人材の育成と地元定着に関して、商工業の分野では本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める基本計画の策定に当たり、より時代のニーズに合った支援制度の改定を含め検討してまいります。また、そのほかの分野につきましても、先ほど申し上げましたように、既に先行して取り組んでいる施策もありますが、並行して市内横断的な検討を進めていく必要があ

ると考えております。

本年4月に施行された改正入管法を受けた外国人受け入れに関して、新たな在留資格である特定技能では同一の業務分野内での転勤が可能でありまして、よりよい条件を求めて大都市圏に集中する懸念がありますことから、北海道においては本年3月、外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道を目指す姿として掲げた外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向をまとめました。経済の地域循環を促し、地域経済を活性化するためには生産年齢人口の増加が有効であり、そのための方策として国内の、とりわけ地方の人口減少を抑えることが厳しい現状において、外国人材の受け入れは有効な手段と認識しております。そうした中、名寄市立大学や上川北部地域人材開発センターを有する本市の優位性を考慮し、外国人材の受け入れに関しては市内事業所などの人材確保対策としてはもちろんのこと、より広域な地域経済活性化に資する方策を含め研究していくことは重要ではないかと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、改めて御質問させていただきたいというふうに思います。

大項目1、小項目1の予算要求における上限額の設定について御答弁をいただきましたけれども、中村部長の御説明では一般財源において前年比1億円減の上限枠を、上限の設定をして、各部に予算配分をしたというような御説明があったと思います。これを受けて、今年度予算要求段階での一般会計歳入歳出予算総額、幾らに積み上がったかお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 一般会計についての総額ということで、今回11月末までに取りまとめをした内容ということの御質問かというふうに思います。一般会計ベースで各部局から上がって

きた要求額ですけれども、歳入が194億857万円、歳出が210億7,592万4,000円ということで、差し引き16億6,735万4,000円という状況になってございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。当初予算要求段階で歳入歳出16億円足りないといったような状況が今年度の予算要求であったということで確認をさせていただきました。一般財源ベースで1億円当初予算段階での減額ということで、この1億円減額要求をさせたということで、市民サービスに具体的に出てくる影響という、考えられる部分でもしございましたら、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今回各部局に割り振りをさせていただきました予算要求の配分枠につきましては、基本的に義務的経費といいますか、旅費ですとか需用費あるいは物件費が多いということで、目標額1億円ということで各部のほうに調整をするようにということの指示をさせていただきましたが、いただいたところということで、議員御質問のように、それぞれ市民生活に、あるいは市民サービスに影響が生じないかということについては、今お話ししましたように、直接市民サービスに影響するような減額の内容ではないということで御承知をお願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） 直接市民サービスには影響ないという部分でお答えありましたけれども、間接的には何かしら出てくるという部分も含まれているということでもいいのかどうなのか。また、具体的な各団体の一般財源を財源としている補助金であったり負担金、こちらについては予算枠配分の対象としていないのかどうなのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 済みません。私の言い方も悪いかなというふうに思いますけれども、間接的にと言われたらどこまでということはちょっとなかなか言えないのですけれども、今議員が御質問をさせていただきます補助金ですとか負担金、その部分については今回特に予算編成の中で削減をとというような指示は出していないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 倉澤議員。

○2番（倉澤 宏議員） ありがとうございます。いずれにしても、要求段階で16億円歳入歳出を比較すると不足しているといった状況ですので、この小項目2でもお聞きをしましたけれども、選択と集中というところで予算編成に当たっていかれるのかなというふうに考えております。この間恒常的に継続されてきている事業であったり、またイベント的なもの、数多くあると思うのですが、今回の予算編成に当たって中村総務部長の事務連絡の中でも一般財源、収入の減少を職員一人一人が十分意識をし、であったり年度途中で一般財源が増額しないよう、また既存事務事業の見直しを図って一般財源を確保することといった指示が出されて、その中で一般財源という言葉が非常に多く使われている状況にあります。スクラップ・アンド・ビルドの観点で事務事業の見直しを行うといった部分で、改めて今後の予算編成において重点的に考えられる部分、過程の中でもしお考えがあれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 済みません。私の段階ということで今お話があったのですけれども、まだ私の段階では各部局から上がってきた部分について予算査定とかということではやっておりませんので、内容について今後どういうふうにしたらいいかということについてはこれからということになりますが、スケジュール的には12月までに今財政課におけるヒアリングを終了し、来年1

月から市長、副市長査定ということになるかと思っ
ていまして、その中では特に建設事業初め多
くの事業について改めて市長、副市長の査定の中
で今後名寄市が将来に向けたどんな事業が必要なの
か、その辺も含めて十分協議がされるものとい
うふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 予算編成に向けての取
り組み、年明けの上部査定の中でまた改めて編成
作業に当たっていくという部分で今お話ありまし
たけれども、小項目3の市民ニーズの的確な把握
についてということでお答えもいただきましたけ
れども、ニーズの把握についてまちづくり懇談会
であったり、また現場の職員が市民と接する中で
あったりというようなお答えがございました。実
際このまちづくり懇談会、私9カ所実施した中で
8カ所出席させていただきました。実際これ町連
さんの事業でということ認識はしておりますけ
れども、現実的に事務局が、企画課の職員がされ
ているといったところでありましてけれども、この
まちづくり懇談会のあり方、前段名寄市からの説
明、それに対する質疑で全体で大体1時間半の部
分で、1時間近くを費やして、なかなか市民の率
直な意見であったり、ニーズの把握につながっ
ていないような印象を受けた部分がございます。そ
ちらについて、町連さんの事業ですけれども、実
際事務局を持たれている企画課、総務部長の所管
でありますけれども、そちらについて今後町連さ
んと協議しながらあり方について見直しも含めて
検討していく余地があるのかどうなのかお伺いを
したいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今まちづくり懇談会
ということで、ほぼ、8回も参加をいただいでい
るということでお礼を申し上げたいというふうに
思いますが、倉澤議員は昨年もきつと参加をいた
だいでいるのかなというふうに思っています。そ

れで、昨年とことしとまち懇が随分説明の時間に
費やしたという状況は議員も御承知かなというふ
うに実は思っておりまして、今回午前中の質問の
中にもありましたいろんな案件がございまして、
公社だったりというようなところでちょっと説明
の時間が確かに長かったなというふうには思っ
てございます。まちづくり懇談会については、アン
ケートなどもとらせていただいて、参加した皆
さんからの意見集約、これからまたさせていただ
くということで、その辺については町連のほうと
また協議をさせていただければというふうに思っ
ているところです。私どもは、このまちづくり懇
談会、新年度予算に向けては大変重要な市民の皆
さんの意見を聞く場ということで認識をしており
ますので、今後とも町連と連携をしながらやっ
てまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) まちづくり懇談会にお
いては非常に重要な機会だというふうに捉えてい
るというようなお話がありました。なかなか独自
にああいう場をつくっていくというのは非常に大
変な作業だというふうに思いますので、そうした
事業をしっかりと利用しながら市民ニーズの把握
に取り組んでいただきたいなというふうに思っ
ております。また、各種要望の部分で、先ほどもお
話をさせていただきましたけれども、私どもの議会
のほうでも東議長名で9月6日付で市議会と市民
の意見交換会のいただいた中で内容を精査した
上で、市長に見解をお伺いしたということで経過
がございまして。内容については、地域公共交通、
町内会活動と地域コミュニティー、空き地対策、
スポーツ施設の整備、難病支援体制、JR名寄高
校駅新設、6点について精査した中で市長のほう
の見解をお伺いしたところですけれども、いただ
いた回答内容、改めて拝見をさせていただきました。
当然各所管に質問内容、要望内容を割り振りを
されて、回答をいただいでいるところだという

ふうに思いますけれども、中身ちょっと拝見するとなかなか前向きな回答が得られていないといった部分がございます。この中に市長の思いも含めて入っているのかどうなのかというところの確認とあわせて、今お話しした6点の中で新年度の中で具体的に予算編成の中でも協議は必要だというふうに思われるところ、市長のもしお考えあればお聞きをしたいというふうに思っております。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 本年7月の市民との意見交換会、市議会の主催で多くの貴重な市民の皆さんの声の拾い上げとその中から6点にわたり御提言をいただきました。名寄市としても真摯に受けとめさせていただいています。今回の市議会からの要望を初め各種団体等から要望、意見をたくさんいただいております。これらの内容については、当然担当部署で精査をし、状況に応じて現場も確認をしながら、あるいは総合計画や各種施策との調査、関係機関との協議などを行いまして、市民ニーズ、事業効果、優先度など予算化を含めて事業の必要性を慎重に検討して回答いたしているところであります。限られた財源の中で最大の効果を出せるように予算査定でも指示をしております。今後も予算策定の中で引き続きこれらの協議に努めてまいります。よろしく願いをいたします。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 事業の必要性、優先順位をつけてというような内容だというふうに思うのですけれども、新年度予算編成の中で各所管ともしっかりと議論しながら予算編成に当たっていただければというふうにお願いをして、次に移りたいというふうに思います。

大項目の2番目、公共施設の整備と管理状況についてお伺いをしてまいります。1点目、老朽化施設の整備計画についてということで、先ほど石橋部長の御答弁にもありましたけれども、ローリングが実施されたと。総合計画第2次の中で具体的な話が出てきました5事業、保育所、学校、大

学、公住等、社会教育施設も含めて検討を行ったというところでございます。具体的な部分として、保育所についてはこちらの議員協議会でも説明のあったローリング調整後の資料の中で具体的に令和2年度において4,437万円の予算というか、金額が計上されているといった状況がありまして、先ほどの御説明では基本構想、基本計画、基本設計について入っていきたいというようなお話でしたけれども、これも来年度の事業なのですけれども、具体的にこれ建てかえの場所というのはもう決定しているということで考えてよろしいのですか。よろしいかどうかお伺いをいたしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今回は令和2年度で予算をローリングの中で計上させていただいておりますけれども、来年度の想定としては、今おっしゃったように、基本計画、基本構想といった部分に着手する上で場所も含めて検討に入るといったようなこととなります。どのような、今公立では3公立保育所があって、南、東、西と、その3つが老朽化施設としてありまして、その部分をどういった配置にしていくのかといった部分を含めて、建てる場所も含めての構想というふうになっております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 場所の選定も含めて令和2年度の事業予定ということで今御説明ありましたが、これ今のお話だとかなりスピード感を持っていかないと令和2年度の事業に場所の選定、基本構想、基本設計をおさめるということかなり難しいのかなというふうにちょっと感じるところなのですけれども、そちらについてはどのようにお考えになって、スケジュール感的には考えているのか、もしわかればお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) スケジュール感という部分での具体的にお示しする、御説明するものちょっとないのですけれども、基本的に今申し上げたような建てる場所等も含めて、今後の公立保育所のあり方を含めた構想を1年間でしっかりと練らせていただきたいということで、その一定の方向性が見出された段階で当然議員の皆様、それから住民や保護者の皆様にも説明をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 統合も含めて建設場所の協議をしていくということで、もちろん今お話ありました保護者、また地域の方、それぞれの意見を聞きながら構想のほう策定をしていただければというふうに考えております。

また、これローリングの中では具体的に出てきていないのですけれども、こちらも老朽化が進んでいて、新たな設置に向けた協議の話もあるのかなというふうに思いますけれども、大学教育の充実には出てきておりませんが、大学の学生寮、こちらについて何かローリングの中で協議経過があれば、お知らせをいただきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 渡辺大学事務局長。

○市立大学事務局長(渡辺博史君) 学生寮の関係で御質問いただきました。学生寮につきましては、近隣市の状況を踏まえて、学生確保の面も含めましてローリングの中でも市長から指示があったというところもございます。ただ、まだ今のところ具体的な議論は進んでいないところでありますが、今回名寄市立地適正化計画の中で町中への誘導策として学生寮にかかわるような内容もありましたので、この名寄市立地適正化計画につきまして、大学の管理職会議であります部局長会議で共有させていただきまして、意見交換したというところであります。学生寮整備の議論の中で建設場所ですとかかなり重要な部分でもございます。

大学の近くなのか、それともアルバイトの学生もいたり、地域との連携なんかも考えながら、町中がよろしいのか、あと町中でした場合に冬場の大学までの足の確保をどうするかだとか、講義時間に合わせたようなバスの運行は可能かだとか、そのようなことがその部局長会議の中で意見が出ております。今後は学内、そして学外でさまざまな意見交換をしながら学生寮整備の議論を深めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) いずれにしても、老朽化が、今既存の学生寮、進んでいるということで、職員も維持管理、なかなか苦勞されているような話もありますので、こちらも当然限られた財源の中での施設整備ということで優先順位をつけての中にはなってくると思うのですけれども、先送りなかなかできない部分なのかなとも考えておりますので、ぜひともスピード感を持った協議をお願いをしたいというふうに思っております。

続いて、先ほどちょっとお話をさせていただいた庁舎の壁の崩落であったり、サンピラー温泉の天井の部材落下のお話しさせていただきましたけれども、施設の維持管理を行っていく中で、9月の決算委員会の中でもお話ししましたけれども、集中的な点検といった部分では本当に市民、職員も含めた安全対策という中では、今後老朽化してきている施設が多い中では必要なのかなというふうに考えております。名寄市公共施設整備等総合管理計画の中にも管理の基本的な考えの中でこうした集中的な点検が必要だというようなことも記載されております。新年度、大きな公共事業が、建築事業に関しては今のところ予定がはっきりと見えていない状況ですので、一定程度建築団体等に依頼をして、予算も確保しながら、公共施設の部分、老朽化しているところを一斉点検というような事業が新年度の予算編成の中であってもいいのかなと。これについては、人材の確保、育成も

含めてですけれども、あわせて企業の技術的な部分の向上を図る意味合いからでもこうした取り組み、検討してもいいのではないかとこのように考えておりますけれども、こちらについての御見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 施設管理において現状老朽化をしている施設がふえてきているということで、少し一斉点検といいますか、そういう取り組みをしたらいかがかという御意見だと思っておりますが、率直に申し上げまして、公共施設の整備計画、個別計画がありますけれども、その中でも確かに議員言われるように老朽度合いについては把握をするようにということになってございまして、令和2年度に計画をつくるということでありまして、それにつきましては基本的にそれぞれ担当の部署でやはりしっかりと自分の施設を点検するというのを基本に、なおかつなかなか専門的な見地、見方もできないかなというふうには思いますから、そこは建築課との連携の中で現状は点検をさせていただきたいというふうに考えているところです。

なお、議員のほうからございました公共事業の関係につきましても、なかなかその年度によりまして公共事業、前年よりも少ないというような状況も確かにあるかというふうに思っているところでございます。この後要望などもいただけるような日程にもなっているというふうに思っています。またその中で意見交換などをしていければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 施設の点検、建築課の職員とも連携をしながらというところでもございましたけれども、なかなか職員の部分でも限られた人数の中でやられているといったところでございます。建築事業がない中でそうした公共事業の創出するといった部分でもまだ予算編成の中で協議の余地があるのであれば、そうした、一斉点検と

いっても一遍にということではなく、年次計画立てながら建築団体、建設業団体含めてそうした事業を創出できないのかといったところ、要望等も実際受けている経過もありますので、御検討いただければというふうに思っております。

続きまして、未使用施設の維持管理についてということで、具体的な部分でお話をさせていただきますと、旧公設卸売市場、競り場の跡の部分、こちらについては未使用状態結構長くなっておりまして、窓ガラス等も割れたままの状況になっているといったところがあります。あわせて今回の定例会、補正予算として4款衛生費、塵芥収集処理事業費の中で補正が85万8,000円上がりました防水工事ですけれども、旧風連町農産廃棄物処理場、こちらについても屋根が破損していたといった部分での補正予算でしたけれども、こちら長い間使われていないといった部分、こちらそれぞれ今後解体含めた整備の予定と跡地の活用について議論経過があればお知らせをいただきたいなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 公設卸売市場の関係についてまず申し上げたいと思っておりますけれども、議員御指摘のとおり、一部卸売、競り場ですか、の施設の窓ガラスが割れているというような状況も確かにあるところでございます。現状維持管理については夏に施設内の草刈りを行っているということで、所管のほうでそれぞれ対応をしているところでございます。議員のほうは特に解体ですか跡地利用についてということで御質問だったかなと思いますので、現状あそこの施設、敷地については一部株式会社道北藤田生鮮さんですか、貸しているところがございまして、そのほかの競り場の部分については今特に使っていないということで、年々老朽化が増えてきているということで維持管理も大変になっているというのが正直なところでございます。御承知のとおり、平成30年に自衛隊名寄駐屯地のほうから隊員の宿舎とし

てこの土地の利用できないかということで、可能性についてということでお話がありました。私どもとしてはぜひ、名寄市、人口減少の中で一定の自衛隊の皆さんの人口の確保ですとか、経済にも波及をするというようなことも含めまして、市長の定例の記者会見の中で前向きに検討させていただきたいということでお話をさせていただいたところがございます。それ以降少し自衛隊のほうとも協議をさせていただいてきましたけれども、現段階ではまだ確実に防衛省のほうで予算づけができるかどうかというようなところまではちょっと確認ができていないということで、その協議がしっかりと調べれば既存の施設の解体費用について予算化をしていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 私から旧風連町で使用してありましたごみの処理施設であります風連町農産廃棄物処理施設の部分についてお話しさせていただきます。

本施設につきましては、現地調査によりまして屋根が大きく破損している状況が確認されましたので、ダイオキシンの流出を防止するために本年度につきましてはシートや工作物によります被膜や保護を行いまして、雨や雪が焼却炉に浸入しないような防止対策をとっております。また、あわせまして対策箇所の破損を予防するために屋根の撤去を行っている状況となっております。本施設につきましては、できるだけ早期に解体の必要がある施設と考えておりますけれども、解体に当たりましては初年度にダイオキシンなどの調査や解体計画を策定し、翌年度に工事を行うといえます複数年の事業となりますことから、今後の予算協議の中で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 倉澤議員。

○2番(倉澤 宏議員) 先ほどもお話ししまし

たとおり、なかなか建築事業が当面の部分で見えてこない中、解体も含めて計画的な事業の部分、予算確保もお願いをして、時間となりましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域で取り組む部活動のこれからについて外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点を順次質問させていただきます。

まず初めに、大項目1、地域で取り組む部活動のこれからについて、小項目1、市内各中学校における部活動の現状と課題についてお伺ひいたします。本市には名寄中学校、名寄東中学校、風連中学校、智恵文中学校があり、それぞれが部活動を設置していますが、生徒数など違いもあり、各校ごとに取り組まれている部活動もさまざまです。現状と課題についてお知らせください。

次に、小項目2、市内各団体や少年団との連携についてお伺ひいたします。部活動は、主に教職員の方々が顧問となり、支えられて活動していますが、教職員の負担軽減、昨今の働き方改革の観点からも各関係団体、少年団、外部指導者との連携が不可欠となっております。現在の取り組みについてお伺ひいたします。

次に、小項目3、地域で支える部活動運営のこれからについてであります。本市においても近い将来、特に団体競技種目の部活動が存続困難になり、休部、廃部になることが予想されます。先日地域経済を支えてきた王子マテリア名寄工場の生産停止の発表は、本市の経済のみならず、人口減

少と少子化による生徒数減少にも多大なる影響を及ぼすものと思われます。今後ますます1校だけで団体競技のチーム編成ができなくなるなど、部活の選択肢が減っていく可能性が加速の一途をたどるでしょう。そのようなことから学校単位の活動にとどまらず、より広域的な取り組みが必要となってくるのではないのでしょうか。日本中学校体育連盟の調査によりますと、単独の中学校では部員数が少ないため複数校で試合や練習を行っている部活動の合同チームが全国で既に1,000を超えたとのことです。また、平成30年3月にスポーツ庁が運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを策定しており、その中で外部指導者の協力、確保、総合型地域スポーツクラブとの連携、複数校による合同部活動、またシーズン制などによる複数種目実施などの取り組みによって子供たちがよりよい環境で運動できる機会の確保、充実を挙げているところであります。時代の流れとともに変わりつつある部活動運営のあり方として、自治体主導の部活動へ移行していくなど合同部活動や総合型地域スポーツクラブの展望について伺います。また、風連地区や智恵文地区などの地域から参加できる取り組みとして、スクールバスを活用した合同部活動の可能性について伺います。

次に、大項目2、子供、子育て支援について、小項目1、子育て世代の労働実態について伺います。本年10月より施行された3歳児からの幼児教育無償化に伴い、子供が3歳になるのを機に働きに出る女性がふえると予想されます。本市の子育て世代の母親の就労状況について伺います。

男女共同参画が叫ばれている中、本市においても女性の社会進出や地位向上のため男女共同参画セミナーを開催し、また男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者、個人及び市民団体を表彰するなど女性活躍の推進を図っているところであります。保育の面においても認定こども園、保育

所、幼稚園、認可外保育施設、さらにはファミリー・サポート・センター事業など子育てをしながらでも働けるよう支援を行っていることと思えます。ですが、いざ社会進出を試みても資格や経験がないこと、一旦仕事から離れていたことなどから、就職先の選択肢が狭まってしまうのが現実です。そこで、子育て中の母親のための資格取得講習や職業訓練環境と実態について伺います。子育て中の女性も生き生きと働ける基盤づくりが重要であり、また昨今の人口減少による労働人材不足の観点からも市が主催、または上川北部人材開発センターとの共催や協力のもと託児サービスつきの職業訓練を行うことについて提案し、見解をお伺いいたします。

次に、小項目2、保健センターの役割についてであります。現在子育てに関するさまざまな支援が保健センターで行われています。横断的な包括支援として今後の役割及び具体的な運営についてお聞かせ願います。

次に、小項目3、子供、子育てに関する情報の取得について伺います。現在の予防接種、健診等の各種案内や情報共有についての現状とあり方、また今後の課題について伺います。本市では、健診等の案内は郵送で各家庭に送られております。また、子育てに関する情報は広報なよろを通して知るか、または市のホームページにアクセスすることになるのですが、育児や家事、仕事で忙しい母親がスムーズに情報を利用できるよう母子手帳アプリの導入を提案させていただきます。ICTを活用した新たな子育て支援策として、妊娠中から出産、子育てまで切れ目のないサポートができ、また自治体からの案内やニュースの発信もできることから、母子保健サービスの向上が期待できます。考え方について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 改めましてこんにちは。

は。五十嵐議員からは、大項目2点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、地域で取り組む部活動のこれからについて、小項目1、市内各中学校における部活動の現状と課題についてお答えをいたします。中学校における部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図ることが求められております。そのため、本市の各中学校においては校内組織に部活動委員会を位置づけ、指導方針や活動の決まり等について共同理解を図ったり、定期的に顧問会議を開催して、各部の活動状況等を確認するなど学校全体で組織的に活動の充実に努めてきております。部活動を実施するに当たっては、家庭、地域との連携、協力が不可欠でありますから、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力を得たり、関係団体等と連携をしながら進めております。また、保護者会等を設置し、指導方針や活動状況等について理解と協力を求めるなど、学校と家庭が一体となって部活動の充実に努めております。具体的に今年度名寄中学校では野球、バスケット、バレーボール、ソフトテニス、バドミントン、スキートの運動部と吹奏楽、美術、パソコンの文化部が設置され、加入率は82.4%となっております。名寄東中学校は野球、バスケット、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、バドミントン、スキートの運動部と吹奏楽、美術、ボランティアの文化部が設置され、加入率は82.2%となっております。風連中学校は野球、卓球、ソフトテニス、剣道の運動部と吹奏楽の文化部が設置され、加入率は82.5%となっております。智恵文中学校はバドミントン部のみの設置で、加入率は47.1%となっております。市内全体では、全生徒の81.3%が部活動に加入している状況となっております。

部活動の課題といたしましては、少子化や教員の減少に伴い部活動の数が減り、希望する部活動が設置されていないなど選択肢が少なくなってきたことが挙げられます。また、教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすと授業準備や教育相談、生徒指導などの公務に支障を来すこと、土日に開催される大会等への引率は教員が行っていることから、指導に当たる教員の負担が大きいことなどが挙げられております。このため、各中学校では定期的に部活動休止日を設定したり、できる限り複数の教員が指導する体制を整えたりしております。

次に、市内各関係団体や少年団との連携についてお答えします。部活動を実施するに当たっては、地域、家庭との連携、協力が不可欠であることから、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力を得たり、各種団体等と連携しながら進めております。例えば運動部活動においては、各種スポーツ団体の指導者から指導を受けたり、そのスポーツ団体が主催する大会に出場している種目があります。また、各種スポーツ団体と連携を図りながら活動している種目もございます。教員とともに部活動の指導に当たる外部指導者につきましては、現在3校、4つの種目で17名の方に活躍していただいております。教職員の負担軽減につきましては、各中学校において生徒や指導者に過度の負担をかけることがないように北海道教育委員会の北海道の部活動のあり方に関する方針を活用するなどして、学校全体での組織的な部活動の指導体制をつくとともに、学校と家庭、地域が連携を深めた効果的な部活動運営を推進するようお願いしてまいります。

次に、地域で支える部活動運営のこれからについてお答えをいたします。御質問にありました総合型地域スポーツクラブは、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブで、子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が初心者からトップレベルまでそれぞれの志向、

レベルに合わせて参加するものです。一方、中学校の部活動は、先ほども述べましたとおり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図ることが求められています。また、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもので、生徒のニーズや安全の確保、指導内容、教師の長時間勤務の解消等の観点などを踏まえながら校長が設置するものです。地域全体でスポーツや芸術、文化等の活動ができる環境を整備していくことについては、学校と地域が協力、連携しながら、ともに子供を育てるという観点からも重要なことであり、今後は教員の負担軽減や部活動指導員等の協力、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実の観点から地域のスポーツクラブなどとの連携も必要になってくると考えられます。

次に、合同部活動についてお答えをいたします。近年生徒数の減少や運動以外の活動への興味、関心の高まりなどにより運動部活動への参加生徒数が減少し、学校単位では運動部の活動を組織し、継続することが困難な事例が起きてきています。このため、少人数の運動部にも大会参加の機会を与え、スポーツをやりたいという生徒の願いに応えるという趣旨から複数校での合同運動部活動を実施する学校が増加してきております。日本中学校体育連盟による令和元年9月の調査においては、1チームの選手数が多いサッカーや野球などの団体競技を中心に全国で19競技、1,074チームの合同部活動が設置されました。北海道においては185チームが設置されております。北海道中学校体育連盟においては、北海道中学校体育大会にかかわる複数校合同チーム編成規定が定められています。規定によりますと、複数校合同チームは日常において学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して合同チームの練習が計画的に実施されていること、対象種目ごとで大

会出場に必要な最低人数を満たしていないチームであること、さらに地区大会の範囲内にそれぞれの学校があることが編成の条件となっております。学校は、これらの編成の条件を満たし、教育上合同でのチーム編成が必要であると学校間で合意された場合、地区中体連の承認を得て、複数校による合同部活動を編成することができます。本市においては、風連中学校と下川中学校の野球部が合同チームを編成し、日常の活動や大会に参加しております。合同部活動における移動については現在保護者が対応しておりますが、スクールバスの利用については児童生徒の送迎という本来業務との兼ね合いもあり、厳しい状況にあると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 私からは、大項目2、子供、子育て支援についてお答えいたします。

初めに、小項目1の子育て世代の労働実態についてですが、本年10月から実施されました3歳以上児の幼児教育、保育の無償化に伴い、これまで就労していなかった母親の就労状況に変化が生じ、就労を希望する母親がふえると予想されているところです。名寄市においては、本年1月に実施した子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査において母親の就労状況を調査しておりますが、就学前児童の保護者においては6割弱の就労状況であり、小学生の保護者においては8割弱の母親が就労している状況にあります。本年11月には、市内幼児教育、保育施設を利用している全世帯に無償化がスタートしたことによる環境の変化に対する意識調査を実施してきております。調査結果の状況としましては、3歳以上児の家庭における就労状況は本年1月のアンケート調査時点より若干の増加があるものの、おおむね同様の就労率であり、現在母親が就労していない家庭のうちすぐにでも就労したいと回答して

いる母親が2割程度という結果で、大きな変化はありませんでした。このことから、当市の母親の就労状況として、無償化に限らず就労を希望している家庭が多く、子供を預け、働く家庭が増加していくものと分析しております。こうした状況において、母親が就労するためハローワークでの職業紹介のほか、上川北部地域人材開発センターにおける職業訓練が行われております。職業訓練では、全体的には土木などの作業講習が多い状況ですが、OAに関する講習や介護にかかわる講習も開催されております。名寄市といたしましては、就労に伴い子供を預けなければならない家庭がふえてきている状況において、その預かり先を確保するため次期子ども・子育て支援事業計画において必要な施策を計画していけるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2の保健センターの役割についてですが、全国的に少子化が進行するとともに、地域のつながりが希薄化する中、本市におきましては母子健康手帳交付時の転勤者割合が4割以上を占めている状況にあることから、地域的な特徴として身近に子育ての相談やサポートを受ける知り合いなどがいないなど子育てに対する負担や不安、孤立感が高まりやすい環境にあると考えております。そのため、保健センターにおきましては、子供が健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊産婦健康診査や、産後ケア事業など妊娠、出産の初期段階における支援の強化を図りながら、乳幼児健診や子育て支援のための教室及び相談、家庭訪問などのきめ細やかな母子保健事業を展開し、切れ目のない支援体制の充実に向けた取り組みを進めてきております。国は、妊娠期から子育て期までを通して関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施する仕組みが必要であるとして、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指し、推進しております。本市におきましても、令和2年3月から保健センター内に子育て世代包括支援センター事業として

開始に向けた準備を進めているところであります。本市の子育て世代包括支援センター事業は、現行の母子保健事業を基盤とし、保健センターに子育ての総合相談窓口としての機能を付加しようとするものです。具体的には、母子健康手帳交付時に保健師が子育て応援プランを作成し、その人に合った子育てができるような情報提供や一体的な支援をしてまいります。また、子供の発達や家庭の状況に応じて母子保健コーディネーターである保健師と本年4月から開始しているこども未来課の子ども家庭総合支援拠点事業の相談員などが一体的に支援してまいります。さらに、医療機関や基幹相談支援センター事業ほけ、子育て支援サービス機関、教育委員会、児童相談所等の関係機関との横断的で包括的な連携によりさらなる強化を図り、一人一人の子育てに寄り添った切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、小項目3の子供、子育てに関する情報の取得についてですが、現在予防接種や健診等の母子保健事業に関する情報発信は個別通知を基本に母子カレンダー、子育てガイドブック、ホームページ、電話、訪問等を通じてきめ細やかな周知に努めてきております。現行の各種周知により、予防接種の接種率は接種期間を終えるまでには流行を免れることができる95%程度で推移しております。乳幼児健診の受診率については、いずれも99%以上となっていることから既存の周知方法は一定の成果があると考えております。未受診や未接種となっている方は、情報が届いていないというよりは仕事の都合や体調不良によるものが多くあります。中にはお子さんへの関心がなかなか向けられないなど支援が必要な状況を抱えながら子育てをされている場合も見受けられております。そのために、一方的な通知ではなく、電話や訪問などの対話による個別性を重視した丁寧な対応に努めているところであります。母子手帳アプリについては、現行さまざまな無料アプリがあり、関心のある方は自分の好きなアプリ活用して情報

の管理を行っている姿も見受けられますが、現在のところ保護者からは母子手帳アプリの導入に関する要望は寄せられておりません。一方、アプリへの通知は多数送られてくるため見逃すこともあるようで、郵送での案内は確実に手元に届き、確認できることから、現時点では母子手帳アプリの導入予定はございませんので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それではまず、大項目1、部活動に関するところの小項目1のほうから。当市内各中学校における部活動の現状と課題についてのところなのですが、市内4つの中学校に設置されている部活動の種類と加入率についてはお話をいただきました。その中で今後廃部や休部になる可能性や懸念のある部活動があればお知らせしてください。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) さきの質問でもお答えいたしましたけれども、風連中学校の野球部については、部員数が確保できないということで、現在下川中学校と合同で行っているということでございます。もしこれが合同で行えない場合はやはり休部か廃部になっていくということだというふうに考えておりますし、またクラブ、部活動によっては例えば3年生が中体連で引退した後に1、2年生だけでは数というのでしょうか、参加する人数に達しないで、大会に出れないという状況もあるというふうに学校のほうからは聞いております。ただ、その部活動につきましては4月の新年度に新しく1年生が入ってくればまた再活動できるということで、そこまで地道に部員の中で活動しているというような状況もお聞きしております。いずれにいたしましても、五十嵐議員からもございましたけれども、いわゆる団体競技と言われる部活動については少子化等も含めてさまざまな要

因があって、今後も1つの学校できちっと部活が成立するのかなということに関しましてはちょっと予断を許さない状況にあるのかなというふうに考えてございます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 部活動の課題として、もちろん生徒が少なくなるということで部活動が継続できないという心配もあるのですが、あとは部活動の担当の顧問の先生方の負担がやはり大きいということで今お伺いしたのですが、日々の業務の中で授業の準備をしながら、また部活動も見ているとのことだと思います。実際には教職員にとって負担が大きいことから、どのような方策、また対策をとられているのかについてお伺いしたいです。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 部活動の指導につきましても、教員が占めるウエートがかなり多くなってきてございます。また、その弊害といたしまして、指導したことがない競技ですとか、その競技をやったことのない教員の方というのもやはりどうしても全体の枠の中で各部に割り振ると言ったら失礼な言い方かもしれませんが、担当していただいているということで、特に複数教諭の配置ということも大事なことです。そういう経験のない先生の方にも部活の顧問になっていただくというような状況もあるというのが現状でございます。それとまた、これからの部活動の課題といたしましては、そのような課題を受けまして、国においては平成30年度に運動部活動、文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというのを作成をしております。本市におきましても、そのガイドラインに基づきまして名寄市立学校の部活動に関するガイドラインというのを今年度作成しております。これは、部活動が地域や学校、競技種目や分野、活動目的などの多様性がある中において、部活動が今後も最適に実施されていくことを目指してガイドラインを作成してい

るものでございますけれども、具体的には各部において年間活動計画を作成をすると。教師や生徒の負担が過度とならないような年間計画にすることが1点と、さらに平日1日、週末1日、平日というのが月曜日から金曜日なのですけれども、そのうちの1日、また週末、土日、祝日等に1日以上以上の休養日を設けると。また、活動時間につきましても、平日につきましては2時間以内、週休日につきましても3時間程度の設定としているというようなガイドライン的なものをつくりながら、部活動が今後も持続的に運営できるように考えながらガイドラインを策定しておりますし、教職員の負担軽減にもつながるのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 年間計画を作成しているということなのですが、そちらのほうを後でチェックをするような体制はとられているのでしょうか。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) この年間計画につきましては、年度当初に学校長に提出をすると。学校長は毎月計画どおりきちっとその部活が進んでいるかというチェックをなさいたいというようなことで、ガイドラインの中でも触れさせていただいているところでございます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) そのような体制がとられているということで、働き方改革のほうも進んでいくのではないかなと思います。

次に、小項目2、市内各団体や少年団との連携についてのところなのですが、市内中心地区である名寄中学校や東中学校では、部活動も一定数の数があると考えられます。また、少年団等の活動にも参加しやすい環境にあるのではないかなと感じるところであります。特に風連地区や智恵文地区においては部活動も限られているところな

どから、地域の各種団体等とどのような連携が図られており、また効果等お伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 特に風連地区、智恵文地区ということではございませんけれども、それぞれ、智恵文地区につきましては部活動がバドミントン1つしかないということで、それ以外に野球をやりたいというような生徒がいるというようなお話も聞いております。ただ、名寄の風連、智恵文に限らず、名寄市内、名寄の中学校、名中、東中も含めてやはりかなり少年団時代からのつながりが多いというか、つながりで指導していただいているケースが多いのかなというふうに思っております。これにつきましては、外部指導者につきましても少年団を指導していただいている方がそのまま中学生も見ていただいているというような状況もあります。特に、先ほど各学校の部活の種類を言いましたけれども、常設で配置していない部活について、例えば名寄中学校の剣道ですとか名寄東中学校の剣道、柔道、卓球などは常設の部としてはなっていないのですけれども、やはり少年団の時代からのつながりというのでしょうか、そのような中で、少年団を指導していただいている方にあわせて指導していただいて、中体連にも出ているというような形で連携をしていただいているという状況もございます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) やはり外部指導者の支援があって続いていけるものではないかなと思っております。

小項目3番目なのですが、合同部活動導入についての考え方と導入実績についてお伺いしたところではありますが、直近の課題に対する解決策としては、合同部活動が一定の手段ではないかなと思います。ですが、将来的には、地域総合型スポーツクラブなどになっていくのが形ではないかなと。今後10年、20年先を見据えても、部活動というのは日本独特の文化でもあり、学校単位で

の部活動がこの今の人口減少の中では機能しなくなっていくのではないかなと感じているところがあります。このことから地域のスポーツクラブの活動と1つになっていくことが大事なことではないかなと思っております。最近の学生さんですと、今までですと部活を真剣に、プロを目指すような、真剣に取り組む、そういった部活をされる方もいれば、少しフランクな感じといたしますか、運動不足を解消する目的のような、そういう気持ちで取り組みたいなと思っている、そういったニーズがさまざまになってきていると思うのです。それで、地域によっては軽運動部という部活を創設しているところもありまして、軽運動部というのはその日によってきょうはバドミントンするですとか、バスケットをするですとか、ヨガをするですとか、そういった軽くいろいろな運動を経験して、それを通して運動不足を解消できるような、そういった取り組みもされているところもありますので、今子供たちのニーズもさまざまで、人口も減っているところから、1つのものに固執しないようなスポーツに取り組むことも必要ではないかなと思います。

では、次の質問に……

（「聞かないの」と呼ぶ者あり）

○7番（五十嵐千絵議員） 教育部長の御意見を、御見解をお願いします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） うまくまとめていただいたのかなと思ったのですが、御承知のとおり、少年団活動については社会教育という枠組みで、中学校の部活動については教育課程にも明記されていますので、学校教育ということになってございますけれども、やはり先ほど議員からあったとおり、合同部活動、中体連等でも認められておりますけれども、お互いがその人数に達しなければ合同部活動を設置できるということですが、例えば一方の学校がそれをクリアしていると、合同ではできないという状況も今、例え

ば野球でいうとこっちの中学校が9人いますと。こっちは5人しかいませんといたら、こっちは単独でいけると。そしたら、こっちが野球をやりたいくてもやれないというような状況もございますので、今後、何年後ということは明言はできませんけれども、やはり全体の枠組みの中でさまざまなスポーツを楽しむといましようか、競技スポーツ、あとは楽しむスポーツ、先ほど午前中にも今村議員からもございましたけれども、eスポーツとか、いろんなその多種多様なかわり方が出てくるのかなというふう考えております。それがいつだということではないのですけれども、今後はやはりそういう形のほうに向かっていくのではないかと、社会教育の範疇の中に入ってくるのではないかなというふうな見方もできるのではないかなというふう考えております。貴重な御提言をいただきました。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 大変ありがとうございました。近い未来に期待をして、終わりたいと思います。

次の大項目に移らせていただきます。大項目2、子供、子育て支援について、小項目1、子育て世代の労働実態について再質問をさせていただきます。託児サービスがない職業訓練に関しては先ほど御説明をいただきましたが、現在名寄市のほうでは人材開発センターがございますが、そちらのほうでは託児スペースもなく、子供を預けながらというサービスには至っていないというふうに認識しております。現在旭川ですとかちょっと地方のほうに行かれると、子供の託児サービス付きの職業訓練なども行っている自治体もございます。市が共催ですとかしていただいて、一緒に取り組めるような、例えば1日で済むような講習もありますので、そういう面では少し託児もセットにしてやっていただけないかなと思ったので、質問させていただいた次第でございます。そちらのほうの可能性としてはいかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 職業訓練等に係る託児サービスという御質問ですけれども、今ある制度をちょっと説明させてもらいますけれども、保育の認定において、就職活動中においては3カ月間保育所へ入所が可能な状況もありまして、現在も利用されている方もいるということと、あと東保育所と風連幼稚園、どろんこはうすにおいては一時預かり保育、あとほかにもファミリー・サポート・センターもあり、就職に向けた活動中のサポートも含めて取り組みを進めているところであります。市としましては、こういったサービスをしっかり充実させていくことが大事だというふうに思っています。議員御承知のとおり、保育士含めた人材確保が大変厳しい中で、しっかり人材確保しながら、市のサービスについては滞らないように体制を整えていきたいというふうに思っているところでありますし、先ほど申し上げました次期の子ども・子育て支援事業計画においてもいろんなアンケート結果も分析しながら、そして会議の委員の皆さんから御意見いただきながら、さらに充実できることがあるのかなのか、どこまでできるのかも含めて協議をしながらよりよい子育て支援、就労支援に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。先ほどありました人材開発センターでの講習会、当然市としては派遣にかかわる要綱を持ってしまして、これにつきましては市が主催、共催する場合については派遣を行うことができることになっております。ただ、先ほど言いましたように、人材の確保も必要でありまして、余り長期間であったり、ちょっと難しいところありますけれども、1日とか、そういった部分であれば、調整の中でできる可能性があるというふうに思いますけれども、そういった事業、人材開発センターと共催できるような中身であれば可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 1日ですとかですと可能だということでも今伺いましたのですが、人材開発センターでやられている講習の中でもパソコンの住民講座などもやっております、パソコンの住民講座などもやっております、パソコンの住民講座などもやっております、パソコンの住民講座などもやっておりますと2時間で3日間という講習もあれば、1日で完結するようなエクセルなどの関数などを勉強するような講習もやっているとのことであります。そういう女性が再就職をするためのお手伝いができるというのも市のほうでやっていただけないかなということからこの質問なのですが、1週間とか2週間かかるような講習もありまして、そういうのは、市の保育のほうで一時預かりですとか、ファミリーサポートですとかいろいろありますので、できると思うのですが、1日、2日でしたら託児を使うという可能性もありなのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今就労、職業訓練等に含めて支援ということで御意見をいただきましたので、私は人材開発センターが行っている講習の性質といいますか、こういった受託を受けてやっているか承知しない部分がありますので、先ほど申し上げました市が主催だったり共催であれば派遣することは可能という状況もありますので、そういった面ではちょっとそういった人材開発センターの事業内容も検証しながら、そういった対応ができるかどうかとも検証していきたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても市としては先ほど申し上げました一時預かりだったり、ファミリー・サポート・センターの利用、そういったものをしっかり活用していただきながら子育ての支援ということに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) では、子育てサポートの件で、保健センターのほうで次回から子育て

世代包括支援センター事業をなさるといことなのですが、横断的な支援をしていただけるとのこと、保健師さんの御負担もふえるのではないかと懸念されますが、人材の確保や新たな業務への準備は済んでいることと思います。その中で、今まであったひまわりらんどの子育てコンシェルジュのような役割を果たすのかなとは思いますが、これは違いとかあるのでしょうか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 保健センターにおきましても1名専任の保健師を配置しながら子供の成長であったり、これ先ほど言いましたように、妊娠から含めて対応をしていくということで、今言いました子育てコンシェルジュと重なる部分も多くあるかというふうに思います。それぞれの立場から見て、子供たちの育ちであったり、成長状況というのは保健であったり、保育所の立場、お互いの立場からこれ見て、やっぱりきちんと検証しながらどういったプランを立てて、助言をしたらいいかという、そういったことを包括的にやっていく、そういった取り組みをしていきたいというふうに考えているところであります。先ほど申し上げましたけれども、ことしできましたこども未来課の子ども家庭総合支援拠点事業も含めて、今虐待もふえている状況でありますので、あらゆる子育てにかかわる人たちが連携を密にとれる、そういったシステムを構築しながら、いろんな人がかかわりながら、いろんな視点で子供を見て、情報共有しながら進めていく、そういった役割を担っていきたいというふうに考えているところであります。保育士については、ことしの4月に1名採用して、入っていますので、人員的にはそういった中で対応できますし、今回の定例会の冒頭で補正予算もつきましたので、それと施設の整備、そういったものも含めて今進めていますので、3月のスタートに向けて準備を進めていますし、スタート後もさらに先ほど言いましたそれぞれの関係機関との連携をより一層充実

していく、そういったことも含めながら取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 子育て世代の包括支援センターということでまたもう一度質問なのですが、質問というか、包括的な支援で横断的な支援ということなので、ちょっとしつこくはなるのですが、先ほどの職業訓練に関してもし可能でしたら人材開発とかでやるような職業訓練のパンフレットですとか、または求人情報なども保健センターに行ったときにお母さんたちの目に触れられたらまたそれはそれで違うのではないかなと思いますので、今人材不足もありまして、子育て中のお母さんでも働いてはいると先ほどおっしゃっていましたが、資格を持っていない方も資格を取りたいと思っている方がたくさんいらっしゃると思うのです。それで、職業訓練のできる環境がということがあったのですが、そういった面からも保健センターのほうに何か案内などを掲示していただけないかなという提言なのですが、御見解お願いします。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今の職業訓練に関しての情報を保健センターに置けないかという話というのは、先ほど申し上げましたとおり、名寄市は転勤する方多いということで、約4割ぐらいの人が転勤族ということで、そういった人材開発センターの情報とかもやっぱりなかなか知らない、知り得る場所がないという状況があるというふうに思いますので、今議員から貴重な御意見をいただきましたので、保健センターに必要なパンフレット、どのようなものがある、私も承知していませんけれども、ちょっと確認をしながら配置をしていきたいと思っておりますし、多分就労していない保護者の方というのは幼稚園とか保育園に行かれていない方が多いかなというふうに思います。子供の健診時は必ず来るかというふうに思います

ので、そういった面では保健センターに設置をしながらそういった情報も周知するようにしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) ありがとうございます。

次に、では小項目3のほうに移らせていただきます。現在の情報共有のあり方として、保健センターさんのほうで郵送でしたり、訪問でしたりときめ細やかなサービスがされているということで、母子手帳アプリのほうは必要ないだろうというお話がありました。母子手帳アプリに関しては、それぞれ見解が違うところではあるかなと思うのですが、時代の流れといいましょうか、必要な情報を、必要なものを自分の手の中で管理する今の子育て世代の方にとっては必要なのかなという思いがありました。現在導入する予定はないということなのですが、例えば子育てに関する情報を調べようと思ったときに市のホームページを検索するのですが、なかなか探したい情報にたどり着くのに時間がかかる状況が今ありまして、私も例えばイベントなどを調べようと思ったときにインターネットのエクスペローラーなどから飛ぶと、フェイスブックにまず飛んでしまったりすることが多々あるのです。市のフェイスブックなのですが、そうなりますと最新のこれからの予定ではなくて、去年、おととしの終わったときのポスターの情報が出てきたりですとか、少し混乱してしまうようなこともありまして、ホームページが正直ちょっと使いづらいのかなという思いもあったのですが、例えば今ラインのアカウントなど市町村でもとっているところもあると思うのですが、ラインのニュースなどを利用して、最新の情報をラインで送って、そこにURLなどのリンクを張っていただいたら、そこから見たい人は飛べばいいと思うのですが、そういった情報の共有の仕方というお考えはございませんか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) アプリとかラインとかという話しされましたけれども、ちょっと私余り活用してなくて、理解が少なくて申しわけないのですが、今議員がおっしゃられるように、ホームページを見て、自分が見たい情報を見るところというのは、私から言うのもなんですけども、本当に探しづらいホームページであるというのは一つ課題だというふうに思っています。これ私が言うと市長が、そういった面では、先ほど言いましたけれども、多くの転勤族が来る中でやっぱり名寄市がどういったことやっているか調べたときに本当に一瞬で見られるかというとなかなか難しい状況もあって、そういった面ではアプリという話だというふうに思っていますけれども、ただホームページと例えばアプリとかラインとか管理するとなると、ちょっと大変というか、それぞれに全てが同時期に更新しなければなりませんし、片手落ちではだめだという状況がありますので、そういった意味では私は情報を発信するツールというのは1つがやっぱりベストかなというふうに思っています。そして、ホームページから情報をアプリから入れるかわからないのですが、そういったことができるかどうかちょっとわかりませんが、情報管理は1つにしながら、そこからいろんなところに発信できるような、そういった、これは私が言う立場ではないのですが、市全体の情報管理といいますか、情報発信のツールも含めてやっぱり検証するときに来ているのかなというふうに考えているところであります。

先ほど言いました母子手帳アプリにつきましては、今の郵送から全てをそっちに移りかえるのであればよろしいかなというふうに思っています。両方でやりますと、それだけ人的なあれもかかりますし、お金もかかりますから、そういった意味では今の方法でいって、先ほど言いましたように、予防接種については95%、健診率については99%というラインにいらいますので、今の中で進めていくのが効果的だというふうに考えている

ところであります。そういった面では、今後将来的に向かってアプリやラインの活用というのは本当に必要だというふうに思っていますので、他自治体の状況見ながら、これちょっと母子保健事業に限らず、市全体の課題として捉えて進めていくのがいいのかなというふうに今考えているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 検討いただけるということで、市全体の意見ということでお伺いさせていただきました。楽しみにしております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(東 千春議員) 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時58分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 山 田 典 幸

令和元年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年12月18日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 局 長 廣 嶋 淳 一 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 田 畑 次 郎 君
産 業 振 興 室 長 鈴 木 康 寛 君
上 下 水 道 室 長 末 吉 ひ と み 君
会 計 室 長 鹿 野 裕 二 君
監 査 委 員

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長(東 千春議員) ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(東 千春議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 川村幸栄議員

14番 塩田昌彦議員

を指名いたします。

○議長(東 千春議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市政運営におけるコンプライアンスの推進について外2件を、佐久間誠議員。

○4番(佐久間 誠議員) おはようございます。議長から御指名いただきましたので、通告順に従い、大項目3点について質問いたします。

まず、大項目の1、市政運営におけるコンプライアンスの推進について、小項目の1、行動指針の確立に向けた考え方について。名寄市は、これまで地方自治法に基づき条例や規則、要綱を定め、そのもとでコンプライアンス、法令遵守の風土を職場の中で醸成してきたと考えています。しかし、このたびの一連の不祥事の発生は、市民からの信頼を一気に失い、市政運営全般が不安視されるなど、さまざまな支障が生じてくることを全ての職員が共通の認識とするとともに、組織としてコンプライアンスの推進に一丸となって取り組んでいくのだという新たな決意を市民の前にあらわすことが大事ではないでしょうか。

そこで、①、コンプライアンスにかかわる本市のこれまでの取り組みについてどのような取り組みをしてきたかについてお伺いいたします。

さらに、全ての職員が共通の認識を持ってコンプライアンス行動を実践することにより、市役所

が再び市民から信頼される組織となることを目指し、②としてこれまで各部各課等で取り組んできたコンプライアンスに関する重要な事項を取りまとめ、職員が常に意識すべき市政運営における行動指針として改めて体系的に定めることが重要だと考えますが、理事者の御見解についてお知らせください。

小項目の2、高い規範意識の保持をどのように醸成するか。市政運営における高い規範意識の保持、遵法精神、あるいはルールや決まりを守る社会性、倫理感は、部や課での職場での日常のかかわりや経験、職員研修などを通じて醸成されると思いますが、本市の取り組みはどのようになっているかお伺いいたします。

小項目(3)、市民への誠実、公正な対応の徹底について。市民と接するときは、みずからの対応が市役所全体の評価となることを常に意識し、誠実かつ公平、公正な対応が不断に求められています。このあたりの指導などで工夫されている点などについてお伺いしたいと思います。

次に、大項目2、大雨、洪水からの被害を防ぐために、小項目(1)、北海道が管理する河川に関して、①、忠烈布貯水池下流の忠烈布川改修計画について。北海道で管理する忠烈布貯水池下流の忠烈布川改修計画が進んでいると聞いておりますが、現在担当課が把握している工事計画の概況についてお知らせください。

②、本市にかかわる排水路、橋、頭首工、取水堰など関連構造物について。工事が始まれば、市が管理する関連構造物などの取り付けなど附帯工事も行われることになるとと思いますが、そのあたりは一括して北海道が行うこととなるのかどうか、そのあたりの御見解についてお伺いいたします。

③、会議等への参加案内は、本市に対してどのようになっているか。忠烈布川は、北海道が管理し、士別土現が直接担当しているわけですが、この間関係する会議等への参加案内は本市に対して来ていたかどうかについてお伺いいたします。

④、北海道管理河川等の本市としての調査について。忠烈布川が流れ込む先の風連別川、この風連別川の雑木の繁茂や、中州などもでき、ここにも草や雑木が生い茂っているため、順調に流れるかとの不安の声も地元の市民から届いております。道が管理する河川等の場合、本市としての調査はどのように行い、要請等に生かしているかについてお伺いいたします。

小項目(2)、環境アセスメント等に関する市のかかわりは。環境アセスメントについて意見を求められたり、現地同行など、これまでの対応等の状況についてお伺いいたします。

大項目の3、道路の安全確保について、小項目(1)、狭隘な道路の安全対策について、①、幅員が狭く、通行者に危険な道路の改善策について。市内には、道路を挟んで両側に住宅が建つことなどによって道路に幅員がなく、狭隘で危険な箇所が幾つか見受けられます。特に交通量が多く、車が交差する際に歩行者、自転車が通るときなど、通行者のふらつきによる接触の危険を感じることがあります。こうした狭隘な道路の中には、そもそも住宅を移動させるしか手法を講じられない箇所の場合もありますが、道路の横に素掘り側溝が敷設されている箇所なども見受けられ、こうしたところはふたつきの側溝にすることで通行の際の幅員確保が可能になると考えているところですが、通行者に危険な道路の改善策について考え方を伺いいたします。

②、大型化する農業用機械に支障のある路肩の雑木等の処理について。近年は、農地の集約化に伴い大規模化が進み、農業用機械も大型化しております。この大型農業用機械が道路を通行する際に雑木にぶつかり、困るとの指摘を農業者の方から受けております。市道の側溝に生えているということから、一度市内農村地区を対象として支障のある路肩の雑木等に関する全体的な調査について取り組むことはできないか。また、支障木の処理についての対処方についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) おはようございます。佐久間議員から大きく3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2及び大項目3は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、市政運営におけるコンプライアンスの推進について、小項目1、行動指針の確立に向けた考え方について申し上げます。議員御質問のコンプライアンスに関するこれまでの取り組みでございますが、地方公務員全般に関する制度として、地方公務員法において法令遵守義務のほか各種の服務規程を定めるとともに、国家公務員倫理法第43条で地方においても国家公務員の倫理保持に準ずるよう定めているところであります。名寄市では、名寄市職員倫理規程で職員に対して全体の奉仕者としての自覚を促すとともに、名寄市職員行動指針を定め、高い倫理感と公正な執務の執行や公務員としての自覚の保持、市民視点での行政サービスの提供、行政の透明性の確保を掲げております。また、名寄市職員等からの公益通報に関する要綱を定め、本市職員のほか出資団体や業務受託者、指定管理者の従業員等が違法、不当な事案の通報を不利益をこうむることなく行うことができるものとして、さきに述べた各種義務の遂行が可能となるよう担保しているところであります。

一方で市政運営に関するコンプライアンスに関する行動指針ですが、現在市政運営全般に関する指針は定めておりませんが、職員それぞれの行動に関する指針はさきに述べたとおり策定しており、また制度を担保する公益通報制度も設けていることから、改めて行動指針等の内容が十分であるかを見直した上で、これらの制度が連携して機能するよう職員周知等努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、高い規範意識の保持をどのよ

うに醸成するかについて申し上げます。小項目1で申し上げましたが、職員の行動規範となるべき名寄市職員行動指針は、各執務室に掲示するとともに、市民の皆さんにも理念を共有いただくため1階市民部のフロアにおいても掲示しているところです。また、コンプライアンスに関する研修についても新規採用や若手の研修、係長や課長職昇任時に実施する職域別の各研修において地方公務員法における服務規程や名寄市で規定している業務遂行における遵守すべき事項などの服務に関する考え方を伝えてきたところであります。

今回の一連の事案を受け、市長から直接職員に対して訓示を行いました。これまでの対応に対して率直な反省を示し、職員各自が規範意識を持って行政運営に取り組むよう指示を行ったところあります。

一方でコンプライアンスを目的とした職員全体に対する働きかけとしては、定期的な形で実施できていたとは言いがたいことから、改めて専門家による職員研修を実施させていただくとともに、間もなく導入予定のeラーニング研修で民間企業とも共通した研修メニューを取り組み、管理職研修などの受講機会を拡大し、高い規範意識の醸成に努めてまいります。

次に、小項目3、市民への誠実、公正な対応の徹底について申し上げます。市民と接する際の対応に関する工夫についてでございますが、まず採用前と採用後1年が経過した際に接遇に関する研修を職員向けに実施し、社会人として基本的な接遇マナーを身につけるよう取り組みを行っております。また、特に窓口対応については、自身や周辺の係の業務に対する知識や基本的な業務フローを習得することにより、お客様を待たせることなく正確な対応が可能であると考えております。そのため各専門研修等について積極的な受講を推進するとともに、各所属長に対して市長、副市長から折に触れ、担当課係内の情報共有に努めるよう指示を行ってきたところあります。単一の課、

係で終了しない手続で、足が不自由など移動が困難な方に対しては、職員が手続を行う方のところまで出向いて手続を完結するなど、それぞれの方の状態に応じて柔軟に対応するよう努めているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、まず大項目の2、大雨、洪水からの被害を防ぐために、答弁をさせていただきます。

小項目1、北海道が管理する河川に関しての①、忠烈布貯水池下流の忠烈布川改修工事についてでございますが、名寄市風連町字東風連を流れる忠烈布川は、天塩川水系風連別川の支流であり、北海道の管理する1級河川でございます。本河川は、大雨による氾濫により平成26年8月の大雨時には6.1ヘクタール、平成28年8月の大雨時には0.1ヘクタールの農地が浸水被害を受けました。そのため本市では、平成26年から継続して忠烈布川の河川管理者である北海道に改修工事の要望を行ったところあります。このたびこの要望が令和2年度の新規要望事業として取り上げられ、その採択を期待するものであります。

計画では、初年度には調査設計を進め、2年目以降には用地買収や本工事に着手する予定で進められ、おおむね5年で完了する予定と聞き及んでいるところでございます。事業概要としましては、市道風連東風連線にかかる智烈布橋上流から道道パンケ風連線にかかる田代橋下流までの約3.7キロにおいて地形や流量に応じ、川幅を10メートルから20メートルに拡幅し、構造物周りや河川流水の当たりやすい箇所に護岸を整備する予定となっております。

次に、②、本市にかかわる排水路、橋、頭首工などの関連構造物についてでございますが、本事業の施行に伴い、本市管理の関連構造物には忠烈布川に係る智烈布橋、山端橋、忠烈布一線橋の3橋と忠烈布川につながる道路排水の放流口がござ

います。また、頭首工については、本市の管理施設は持ち合わせておらず、天塩川土地改良区もしくは地元市民の管理施設となります。橋梁につきましては、事業化後の調査設計後となりますが、現段階ではかけかえる予定はないと伺っております。議員御指摘の本市管理の関連構造物が支障になる場合においては、機能補償として改築をしますが、施工や費用負担については今後北海道と管理者との協議により決定していくこととなっております。

次に、③、本市に対する会議等への参加案内についてでございますが、北海道では本事業化に向けた会議としまして、今年度河川法に基づく河川や環境などの学識経験者、地元住民の代表を構成員とします天塩川上流圏域河川整備計画流域懇談会を9月30日に、また地元住民に対する天塩川上流圏域河川整備計画原案住民説明会を10月15日にそれぞれ開催をしてございます。各会議への案内については本市にも通知をされており、それぞれオブザーバーとして出席をするとともに、その他の事業の進捗状況や地元との調整については適宜打ち合わせを行い、情報提供を受けているところでございます。今後におきましても事業化の実現とともに、早期事業完了に向けて地域の声を聞きながら、北海道に対して引き続き要望してまいります。

次に、④、北海道管理河川の本市としての調査についてですが、本市としましては、この間市内の見回りや市民からの要望をもとに現地を目視確認し、北海道への要望を取りまとめ、毎年開催されます社会資本整備推進会議において要望をしてきており、風連別川を初めとした北海道管理の河川や、雑木処理や土砂しゅんせつについても同様に要望をしてございます。近年の河川事業では、平成29年と30年には智恵文川、有利里川、豊栄川などの雑木処理や土砂しゅんせつを北海道に実施いただいております。今年度においても智恵文川の土砂しゅんせつを予定していると伺っております。

す。

議員御指摘の事前調査につきましては、管理者が北海道であるため、本市としての詳細な調査については現状どおりの目視調査や地域の方々の御意見から状況把握に努め、北海道への要望に意見反映してまいりたいと考えております。今後におきましても北海道や地域の方々と協議や意見交換を進め、大雨災害による被害を最小限に抑制することに努めるとともに、市民の皆様が安全、安心な生活を過ごせるよう防災力の向上に努めてまいります。

続いて小項目2の環境アセスメント等に関する市のかかりについてでございますが、このたびの本事業は環境アセスメント制度の対象外の事業であり、また事業者が北海道となるため、これまで本市で対応するような案件については相談、対応とした事例はございません。引き続き対応し得る状況があらわれた場合には、適宜情報交換してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大項目の3、道路の安全確保について、小項目1、狭隘な道路の安全対策について、①、幅員が狭く、通行者に危険な道路の改善策についてでございますが、本市においては現在排水未整備路線の新設や既設排水路が機能低下をしている路線の改修を中心に、年間3路線程度の排水整備工事を実施しており、今年度も排水整備工事については排水未処理整備路線を2路線、排水改修整備を1路線実施いたしました。議員御指摘の素掘り側溝箇所にふたの側溝を敷設することについては、段差が解消され、歩行空間の確保を図ることが可能になり、そのことが安全対策にもつながるものと認識しております。しかし、排水整備においては、道路整備とあわせて実施することが施工性、経済性の面からも有利となることから、道路の整備計画を考慮した上で総合的に判断をすることとしてございます。

今後におきましても交付金事業を活用した道路整備とともに、効果的な排水整備に引き続き努め

てまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、②、大型化する農業機械に支障のある路肩の雑木等の処理についてでございます。本市では、この間市民の皆様からの情報提供や町内会からの道路、河川修繕箇所の要望調書、職員の見回りをもとに道路の凹凸や陥没箇所、河岸の決壊箇所などを確認し、緊急性の高いところから補修を実施しております。また、市道敷地に育成している雑木につきましても、現地確認により車両や歩行者の通行に支障になると判断した場合には撤去、または剪定を行い、安全な道路空間を確保しているところです。

議員御指摘の農村地を対象とした全体的な調査についてですが、全ての道路状況を調査、把握することは難しいと考えておりますが、地先の方々などからの情報提供をいただきながら、現地確認の上、適宜対応させていただきたいと考えております。今後におきましても職員による見回りや市民の皆様からの情報提供をもとに適切な対応を行い、安全、安心な道路空間確保に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) それぞれお答えいただきましたから、再質問させていただきます。

まず、大項目の1のコンプライアンスの推進にかかわる質問の関係であります。それぞれ答弁いただきましたように、名寄の中では職員倫理規程あるいは行動指針も定めていると。そのほかさまざまな地公法、服務規程、さらには公益通報の制度などを活用してやっておりますということなのですが、そこでそれぞれ取り組んで、決められたことはあると。きのうの今村議員に対するお答えなんか名寄市の職員の行動指針は7項目定めてあるけれども、なかなか浸透していないというお答えでもありました。それで、私この行動指針が形だけにならないために、コンプライアンスにか

かわる定期的なミーティングの推進、最近は多くなってきていると思うのですが、それを具体的に推進することが必要ではないかと思っております、定期的に。

それと、あわせてそのミーティングの際にチェックリストをつくって、具体的に推進する体制で実のあるものにしていかなければならないというふうに思いますが、こうしたことをもう少し現状どのようにこれらについて確認されてきたのかお伺いいたします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今佐久間議員のほうからお話がありました。1点ちょっと答弁の前にお話ししたいのですけれども、昨日職員の行動指針、私7項目あると言ったというふうに思うのですけれども、改めて見ましたら6項目ということでございます。高い倫理感を保持し、公正な職務の執行しますから明るい挨拶、正確、迅速、親切丁寧な対応を心がけますということで6項目、このほかに冒頭に法令、社会規範を遵守し、市民全体の奉仕者としての誇りと自覚を持って行動しますという内容の行動指針となっていることについてお話をさせていただきました。

今佐久間議員のほうから行動指針等を持っているけれども、定期的なミーティングですとか、あるいはチェックリストなどを使いながら、少し具体的なものにしていくということの考え方についてということだったかなというふうに思います。まず、定期的なミーティングの推進ということにつきましてどういう手法がいいのかということと考えますと、現在各部署におきまして毎朝早朝のミーティングを行うように指示をさせていただいているところでございます。これは、課単位あるいは係単位ですとか、それぞれ職場のほうで工夫をした中で実施をしているという中身になっていきます。内容的にはそれぞれ職員がその日の1日のスケジュール、あるいは課として、係としてどう連携をとりながら業務を推進するのだということ

での打ち合わせをしているということで、定期的なということのお話でございましたら、こういった場を利用するのがあるのかなというふうに思っていますし、また月1回の部長会議あるいは課長会議、そしてそれぞれ各部の中においても部の管理職会議、さらに課長会議、あるいは課によっては係会議も含めて会議を持っていますから、その際にそれぞれの所属長のほうからしっかりとコンプライアンスにかかわる事案についてお話をするという機会を設けることができるのかなというふうに考えているところです。

さらに、チェックリストの関係なのですがけれども、私もちょっとイメージが余り浮かばないのですが、チェックリストというのは個人のチェックなのか、それとも職員として一般的な業務の中におけるコンプライアンスのチェックリストなのか、その辺が十分私も把握できていなくて、ひょっとすると道内で、あるいは全国的にそういったチェックリストを設けながら、コンプライアンスに向けた取り組みを進めているというところもあろうかと思しますので、この点につきましてはぜひ今後そういった自治体を参考に取り組みのほうを研究させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 今それぞれ早朝ミーティング定期的にやっているけれども、コンプライアンスにかかわるところをそうした場を活用していきたいとか前向きな御答弁いただきました。

それであと、私先ほどの最初の御答弁の中で公益通報者保護者法に基づく、これは2006年施行されておりましてけれども、既存の公益通報の窓口、それから委員会の関係ちょっと見てみましたら、本市においては現状総務部、中村総務部長を筆頭にして部課長、それからさらには大学、病院、あるいは組合などで公益通報の委員会を設けているということで出ておりまして、それでちょっと

近年の開催状況をお知らせいただきたいと思うのですが、この公益通報も含めたコンプライアンス総体の名寄市の仕事も含めてなのですが、そういったものにかかわるものを一つのものにまとめるかどうかと思うのですが、まずは公益通報の委員会などの開催状況が近年どのように行われてきたかについてお知らせいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今お話しのとおり公益通報にかかわる要綱を定めているということで、これは委員会の設置、あわせて相談員ということで、これは総務部の職員が当たるということになっているところでございます。

御質問の開催状況ということでありますけれども、近年この公益通報にかかわっての委員会の実施というのは私の範囲ではやってございませんし、過去については十分調べてはいないところですが、その都度事案があれば開催をするということになっているということでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) わかりました。

近年は、公益通報に係る事案がなかったということで開催されていないということなのですが、それで先ほど来一つの体系化したコンプライアンス、あるいは公益通報制度に係る問題、取り扱いなどもどうしていくかというもので、職員の方が見てわかるように、実は私も先ほど7項目と6項目のもの、私自身も直接じっくり眺めたことなくてちょっとあれだったのですが、余り浸透されていないということなのですが、やっぱりこのたびの事案を受けて、しっかり職員一人一人に一番最初に採用されて新入職員となられたときから手渡されるようなもの、例えばガイドブックの作成、あるいは手引という形での作成、これは他の自治体でも事例がございまして、ガイドブックなんかは兵庫県三田市で作成しておりますし、手引につ

いてもこれまた兵庫県、これは倫理意識が高いなと思うのですが、神戸市、こんなところでやられております。それと、三田市におけるガイドブック見てみましたら、担当弁護士も顔写真入りで、電話番号も含めてそのガイドブックに載せている、網羅されているようなものもありました。あるいは、コンプライアンスの特別強化月間ということでは鳥取市などでも取り組まれております。それで、こういう強化月間だとか、忙しい職務の合間ですからたびたび多くの時間とることは難しいと思いますが、毎日コンプライアンス常に意識しながら、定期的には強化月間みたいな形でしっかりどういうふうになっているかチェックも含めてやっていくのがよろしいのではないかというふうに思っています。

それとあと、こういうコンプライアンスということをやると、例えば萎縮してしまうということも考えられるというふうに思いますから、そうではなくて行うべきこととやらないこと、行わないことの両面の視点からこういうものを取りまとめるにはいかがかというふうに思っております。

それと、コンプライアンス推進のための環境づくりということで、これは公益通報者保護法の中には委員会というのがつくられておりますが、このコンプライアンスの推進委員会は、本市においてはどのような形になっているのでしょうか。各部各課に担当の者がいるということなののでしょうか。その位置づけみたいなものを教えていただきたい。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 最後に御質問いただいた推進委員会ですか、コンプライアンスに関する推進委員会という位置づけの組織というのは持ってはおりません。先ほど言いましたように公益通報の関係で委員会を設置をしているということで、各職場からそれぞれ代表を選出をする中で、事案が発生した場合にその中で審議をするという

内容になっているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

そのほか何点か御質問いただいたのですが、先ほど三田市ということで事例を出して、ガイドブックというような話があったかというふうに思います。これも先ほどのチェックリストと同様、今十分見解というか、考え方を述べるまでいかないのですが、チェックリスト同様そういったガイドブックも含めて、他自治体の取り組みなども参考にしながら今後進めてまいりたいというふうに思っておりますが、なかなかそのコンプライアンスにかかわる取り組みについていろいろな手法がありますし、コンプライアンスということでもいろいろな事例がありますし、事案によってもやはり違うでしょうし、それを大きくくりで公益通報だけという、通報制度の中でということにもならないかなというふうにもちょっと思っているところでございます。議員のほうから他自治体の事例なども含めて提案をいただきましたので、その点踏まえましてしっかりと今後私どもの行動指針の内容も含め、全体的なコンプライアンスについて確立をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) いろんな事案、事例を抱えるところでもありますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あわせて一人一人の職員は市民と直接対応するわけで、さまざまな悩みも抱えているのではないかと。ちょっと参考に見てみましたら、住民対応のときにかなり厳しい指摘というか、受け答えに困るような、過度に、そのときはこれはこういうふうに対応するのだよという、そういう事例も引用して、職員そのものが困らないような、対応を正確にやれるようなことも書かれておりますから、少しそういうことも含めて盛り込んでみてはどうかというふうに思っています。いずれに

しても、風通しのよい職場づくりに努めていただきたいというふうに思っています。

それと、時間もありませんから、1つ、現状に合わない法令もあると思うのです。現状に合わない法令、国や道に問題点の解消について積極的な提言をしてほしいということで私考えております。自治体の現場段階では、先ほど少し触れたように生きた事例を扱うわけでありますから、現状に合わないことも多分に起きる、そういうふうにも考えられます。そのときはこれまでどういうふうに、これまでそうした事例なかったのかもしれませんが、あったときにぜひ国や道に問題点、改善を積極的に提言してほしいと。そして、この法律が本当に現場段階で生きたものに、使えるものにしていくというのは、改良、改善を重ねて法改正にまで持っていくということになりますから、ぜひそのことについてはお願いしておきたいと思えます。

それで、コンプライアンスにかかわって最後に市長から御答弁いただきたいのですが、行政は間違えない、間違えてはいけないのだという行政の無謬性という言葉について以前私触れたことありますが、これはかくあってほしいという思いを込めてのものでありました。しかし、人は過ちを犯すものだという事象を前にしたときに、再びかかる事態を繰り返さない、法令違反を繰り返さないという強い決意のもとに立って、コンプライアンスの推進についてしっかり市政運営における行動指針を確立して市民の前に示す決意を市長の言葉でお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 改めまして、今回さまざまな事案が発生したことに対しまして、多くの市民の皆様にご不安、ご心配をおかけしておりました。本議会初日にも述べさせていただきましたが、改めてこの場をおかりしておわびを申し上げたいと思えます。

職員の前でいろんな訓示をさせていただいたときに、議員もおっしゃいましたが、風通しのよい

職場ということと、これを機会にぜひ萎縮しないでほしいという話もさせていただいたのです。コンプライアンスというのは、当然法令を遵守して行政運営していくということは基本中の基本でありますけれども、一方で中村部長がお話ししたとおり、法令だけ守ってればいいのだという観点でいくと、場合によっては市民の皆さんの利益を損なう対応にもなりかねないということで、また法律も全てが全て完璧なわけではないわけでありまして、その中で我々は現場の中でいつもその法令の本質を理解しつつ、どういった対応を市民の皆さんにしていかなければならないのだという現場の中でそれぞれの職員が悩み苦しみながら、それぞれの事案に対応しているという現実があります。その中で、高い倫理感でありますとか、あるいは深い知識、そうしたものが我々にはより求められていくのだらうというふうに思えます。今回それぞれの事案も決して職員それぞれが法令を違反しようかというふうなことでやったわけではなくて、そうした中に立ってやった結果だけでも、結果として法令に違反したということでこのような事態になってしまったということでもあります。改めて今いろんな議員からも御提言をいただきましたので、名寄市には倫理規程や行動指針がありますけれども、今回の事案を契機に改めてこれを見直すということもしっかりと検討していきたいと思えますし、何といたってもコンプライアンス意識を高めていくということがこの組織の質を高めていき、そのことは市民の皆さんへの信頼につながっていくというふうに思えますので、その意味での研修というのをこれからもかなりやっていくことが大事なのではないかというふうに思えます。

それと、改めて会議等でそうしたチェックをしていくというお話をいただきましたけれども、常に会議の中でそれぞれの職員の情報を共有して、特に悪い情報というか、悩みをみんなで共有して解決していくという、そうした風通しのいい組織

づくりもこれからさらに必要となってくるというふうを考えております。しっかりと議員からいただいた御提言を受けとめて、改善するところは改善し、市民への信頼の回復を図っていきたいというふうに思いますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 今市長のほうから強い決意をいただきましたので、ぜひコンプライアンスに基づく行動指針の体系化みたいなものについて御検討、そして実践をお願いしたいというふうに思います。

それで、時間もなくなってきましたので、大雨、洪水からの被害を防ぐための忠烈布川の改修計画について再質問させていただきたいと思います。先ほど天野部長のほうから詳しく御説明ありまして、あらかたのところはわかりました。予算が大体通るのかなというふうに期待しておりますが、実行されることを地元の方々も強く望んでおりますし、それから私もあそこ、あの地区の春先だとかいろんな大雨が降った際に冠水するのを見て心を痛めておりましたから、しっかり早く何とか直せるような手はずぐらいまでたどり着いたということであれしく思っているのですが、先ほど計画については大体概要についてお聞きしたのですが、想定される予算規模について、この辺押さえられていますか、大体概要で。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 当初先ほど申し上げましたように私どもの市では5年間の事業予定ということで、ただこれ事業採択が今年度中の結論ということでございますので、間違いはないかどうかというのはまだそこまで至っていないということ前提でございますけれども、道の関係、または一部建設関係の情報紙等々の中では5年間で9億円から10億円の間ぐらいだというふうに私ども理解しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 9億円、10億円ということで、かなり大規模な工事になるかということなのですが、わかりました。

それで、再質問の関係なのですが、特に北海道の管轄する河川ということで、しかもあそこは士別土現が窓口ということで、地区は東風連ということで、どこに相談したらいいかなというのが地元の人は何かすごく名寄市民のだけれどもという寂しい思いをされているのかなと思うのですが、忠烈布川が氾濫しますと徳田地区にも被害が及んでくるということもありまして、それで先ほど来およそ間違いないのではなからうかということで期待できる形だと思いますが、予算がついて、より精度を高めた測量なんかが始まった場合に、ぜひ住民要望などの窓口として担当課のほうで相談に乗ってほしいという地元の方の希望を聞いているところですが、このあたりについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 議員御自身が現地含めまして地域の皆様の声ということでお聞きをさせていただきます。当然地域にとっては、大雨の被害のあった後での心配の上の声を受けとめての、私どもその声を受けとめてしっかり北海道のほうへ要望を毎年のように積み重ねさせていただきまして。この間本当に当然地域の皆様の声ということで、担当者、そして北海道側も誠意を持って声を聞き取っていただいたというのが今日の現状だというふうに思っています。いよいよ事業が始まりますれば当然調査等々も詳細に行われていく中だと思いますし、北海道側も地域の皆様の声を全く無視するというのでは当然ございませんし、地域の皆様への説明される機会、そして事務所が士別でございますし、北海道の場合そうでございます。先ほど申し上げましたように私どもも機会あれば、さまざまな形で御協力やアドバイスや地域の皆様の声をまたしっかり受けとめながら、

必要な対応については誠意を持って取り組んでいくというのが当然我々の役目だというふうに理解しているところでございますので、具体的にこうこうということにはなりませんけれども、事業が採択をされ、前進する場合には私どもも地元自治体の立場で全力尽くしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) 今の部長の力強い言葉、現地の人喜ぶのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、まだ現地のほうに具体的な期成会みたいなものはできていなかったのです、これまで。それで、恐らく具体的な予算がはっきりした段階では、これはまた期成会などいわゆる地域の方を一つにまとめて、代表を決めて、さまざまな要望を集約する、そういったものができてくるのではなかろうかというふうに思うのですが、結構本市にかかわる関連構造物もあって、とりわけ忠烈布貯水池から下流に流れてくるわけですが、あそこは真ん中の道路を挟んで南北に蛇行した川という非常に特徴のあるうねるというか、そういう川でありまして、それから直角に曲がった箇所なんかもありまして、そこは流れた水がぶつかってオーバーフローするというところなんかも指摘されておりますし、それから頭首工のところいわゆる取水堰といいますか、そこに上流から流れてきた木の枝なんかたまって、そして川の水をせきとめるといふようなことで、そこもまたあふれるとか、そうすると何せ先ほど説明しているように管理主体が入り組んでおりまして、どこを窓口にして、どういう相談の仕方したらそういった対応をしてくれるのかというところが非常に地元の方は困っているのです。そこら辺の改善策について何かお考えありましたらお伺ひしたいのですが。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 議員御指摘のと

おり、忠烈布川は道路をまたいでいるといいますか、左右に大きくうねる形でございますし、田畑も含めて隣接している中でのかなりそういうデリケートな課題というのは大変多くあるのだろうというふうに承知をしております。ただ、先ほども言ったように調査が入って、そういった中で必要な措置、必要な箇所というのが絞られていく形になるかというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、あくまで北海道の事業調査の中で、私どもも当然そこは慎重な対応をさせていただけるものだというふうに期待をしておりますし、地域の皆さんの心配の声なども当然ございますし、新年度に向けてまた北海道のほうとも協議する機会などもございますので、議員からお話あった点も含めて地域の声、大変事業としては前向きに御理解いただいているかと思ひますけれども、要所要所の心配事というのは本当に尽きないのだろうというふうに思っておりますので、しっかりその声は私どもからも御配慮いただけるよう努めてまいりたいというふうに思っておりますので、今の時点では御理解いただければと思っております。

○議長(東 千春議員) 佐久間議員。

○4番(佐久間 誠議員) わかりました。

それであと、風連別川の雑木等の繁茂対策についての調査ということなのですけれども、風連別川はそれぞれ粘り強く要望を上げていただいて、節々にピンポイントで改修、改善はされているというふうに思うのですけれども、ぜひ川幅を拡幅して、忠烈布川が流れ込む先というのは風連別川でありますから、かなり春先の水量も多いということで、その周りの地域の住民の皆さん心配されているのです。だから、流れ込む先の風連別川、具体的な工事が始まった段階で、合わせわざではないですけれども、少しこの繁茂の処理、中州にも生えてくるそうしたものの改善について何とかこの工事を機に、どちらかという上流よりも受け口の下流のほうから先に工事始まると思ひます

から、先にそこら辺をまずやっていただくみたいな御要望についても働きかけをお願いしたいと思うのですが、時間ないので、その辺は要望にとどめて、心にとめていただきたいと思います。

環境アセスメント関係はわかりました。先ほどの御答弁で環境アセスでの対応はないということですから、それはわかりました。

最後になりますけれども、道路の安全確保についての関係、狭隘な道路の安全対策についてであります。これやっぱり予算です。全て予算がその工事をやるのに必要なだけ入ってくればいいのですけれども、しかしきのうの答弁では総務部長は次年度予算について特に極端に減らしたわけではないという感じでおっしゃられていたように私記憶しておりますから、ぜひこの狭隘な道路、特に私が気になっているのは狭い道路の周辺の住宅、そこが若い子育て世代なのです。そうすると、小さな子供が庭先で遊んでいるわけです。私は、そこを見て、車近いし、道路すぐそばだし、これちょっと怖いなど、事故にでも遭ったらと思うと気が気でないのですけれども、交通事故については加害者になっても被害者になっても大変不幸なことでありますから、ぜひ道路環境について、整備についてしっかりやっていただきたいと思います。

それと、農業者の農業用機械に支障のある路肩の雑木等、これについても処理についても農業者の作業環境をしっかり下支えするという側面からもぜひ全体的な調査含めて対処に向けてやっていただきたいと思いますということで、最後に再度天野部長の決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) いろいろ御指導いただきましてありがとうございます。

議員の言われるとおり、本来でありますと排水の関係は道路の整備をしっかりとやるべきだという御指摘だというふうに思っております。当然いろいろ予算も含めて課題はございますけれども、

私どもできる限り有効かつ急ぎ必要なところからの対応ということで考えてまいりたいと思っておりますし、なかなか道路の整備がままならぬ状況がある場合は、申し上げましたように排水などの整備などにできるだけ努め、少しでも道路環境をよいものというふうには考え協議しながら、この予算の中でも十分検討していきたいなというふうに思っております。

また、雑木処理だとか剪定等々、当然私どももできる限りの情報等を把握させていただければ、できるだけ速やかに現地確認をして、すぐできるものの対応というのは決して揺るがない形でやっていきたいなというふうに思っております。ただ、どうしても郊外地区になりますと広いエリアになりますので、職員がそこを探して歩くというのはちょっとロスも多いので、できる限り地域の皆様から御一報だとか、関係者通してでも結構でございますので、できる限り情報を寄せていただければ対応等も速やかになるのではないかというふうに思っております。鋭意努力させていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

介護事業にかかわる名寄市の実情と対応について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

大項目の1、介護事業にかかわる名寄市の実情と対応についてお伺いをいたします。名寄市においても高齢化が進み、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう介護保険制度を活用し、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが受けられる体制が構築されております。そこで、小項目3点についてお伺いをいたします。

小項目の1、介護保険法に基づく事務の権限移譲についてお聞きをいたします。北海道から権限移譲された委任事務について、介護保険法に基づき権限移譲された事務について内容をお知らせいただきたいと思います。

また、移譲された権限について、北海道からの引き継ぎなど名寄市として権限に係る認識や確認をどのようにされたのかお知らせください。

小項目の2、介護サービスの基盤についてお聞きをいたします。1つはケアマネジメント支援業務について、2つ目は一般的にケアマネジャーが行う業務と兼務する業務について、また担当するケースでは介護度の重軽に伴う負担の認識について、3つ目は介護相談員等の派遣状況と効果について、4つ目は市内にある6カ所の居宅介護支援事業所への訪問など行政と事業所の連携及び相談対応についてお知らせください。

小項目の3、介護給付適正化事業の推進についてお聞きをいたします。介護給付、予防給付について必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、居宅介護支援及び介護サービスの提供が適正に行われているかの検証を行い、必要に応じて指導、助言を実施することとしておりますが、利用者に対する適切な介護サービスの確保と費用の効率化など、介護保険制度の信頼を高める取り組みを進めていると思いますが、要介護認定の更新、変更に係る認定調査や審査の点検状況及び変更があった場合の対応についてお知らせください。

また、マネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について市町村職員が行う第三者の点検支援、ケアプランの点検の現状についてお知らせください。

次に、大項目の2、なよろ市立天文台きたすばる開台から10年を迎えて、天文台きたすばるが果たしてきた10年の歩みについてお伺いをいたします。名寄市の天文天体観測の歴史は、木原秀雄氏が礼文島での金環日食の観測を成功させたこ

とや太陽黒点の長年の観測活動が挙げられ、私設の天文台を建設、現在のなよろ市立天文台きたすばるの基礎をつくられました。木原秀雄先生に敬意を表するものであります。そこで、4点にわたってお伺いをいたします。

小項目の1、天文台設置に関する当初の目的達成についてお聞きをいたします。天文台は、条例において天体観測や自然科学に関する知識の普及、木原秀雄氏の天文研究の功績を継承し、人間、地球及び宇宙のつながりについて市民の理解を深めることを目的として設置をしておりますが、天文観測はもとより市民周知など市民とともに歩んできたこの10年を振り返って、取り組んできた成果についてお知らせいただきたいと思います。

小項目の2、教育における天文台の役割についてお聞きをいたします。全国的に理科離れが進み、危機感を覚えるところでありますが、市内小中学校への理科授業へのかかわりと現状について、理学における天文現象時での対応状況について、また高校生や大学生に向けての発信など、その対応についてお知らせください。

小項目の3、天文台が果たす観光への役割についてお聞きをいたします。この10年で天文台を訪れた来館者の状況及び市内外の比率についてお知らせいただきたいと思います。名寄市は、空気がとても澄んでいて、夜空も暗く、星を見る環境は全国でトップクラスであり、星は夜に見るものであることから滞在型の観光スポットとして観光の一翼を担う施設だと思っております。お考えをお聞かせください。

小項目の4、今後の天文台が担う方向についてお聞きをいたします。天文台は、この10年観測や研究のさまざまな場面で、その存在をメディアを通して日本、そして世界へ発信しております。なよろ市立天文台きたすばるの存在価値を名寄市の有形財産をどのように生かし、名寄市の宝としていくのかお知らせください。

次に、大項目の3、行財政改革についてお伺い

をいたします。さきに示された名寄市中期財政計画では、今後の財政の見通しについて財源確保や歳入歳出のバランスを見ると厳しい財政運営が予想される中、基金に依存しなければ予算組みができなくなる計画となっております。

小項目の1、人口減少が加速する中、職員の定員適正化に向けた取り組みについてお聞きをいたします。歳出では、義務的経費の中の人件費率を見ると、平成30年度決算では全体の11.62%ですが、令和4年度では15.32%と3.7%も上昇する計画となっております。名寄市における人口推計でも人口の減少は避けられない状況にあります。人口減少がもたらす地方交付税への影響は、来年度実施される国勢調査の結果により影響が懸念されます。人口急減補正はあるものの、厳しい現状には変わりがないと思っております。現在王子マテリア株式会社の決定に対し、再考を求めています。厳しい結果となった場合5年後の令和8年度には大きな人口変動が予想されます。これらの実情を踏まえ、将来を見据えた名寄市職員の定員適正化に向けた計画に着手すべきと考えております。御見解をお知らせいただきたいと存じます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 塩田議員から3点にわたり御質問がございました。大項目1は私から、大項目2は教育部長から、大項目3は総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、介護事業にかかわる名寄市の実情と対応について、小項目1、介護保険法に基づく事務の権限移譲についてお答えいたします。平成22年4月から介護保険法に基づき移譲されました事務及び権限につきましては、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定等に関するもので、

事業者の指定、指定の更新、事業所の名称の変更などの届け出の受理、指定の取り消しなど28項目であります。権限移譲に当たっては、名寄市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則及び名寄市指定居宅サービス事業等指導監査要綱並びに指導監査要領を制定しております。

また、引き継ぎに当たっては、北海道から市内事業所の指定記録や過去の実地指導状況などの資料を受け継ぎ、それまでの経過を踏まえ、北海道の指導、助言を受けながら、市では指導監査要綱に基づき全指定居宅サービス事業者を対象にサービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する事項について集団指導を毎年実施するとともに、関係書類等の確認を行う実地指導を実施してきております。

事務手続では、役員、管理者の変更、従業員の変更等があった場合に指定居宅サービス事業者等の変更、廃止届の提出を受けまして、確認の上、申請を受理するとともに、上川総合振興局へ届出書の写しを送付する流れとなっております。

実地指導等を行う担当職員においては、北海道が市町村に対して行う集団指導により事業者の指定、変更や実地指導等の事務手続の方法や指導事例等について指導を受けております。また、おおむね6年に1回北海道が本市に対して行う実地指導を受けるなど、介護サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化に努めてきております。

次に、小項目2、介護サービスの基盤についてお答えいたします。1点目のケアマネジメント支援業務につきましては、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう介護支援専門員を初め医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域における連携、協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対して支援を行うものです。具体的には月1回居宅介護支援事業所と打ち合わせ会議及び地域ケア会議を開催し、情報交換や事例の検討などを行い、多職種による連携を図っております。

2点目の一般的な居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行う主な業務でございますが、1つ目として利用者の生活や心身の状態などを分析するアセスメントを行うこと、2つ目としましてアセスメントに応じた介護サービス等の検討を行い、居宅サービス計画書を作成し、利用者からの同意を受け計画書を交付すること、3つ目としまして介護サービスの検証、調整を図るために利用者を含めましてサービス担当者会議を開催すること、4つ目としまして利用者に面接をし、心身の状態の把握のためモニタリングをすること、5つ目として介護サービスの内容等の再評価及び改善を行うことです。その他の業務としまして、支給限度額の確認と利用者負担額の計算、サービス利用票、給付管理票の作成、要介護者本人と家族からの相談業務、要介護認定の更新申請に係る書類作成の代行業務などがあります。

他の業務との兼務につきましては、事業所の状況によって他の業務をすることは可能ですが、その兼務の状況により介護支援専門員としての常勤換算率に変更されます。このことから、介護支援専門員が担当できる介護サービス利用者の人数は、常勤換算率をもとに算出をされます。

また、利用者の介護度や介護者の状況等により介護支援専門員の負担が異なる状況の把握につきましては、市内居宅介護支援事業所内の業務の状況や介護支援専門員が担当している利用者の状況を聞き取りなどで確認をし、新規利用者の依頼等を行っております。

3点目の介護相談員等派遣状況と効果ですが、現在市内の事業所からの依頼を受けまして介護相談員を派遣している施設は4施設で、派遣は1施設当たり月2回、平成30年度実績で延べ回数ですけれども、90回の派遣を行っております。訪問した施設では、利用者との会話や施設の介護方法、環境等を介護相談員の目で直接見ることで利用者希望等の把握や施設側が気づかない点を伝えることができ、利用者だけでなく施設管

理者にもサービスの質の向上につながるといった効果がございます。今後も継続して介護相談員の派遣を行うとともに、市内の事業所に介護相談員等の派遣事業のPRを行い、派遣事業所数の拡大に努めてまいります。

4点目の市内にある6カ所の居宅介護支援事業所への訪問など、行政と事業所との連携及び相談対応についてでございますが、制度改正の周知や介護支援専門員のケアマネジメントの手順の確認などを行う集団指導を毎年開催したり、居宅介護支援事業所へ必要に応じて訪問するとともに、打ち合わせ会議を毎月開催するなど市の担当者から連絡事項や情報提供を行っております。また、参加する介護支援専門員からの情報提供による情報交換を行うなど、利用者の生活や身体機能の維持向上、利用者のニーズに合ったケアマネジメントができるよう介護支援専門員の質の向上に努めております。

続きまして、小項目3、介護給付適正化事業の推進についてお答えいたします。介護給付適正化事業につきましては、利用者に対する適切な介護サービスの確保と費用の効率化、必要な給付を適切に提供するために実施しているものです。要介護認定の更新及び変更に係る認定調査や審査の点検状況及び変更があった場合の対応についてですが、提出のあった認定の更新、変更に係る認定調査書について市の担当職員が必要に応じて訪問をしたり、書面等による全件点検を実施し、その後介護認定審査会において審査が行われており、適正かつ公平な要介護認定の確保を図っております。

次に、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について市町村職員等が行う第三者の介護サービス計画書の点検の現状でございますが、毎年度点検事業を専門に行う民間事業者へ業務を委託し、実施の際に施設や居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成をいたしました介護サービス計画の事例提出を受けまして、面接により記載内容の調査、点検

を行うとともに作成に当たっての助言も行っております。その他の適正化事業として、住宅改修に当たって受給者宅の実態確認や工事見積書、施工状況の点検を実施したり、介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性などの点検を行うことにより給付の適正化に結びつけております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 私からは、大項目2、なよろ市立天文台きたすばる開台から10年を迎えてについてお答えをいたします。

まず、小項目1、天文台設置に関する当初の目的達成についてですが、天文台においては、この10年間条例の設置目的達成のため、さまざまな施策を行ってまいりました。学校教育での授業はもとより、社会教育としての役割も兼ね備えた数多くの観望会、市民講座、プラネタリウム投影や北海道大学、石垣島天文台、台北市天文科学教育館等との協定に基づいた観測や人的交流、移動天文台車の派遣、ハワイ観測所とのインターネット交流、星と音楽のイベントなどを開催してきました。また、近年では癒やしを目的としたプラ寝タリウムなども開催してきております。また、職員みずからが研究観測活動を行い、その成果を世界へ発表するとともに、最新の宇宙の事柄に対して理解を深め、それを観望会やプラネタリウムの解説にフィードバックをしてきております。

こういった取り組みから、開館当初から比べますと晴れているので、天文台へ行ってみよう、何かやっているようだから行ってみようと考えてくれる方が確実にふえ、天文現象に関心を持ってくださる方がふえてくることなど、目的に沿った活動がなされていると実感をしているところでございます。

次に、教育における天文台の役割についてですが、現在小中学校では小学校4年生と6年生、中学3年生の授業で天体、宇宙を学んでいます。名

寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組みにおいても天文施設の有効活用がうたわれていることから、校長会や教頭会において天文台利用の手引を毎年配付するなど、積極的な利用を呼びかけているところでございます。実際の理科授業では、学習指導要領にのっとって行っておりますが、よりわかりやすいものにするためプラネタリウムの投影内容を充実し、さらに担当の先生にアンケートを行うことで改善点を把握し、内容の改善に努めているところでございます。ただ、中学3年生の授業は、受験を控えた時期に行われることから利用が少ないため、今後利用の拡大に向けて検討を行っていきたいと考えております。

日食や月食など珍しい現象の際には、小学校高学年向けに観測の案内文を配付しておりますが、ここ数年このような現象が長期休業期間中に起こることが多かったため、長期休業前に案内文を配付し、自由研究としての観察を促してきています。一方、高校生への発信ですが、小中学校に比べますと道立高校ということもありまして幾分かかわりが薄くなってきておりますが、このことが今後の課題と認識をしております。しかし、本州の高校から地学の実習授業などで訪れたり、近隣市町村の高校から講座の依頼を受け、天文台職員がその講師を務めることなどをしてきております。大学生については、北海道大学や北海道教育大学の学生が研究のため訪れているほか、天文サークルなどによる利用もあり、一層の発信を行っていきたいと考えております。

子供たちの理科離れが叫ばれて久しいですが、道北で数少ない宇宙に触れることができる場所として、教育機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

次に、天文台が果たす観光への役割についてですが、天文台の来館者の状況で申しますと、開館当初は新しい施設ということで物珍しさからという方も多かったですが、次第に星空を楽しむ施設ということが認識され始め、目的を持って来られ

る方がふえつつあります。昼よりは夜、曇っているときよりは晴れているときと、より楽しむことを求めて来られるようになりました。ここ数年は、市外からの観光来館者が65%ほどで推移しており、着実に市外への浸透が図られていると感じております。その一例として、先ほどの教育との関連にもなりますが、本州から修学旅行や実習授業などで来られる高校があり、少しずつ定着している状況にあります。

また、星空観光を売りにした宙ツーリズムが全国的にも注目をされています。その土台となるのが夜空の暗さであり、昨年度環境省が行った星の明るさ調査でも名寄は非常に暗く、星空観測に適している場所とされています。環境省では、星空観測の適地を今後ランクづけし、星空観光に役立てていくとの方針のようでございます。このような星空の暗さに加え、職員の星空案内や解説に対する高評価もあり、インターネット上の当天文台の評価は、5点満点で4.5から4.6点と全国でも五本の指に入っております。これは、全国でも著名なアミューズメント施設にも匹敵する評価となっております。

基本的に星空は、夜の観望となるため宿泊を伴うことから、滞在型の観光施設として天文台の役割は大きいものと考えています。このような条件がそろった施設であることを今後も積極的にアピールし、名寄の他の観光と連携しながら、滞在型の観光につなげていきたいと考えております。

次に、今後の天文台が担う方向性についてですが、基本的には従来の目的に向かって進んでいくこと自体に変わりありません。しかし、この宇宙などの科学の分野は日進月歩です。常に職員が最先端の研究、観測に取り組み、それを市民に還元していく必要があります。また、観光に関しても夜空の暗さだけであれば国内、道内の他の地域にも適地はあります。また、最先端の科学に触れる場は都会にもあると考えております。しかし、そのような条件を兼ね備え、一般の方がそこに参加

できるとなると数が少なくなります。本物の星空とそれをきちんと案内することができる職員がいるということが強みと考えていますので、その点をしっかりと発信し、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

その一方で名寄市総合計画(第2次)にもあるとおり、次世代へこの名寄市の天文の歴史、つまりは故木原秀雄氏の功績を伝えていかなければなりません。先般北海道が企画した先人カードめぐりでも名寄市を代表する先人として故木原氏を挙げさせていただいております。カードを集めて来館された方がより木原氏の功績に触れることができるように展示等の充実に取り組んでいきたいと考えております。

また、併設された北海道大学のピリカ望遠鏡では、小惑星について最新の研究などが行われていることから、広くその研究内容を知ってもらえるようにも進めてまいります。

ただ、何よりも誰でも気軽に天文台に訪れることができるようにすることが大事です。天文台の開台20周年となる2030年には、北海道でのみ見ることができる金環日食があります。そのときには多くの観測者、観光客が北海道を訪れることが予想されますが、名寄で観測したい、名寄へ行ってみたいと思ってもらえるような天文台を目指していきたいと考えているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 私からは、大項目3、行財政改革について、小項目1、人口減少が加速する中、職員の定員適正化に向けた取り組みについて申し上げます。

名寄市においては、平成18年の旧名寄市と旧風連町の合併に伴う行政組織のスリム化の必要性から、名寄市行財政改革推進計画に基づき平成21年度から平成26年度までに69人の職員数の削減を実施してきたところでございますが、平成27年度以降、国、道からの権限移譲に伴う業務

量の増加、総合計画や総合戦略における人口減少対策を主眼に置いた各種政策の実現のため、組織機構の見直しの中で職員配置数の協議を毎年実施することで職員数の見直しを行っております。

議員御指摘のとおり、全国的に人口の減少が想定され、本市においても例外ではない中、今後の適正な職員数の設定は重要な事項であると認識しております。本年度は、組織機構の見直しの検討をする際に業務の見直しを踏まえ、それぞれの担当課で行政サービスの洗い出しを行い、組織のあり方と連動させる取り組みを実施したところがあります。

専門職を中心に周辺市町村職員の確保が困難となっている状況がございます。国の地方行政サービス改革でも行政サービスを提供するシステムを周辺市町村と共同利用することが示されており、今後周辺市町村と連携して行政サービスの水準と組織のあり方を検討していくことが求められることも想定されるため、職員採用が今後市町村単独で完結しないことも考えられます。現在多くの市町村で職員採用が困難な状況に直面しており、国ではAIの活用による行政サービス提供などを検討するよう示唆している状況もあることから、適正な行政サービスと組織規模のあり方については単に定数管理の側面だけではなく、業務の内容や手法とあわせて総合的に見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) それぞれ御丁寧な答弁ありがとうございます。介護に関する部分改めて質問をさせていただきます。

権限移譲されてから名寄市で取り扱ったといたしましょうか、認可をしてきたケースというのはあるのか、ないのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 平成22年4月から権限移譲されて以降の指定等の受理ということで、新しく開設された事業所が数件ございまして、受理した件数はございます。ちょっと今件数については手元にはありませんが、受理しております。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 22年以降あるというふうなことで、淡々とこの権限移譲に伴う部分としては業務が遂行されているのだなというふうに思います。

そこで、先ほど指定居宅サービス、居宅介護支援、そして介護予防サービス事業とこの3事業を実際に行ってきており、その他いろいろトータルすると28項目というふうなお話があったと思えますけれども、この部分で実際この事業所に対する指導といいたまいますか、現状どのような形で実施、進められているのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 先ほどの御質問ですけれども、新規数件ということで、それ以外にも変更等も随時受け付けておまして、例えば管理者の変更ですとかそういったものも含めていろんな手続等については常時受け付けております。

この間の名寄市の対応ということでございましたけれども、過去5年間の実地指導の実施状況ですけれども、指定居宅サービス事業者につきましては延べ12事業所、それから指定居宅介護支援事業者については延べ4事業所、指定介護予防サービス事業者については延べ12事業所行っております。その他先ほど言いましたけれども、指定の関係だとか更新、変更届等も含めて200件近くそういった届け出等の受理も行わせていただいております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) その事業所に実施をしているわけですが、その中でこれまで例えば指導、業務改善というような、そういうふうな状況に至ったケース等々はあるのかどうなのかお知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 例えば記録漏れですとか、たまたま指導入ったときに記録漏れとかそういった口頭指導等の軽微なものはあったり、それから軽微なものであれば改善について文書を求めて、後日事業所のほうからその改善の文書をいただいたりということで、軽微なものについてはこれまで何件か指摘した部分はございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 実施に伴う部分としては、事業所に市のほうからこれは定期的に入られるというふうに思うのですけれども、先ほど集団指導なり、実地指導というふうなお話もありましたけれども、どのようなサイクルで行われるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 集団指導につきましては、毎年大体3月ぐらいに市内の居宅の事業所を全部集めまして、制度改正もあったり、それから介護報酬請求にかかわる部分の事例等も含めて説明をしたりということで、これは毎年行っております。

それから、実地指導につきましては、先ほど過去5年間の数字申し上げましたけれども、おおむね年間5件から6件ぐらいの事業所を指定させていただいて、そういうサイクルでおおむね毎年実施をしてきております。実地指導に入る事業所には事前に文書で通告をしまして、その日入るとい

うような形をとっております。大体6年に1回ということで先ほど答弁させていただきましたが、それを超えないようにということで、前回の実地指導した日を照らし合わせながら事業所を指定して、実地指導に入っているという状況でございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 期間は限度6年ということで、それ以内でいろいろな事業所を訪問をし、そして指導しているという状況でよろしいということですね。ありがとうございます。

それと次に、介護サービスの関係についてちょっとお聞きをしたいのですけれども、マネージャー業務の中でマネジメント業務、先ほどアセスメントから始まって、計画書をつくってという形で、そしてモニタリングがあって、最後はサービスの再評価だとか改善につなげていけるような、こんなサイクルで実質行われているのだなというふうに思われますけれども、その中で実際にはこのサービスを必要とする場合は介護認定を受けなければならないですし、そして認定を受けて、その度合いに応じて恐らくケアマネがいろいろ計画を考えていくのだろうというふうに思いますけれども、その中で今回指導している中では10項目あるうちの1つの中で月1回モニタリング、その利用者の家庭を訪問して、そういう形をとっていくというふうに理解をしているところでありますけれども、例えばそれは必ず行わなければならないものなのかどうなのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) モニタリングの関係の御質問ございました。

基本的に毎月サービスの利用票というのを出して、いろんなサービスあると思いますけれども、そのサービスを受けた内容がきちんと実行されて

いるかというところも含めて、それを御本人さんと面談をして、その確認をするということで、これは必ず行うべきものでありまして、ただ利用者さん側の都合によって、例えば入院したとかその他ケアマネさん側によらない理由等でできない場合もあるときもありますので、そこはきちんとできなかった理由を記録しておけば、できない月ももしかすると可能性もありますが、基本的には毎月モニタリングは実施するというようになっております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 特段の事情とかある場合はできないという部分ありますけれども、そういうふうなことを必ず月1回行わなければならない、基本的には行うわけですけれども、そういうふうなことも起こり得る、あり得るというふうなことで理解をさせていただきたいと思います。

ただ、最後のサービスの再評価なり、改善というふうな部分につなげていくことから考えると、毎月1回のこのモニタリングというのは非常に重要な役割を担っているのだというふうには理解をします。というのは、家族の方と面談してお話をして、そして状況が変化しなければいいですけれども、変化する場合においてはその辺の部分の今後に向けての対応とか、今実際に計画をしていたサービス内容でいいのかどうなのかということも確認をするというためにも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、こういうふうな仕事というのは絶対必要だというふうに思いますので、こういうふうなことを当然その指導の中でも状況を把握をしているのだというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 今議員からもあったように、最初にも答弁させていただきましたが、ケアマネジメントのこの手順とい

うのは基本的な部分でありまして、これは本当に毎回説明をさせていただくのですけれども、ケアマネジメントをやっていく上では基本になりますので、ここは市としてもきちんと守っていただくということは毎回指導の中で御説明はさせていただいております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 実質余り触れたくない部分でありますけれども、今回その部分が欠落したこともあり、今改めて調査入って、調査の結果を待っているという状況かなというふうに思うのですけれども、こういうことが仮に今の特段の理由があつてという部分であれば問題はないと思うのですけれども、それが行われていない別な理由といひましようか、いうふうな部分で行われていないというふうなことがあれば、これは問題だなというふうには思っています、実際に資格を有している方たちですから、そのことについては当然理解をしている部分だというふうに思いますけれども、そういうふうなことが行われない状況が仮にあったとしたら、このことについては当然改善をしてもらわなければいけないという部分だと思いますけれども、ただ改善、改善と言葉だけではならないというふうに思うのです。何らかの原因というか、そういう部分もあろうかなというふうに思いますから、その辺については指導的立場の行政が事業者の方たちとその辺もしっかり話し合っていけるような、まずそういうふうなことがあったとしたらどうして起こったのかというふうなことをしっかり解明をしていくということが当然必要だというふうに思うのです。それがなければ次につながっていかないというふうに思いますが、そういうふうなことも含め、事業所との連携についての状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今回の事案も含

めて、ケアマネ業務の本来行わなければならない業務についてできなかった状況の中で、その事業所の組織的な部分も含めての御質問でございましたけれども、基本的には各事業所によってはケアマネ業務を専任で行っている方、また本体業務を含めて兼務されている方、いろいろいるわけですが、兼務された場合については、先ほど申し上げましたとおり、ケアマネ業務にどれだけ従事できているかという換算率をその都度変更があれば変更を上げてもらって、それに基づいて市としてはどの程度受け入れられるのか、そういったものを含めて対応してきています。実地指導も含めて、その中でケアマネの業務の実態についても聞き取りをしながら、それについては単純に件数ではかれるものではなくて、利用者の状態によってかかる時間を要する方もいますし、なかなか会えなかったり、理解力も含めてさまざまな要因によってスケジュール的にきちんといかない部分もありますので、そういった状況も聞き取りながら、そしてケアマネが計算上できる件数ができないという状況になれば、その事業所だったり、本体法人だったり、そういったところにも内容確認をして、組織的にきちんと対応するような指導もしながら努めてきているところであります。

今後におきましても、今回の状況のようにならないようにその事業所だったり、そこを管理運営している本体のところも含めて市としても指導しながら、状況をきちんと確認しながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 実際にケアマネが担当でき得る基準とかというのはあって、今お知らせいただいた部分だというふうに思いますけれども、当然介護度の重たい方、軽い方によって違うし、またそれ以外の複雑な状況があって難しさというのはあると思うのです。ですから、基準というものはあるのでしょうかけれども、基準でははか

り知れない部分があると思いますので、そういうところはやはり実際に行政のほうの指導的な立場の方たちがその辺のところまでしっかり突っ込んで話をさせていただいて、事業所ともしっかりコンタクトをとっていき、そういうふうなことが必要だというふうに思います。そのような形で今後進めていっていただきたいですし、実際に私たちのところに聞こえてくる部分については、一生懸命頑張ってくれていると、助かるのですという話たくさん来ます。ですから、実際こういうふうなことで途絶えることがあると大変なことになりますから、しっかりとした行政の今こういうふうに頑張っているというところを見せていただいて、この継続的な部分を利用者、そして家族が不安にならないことを前提にしっかりと対応をさせていただきたいというふうに思います。これは要望して終わります。

次に、天文台についてお聞きをします。たくさん聞こうかなというふうに思っていたのですが、時間も無い。ただ、お答えいただいた部分についてはすごく盛りだくさんで、たくさんこういうことをやっていますよ、そして今後もこういうふうにしてやっていこうということをお話いただいているので、再質問しづらくなっている部分ではありますけれども、あえてまず天文台の部分でいうと、北海道大学との連携はもとより石垣島の天文台、これは国立の天文台で、国立の天文台と市の天文台とで連携をするケースってこれが初めてだというふうにたしか思うのです。ですから、国立天文台と連携協定を結んだことによっていろんな部分、専門的な立場の人たちはすごいことだというふうにして理解をしてくださっているのではないかなというふうに思いますけれども、それから台湾の台北のこれは教育科学館みたいな、科学教育館というのかな、そことも連携をしているというふうなことでありますから、今後この連携をすることに伴ってどのように発展をしていくかというふうなことでお答えいただきたいと思い

ます。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 他の天文台との協定、連携ということですが、当然北海道大学とはピリカ望遠鏡の設置に関して協定を結んで連携をしているところでございます。今塩田議員からございましたけれども、石垣島天文台、さらには台北の天文科学教育館とも連携をさせていただいております。うちの村上台長が石垣島天文台の研究者ということでたしかになっていると思います。(「運営委員」と呼ぶ者あり)

○教育部長(河合信二君) 申しわけないです。さすが、私よりはこの天文台については塩田議員のほうが熟知されているのではないかと思うのですけれども、そのような関係もございまして、交流の面からいきますとスタンプラリーをさせていただいて、石垣島の天文台と名寄の天文台に訪れた方というような形で、10名を超える方が両天文台にお見えになっているというような交流もされておりますし、例えば台北の科学教育館のつながりで、台北の高校生が名寄に来られたときに天文台を訪問していただくというような交流もいただいていますし、珍しい天文現象が起きた場合等にインターネットで配信を行っているというような状況もございまして、その中で昨年につきましては台湾から天文台に1万件以上のアクセスがあったというような、そのような交流もさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) すばらしいなというふうに思いますし、台湾のほうからもアクセスがあって、やはりこれからいろんな形でつながっていく、天文台だけではなく、それをベースとしていろんな形で交流をしていくというふうにつながっていくと思うので、期待大だなというふうに思います。

それと、実際に名寄の天文台は、星と音楽とい

う癒やしの空間を提供するというような珍しい天文台というふうなことでありますし、先ほども御答弁いただいた中では小中学校のこの授業に関しても先生と教育カリキュラムというのですか、その中でしっかり連携をとって、それに沿った形の中で進められているということですから、今後ともそのように続けていっていただきたい。ただ、先ほども課題としてあるのは、高校生、それから大学生、他の高校生というか、修学旅行で来てくれているという部分ありますけれども、地元の高中生しっかり使っていただけるというか、有効に活用していただけるような何か仕組みをしっかりとつくっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

観光については、私もちょっと思い強かったのですけれども、なかなか難しさもありますが、本当に観光資源として天文台というのは名寄で唯一のものだというふうに思っていますので、しっかりとした形で受けとめて今後進めていっていただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの答弁もありましたけれども、当然星を見るというのは夜ですから、滞在型でないこの天文台を利用できないという状況もありますから、そういうところをしっかりと横との連携をとりながら進めていただきたいというふうに思いますけれども、観光の目玉というふうな部分で理解をしているところでもありますから、再度その辺の部分考え方あればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 天文台の観光部門の件でございますけれども、今までもなよろ観光まちづくり協会さんや市の担当部署と連携しながらエージェントツアーなどを行っているのですが、それがイコール安定的な来館者になっているかという、必ずしもそうはなっていないという状況もございまして。例えば産業まつり会場に大勢の方がいらっしゃってくださっているのですが、それがそのままそこで天文台に来ていた

だけるかといったら、そうもなっていないというようにもありますし、いろんな形で模索をしているという状況ですけれども、ただ1点、ことし他の町村の宿泊施設なのですけれども、そこと連携をさせていただいて、移動天文台車が行って、そこで観光客の方に説明をさせていただいて、その施設に泊まっていただくというような形で、モニタリングみたいな形で行わせていただいたというケースもございますので、今後もそのような手法等も検討しながら、やはり夜ですから、当然観測というか、天文台を見ていただいた後またどこか移動して宿泊されるということも大変なことだと思いますから、天文台に来ていただいて、そのまま名寄の宿泊施設に泊まっていただくというような形が一番いい形なのだろうというふうに考えておりますので、その辺も含めて検討させていただければというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 最後に、開台から10年ということでもありますから、新聞等々ではシンボルマークを今募集をしているというふうなことでありますけれども、シンボルマークの活用だとか、そのほかこの10年というふうなことで何か別に企画があるのかどうなのか、そこがお知らせいただきたいというのと、それとあとやはり対外的に進めていっていただきたいというふうに思うのは、先ほどの木原先生のことでもそうですけれども、来年のたしか同じこの12月にははやぶさ2号がリュウグウの土を持って帰ってくるわけです。ですから、そういうふうな部分等、それから新聞にも載っていましたがけれども、来年から北海道大学のほうで小惑星の形成の謎というのですか、リュウグウを対象にして観測も始まるというふうなことで、なよろ市立天文台に設置をしているピリカ望遠鏡を使って観測始まるわけですから、そのことも含めた効果といいましようか、考えられるということもありますので、これについてどのようにお考えになっているのかお知らせいただきたい

と思います。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) まず、開台10周年を記念したシンボルマークの公募ということと10周年に当たるについてどのような事業を考えているかというようなことですけれども、まずシンボルマークにつきましては、石垣島天文台が3年前に10周年を迎えているということで、そこをモデルとして今シンボルマークを公募しているところでございます。これにつきましては、来年の4月程度にマークの公表はできるのかなということで、これも一つの10周年の記念事業ということになるのかなと思っています。当然シンボルマークにつきましては、天文台をより多くの方々に知っていただくということと親しんでもらうということを目的にしておりますし、天文台とか北海道大学の学術研究等のプレスリリースの際にも使っていききたいなと思っていますし、当然ふだんの各種イベントですとか、そのようなポスター等にも掲示をしながら活用していきたいというふうに考えております。

また、その他の開台10周年に当たっての事業ということですが、今考えられるということでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、天文学界で著名な功績のある方を招いた講演会をぜひ行ってみたいというふうには今考えております。それと、旧木原天文台のミニチュア版の模型を名寄産業高校の生徒に今作成をさせていただいておりますので、それも今の天文台に展示をしながら、木原氏の功績をたたえていければというふうな考えも持っておりますし、木原秀雄氏の冊子も今編さんをしているということですので、それもあわせて行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

それと、もう一点ですが、はやぶさ2の関係でございまして、今のはやぶさ2の先代の1号機が2010年にドラマチックな帰還を果たし

たということで、一般の方にも広く知れ渡るようになったというふうに考えております。その際天文台でもその1号機の様子を描きましたプラネタリウムを投影をさせていただいて、大変好評を得ているところでございます。はやぶさ2も史上初のミッションをクリアするなど、注目度は先代に負けず劣らず非常に高いというふうになっておりますので、天文台におきましても来年の年間パスポートのデザインですけれども、はやぶさ2とリュウグウというテーマで今市内の小中学生に募集をしております。今後とも来年度の年間パス、帰還に向けて展示や解説などを充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長(東 千春議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中心市街地活性化について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番(三浦勝秀議員) 議長より御指名いただきましたので、通告に従い、大項目2点質問させていただきます。

大項目1、中心市街地活性化について。先日経済建設常任委員会の行政視察において滋賀県守山市を視察させていただきました。先進的に中心市街地活性化に取り組み、成果を上げられていた事例を踏まえ、お伺いいたします。

小項目1、コミュニティスペースの拡充についてお伺いいたします。本市では、社会の変化に伴い、地域における多様な問題、課題が顕著化してきています。このさまざまな問題や課題に対して対応できるのが町内会を中心とした地域の柔軟なネットワークの力であると考えます。しかし、

社会、家族、個人において地域とのつながりの弱体化が見受けられ、地域コミュニティの構築、維持、拡大、強化、持続的なまちづくりにおいて非常に重要な課題であると考えます。先進地の取り組みの一つとして、コミュニティスペースの充実、整備という事業がございました。現在本市のコミュニティスペースは、駅前交流プラザよろーなや風連地域交流センターなど、連日多くの利用者がおり、重要な地域コミュニティの場を担っていると認識させていただいております。しかし、よろーなを例に挙げるとすれば、学生の皆様が座るところがない状況や施設の予約がなかなかとりにくいなどという声も聞かれているところでございます。このことから、市民の憩いと集いの場をさらに拡充、整備する必要があると考えます。そこで、お伺いいたします。この先コミュニティスペースについてどのような位置づけで考えられているのか、また整備していく予定などございますのかお聞かせください。

次に、小項目2、町並み整備事業についてお伺いいたします。本市の中心市街地における建築物は、経年劣化による老朽化が進んでいるものや市民との意見交換会でも声の上がった樹木の管理など、景観の整備が整っていない場所がところどころ見受けられます。地域住民の意向を取り入れた名寄らしい調和のとれた美しい景観づくりは、地域の特性に配慮した魅力ある町並みを形成し、にぎわいあるまちづくりに欠かせない事業であると考えます。そこで、お伺いいたします。町並みの整備や街路樹管理について今後どのように事業を展開されるのかお考えお聞かせください。

次に、小項目3、民間事業によるにぎわい創出についてお伺いいたします。本市の建造物は老朽化が進行しており、建てかえ等に向けて民間事業者による町なかのにぎわい創出を推進することが中心市街地活性化のために必要になると考えます。地域資源を生かし、新たなサービスの充実によりにぎわいを感じられるまちづくりを目指すために

も、本市としては民間事業者を積極的に支援していくことが重要であると考えます。そこで、お伺いいたします。民間事業者に対し、企業立地にかかわる助成制度のほか、どのようなPRや支援策などをお考えか御見解お聞かせください。

次に、大項目2、観光事業に関して会派で視察させていただきました大阪府高槻市の事例を踏まえ、お伺いいたします。本市の観光は、名寄市観光振興計画による目的に、都市機能を維持し、持続的な経済活動を支える上で、地域資源を活用した観光を初めとする各種振興策による交流人口拡大と高付加価値ブランドの開発の確立が求められるとあります。対し高槻市の観光プログラムの目的は、新たな観光スタイルを目指し、市内の観光機運の醸成と歴史や自然だけではなく工業、商業、農業などのさまざまな分野を活用するとあり、その特徴的な取り組みとして市内企業のバックヤードツアーや地元の大学やスポーツ団体との体験型プログラムなどがありました。このような観光の形のメリットとして、通年を通しての交流人口の拡大、市内消費の増加や産業振興、市内事業者等の事業により名寄市全体が観光の機運を醸成できることと考えます。そこで、お伺いいたします。このような市内全体での観光を取り組む必要性に関して市のお考えお聞かせください。

小項目2、観光事業における組織体制についてお伺いいたします。本市の観光に関する組織体制は、主になよろ観光まちづくり協会や風連まちづくり観光、名寄市担当部局や各実行委員会組織が事務局兼実行委員として、本市の観光事業のために御尽力いただいていると認識させていただいております。先進地の組織体制は、観光協会、市、商工会議所が横断的にまとまりになり、民間事業者等の観光プログラムや地域のイベントを一括で管理しており、非常に効率的な事業が展開されておりました。そこで、お伺いいたします。観光事業やイベントに関し、今後どのような組織体制でお進めになるのかお考えお聞かせください。

最後に、小項目3、情報発信についてお伺いいたします。本市の観光に関する情報発信は、各団体ホームページやフェイスブックなどで広く周知していただいていると認識しております。本市の外国人観光客の宿泊数も年々増加傾向である中、SNSでの情報発信は、現在の時代背景からも最も効果的かつ低予算でPRできるツールの一つであると考えます。さらに、インフルエンサーの依頼や動画広告など、新たな情報発信の形も日々出続けている中、戦略的な情報発信は観光事業において不可欠であると考えます。そこで、お伺いいたします。情報発信においてマーケティング調査や効果検証が難しいと思いますが、今後どのように名寄市を戦略的にPRする施策をお考えであるのかお聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 三浦議員から大項目2点御質問をいただきました。私から答弁させていただきます。

まず、大項目1、中心市街地の活性化について、小項目1、コミュニティスペースの拡充について申し上げます。議員御指摘のとおり、持続可能なまちづくりにおいて地域コミュニティの構築や強化などが重要な課題であることは認識しており、駅前交流プラザよろーなの指定管理者にはくつろぎ空間の提供を含むにぎわいづくりを求めているところでございます。

民間活力を生かす方策としては、名寄市中小企業振興条例に基づくさまざまな支援策があり、商業地域内での店舗、または事務所の新築や増改築、設備投資に係る事業費の一部を補助する中心市街地近代化事業や創業支援事業、さらには商業地域内の空き地、空き店舗の活用を促す支援など、中心市街地の活性化に寄与する取り組みを進めております。また、中心市街地のにぎわいづくりへの支援制度であるコミュニティ事業などを活用した商店街あそびの広場、大道芸フェスティバルな

ど、商店街振興組合やグループなどがイベント事業を企画、実施し、商店街の新たな発見、足を運ぶきっかけづくりなどに努めていただいております。さらに、商店街振興組合では名寄市立大学に御協力いただき、商店街の空き地に仮設の壁を設置し、名寄市にゆかりのある絵本作家の作品を題材に絵を描くなど、商店街を歩く人が楽しめるような取り組みも行われました。引き続き既存の公共施設の有効活用や民間への支援を通じて、コミュニティスペースの拡充に努めてまいります。

次に、小項目の2、町並み整備事業について申し上げます。中心市街地では、古くから商店街を初めにぎわいと活気に満ちあふれ、道路の改修や民間で建設された建造物が立地することで基盤の目の町並みが整然とした市街地としてわかりやすく、使い勝手のよい印象を受けており、都市のまちづくりの礎として寄与してまいりました。しかし、近年経年劣化により老朽化した建造物や空き家、空き地となっている箇所が散見されるようになり、町並みとしては寂しさを感じざるを得ない状況も生まれつつあります。

また、中心市街地のみならず市内の樹木については、緑による潤いのある生活環境の向上を目的として街路整備とともに植樹された街路樹を初め、公園や各施設の整備時に植樹したもの、寄贈されたものなどが数多く植樹され、市民の目を楽ませています。しかし、樹木の成長とともに委託業者や道路センター職員により樹木の剪定や伐採を行い、適切な維持管理に努めているところですが、剪定期や場所、樹種による剪定の手法などについての御意見も伺っているところです。町並み形成や街路樹などの樹木の維持管理については、景観づくりにとって大変必要なものと認識しており、本市が考えているまちづくりや緑の基本理念でも緑豊かな景観を持つ心地よい市街地形成を図るべきと考えておりますので、樹木の補植や剪定をしっかりと行うことで、景観に配慮してまいりたいと考えております。

また、第2次名寄市総合計画においても美しい市街地形成として都市の環境を維持し、緑の保全に努めることとしております。今後におきましても、各種関連計画と連動させるとともに、町並み整備を図る上で優しさと潤い、にぎわいのある施策の検討や事業展開に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、小項目の3、民間事業によるにぎわい創出について申し上げます。中心市街地の活性化に向け、本市では今後行政、商工団体、民間のそれぞれが責務と役割を果たしながら、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める基本計画の検討を進める中で、幅広い関係者のもとより市民の意見なども踏まえながら、中心市街地の役割やあり方を検討するとともに、事業承継や創業支援、人材育成を含め時代のニーズに合った支援制度の改定などを行い、中心市街地の活性化に向けた協議を進めてまいります。

次に、大項目の2、観光事業について、小項目の1、市内事業者との連携による機運醸成について申し上げます。名寄市観光振興計画においては、地域資源を活用した観光を初めとする各種振興策による交流人口の拡大と高付加価値ブランドの開発の確立が求められており、地域住民が主体となり、地域資源の価値の向上、来訪者の満足度向上を図りながら、総合的なまちづくりに取り組むことが本市の目指すべき将来像につながるとされております。本計画では、これらの動向を踏まえ、観光入り込み客数と外国人宿泊延べ数の増加を目標値に定め、計画の具体的戦略に基づき事業を進めております。近年においては、旅行形態の多様化もあり、団体旅行から個人の趣向に合わせた個人旅行がふえる傾向にあり、外国人観光客も急速に伸びております。地域資源を生かしたカヌーやサイクリング、そこに歴史的要素を加えたツアーの実施や冬の雪遊びやスノーモービル、農業収穫体験など、これまでの取り組みが商品化されてきたほか、スポーツ合宿、大会開催などにより通年

の交流人口の拡大に寄与しております。さらに、市内のまちづくり団体によるご当地グルメなよろ煮込みジンギスカンが全国規模のイベントに参加するなど、市民みずからが地域PRに努めております。

また、単一市町村の取り組みでは通過型の観光となるなど限界があり、圏域のさまざまなコンテンツを組み合わせ、周遊させることにより宿泊などの経済効果が生まれることなどから、広域連携による観光の推進が必要とされており、上川北部9市町村により構成される道北観光連盟及び天塩川シーニックバイウェイ、平成28年度に観光庁から認定された日本のてっぺん。きた北海道周遊ルート。などが中心となり、広域観光を推進しております。

以上のように行政、観光協会、民間、市民が協力し、各組織や団体がそれぞれの役割に応じた観光事業を進めてきており、市民参加によるまちづくりを実現し、各組織間の連携をさらに強化し、観光振興に努めてまいります。

次に、小項目の2、観光事業における組織体制について申し上げます。本市の観光振興については、名寄市総合計画（第1次）の観光分野におけるアクションプランとして、平成24年3月に名寄市観光振興計画を策定しており、平成28年度には名寄市総合計画（第2次）の策定に当たり、時代の変化に対応するべく戦略事業の一部を見直しました。

この観光振興計画の中では、行政、観光協会、民間、市民、それぞれが果たす役割を認識し、相互に連携協力する協働の取り組みが必要としており、行政の役割は観光交流振興に対するバックアップ、観光協会の役割は観光振興を初めとする交流人口の増加を図る主導的機関、企業や関係団体など民間の役割は本市に適した観光産業の創出、振興を図り、質の高いサービスの提供に努め、市民の役割はみずからが地域資源であることを認識して、おもてなしの心の実践に努めることとして

おります。

また、本計画において市全体の視点で観光交流振興を進めるため、市内関係機関全体で効率的な事業展開が推進できるよう平成24年度にオール名寄体制で協議する名寄市観光交流振興協議会を設立いたしました。名寄市観光交流振興協議会では、ひまわり観光や観光キャラクターなよろう、市民モニターツアー、ご当地グルメなよろ煮込みジンギスカンの開発、PR、外国人受け入れおもてなし研修などを当初4つの部会で構成され、その後2つの部会に整理統合して事業を進めております。市内各種イベントについては、実行委員会形式で実施しており、市民参加によるまちづくりの意識向上につながっているところです。

広域連携について道北観光連盟及び天塩川シーニックバイウェイの事務局を務め、国が進めるインバウンドの推進施策、日本のてっぺん。きた北海道周遊ルート。でも主要な役割を担う観光協会が今後も主体となり、行政、観光協会、民間、市民が役割を認識し、市民参加によるまちづくり、観光事業に取り組んでまいります。

次に、小項目3、情報発信について申し上げます。観光情報の発信は、周知や集客、PRのために重要です。以前は、旅行雑誌やパンフレット、チラシなど紙媒体での情報発信が主流でありましたが、近年は若年層に限らずスマートフォンが普及している中、フェイスブックやインスタグラム、ツイッターなどSNSが中心となってきており、本市においても名寄市や観光協会、Nスポーツコミッション、ピヤシリスキー場など、各組織や施設がSNSを通じた情報発信を行っております。本市をPRする手法としては、このほかにふるさと納税、運送会社の有料箱への観光キャラクターの掲載やホームページに誘導するQRコードの印刷、さらにはインターネットによる特産品販売など、さまざまな形で取り組んでおります。今後の戦略的な情報発信につきましては、情報発信のツールが多様化する中で、各事業や施策に対しター

ゲットを明確にして、若年層に対してはSNS、高齢者に対しては雑誌掲載など、ターゲットに合わせた効果的な情報発信が必要と考えており、日々進化するSNSなどの情報発信に対し、スピード感を持って取り組む必要があると考えております。

以上、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) それでは、御答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

まず、コミュニティの関係だったのですが、さまざまな支援、イベント等理解させていただきました。また、地域のコミュニティの構築が重要であるという認識も確認させていただきました。20年前、商店街を思い出してみると、本当に一人一人が豊かに過ごしていることが地域全体の活性化につながっていたと私は感じております。このことから、お年寄りから小さなお子様まで人と人とが強い結びつきを築き上げて持続可能なまちづくりの推進を図るため、具体的にどのような支援及び整備が必要であるかお考えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 中心市街地の活性化に関しては、中心市街地に集中するさまざまな都市機能を通じて、あらゆる世代の人が結びつく持続可能なまちづくりを図るためには、市としてはよろーなの設置、そしてコミュニティバスの運行などを行いますとともに、さきに答弁をいたしましたけれども、事業者や団体に対してさまざまな支援を実施しておりますが、ただいま議員御指摘のとおり、より時代のニーズに合った支援制度の改定が必要であると意識しております。今後本市における、先ほども申し上げたのですけれども、商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める基本計画の検討を進める中で、幅広い関係者はもとより市民の意見なども踏まえながら、中

心市街地の活性化やあり方を含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 済みません、多分私の伝え方が悪かったのかなと思います。コミュニティスペースの拡充や整備について今後もっと力を入れていくべきではないかと考えております。中心市街地とはちょっとずれてしまうのですが、きのうの小川部長の答弁にもありましたように4割ぐらいの方々がよそから来られて、地域との関係が希薄というお話もありました。そういった方々が気軽に集まれるコミュニティスペース、こういったところに対して整備をどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) コミュニティーということでしたきました。

コミュニティには議員からあったように町内会が基本になって、それは地縁によるつながりを持っているということになっています。今回の御質問は中心市街地ということでありましたので、中心市街地におけるコミュニティというのは、先ほど室長から申し上げたようにそこに集約されている都市機能、これは商業的な機能もあれば、あるいは通信、金融があったり、あるいは医療があったり、さまざまな機能がありますけれども、そういった都市機能を通じながら人々が交流をしていく、結びついてくというコミュニティ機能なのだなというふうに思っております。市としては、これまでも先ほど答弁あったようによろーなどを設置しながら市民の皆さんが集まっていただけのスペースをつくりながら、そこでコミュニティを醸成してきたという取り組みがあります。そこに集まる仕組みとすると、コミュニティバスなども運行しながら人の集まる仕組みも講じてきたということです。

もう一方でいうと、先ほど議員が言われたように商店街などが果たしてきたコミュニティ機能

もあると思います。これは、物を提供する、それを買う、そこに交流が生まれて、コミュニティー機能が醸成されてきたというのがありますので、中心市街地におけるコミュニティーの醸成については、行政側とするとそれぞれの民間の皆さんの取り組みもこれは不可欠なのだろうなというふうに思っています。

市としましては、既存の施設をより皆さんに有効に活用いただけるように場をつくっていくのが一つの方法だと思っていますし、もう一方でいうと先ほど言った民間の皆さんにもぜひそういう場を提供いただきたいと思いますので、そこは中小企業の振興条例などで各個店の取り組みに対する支援などもありますので、これらを通じながらコミュニティーの場をつくっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 私もそれぞれの民間事業者の方々ももちろん力入れてくべき場所だとも思っておりますので、市民の側からのニーズがございましたら、それにぜひ応えていただけるように御検討お願い申し上げます。

次に、小項目2の町並み整備に関してですが、こちら計画を立ててなされているということで、恐らく先ほどの予算との兼ね合いもあると思いますので、こちらも計画的によろしくお願いいたします。

次に、小項目の3番目なのですが、こちらもさまざまな支援制度あることを理解させていただきました。現在インターネットの普及に伴い、場所を選ばず働ける時代となっているところでございまして、若者の地方の移住の関心も高まっていると聞いております。この民間事業によるにぎわい創出という中で、他市町村との差別化を図り、新規事業者獲得に向けて取り組み、PRについて積極的に取り組むべきであるとは私と考えております。このような企業誘致に関してどのようにお考えで

あるのかお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 市外の方々が名寄市に来て起業するですとか企業を誘致するですとかという御質問だったと思いますが、名寄市においては、まず先ほど答弁させていただいたような中小企業振興条例に基づきさまざまな支援策がございまして、これは、外から来ていただいた方にも使っていただけるものでございまして、そのほかに企業立地促進条例もございまして、この中ではメニューでいいますと学術開発研究機関の施設ですとか、ソフトウェア業の施設ですとか、情報提供サービス業の施設ですとか、あるいは旅館業等ありますけれども、こういったものであれば先ほどの中心市街地における活性化に資するものだと思っております。ですので、議員御指摘のとおり、新規事業者獲得に向けたこうした企業誘致の取り組みというのは必要だと考えておりますので、この企業立地促進条例に基づく市外からの中心市街地における企業誘致についても必要な取り組みだと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 必要性は御理解されているということは確認させていただきました。

今支援はあるのは存じ上げているのですが、起業したい、名寄を選んでもらうためにこちらから何かしらの発信、情報発信であったり、PR、こちらをしていかななくては、多分待っているだけでは来ていただけないと思うのです。その点に関してどのようにお考えかお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 今現在企業誘致、企業立地促進条例について積極的にPRといたしますか、しているところではありませんが、ただ例えば移住の説明会において中小企業振興条例の施策ですとか、こういった誘致のことですとかも説明させていただいておりますし、そういったところで名寄市において起業をしていただいたり、この

活用をしていただいたりすることを説明しているところでございます。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) これからそのPRや積極的に起業したいという方を募るといふか、そういった方々にアプローチする予定があるのかお伺いいたします。

○議長(東 千春議員) 臼田経済部長。

○経済部長(臼田 進君) 中心市街地にも企業誘致をして機能を高めるべきではないか、経済的な活性化を図るべきではないかという御意見だというふうに思います。中心市街地に進出する可能性のある企業となると、敷地の関係、あるいは周囲への影響などを考えるとある意味では少し対象が絞られるかとも思われます。そういう意味では先ほど室長が言ったように創業支援であったり、あるいは第三者継承もあるかもしれませんが、そういったところが一定程度想定されるのかと思います。実際には来ていただけそうな方に直接情報提供するというのが一番望ましいのだと思いますけれども、なかなかその相手が見えないということもありますので、広くは今もハンドブックなどをつくって、それをホームページに載せたり、あるいは関係団体に配付をさせていただいて周知を図っているというのがありますし、あるいは御相談に来ていただいた方、あるいは先ほど室長からあったように移住相談等について行ったときにこういう情報もありますよと提供させていただいているところでもあります。さらに、広く周知できる方法については、今後も研究をしてみたいと思っています。関係機関の例えば道とか国なんかありますので、そういったホームページに載せるという方法ももしかしたらあるのかとも思いませんし、いろいろなチャンネルを探してみたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 名寄市というまちは本

当に魅力的ですので、よそから来ていただいて、すごくいいまちだなど、そこで仕事をしていただければ、さらにウイン・ウインの関係になるのかなと思いますので、御検討よろしくお願ひいたします。

次に、観光についてお伺ひいたします。さまざま取り組みや体験プログラムというのがあるという広域での観光というのは理解させていただきました。観光事業において本市における地域経済の活性化に対して観光というものはどのような位置づけであるかお考えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 観光事業というものが本市の地域経済の活性化についてどのような位置づけかという御質問だったと思いますけれども、観光というものは本市を訪れて、そこで本市で消費をしていただくということですので、地域経済の活性化に大きく寄与するものだと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 私もそう思っていて、先ほどともちょっと重複してしまうかもしれませんが、他市町村と差別化を図って、名寄市を選んで観光に来ていただかなくてはいけないと思っております。その差別化を図るためにも重点的な取り組みとして、先ほど河合部長のほうからもございましたきたすばるの利用、これはもう本当に名寄でなくてはいけない、こういった事例であると私は考えております。こういった名寄独自の重点的な取り組みの必要性について、とがるといいますか、そういったことに関して重要度についてどのように認識されているのかお考えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 名寄市がとがるというか、のためどう考えているかというところですけども、昨年度、北海道の事業なのですが、稼ぐ観光具体化モデル事業というものの事業採択

を受けました。この事業では、本市を訪れた観光客への対面によるアンケートというものをかなり長期間にわたってやりまして、それについて調査し、分析を行いました。その結果、本市には夏のひまわり観光、冬季スポーツ、グルメ、ショッピングなどを目的に訪れる方が多いということがわかりました。ですので、先ほど議員御指摘のとおり差別化を図るという意味では、この長期にわたる分析結果を参考にいたしますと、まずはとがるという意味ですので、日本一の雪質を生かしたウィンタースポーツによる国内外の観光客、あるいはスポーツ合宿ですとか大会の誘致もそうですし、それから夏のひまわり観光につきましてもとがるようなことで誘客を図っていくことで本市の地域資源、雪質ですとかひまわりですとか、そういったものを生かした観光の取り組みをしていくことが大切かなと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 本当に名寄市には日本一と言われるものがたくさんございますので、こういったものも後のほうの情報発信につながってくると思うのですが、情報の発信の仕方一つでお客様の入り等々かわってくると思いますので、御検討をお願いします。

もう一つ、同じ項目なのですか、外国人観光客が伸びているという御答弁でした。また、きのう石橋部長のほうからもございましたようにインバウンドに力を入れていきたいという御答弁ございました。この来訪者のニーズ把握して満足度を向上させることがさらなるリピーターであったり、観光振興にとっては欠かせないことだと考えております。もちろん来訪者に接するのは事業者の本人の方々ですので、本市の支援として外国語のメニューや、あと多言語の飲食店マップ、昨日五十嵐議員からもありましたアプリであったり、そういった外国の方々に来られたときに本市で使いやすいようなものをつくりたいという方々にその作成の助成等を検討されている予定があるのかお考

えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 外国人の方向けのメニューですとかアプリの開発とか、そういったことだったと思います。それについての支援が今考えているかというところではございますが、今現在観光振興計画の中では、インバウンドに対してはインバウンド受け入れ態勢の整備ということ掲げているところです。そのことについては、そのメニューですとかというところと若干ずれるかもしれませんが、なよろ観光まちづくり協会さんが中心となって、北海道観光振興機構の助成事業を使って外国人受け入れセミナーみたいなことはやっております。また、そのほかに外国語の観光パンフレットも作成しておりますし、ホームページも作成しているところです。メニューですとかアプリの開発というところに直接つながるかどうかはわかりませんが、今後も観光協会さんと連携を図りながら、北海道観光振興機構の事業なども使うことも視野に入れながら、そういった外国人観光客のための受け入れ態勢の整備について努めていきたいと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) そのマップであったりというのは理解させていただきましたが、観光というのは正直消費を生んで何ぼだと考えております。そのことに関しまして、外国人の方々が本当に名寄市の飲食店に行っても何も心配なく飲食できますかと、お店がわかりますかといったところについて、今インバウンドが来ている。来ていて、来ているねではなく、ここをつかまなくては名寄市の経済も衰退してしまうのではないかという危感を持っているところではございます、私。そこに関しまして来ていただいた方のニーズ、先ほどもお伝えしたように満足度の向上を図るためにも積極的に市が半歩、一歩先行って、こういった支援がありますよということを民間事業者に投げかけて、積極的にアプローチするのは重要ではない

かと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 今議員がおっしゃいましたとおり、外国人の観光客の方々に名寄市内で消費をしていただくために必要なことだと思います。ですので、北海道観光振興機構さんではさまざまなメニューがありますので、それなんかを活用することで観光協会さんとも連携しながら、そのようなものについて検討していきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) インバウンドということで、私も関係あるということでお答えをさせていただこうと思っております。

議員おっしゃるとおり、外国人が来ていただけるというのはやっぱりコンテンツがあって、そこに魅力があって集まってくるということなのだと思います。その一つが夏場はひまわりであったり、冬はやはりパウダースノーであったりということで、このコンテンツについてはぶれることなく、特に冬の部分についてはぶれることなくいかなければならないというふうに考えております。そもそも総合計画の将来像の中に自然の恵みと財産を生かすということで、まさにこの名寄の財産を生かした取り組みということでこれは推進しなければならぬというふうに考えております。

それから、先ほどの迎え入れるための環境整備という部分ですけれども、ここは北海道も地方創生の目標でインバウンド500万人を達成するというのがKPIとして掲げていて、北海道を観光立国にするというような目標のもと北海道でも動いております。そういった中で、できれば総合政策の立場としては、北海道も巻き込んでいけるような、逆に提案していけるようなことも我々としてはしていかなければならないのかなと。それは、特に上川、宗谷地方というのはまだまだ伸び代のある観光地域ということになっていきますので、そのためにも宗谷線もしっかりと残しながら、移動

手段、それから滞在していただけるコンテンツ、そして先ほど言っていた困らない環境としてやはりそこはキャッシュレス化とかいろいろな部分が相乗効果を生んで、本当に圏域が魅力的な地域になっていけるような取り組みをしっかりと皆さん方からアイデアもいただきながら、一定程度支援できるところは行政も支援していきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 前向きな御答弁ありがとうございました。

次に、先ほど御答弁の中にサイクリングや農業収穫体験など、さまざまなプログラムがございました。これらの素晴らしいプログラムがある中で、現状人員がちょっと足りないということで、最高人数や回数に関して多分制限がかかっているものかなと私は考えております。市外や海外から多くの観光客の方を呼び、地域振興のためにも観光にかかわる人員不足について、人員不足ではないかと私は思うのですが、その点についてお考えお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 議員のおっしゃる人員不足と申しますのは、観光に携わる方々としての人員の不足かなと。そういう点では、観光にかかわる人材不足、あるいは人材の育成というのは必要であるというのは共通認識かなと思っておりますけれども、例えばひまわりボランティアですとか、雪フェス国際雪像のときの国際ボランティアの皆様といった市民の皆様との活動と連携するということも一つの重要なことかなと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 人員不足と申しましても、市内の事業者の方々、市民の皆様一人一人がちょっとずつ力を入れていけば、人員不足ということは正直ないと思ひまして、観光の機運の醸成

が必要ではないかということをお伝えさせていただきました。例えばサイクリングであったら、10人、20人走るのに前と後ろとサポートカーと、それに3人必要です。それが毎日来てということになったら、インバウンド来てくださいますと言っていますが、受け入れられる人数が正直足りないのが名寄市の現状だと考えておりますので、市内全体で機運を高めて、観光客の方を呼び寄せ、経済活動を活発化させていければなと思っております。

もう一つ、なよろ煮込みジンギスカンの全国大会という話がございまして、本市のPRを行っていただいていると認識しております。また、食と観光というのは密接な関係があるものと考えておりますが、今後この煮込みジンギスカンに対してどのような効果、全国大会でどのような効果があったのかお知らせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) この煮込みジンギスカンをやっている市民団体、まちづくり団体、第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊の活動に対して、今年度は全国大会であるB-1グランプリというものに支援をさせていただきましたが、11月に行われましたが、2日間で34万1,000人が集まったというイベントだったと聞いておまして、ここで名寄市をPRしていただいたと思っております。

さらに、この団体につきましては、食と観光にかかわって名寄をPRしてくださるといふ、こういう団体で、市として支援をしてきておりますが、一方で自立に向けて徐々に支援そのものは縮小していく方向にあるとは思っておりますけれども、今年度もこれまでまず市民向けには憲法ハーフマラソンですとか、市民見学会での昼食ですとか、てっし・名寄まつりで提供していただいたり、あとは市外で、道内ではおたる潮まつりですとか札幌ドームでの日本ハムファイターズの試合に合わせたイベント、あるいは旭川の秋の一大イベントとな

っております北の恵み食べマルシェなどで出店をすることで名寄市のPRをしていただいております。さらに、道外においても、まず10月には愛知県一宮市で開催されたびさいまつりですとか、11月には友好都市であります杉並フェスタでも提供しており、先ほど申し上げた全国大会B-1グランプリなどで名寄のPRに努めていただいております。ですので、今後もこの団体の活動の継続に向けて情報交換を図ってまいりたいと考えております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 自立まで御支援していただけたということで理解させていただきました。

次に、小項目2番なのですが、組織体制については理解させていただきました。そこで、先ほどお話あった道北観光連盟、あと天塩川シーニックパイウェイなど、本市が事務局になり、道北を引っ張っていく立場として、どのような事業展開が今後この地域に有益であるのかお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 広域の連携ということで、道北地域でどういうものを進めていくかということだと思っておりますけれども、この道北地域というのが天塩川に沿う形で国道と鉄道が走っております。しかも、比較的起伏が少ないというこの地理的な特性というものを生かすことで、今なよろ観光まちづくり協会さんが中心となって進めておりますのが自転車、カヌー、JR、バスといった公共交通機関などを移動手段として、自然風景や歴史、文化などに触れながら、さらに御当地の食を味わうというようなアクティビティーを楽しむ旅ということで、きた北海道エコ・モビリティといったものを進めているところです。しかも、これをなよろ観光まちづくり協会さん単体ではなくて、先ほどおっしゃった道北観光連盟ですとか天塩川シーニックパイウェイといった広域の連携という中で進めているということで、こう

いったものが今後の道北地域の国内外の誘客に向けて期待できるところかなと思っております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 先ほど室長からの御答弁にもありましたとおり、通過型になってしまわないような近隣市町村との連携を密に行っていたら、さらに道北を盛り上げていただきたいなと思います。

最後に、情報発信についてなのですが、ターゲットの明確化など理解させていただきました。この情報発信につきましても、それこそもう何回もになるのですが、他市町村と差別化を図らなくては、今現在情報というのは無数ありまして、その中に埋もれてしまうと考えております。新たな取り組みとして、先ほど私例に挙げさせていただきましたインフルエンサーの依頼であったり、動画広告、こちらもうインフルエンサーもあふれていますし、動画広告もあふれているのですが、こういった新しい手段に対してどのようなお考え、検討されているのかお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 先ほどの答弁もありましたけれども、SNSは十分活用してこれからもやっていかなければいけないと思っておりますが、今年度なよろ観光まちづくり協会さんで新しい取り組みとしては、地域資源を生かしたスノーアクティビティーですとかサイクリング、カヌー、それから先ほどの農業体験なんかも含めてPR動画を作成しているというところで、作成するこの動画を今後さまざまなプロモーションですとか、そういったところで活用していくという事業を今年度進めていると聞いております。

○議長(東 千春議員) 三浦議員。

○5番(三浦勝秀議員) 動画を作成しています。かしこまりました。その動画も出し方一つだと思うのです。それ一つで名寄市に来ていただけるのかどうかというところであると思っておりますので、そこら辺の調査研究していただいて、効率的な情報

発信のほうをよろしくお願い申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

男女共同参画と性の多様性の認知について外2件を、富岡達彦議員。

○1番(富岡達彦議員) それでは、議長から御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目3点について質問いたします。

大項目1、男女共同参画と性の多様性認知について、小項目1、男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取り組みと今後について伺います。男女共同参画社会とは、言うまでもなく、互いにそれぞれの人権を尊重しつつ、分かち合い、個々のジェンダーアイデンティティーにかかわらず、その個性と能力をいかんなく発揮することができ得る社会です。男女共同参画基本法では、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受できるものとされています。

本市においても2016年に男女共同参画条例が施行されております。名寄市総合計画(第2次)の市民と行政の協働によるまちづくりの中でも、人権尊重と男女共同参画社会の形成に向けた計画が推進されているところは、今定例会の行政報告の中でもお示しをいただいたところでありませう。しかしながら、基本的人権の尊重が日本国憲法でうたわれているにもかかわらず、日本におけるグローバルジェンダーギャップ指数は、最新の昨日12月17日の発表では153カ国中121位ということで、主要7カ国G7の中でも最低ランキングにされております。また、女性活躍推進法が施行されて以来3年が経過する中でも、国からは具体的なジェンダー格差や女性貧困問題への変革は示されていないのが現状です。以下、3点について伺います。

第2次男女共同参画推進計画は、ちょうど本年

が中間期であります。ここまでの具体的取り組みと成果、後半への取り組みの目標について伺います。

女性活躍推進法に基づく本市の具体的な取り組みについて伺います。

そして、多様なジェンダーにおけるワークライフバランスの推進に向けた本市の取り組みについて伺います。

小項目の2、各種ハラスメントの対策について伺います。本年5月末に可決、成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律、すなわちパワハラ防止を義務づける法律、これを受けて本市における各種ハラスメント対策について伺います。12月4日から10日までは人権週間でした。それらを踏まえ、人権尊重に基づく各種ハラスメント防止に関する本市の取り組み指針について伺います。

小項目3、SOGI、性の多様性認知と社会包摂的な取り組みについて伺います。SOGIの認知とセクシュアルマイノリティ、いわゆるLGBTと呼ばれる人たちの社会における包摂的に関する取り組みについては、第2回の定例会においても質問をさせていただきました。この半年間で多くの自治体が性の多様性認知に向けた取り組みを加速させております。先進的な取り組み事例といたしましては、男女共同参画条例にSOGIに関する文言を追加したり、SOGIの理解促進にかかわる条例を制定したり、あるいはSOGIを知り行動するための自治体職員のガイドラインを制定されているところもあります。また、市職員の中にLGBT支援専門職員を募集し始めた自治体もあります。また、ダイバーシティ社会推進施策の策定などを掲げている自治体もございます。第2回の定例会での御答弁の中では、国やほかの自治体の動向など必要に応じて情報収集を進めていくとありました。そこで、3点お伺いいたします。

SOGI、性の多様性についてどのような情報

収集をされ、今後どのように市政に反映させていく検討をされているのか伺います。

SOGI、性の多様性について正しい理解を共有していくために、専門性を有する方を招いて公開型の研修セミナー、講演会などの実施についての準備があるかどうかについて伺います。

SOGIの理解増進について、男女共同参画推進計画への盛り込み及び男女共同参画条例への追記など、これも別建てでの検討を含めて進んでいる進捗状況があればお伺いします。

小項目4、パートナーシップ宣誓制度について伺います。パートナーシップ宣誓制度を取り入れている自治体は、6月の第2回定例会の時点では全国でおよそ20の自治体、430組を超えるカップルがパートナーとして認められております。それから半年が経過して、制度を導入した自治体は全国で30を超え、620組を超えるカップルがパートナーとして新たに認められております。さらに、導入を進めている、あるいは検討に入っているという自治体を含めると50近くに上ります。せんだって12月10日の新聞報道では、札幌市ではパートナーシップ宣誓制度にのっとり、来春から公営住宅にLGBTカップルの入居を認めることを市議会の建設委員会で報告されたと報じられております。そこで、パートナーシップ宣誓制度について本市における半年間の情報収集と制度導入に向けた検討の進捗状況について伺います。

大項目2、宗谷本線の維持存続について。本年3月末に石勝線夕張支線が自治体の攻めの廃線という意思によって廃止されました。札幌線、北海道医療大学前一新十津川間も沿線4町の合意を経て、来年の5月7日で廃止が決められております。日高本線も鶴川一様似間が2015年の災害発生から続く鉄道不通の中で、沿線7町の4年に及ぶ協議の結果、本年11月12日にバス転換へ向けJR北海道との協議に入ることを決定しております。2016年の台風災害以降不通になっている

根室本線の東鹿越一新得間や留萌本線の動向も注目をされていますが、協議に向けた話はまだ進んでおりません。

J R北海道が単独維持困難路線8線区を発表してから3年が経過します。J R北海道の島田社長も早期解決が必要という見解を示しております。宗谷本線活性化推進協議会会長の加藤市長は、先頭に立って路線存続に当たっておられます。7月の新聞報道では、宗谷本線は道北の命綱、地域の持続的な発展を含めて路線存続には誇りを持って取り組んでいきたいと思いを語られています。持続可能な鉄道網の維持に向けて、さらに踏み込んだ方策の検討が必要になります。

小項目1、宗谷本線の存在意義について改めて伺います。あわせて鉄道の持つ公益性や公共性についての機能の考え方について伺います。

小項目2、宗谷本線の利便性向上策について伺います。2021年以降路線存続のスキームが見出せない中で、J Rと自治体で策定したアクションプランを軸に、活性化推進協議会としてはどのような取り組みを進めていくのか伺います。

利便性向上について、国や道、J R北海道に対してどのような働きかけをしているのか、今後の進め方について伺います。

また、市民との意見交換会で出ておりましたJ R名寄高校前駅の設置についての議論の進捗状況等も伺いたいと思います。

そして、地域公共交通網形成計画にのっとった鉄道とバスのシームレスな連絡運輸体制の整備についてのお考えを伺います。

小項目3、宗谷本線の利用促進、マイレール意識向上について。路線存続に向けて沿線住民にどのような関心を持っていただくのかをお伺いします。

本年の夏の観光列車風っこそうや号に続く来年度以降の観光列車の運行やイベント開催に関する見通しについて伺います。

そして、活性化推進協議会が行っております1

1月1日発行の駅カードの配布の取り組みについて、経過と取り組みの効果検証について伺います。

大項目3、移住促進について。株式会社東洋経済新報社発行の都市データパック2019に掲載されている住みよさランキングにおいて、名寄市は全国で171位、北海道内では第4位にランキングをされています。総合的にバランスのとれたまちとしての評価のあらわれであろうと推測できます。都市部一極集中が社会問題になってきている中で、自己アイデンティティーの確立やワークライフバランスのとれた生活をしたい、環境のよい安心できる土地で子育てをしたいなど、地方暮らしに求める生活スタイルも多様化をしております。そこで、お伺いします。移住を考えている方への名寄の魅力伝えるPRの仕方について、そして転勤など以外で自分の意思で移住してこられた方々の近年の人数と移住促進協議会や市役所窓口への相談件数について伺います。

お試し住宅の稼働状況と利用された方々の反応について伺います。

空家バンクへの問い合わせについても伺います。

移住者の受け皿づくりと移住後のケア、今後の課題について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 富岡議員からは、大項目で3点にわたって御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2と3は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願い申し上げます。

初めに、大項目の1、男女共同参画と性の多様性の認知について、小項目の1、男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取り組みとこれからについて申し上げます。本市におきましては、男女共同参画に関してさらなる市民意識の高揚と推進を図るため、平成27年12月に名寄市男女共同参画推進条例を制定しました。また、平成29年度には地域社会全体で男女共同参画社会の実現

に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、第2次名寄市男女共同参画推進計画を策定しております。本計画は、条例に基づく基本計画、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画として位置づけられています。また、名寄市総合計画(第2次)を上位計画とし、男女共同参画社会の実現を目指すための個別計画として位置づけられているものであり、各部所管の個別計画と連携を図っております。

男女共同参画社会実現の取り組みとして、市民への意識啓発を目的に男女共同参画セミナーの開催や市の広報における関係記事の連載のほか、パネル展や小中学生向けにリーフレットの配付などを行っております。

また、条例に基づき男女共同参画を推進するため、名寄市男女共同参画推進委員会を設置しております。本委員会は、事業者からの推薦や公募などにより選出された委員で構成され、市民目線で基本計画等の推進及び進行管理などに取り組み、本市における男女共同参画推進の中心的な役割を果たしております。

女性の活躍推進のための主な取り組みといたしましては、男女がともに働きやすく、子育てしやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者や個人、市民団体を表彰しております。昨年度は、名寄市内初の事業所内保育所を設置し、女性が働きやすい環境づくりに積極的に取り組まれている医療法人臨生会吉田病院様を表彰しております。

ワークライフバランスの推進については、計画の主要施策である男女がともに働きやすい環境づくりの推進のために、全ての人がライフスタイルに応じた多様な生き方、働き方が選択でき、実現できる環境整備を目指しております。市の取り組みとしては、さきに掲げた男女共同参画推進事業者等表彰制度において、男女がともに働きやすい

職場環境を整備している事業者に加え、地域においてワークライフバランスを支援する取り組みを行う団体についても表彰してきております。昨年度は、地域の方の心と体の健康づくりを目的とした生涯スポーツの発展に男女ともに積極的に取り組まれている一般社団法人風連スポーツクラブ様、今年度につきましては地域の保護者のさまざまな勤務形態、家族の病気などに対応して日中の保育、夜間休日保育を実施している一般社団法人どろんこはうす様を表彰しております。

また、今年度の男女共同参画セミナーでは、幸福度世界一で男女共同参画推進国であるフィンランドから講師を招き、「フィンランドに生きる～個人と家族から見た仕事と余暇」と題した講演会を開催し、96名の方に御参加いただきました。講演では、余暇を最も大切にしているという国民性を参考に、参加者の方にワークライフバランスについて考えていただくきっかけとしていただいたところです。

今後につきましても男女共同参画を推進するため、推進計画の基本目標達成に向けて、各種取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、各種ハラスメントの対策について申し上げます。国際連合において世界人権宣言が採択されたことを記念して、我が国では12月4日から10日までを人権週間と定め、国や各機関、団体協力のもと、世界人権宣言の趣旨や重要性とあわせ人権尊重思想の普及高揚が図られております。本市におきましても広報紙で人権週間を周知するとともに、法務省から委嘱された人権擁護委員による特設人権心配事相談についての周知などを行っているところです。また、来年度本市では人権啓発活動地方委託事業に取り組む予定となっており、市内小学校の御協力のもと人権の花活動や人権啓発、また相談窓口の紹介を盛り込んだチラシの全戸配布など、これらの活動を通して広く市民に人権意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

各種ハラスメントの防止に関する市の方針として、市職員についてはハラスメントの防止及び排除のための措置とハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適正な措置を講ずるため、名寄市職員のハラスメントの防止に関する要綱を定めております。また、名寄市男女共同参画推進計画では、主要施策の女性に対するあらゆる暴力の根絶の取り組みの中にさまざまなハラスメントに対する意識啓発など、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向けた取り組みを推進することと位置づけており、市ホームページなどを通じて職場のハラスメント防止の啓発や北海道労働局の相談窓口の周知を行っているところです。今後も引き続きハラスメントの防止に向けた啓発や相談窓口の紹介などに取り組んでまいります。

次に、小項目3、SOGI、性の多様性の認知と包摂的な取り組みについて申し上げます。性の多様性についての情報収集としましては、当事者や支援者による講演会に積極的に参加するなど、当事者たちの生きづらさや課題についての正しい理解に努めているところです。法務省の人権擁護機関では、性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指した啓発活動や相談、救済活動に取り組んでおり、市といたしましてはこうした相談窓口についての周知を行うとともに、性の多様性についての市民理解の拡大を目指した広報など、できることから取り組みを進めてまいりたいと考えております。

男女共同参画推進条例や推進計画については、男女の人権の尊重として男女が性別による差別的取り扱いを受けないことなどが盛り込まれております。性の多様性についての明確な記載はありませんが、あらゆる差別や人権の侵害はあってはならないことであり、重要な課題と認識しております。条例や推進計画は、法や国の計画などに基づいており、性の多様性についても社会的認知度が高まってきていることから、国や道などの動向に注意しながら、必要に応じて条例や計画の変更に

ついて、検討いたします。

性の多様性にかかわらず、人権に関する対応につきましては慎重な対応が必要なことから、国や人権擁護委員会などが行っている相談事業の紹介など、市民周知に努めてまいります。

次に、小項目の4、パートナーシップ宣誓制度について申し上げます。パートナーシップ制度については、平成27年4月に東京都渋谷区で初めて導入された当時から数年間は余り導入事例がふえておりませんでした。ことしに入ってから18の自治体で導入が進み、現在では首都圏や大都市を中心に全国で27の自治体で導入されております。また、制度の導入にあわせ、公営住宅の入居などを中心とした自治体による行政サービスの利用を認める事例もあることを承知しております。近年は、都市での導入が少しずつ進んでおりますが、全国的にも新しい制度であることから、本市におきましては報道などを通して情報を収集している段階であることや市民理解も含め現時点においては慎重に検討すべき課題であると考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、性の多様性についての市民への広報など、できることから取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは、大項目2、3についてお答えいたします。

大項目2、JR宗谷本線の維持存続について、小項目1、宗谷本線の存在意義について申し上げます。平成28年11月、JR北海道が単独では維持困難な線区を発表し、その後宗谷本線では既存の高速化などを目指す協議会の目的に維持存続活動を追加し、これまでもいろいろ取り組んでまいりました。

平成29年12月には宗谷本線活性化推進協議会による検討分析報告を作成し、宗谷本線の現状、必要性などをまとめました。項目としては、中核

都市などをつなぐ役割、広域観光ルートを形成する役割、地域の生活を支える役割、国境周辺地域を結ぶ役割を掲げ、旭川一稚内間の距離では東京から長野以上の距離であり、長距離移動手段が必要なことや国や道が進める観光立国に大きく寄与する可能性がある線区であること、特に名寄一稚内間の距離では東京一静岡間に匹敵し、この中に広域住民の命のとりでとなっている救命救急センターが名寄市立総合病院1カ所しかないこと、国において閣議決定されている北海道総合開発計画では主要施策に国境周辺地域の振興が掲げられ、道北地方や離島地域については産業の振興や生活条件の改善を通じて定住の促進等を図る必要があると示されていることなどをまとめ、この地域において鉄道の果たす役割を国に理解していただくよう活動を続けてきているところです。

次に、小項目2、宗谷本線の利便性向上策について申し上げます。平成31年4月に策定された宗谷線事業計画、通称アクションプランですが、JR北海道の徹底した経営努力を前提として、鉄道を持続的に維持する仕組みを構築するためにJR北海道と地域の関係者が協力しながら、JR北海道が国からの監督命令で命じられた第1期集中改革期間の2年間に具体的に取り組む内容を記載したものであります。このアクションプランではKPIが設定されており、収支状況及び輸送密度において令和2年度で平成29年度実績値の維持と設定されております。アクションプランの主な構成として、利用促進と経費節減に分かれており、利用促進においてはJR北海道が取り組むもの、自治体などが取り組むものなど53に及ぶ取り組みが掲げられ、それぞれ期間内の進捗管理を行いながら実績をまとめ、国に報告できるよう取り組んでいるところです。

宗谷本線活性化推進協議会として国、道、JR北海道への働きかけでは、本年11月18日にJR北海道本社へ伺い、特急列車の札幌直通便の増便について要望を行ってきており、宗谷本線のさ

らなる活用が見込まれるとして、北海道新幹線の旭川延伸についても機会あるごとに発信をしてきているところです。

東風連駅の移設についてですが、利用促進や地元高校の魅力づくりにつながる取り組みとして、現在北海道へ交付金による支援をいただけるよう調整中であり、体制が整い次第お知らせさせていただこうと考えております。また、実際に着手のめどが立った場合、工期については最短で2年を要することになりますので、地域にも丁寧に説明をさせていただこうと考えております。

鉄道とバスの接続につきましては、以前より協議会の幹事会の場合でも課題となっており、この間JR北海道とも意見交換を重ね、現在は3月のダイヤ改正情報を事前にバス会社や関係自治体へ提供する体制を整えております。引き続き地域とJR北海道が協力し、さらに利用されるダイヤの研究など、利便性向上に資する取り組みを進めてまいります。

次に、小項目3、宗谷本線の利用促進策とマイレール意識の向上について申し上げます。利用促進の取り組みにつきましては、宗谷本線活性化推進協議会の取り組みとして、昨年度から宗谷線フォトコンテストを開催しており、今年度も道内外から多くの応募がありました。昨年度は、本市交流自治体である杉並区の協力もいただき、杉並区役所展示スペースにおいて入賞作品の展示を行い、訪れた杉並区民に道北地方、四季折々の景色など魅力発信に寄与した取り組みであったと考えております。

地域住民へのマイレール意識向上につきましては、鉄道のみならず公共交通を使っていただくための啓発を市広報などを活用し、北海道とも連携しながら行っているところでありますが、都心や人口集中地区とは違い、移動手段が主に家用車となっている地域にはなかなか難しい状況であると考えております。しかし、本年JR北海道がJR東日本の協力により取り組まれた風っこそうや

号の運行では、目的が移動することではなく、乗って楽しむこととなっており、観光列車の持つ人呼び込むポテンシャルを実感することができました。次年度以降のイベント等については、現在未定となっておりますが、本年JR北海道も山紫水明シリーズを製作し、既に運行されておりますので、宗谷本線での運行も要望してまいりたいと考えております。

本年度実施した駅カードの取り組みでは、非常に多くの反響をいただきましたが、無人駅での配布手段や管理など課題も多く残りましたので、今後協議会の幹事会においてしっかりと総括を行い、次年度への対応を協議してまいりたいと考えております。

次に、大項目3、移住促進について、小項目1、移住促進事業の成果と課題について申し上げます。本市の移住促進事業については、名寄市総合計画（第2次）、市民と行政との協働によるまちづくりを基本目標とし、交流活動の推進の基本計画事業に移住の推進を掲げ、重点プロジェクトとしての位置づけやまち・ひと・しごと創生総合戦略においても移住定住を推進し、事業を実施しております。事業内容といたしましては、官民連携により組織する名寄市移住促進協議会において移住PR事業とお試し移住住宅事業を実施しております。移住PR事業では、首都圏での移住相談会への出展やイベントでの相談時に移住パンフレットや動画などを用いて本市の魅力をPRするとともに、具体的な仕事や生活環境など、ニーズに合わせた情報を提供しております。また、名寄市移住促進協議会のホームページやフェイスブックなどのSNSを通じては、都市機能と自然を兼ね備えた道北の中核都市としての住みよさや移住者のインタビュー記事などを掲載し、PRを行っております。議員からもお話のありました住みよさランキングによると、10年連続で道内5位以内を獲得しており、指標が変わっても常に上位にランクインされ、バランスのとれたまちであることが強みとし

てPRをさせていただいております。

各事業実施による移住者数は、平成25年度以降本年11月末現在で11件、22人となっており、転入アンケートによる移住件数も加えますと45件、85人となります。また、移住相談会やワンストップ窓口で対応した移住相談件数は、533件となっております。

お試し移住住宅の利用者数は、平成25年度からの運用開始からこれまでに72件、146人の方に御利用いただきました。名寄市の魅力である住みよさを実感していただくだけでなく、今年度からは地域の方々との交流の場を設け、地域の魅力も感じていただき、人と人とのつながりを広げられるよう取り組んできたところです。夏に御利用いただいた方からは、コンパクトなまちで生活しやすいとの利便性を感じていただけている一方、冬の暮らしに対して不安の声などが寄せられたところです。

名寄市空家バンクの状況につきましては、これまで物件を所有している方から数件のお問い合わせをいただいておりますが、申請登録には至っていない状況であり、移住相談の際には市内の不動産業者が持つ物件情報をお伝えするとともに、市内にある不動産会社を紹介させていただいております。

移住者への受け皿づくりとして、移住相談の全般については移住担当のワンストップ窓口での対応となりますが、今後においてはより地域の魅力を感じていただき、交流関係人口の拡大を図っていくためにも地域の方や移住者の方々の声を聞き、関係性を築いていくことの必要性を感じております。今後におきましては、移住を検討している方や移住されてこられた方々とつながり続けるフォロー体制を市民の皆様と連携しながら構築し、あわせて地域愛の醸成につなげていけるよう取り組みを研究してまいります。さらには、本市の労働力不足の解消となるようなマッチングをNスポーツコミッションと連携をし、本市ならではの働き

方の一つとして、冬季スポーツと農業の担い手を掛け合わせたスポーツ移住などの新たな分野を構築し、取り入れていけるよう進めていくことや、完全移住には至らなくても交流関係人口の拡大が図られるよう人を呼び込み、継続的に本市とかがわっていけるような仕組みづくりを検討し、地域経済の活性化にもつながるよう進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) それぞれに御答弁をいただきました。順を追って再質問をさせていただきます。

第2次男女共同参画推進計画については、ちょうど2019年、ことしは中間点ということにありまして、男女共同参画推進条例に掲げられた6つの基本理念に沿って計画が進められていることと思います。それぞれ年度ごとに評価を出しておられるようですが、この先2022年までの計画推進に当たって、日々の変わりゆく国際情勢や国内の社会情勢等々に鑑みたときに、この計画の見直しは随時入れていくという考えがあるのかどうなのかお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今富岡議員のほうから男女共同参画にかかわっての現在の2次の計画が2022年までということで、中間年に当たるということで、計画自体は6年間ということで17年から22年ということになっていますけれども、中間においていろいろな社会情勢、あるいは男女共同参画における国あるいは道の取り組みの変化によっては見直しも必要ではないかという御意見かなというふうに思っております。言われるとおり基本的には6年間の計画ということでありますので、大幅な見直しというのは当然考えてはおりませんが、どうしても国あるいは道のほうからこれについて自治体のほうで変更をとというようなことであれば、その点については見直しは検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 恐らく大きなよほどのことがない限りは、この辺というのは変わってこない部分があるのかなというふうには思うのですが、基本項目のとりわけ1の男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりで挙げられている主要施策ですとか、あらゆる分野における男女共同参画社会の推進で挙げられている主要施策、それらの基本事業に沿って今後も進めていかれるのだろうというふうに思います。

ちょっと角度を変えて質問させていただきたいのですが、女性活躍という話がかかなりあちこちでもされている状況でございますけれども、本市において女性であられる市民部長に聞くのもなんなのではございますけれども、女性活躍という言葉に対してどのような意識をお持ちなのかということを端的にお答えをいただけるとありがたいのですが。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 突然の御質問で戸惑っておりますが、男女共同参画という言葉は言われて久しいと思っております。最近になりました、あえて女性活躍と言わなければ女性がなかなか活躍できない社会という一面もあるのかなと。そこであえてこういう言葉が出てきているのではないかなというふうに理解をしておりました。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。

予想どおりのお答えをいただけて、私はちょっと喜んでいるところでございますけれども、本当に女性活躍とか女性何ちゃらと一々言わなくてはならないような社会というそのものが私もおかしいのかなというふうに思うのですが、世の中の男女二元論でいえば半分は女性なわけですから、なかなかその辺が進んでいかないというのは、きのうの五十嵐議員の質問の中でも子育て支援の中に女性の社会進出について触れられておりました。

たけれども、次世代の育成支援対策推進法における名寄市の特定事業主行動計画の中でも女性活躍だとか男女共同参画とともに大きくリンクする部分があるようでございます。女性職員が働きやすい環境とか公平な採用、公平な管理職の登用、休暇の取得も含めて、本市の職員においては2015年女性職員の割合が30%を超えていて、臨時職員、非常勤職員を含めると半数が女性という状況になっております。ところが、民間企業に目を向けてみますと、少子高齢化の波もあって、有効求人倍率が1.5倍を超えているという状況にあっても人材不足というのが大きな社会問題化をされているのかなというふうに思っています。そうした中でも女性の雇用状況というのはなかなか改善をされておらず、非正規雇用労働者の中で女性が占める割合が7割を占める、非正規労働者の中でも女性は7割いる。しかも、その中でシングルマザーの就労で得る年収、これについては全国平均で186万円という深刻な状況下にあるということが浮き彫りになっておりますけれども、その辺を含めて市役所以外の部分での方々を見たときに、シングルマザーの方々の生活というものをどのように市としては捉えているのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) 御指摘ありましたシングルマザーの皆さんの問題でございますが、大きく日本の全体大きくくりで捉える必要もこの問題はあるかと思っております。格差社会というお話が出てまして、その中の一例に挙げますとやはりシングルマザーの皆さんの所得が非常に低いという問題は、日本の中でも一つの大きなことであります。

それから、それぞれの地域においてどのような位置づけがされているか、これについては丁寧な分析が必要だと思っております。さまざまな角度からここは見なければならぬ。議員おっしゃるとおり、女性という枕言葉がつかないとなか

なか変わっていかない社会があるのはこれは大前提なのですが、その中で実効性を高めるためにはやはりそこはひとつ区分しながらも進めなければならない、いろんなジレンマを抱えながらの作業ということは認識しているところです。最終的には全ての皆さんがそれぞれ住みやすい社会をつくっていくというのはこれが大前提でありますし、地方自治体でやれることも限りはありますが、先ほどの労働環境の問題もその一つだと思っております。ただ、非常に大事な課題でありますし、今後何年間かけて、これは必ず変えていかないと大変なことになるという、そういう認識を持ちながら進めてまいりたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。

ちなみに、11月19日って国際男性デーだったというのを御存じの職員の方いらっしゃいますか。そういうのもあるのです。というのも男性の生きづらさというものが女性の社会進出を拒んでいる部分というのが多大にあるのではないかとこのように言われております。男性が男性であろうとするがゆえに、そこに束縛をされている。そこからの解放がされないと、なかなか女性を社会にきちんとした立場で迎え入れることというのが難しいのではないかとこのように言われているところもあります。この辺の男性が縛られているものに関しては、大黒柱バイアスというふうな言葉で言われているようでございますけれども、生涯働きながら収入を得続けなければいけないとか、家族を支え続けなければいけないとか、弱音を吐いてはいけないとか、男は男らしくいなければいけないというような、そういう束縛の中で何となく日本社会というのがずっと続いてきてしまった。その中で、やはり今後大事になってくるのは、学校教育現場を含めてこれからの未来のある子供たちへ男女平等に対する意識というものをきちんと育てていくということが必要になろうというふうに私は思うのですけれども、ジェンダーギャップ

指数、この間来ていただいたフィンランドの方々の国では第3位なのです。日本は121位です。だから、それだけまだまだ大きなギャップがあるのだらうなというふうに思っております。今後その辺はいろいろな場面で協力をしながら、よりよい社会の形成というものに進んでいくことが必要になってこようかなというふうに思っております。

そして、小項目の2の部分のハラスメントのことですけれども、セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラルハラとかという言葉はよくよく言われていますけれども、ここへ持ってきてSOGIハラ、アウトティングの問題もいろいろなハラスメントを防止する条例に含めていこうというような取り組みが各自治体でも大きく推進されているところでございます。人権尊重と男女共同参画社会の形成の中に、これらも包摂させていく取り組みって必要だというふうに考えているのですけれども、その辺のハラスメント、指針は名寄市も出しているのですけれども、その辺を男女共同参画社会の形成にリンクをさせていくというような考え方についてあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) ハラスメントがそもそも起こるといふ課題そのものをよくよく考えますと、やはり人権意識が十分確立されていない、その状況をもってハラスメントにつながるということだと思います。男女共同参画の中でも人権という部分については共通している部分でありますから、先ほど中村部長のほうからありましたけれども、見直すべきものが出てくればというお話ありましたので、再度そのあたりも点検しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) そうなのです。ハラスメントという言葉がぼこぼこ出てくることがもう人権に対して非常に曖昧な甘い部分があるというようなことになろうかと思っております。

SOGIに関してなのですけれども、セクシュ

アルオリエンテーションがSOGIの部分でジェンダーアイデンティティーというふうに表示をされているのですけれども、セクシュアルマイノリティーの人たちだけにこれはかかわる問題ではなくて、この議場にいる皆さん、そして社会にいる皆さんにSOGIという問題はかかわってまいります。それぞれにそれぞれのセクシュアルオリエンテーションがあって、ジェンダーアイデンティティーがある。その中で、少数派とされている部分になっているのが恐らくLGBTという方々であって、それ以外のマジョリティーの方々というのはヘテロセクシュアルであったり、あるいはシスジェンダーであったりというようなことで、そちらのほうで社会では圧倒的多数なのかなというふうに考えているのですけれども、せんだって名寄の市立大学の社会保育学科との共催で名寄レインボーセミナーを私どものほうで開催をさせていただきました。当事者支援活動をされている方に講師になっていただいて、講演とシンポジウムを行ったところなのですが、参加者40名ほどの中に名寄に在住の当事者の方というのも見えております。ですから、姿が見えないというわけではなくて、なかなか言い出す環境というのが整っていないから、そういった形で埋没せざるを得ないのではないかとこのように考えているところです。その方々のお話を聞いたところ、やはり名寄においてはなかなか自分から相談をできる窓口がない、あるいは相談できる相手がないということで、そういった話ができる、あるいは講演会のある札幌とかそういう大都市へ赴くという話をされていたのが非常に気がかりでありました。性のあり方というのは、多様で揺るぎがないために数値だけでは知り知れないものがあるのですけれども、男性、女性という二項対立、男女二元論だけではなくて、性のある方はグラデーションであるということ認識すべきなのかなというふうに考えます。

そこで、東京都ではSOGIに関する差別を禁止する条例というのを取り入れているわけですが

れども、いま一度SOGIに関して今後名寄市はどのような取り組みを進めていく考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今議員のほうからもありましたようになかなか声を上げたくても上げられないという、そういう実態についても今お話があったかと思えます。しかしながら、私ども現在男女共同参画の中である意味では性にかかわらずということで推進をさせていただいているということでありまして、SOGIにかかわって特にとりたててということの何か取り組みというような、あるいは条例、あるいは何か定めるというようなことについては、現在まだ考えてございません。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ぜひ前向きに考えていただきたいかなというふうに思っております。というのも道北の中では名寄というのは中核都市でございまして、そういった発信基地にも大いになれる要素があるまちだというふうに私は考えております。市民のみんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりというものを掲げているわけですので、ぜひともその辺は施策として今後取り入れていくという形で、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンというものを推進していただきたいというふうに思います。

ダイバーシティ、多様性というわけですけれども、多様性、多くを認め合うということというのは目指すものではないというふうに私思っております。お互いに築き合うものなのかなというふうに考えております。昨日の遠藤議員の話にもありました。若年性認知症の理解と支援というのがなかなか進んでいかない。これは、やはり名寄という地域社会の中でインクルーシブしていかななくてはいけない問題だ。あるいは、女性の問題、子供の問題、障がい者、高齢者、さまざまな問題が

あります。そこに暮らす人たち全て多様性、私たちも一人一人が、個人個人が多様なアイデンティティを持った人間でございます。そういったことも含めて、そのごくごく一部であるということをご認識をしながらやっていただけたらありがたいなというふうに考えております。

続いて、宗谷線のほうに行きます。まずもって活性化推進協議会会長の加藤市長におかれましては、日々の御尽力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

総合計画や、あとは定住自立圏共生ビジョンや名寄市地域公共交通網形成計画などに共通する部分で宗谷本線の維持存続というものが絶対的に上がってくるのかなというふうに思うのですが、いま一度公益性とか公共性という部分、交通ネットワークという視点で捉えたときにどのような考えになるかということをお答えをいただけるとありがたいのですが。公共性、公共交通の公共性って何なのだと。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) ちょっとストライクの答えになるかわからないのですが、今の御質問でいうと公共交通とは何かという考えでいうと、多様な方が乗れて、同じ料金で、しかも定時制があって移動できるものが公共交通であるというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) ありがとうございます。多分そうだと思います。

公共性、公共交通の公共性ということをお考えたときに、一つ視点として大切にしなければいけない部分というのがあるのかなと思っております。私たちが今の生活をしている中で、鉄道の存在というのは割と忘れがちになっている部分というのがすごくあると思うのです。というのも日ごろ生活の中ではマイカー移動が多いわけで、戸口から戸口まで車での移動というのが圧倒的多数で、観光客の方々も割とマイカーで来て、飛行機で飛

んできて、レンタカーを借りてくるみたいな、そういう方のほうが圧倒的に多いのかなというふうに思います。そこには恐らく公共交通という視点というのは、完全に抜け落ちてしまっているのかもしれないというふうに私は考えるのですが、公共交通という概念が地域と地域をしっかりと結びつけていくための手段だというふうに考えたときに、この公共性というものの重要性というのが浮き彫りになるのかなというふうに思うのですが、宗谷線を軸に公共性を持つ地域、持続可能な未来創造という視点に立って俯瞰をしてみますと、鉄道の廃止というのは地域間の交通ネットワークを閉鎖的なものにしてしまう。地域間を行き交う人の数が減るということは、やがてはドミノ倒しのように地域の衰退につながっていくのではないかなというふうに考えます。そんな懸念は取り越し苦労だというふうに思われる方もいらっしゃるかと思うのですが、この30年ぐらいの間にぎわいが消えてしまったまちを私たちは恐らくたくさん見てきているはずなのです。名寄本線が廃止になり、深名線、天北線、羽幌線、これらの鉄道が道北から消えていったことにより、地域の交通ネットワークを我がまちは切り離されてしまう、そういう状況に陥っているのだらうと思います。人の往来の可能性というものを狭めてしまうということは、恐らく地域間の公共交通による行き来ができなくなればまちは一気に疲弊して、衰退の一途をたどってきているというふうに思います。そうした公共性、公益性、公共交通における公共性や公益性というものを考えたときに、道北の唯一背骨のように貫く宗谷線の位置づけというのは、名寄市のみならず道北一円に重要な役割を担っているというふうに思うわけでございます。

あるものがなくなってしまうと、結構いろいろ関連企業を含めて、極めて多くの人たちが名寄での生活というのが維持できなくなるという負の連鎖が拡大してしまうということもあるのですが、これは国鉄分割民営化のときにもあったと

思います。名寄に暮らす人たちが減ると、税収が減って、インフラの維持が困難になって、スーパーやコンビニなどの撤退という負の連鎖が拡大していくということになりかねません。地域内の交通、地域交通を結びつけているという役割を担っているのは宗谷線だというふうに私は考えます。

その中で、先ほども部長も言われていましたけれども、存在価値というものが多くあると思うのですが、私は大きく3つについて大事な部分があるのかなと思っています。というのも国土を形成する幹線鉄道としての役割、そして国境路線としての役割、インバウンド、これからはインバウンド路線としての重要性というものがあるのかなというふうに思っています。それらを含めて、宗谷本線をぜひとも守っていただきたいと思いますというふうに考えているところです。

この辺までは私の見解ではございますけれども、あと利便性向上について、いろいろと御尽力をされていますけれども、特急列車の直通運転というのが今1本しかありませんけれども、これ増便する方法というのが本当はないのかどうなのかということを探したときに、先日そういった話をちょっとしようということで集まった集まりがあったのですが、その中で話したのが2本は多分直通列車を運行することができるだろうと、朝と晩の1本ずつは。そのかわり昼間の特急は廃止して、特別快速に格下げをすれば走らすことができるのではないだろうか、そんなようなことも恐らくあると思うので、その辺はセットで考えていく必要があるというふうに認識をしております。その辺に関して、直通便をふやしていくということに関してまだ諦めていないというところの見解をお知らせをいただければというふうに思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 直通便の増便ということで、これは実は2年前でしようか、直通が旭川乗りかえにダイヤ改正されてからこれは明

らかに乗車数が落ちております。これは、JR北海道も調査の結果認めているところでありまして、これは利便性低下による顧客離れというような分析結果が出ておりますので、これは利用促進の一環としてやっぱり利便性を上げるということで直通は諦めずに、ずっとこれは言い続けていることでもありますので、継続して要望していかねばならないというのと、先ほど御提言いただいたように実現するためのいろいろなやりくりについても、これはJRとも一緒に協議させていただきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひ積極的にその辺も含めて進めていっていただきたいと思います。

道内の7つの空港が民営化の動きというのが本格的にスタートしてきました。加藤市長が以前から言っておられました鉄道の旭川空港アクセス線の新設について、今後道北の観光やインバウンド、あるいは新幹線の延伸もろもろ含めて、また千歳空港の一極集中化の緩和ですとか旭川空港の就航率の高さなどに鑑みての旭川空港のハブ空港化、これになれるポテンシャル、そういったものを旭川は有しているのだろうというふうに思っております。今後もLCCなどの参入にも期待できるどころかなというふうに考えます。観光人口の移動を旭川空港線から各方面へ流れていく動線を築いていくということになれば、宗谷本線への観光客の誘致というのは大きな力となると確信をしているところですが、重ねて強力なプッシュをお願いしたいと思いますけれども、今の加藤市長の思いを改めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 宗谷本線の活性化についてさまざまな御提言をいただき、ありがとうございます。

今は空港アクセス線の話でありましたけれども、今まさに北海道のほうで来年、再来年の法改正に

向けて、国に対して改めてJR北海道を維持していくためのさまざまな提言をまとめているところでありまして、その中でもいろんな意見照会も我々に求められておりまして、事あるごとに私は全く議員と同じ考え方であって、この空港民営化に当たって相当高い目標を設定しておりまして、それにはやはり空港からの2次アクセスが非常に重要であって、特に旭川はその中でも非常に重要な位置づけの空港だと私は認識しておりまして、この空港アクセス、あるいは旭川までの新幹線の延伸というのは非常に重要になってくるのではないかと考えておりまして、国に抜本的な支援を求めていくに当たって、こうしたこともしっかりと頭出しをしてほしいということをごさまたな場面でお話をしていただいているところでありまして、そのことがまた宗谷本線の意味づけを変えていくことにもなると思いますので、推進あるいは積極的に発言をしていきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ぜひとも一緒に知恵を出し合いながら進んでいければというふうに考えております。

無人駅の存廃について来年の3月までに回答を求めるという文書が恐らく活性化推進協議会のほうにも送られてきていると思うのですが、残すなら1駅100万円程度の維持管理費が必要というふうになっております。1日の平均乗降客数が3人以下の駅、名寄市は智北、北星、日進のこの3駅を抱えておりますけれども、これから宗谷本線全体での意見調整になると思いますけれども、現時点でどのような考えがあるかお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今おっしゃっていただいた駅というのは、実はもう既に2年以上前から公表されている駅でございまして、ここは今そういったことでJRさんから通知が来まして

ということで、町内会のほうには説明のほうはさせていただいて、年明けにも1度お邪魔させていただいて、お話を聞くような機会をつくるということで調整をさせていただく段階になっております。

○議長(東 千春議員) 富岡議員。

○1番(富岡達彦議員) 宗谷線活性化については、多分さまざまな意見がこれからも出てくるのだろうと思います。来年の1月18日は、音威子府村で音威子府村の鉄道有志の方々が、風っこそうやにも御尽力いただいた方々が中心となって、未来を語る座談会があります。これには加藤市長も御臨席くださるというようなことでありますので、そこにも期待をしていきたいというふうに思っております。

駅カードの問題については、まだいろいろな話を聞いておりますので、これは個別にまた総合政策部長のほうにお話をさせていただこうかなというふうに思っております。

いずれにしても、全ての人に優しい社会を打ち出していくという形で、移住を含めてこれからの名寄を明るく話題をふやしていくような方向に進めていくことができたかなというふうに考えております。今後もさまざまな場面でいろいろ質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(東 千春議員) 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

散会 午後 2時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 塩 田 昌 彦

令和元年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年12月19日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 宮 本 和 代 君
健 康 福 祉 部 長 小 川 勇 人 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建 設 水 道 部 長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 河 合 信 二 君
市 立 総 合 病 院 院 長 岡 村 弘 重 君
市 事 務 部 長 渡 辺 博 史 君
市 立 大 学 学 長 渡 辺 博 史 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 廣 嶋 淳 一 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 鈴 木 康 寛 君
会 計 室 長 末 吉 ひ と み 君
監 査 委 員 鹿 野 裕 二 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 渡 辺 敏 史

○議長(東 千春議員) ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長(東 千春議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

5番 三浦勝秀議員

を指名いたします。

○議長(東 千春議員) 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

骨髄バンクドナー登録について外3件を、高橋伸典議員。

○13番(高橋伸典議員) おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

大きい項目1番目、骨髄バンクドナー登録の推進についてお尋ねをいたします。白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などいわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージから、もう助からないのではないかと感じてしまうかもしれませんが、しかし現在は医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなってきているようです。

治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものであります。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療法が選択されております。その中で、造血幹細胞移植について御質問をいたします。血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げた選択肢の中で移植しか

ないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださるドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髄バンク並びにさい帯血バンクであります。骨髄バンクは、ドナー登録希望者から2ccの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところで、さい帯血バンクは提供希望者の出産時にへその緒から採取したさい帯血をそのまま冷凍保存するところでもあります。

さて、骨髄バンクでは、ドナー登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第登録から外れてしまいます。実際の骨髄採取は20歳以降になり、ことし9月末現在、ドナー登録者数は全国で約52万人、骨髄移植を行っている他国と比較するとドナー登録自体が少ない状況であります。平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に伴い、県や保健所設置自治体等によりさまざまな対応がとられてきていると思いますが、ドナー登録の実態に対する認識はどうかお聞かせをいただきたい。また、保健所管内の血液のがん患者数、造血幹細胞移植数、そしてドナー登録数をお聞かせいただきたいと思います。

次に、ドナー登録者をふやす対策についてであります。がん全体に言えることではありますが、罹患者が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうであります。先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子高齢化に伴い需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者がふえ、ドナー登録者は減ることになります。その意味で啓発、普及が重要となってまいります。

簡単に登録から提供までの手順を紹介させていただきます。講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2cc

の血液を採取し、登録となります。造血幹細胞移植の一つである骨髄移植は、白血球の8つの形の一致が必要で、兄弟姉妹で約4分の1の確率、そして親子ではほとんど認められず、他人の場合は数百人から数万人に1人という確率で一致するということであります。登録者の適合率は90%まで高められておりますが、ドナー登録をしても実際に提供に至るケースは約60%程度と言われており、登録し、適合する患者があらわれた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することになりますが、適合したからといって必ず実施できるわけではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士立ち会いのもと家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされております。実際の骨髄採取には、説明や健康診断で約二、三日の通院、採取に向けては体の準備、採取で四、五日の入院が必要となります。想像よりかなり大きなことのように感じますが、今まで受けたドナーさんの体験談から見ると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみに、ドナーさんは全て無料、費用は全額提供を受ける患者が負担となります。

次に、ドナー登録推進のための支援についてであります。骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後健康診断に至るまでの8回前後、平日の日中に医療機関へ出向いたり、入院したりしていただくこととなります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休暇を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度であります。勤務先にドナー休暇制度があることは、このドナーの心理的、肉体的な負担の軽減となっております。企業、団体によっては、従業員にドナー休暇を導入しています。これまで日本骨髄バンクが確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業、また団体は、現在300社を超えていると確認されております。確認ですが、地方公共団体にもこの制度があると思っておりますが、名寄市役所等職員、関係者のこのドナー

休暇の取得実績はどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

さらに踏み込んだ支援をしている自治体もあります。骨髄提供する際、休業助成制度があります。本人や企業に対して助成を交付する制度であります。自治体により内容は異なりますが、全国315の市町村で制度を活用し、日額、自治体であれば本人に2万円、企業は1万円という内容が多いようであります。検討すべきと思っておりますが、理事者の御見解をお願いいたします。

骨髄移植の後のワクチン再接種の助成についてをお尋ねをいたします。日本では、子供を病気から守るため、予防接種法に基づきポリオなどの予防接種を受けるべきとされております。接種することで免疫を獲得し、抗体ができ、病気にならないようにするためであります。治療のために造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下もしくは消滅し、感染症にかかりやすくなります。そのため感染症の発症予防、または症状の軽減が期待できる場合、主治医の指示のもと移植後定期接種として受けたワクチンの再接種の寛解後順次行っていくことが推奨されております。あくまでも予防接種であり、病気治療ではないため医療保険は適用されず、その費用は被接種者、保護者の全額自己負担となって、多い方で約20万円ぐらにかかっている方もおられます。また、対象年齢時に白血病を発症し、闘病中の予防接種、ワクチン接種を受けられなかった、そういう方もいらっしゃるようであります。白血病等の治療は、療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額医療があったとしても助かってはおりますが、それでも経済的負担は生活に大きな支障を来しているそうであります。そのような声を受け、20歳未満の再接種が必要な方への助成を実施している市町村や県が補助をするということが新聞に載っておりました。今児童手当は全国に広がっておりますが、この児童手当も一市がス

タートし、全国で推奨されております。北海道では、まだこの制度の部分はスタートされておられません。名寄市からワクチン再接種への助成という思いが私にはあります。理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2つ目、安心な除排雪体制についてをお尋ねをいたします。行政報告に除雪延長434キロメートル、排雪延長149キロメートルを実施、効率的で効果的な除排雪体制の確立と安全な道路空間の確保を図り、幹線道路ではこれまで同様複数回の排雪を実施すると言われております。本年は降雪も遅く感じられますが、平年並みの雪は降ると思われま。昨年、直営班の排雪やカット排雪体制や降雪がないうちに排雪作業のスタートが早く、道路幅の確保や安全対策は確保されたと思われま。本年の除排雪体制の考え方と対応について理事者の御見解をお願いいたします。

市民の皆様は、大橋の雪堆積場まで行くのに交通事故等の心配と雪堆積場に民間大型車の乗り入れのため危ないという思いをされている方がたくさんおられます。昨年は、西16条南9丁目等の数カ所の民間雪投げ場を開設されましたが、結局民間大型車が乗り入れたためすぐにいっぱいとなり、使用できなくなりました。このような場合、軽量トラックで投げるような後ろの荷台が自動的に上がらない車の使用を中止できないのか。また、本年もこのような場所を設定できるのか。雪の堆積場所の確保について、また市の専門堆積場所に個人の排雪可能かについて理事者の御見解をお願いいたします。

毎年交差点での雪で車の先を出して左右が見えないという運転者がいます。交差点の積み上げ、カット排雪作業について本年度対応について理事者の御見解をお願いいたします。

名寄が33%、風連は40%を超える高齢化率になってまいりました。名寄市除雪サービス等助成事業の機械による除雪で1シーズン2万6,000

0円、風連地区、手作業による除雪は9,000円、屋根雪おろし等に係る一部の1シーズン1万円の助成事業の拡充で、高齢者の安心な除雪体制について行われておりますが、今年度の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3つ目、空き家対策についてであります。管理不全の空き家がふえる中、名寄市空家バンクを開設しましたが、現状と課題について理事者の御見解をお願いいたします。

また、名寄市の空家バンクを開設されておりますが、一件も登録されていない状況が続いておりますが、今後の取り組みと計画推進の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の4つ目、雇用と住環境の整備についてをお尋ねをいたします。中小企業の振興と地域経済の活性化、また良質な住環境の整備を目的に開始されました名寄市の住宅改修等推進事業と名寄市ずっと住まいる応援事業の交付申請も9月26日で受付が終了しました。この現状と課題について理事者の御見解をお願いを申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） おはようございます。ただいま高橋議員より大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2のうち小項目4につきまして私から、大項目2のうち小項目1から小項目3は建設水道部長から、大項目3につきましては市民部長から、大項目4については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、大項目1、骨髄バンクドナー登録についてお答えいたします。小項目1の血液がんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数の現状についてですが、医療技術の進歩により、以前は不治の病と言われた白血病など血液のがんの治療も可能な時代となってきております。その治療法の一つが造血幹細胞移植であり、通常の化学療法や免疫抑制療法だけでは治すことが難しい血液のが

んを完治させることを目的としております。移植には白血球の型の一致が必要であり、血縁者に型が一致したドナーがない場合、骨髄バンクへ登録し、非血縁ドナーを探すこととなりますが、議員から御指摘がありましたようにドナー登録者数は少なく、10月末現在、北海道内の登録者は1万7,612人とのことです。名寄保健所管内でのドナー登録者数は公表されておりませんが、ドナー登録に関する相談は年間に数件あるとお聞きしております。

また、血液がんの患者数や造血幹細胞移植数についても保健所管内としての統計はとっていないということです、不明とのことでもあります。

次に、小項目2のドナー休暇制度の取得実績についてですが、名寄市では骨髄ドナー登録及び移植に際しての検査、提供時の入院等を必要とする場合には、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条に規定する特別休暇として休暇の取得が可能であり、同条例施行規則で登録及び移植の検査、入院等に当たり、やむを得ず必要な時間について休暇を認めることとしております。取得実績といたしましては、提供前の事前検査のために1件取得した事例を把握しているところであります。

次に、小項目3のドナー休業助成制度の検討についてですが、日本骨髄バンクによると骨髄及び造血幹細胞を提供されたドナーのための助成制度は、11月14日現在、41都府県605自治体が行っており、山形、群馬、埼玉、京都、岡山、大分の各府県においては、府県内の全市町村においてドナー助成制度予算の補助を行っているとのことでもあります。北海道においては、道内自治体での補助は行っておらず、助成制度を予算化している自治体も骨髄バンクでは把握できていないということですが、支援の実態について本年の北海道議会の定例会や予算特別委員会で質問があったとのことですので、道の動きも注視してまいりたいと考えております。

次に、小項目4のワクチン再接種への助成についてですが、平成30年の厚生労働省の調査によると、小児がんの治療で骨髄移植を受け、治療前の予防接種で得られた免疫が喪失した子供を対象に再接種の費用を助成している市区町村は、平成30年7月1日現在、全国で90自治体であるとのことでもあります。現行の定期予防接種においては、再接種は認められていないため、接種費用は全額自己負担となっており、保護者の経済的負担が大きいことから、費用助成をする自治体がふえてきているところであります。ただし、現行制度のままでは任意接種となり、健康被害が出た場合の補償などに差異があることから、調査が必要と考えております。厚生労働省としても予防接種法の改正が必要な事項との認識を示しているとのことでもありますので、定期接種化に向け要望を行うとともに、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

最後に、大項目2の安心な除排雪体制について、小項目4の高齢者の安心、安全な除雪対応についてですが、高齢者を対象とした門口除雪の支援制度につきましては、名寄市高齢者自立支援事業条例に基づく名寄市除雪サービス等助成事業として実施しております。この事業の対象者につきましては、70歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯を対象とし、収入基準を設け、基準額以内の世帯を対象として実施しております。その収入基準につきましては、就学援助制度の基準を参考として、生活保護費の1.3倍としているところであります。

助成の方法といたしましては、市が指定した事業者と利用者が除雪のシーズン契約を結び、支払いの際に市が交付する除雪助成券を利用することとなります。機械による除雪では、1シーズン2万6,000円で、風連地区のみではありますが、手作業による除雪は1シーズン9,000円として実施しているところであります。また、生活保護世帯に対しましては、市が除雪を委託しており、生活保護費から支給される除雪費用を除く額につ

いて除雪サービス費として支給しております。

平成30年度の除雪サービス等助成事業利用者の実績といたしましては、除雪助成券の利用が名寄市地区で161世帯、風連地区で83世帯、生活保護世帯に対する除雪サービスの利用件数が18世帯であり、合計で262世帯となっております。

平成29年度から開始しました屋根雪おろし助成券交付事業につきましては、先ほど御説明いたしました除雪サービス等助成事業の対象者に加え、認知症の方に対する要件を追加しております。事業内容は、屋根雪おろし中の転落等による事故を未然に防止するために、屋根雪おろしに係る費用の一部として1シーズン1万円を助成するものであります。平成30年度の実績といたしましては、名寄地区が111世帯、風連地区が70世帯となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 私からは、小項目2、安心な除雪体制について、小項目の1から3について答弁をさせていただきます。

初めに、小項目1、本年の除排雪体制の考え方と対応についてでございますが、今年度の積雪時期は昨年度と同様に遅く、現時点での除雪出動回数は多くはないものの、天候や道路状況の確認を行うことで市民の通勤や通学、通院などの時間帯に間に合うよう連絡体制、除雪体制をしっかりと整えてまいります。

除雪の出動につきましては、午前零時から2時までの間に市内観測地の降雪状況を確認し、降雪量がおよそ10センチに達しているか、もしくはその日の明け方までに10センチの積雪が見込まれるか、吹き込みによる吹きだまりが確認される場合出動することとしております。また、郊外においては昼間に出勤する場合はございますが、市街地においては交通の安全性の確保の観点から、昼間の除雪は実施をしてございません。

排雪作業につきましては、積雪がおよそ50センチに達した時点で周りの状況を見ながらの判断としており、幹線道路はシーズン最大4回、生活道路はシーズン1回の作業を予定をしております。生活道路の排雪作業期間につきましては、積雪量や雪質にもよりますが、1月の下旬から2月の中旬の作業完了を目標にしております。

今年度におきましても国や北海道、警察、消防、町内会関係者といった関係各所に御参集をいただきまして、除排雪対策打ち合わせ会議を行ったところでございます。会議の中では、情報の共有を図るとともに各所との連携を図りながら、効果的で即応性のある除排雪体制に努めることが確認をされてございます。本年におきましてもしっかりと市民の期待に応えられるよう快適で安心のできる道路空間、生活空間の確保に努めてまいります。

続いて、小項目2、雪堆積場の確保についてですが、平成30年度に開設した西16条南9丁目の雪堆積場は、名寄地区において天塩川河川敷名寄大橋北側と日進雪堆積場に続く3カ所目の市民雪堆積場として整備されました。市街地内に位置することから、市民の排雪運搬に要する距離や時間が短縮されたことにより多くの方に御使用いただいておりますが、議員の御指摘のように民間の大型車両等の排雪により、開設からおよそ2カ月となります平成31年2月5日に予定排雪搬入量を超えたことから、閉鎖を余儀なくされました。本市としましては、雪堆積場の利用制限は昨年度に引き続き名寄市ホームページや「なよろの除雪」、広報なよろを通して、軽トラックから3トン普通トラックまでの利用制限を周知していること、雪堆積場に利用制限の看板も立てていることから、各事業者に対して再周知の徹底や利用制限のあり方について再度研究し、市民の皆様にとりましてより活用しやすい雪堆積場の運用が図られるよう努めてまいります。

次に、新たな市民雪堆積場の確保につきましては、今年度ではございませんが、市街地近傍に配

置することで排雪ダンプの運搬効率や排雪効率の向上が図られ、市民の皆様がより快適な生活が送れるようになることから、新たな雪堆積場の確保について情報収集に努めてまいりたいと思っております。

また、本市の専用雪堆積場に個人の排雪が可能であるかについてでございますが、風連球場北側の風連地区雪堆積場では個人の排雪を受け入れてございます。一方、名寄地区の専用雪堆積場は、天塩川河川敷地上流を初め6カ所ありまして、その年の降雪量状況によりますが、排雪シーズンのピーク時には大型ダンプの往来が多くなり、通行時や作業時の際に危険が伴う可能性もあることから、現状では個人の排雪を受け入れることは難しいと考えておりますので、御理解願います。

続いて、小項目3、積み上げ、カット除排雪についてでございますが、交差点に積み上げられました雪山は、視界や距離が確保できず、車両及び歩行者にとって大変危険であり、交通安全上対応が必要なものと認識をしております。今年度の交差点除排雪の仕様としましては、昨年度に引き続き雪を道路の脇に寄せるかき分け除雪とともに、道路幅員が狭くなってきたと確認できた場合にはロータリー車による積み上げ方式を実施してまいります。雪山が高くなり、見通しの悪くなった交差点箇所については、これまで同様、委託業者を初め道路センター直営班によるカット排雪や雪山崩しも迅速に実施できるよう体制づくりに努め、常に変化する道路状況の中で優先度を見きわめながら適宜対応してまいりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 宮本市民部長。

○市民部長(宮本和代君) 私からは、大項目3、空き家対策について、小項目1、空き家バンクの現状と課題について、小項目2、取り組みと計画推進状況について、関連がございますので、一括してお答えいたします。

名寄市空家バンク制度は、空き家や空き地などの利活用の促進を目的に市が市内の宅地建物取引事業者と協定を結んでいるもので、空き家などの所有者から協定を結んだ宅地建物取引事業者と売却や賃貸についての契約後に登録申請をいただき、その情報を市のホームページや北海道が開設する空き家バンクのサイトで情報公開できるものとなっております。利活用に支障のある空き家を登録する制度ではないため、空き家などの利用を希望される方にとっては、一定の安心感を持ちながら情報収集をしていただける制度であると考えています。

これまでに数件の問い合わせはいただいているものの、申請に至った事例は今のところございません。広報などによる市民周知を行っておりますが、宅地建物取引事業者に確認をしましたところ、本市においては既に物件の流通は非常に順調であることから、現時点では空家バンクの利用を希望される方はいない状況であると伺っております。民間において活発に空き家の利活用が図られていることは好ましい状況と考えておりますが、本制度は主に市外に向けた情報発信ツールとして有効であると思われまますので、移住対策担当部署とも連携をとりながら、制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

名寄市空家等対策計画の取り組みと進捗状況につきましては、計画に基づく空き家調査として平成29年度に実施した現地調査によりますデータベースの構築や空家バンクの創設に加え、従前よりも踏み込んで当事者意識を醸成する広報活動を実施したり、適切に管理されていない住宅の所有者などへの連絡を重点的に実施してまいりました。市の働きかけで所有者などによって周囲に危険を及ぼす可能性のある家屋が除却された案件を初め、連絡を行ったうちの半数以上では所有者などにより建物の修繕や屋根雪の処理など適正な管理が行われ、危険な状態が回避されており、計画に基づく取り組みの成果があらわれているものと捉えて

おります。

一方で所有者などへの連絡を進めつつも改善に至っていない家屋も残っていることが大きな課題であり、文書や電話による連絡だけではなく、危険性の高いケースについては所有者などを訪問して相談を進めるなど、取り組みを強化しているところでございます。

空き家対策については、建築物に対する専門性や移住対策など、さまざまな見地が必要な課題であることから、今後も引き続き庁内の関係部署や関係機関などと連携しながら対応を進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目4、雇用と住環境整備について、小項目1、現状と課題についてお答えいたします。

名寄市ずっと住まいる応援事業は、市民の住環境整備と技術者の人材育成及び継続した雇用を目的に、平成28年10月から平成31年3月までの3カ年の事業として実施した名寄市住宅改修等推進事業の後継事業として、雪対策の外構工事を対象経費に含めることに加え、移住や空き家対策を促進するために加算措置を設けた新たな制度として本年度新たにスタートいたしました。新たな制度の検討に当たりましては、利用者と事業者の双方からより長く続くことを望む声が多かったことから、総合計画の計画期間との整合を図り、中期基本計画の4年間を当初の事業期間とし、最終年次に検証、必要に応じた見直しなどを行った上で後期基本計画の4年間延長できるようにしております。

予算額については、昨年度までの2年間は当初予算2,000万円、9月補正2,000万円の年間4,000万円の予算で市民の住宅改修ニーズに添えてまいりましたが、今年度は雪対策外構工事を対象経費とし、移住、空き家加算を設けるといった拡充をしたことに加え、長い期間実施する制度

としたということを勘案しまして、当初予算としては1,000万円増額の3,000万円を実施いたしました。その結果、9月26日に交付決定177件で交付決定額2,995万円に達しまして、申請の受け付けを終了いたしました。内訳としては、雪対策工事が4件、移住者加算が5件、空き家加算が2件と、一定程度の拡充効果があったものと考えております。

以上で私からの答弁を終了させていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 大変御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。再度何点か御質問をさせていただきます。

まず、骨髄バンクドナー登録制度についてやるかやらないかずっと迷って、今回やらせていただくようにしました。それは、妻と相談して、これって名寄市に合うかなという相談をしたら、ある市関係者の方が退職されて、その娘さんが結婚された旦那さんが白血病なのです。そして、兄弟、親戚全部の方にドナーをお願いして調べたらやはり合わなかった。そして、本人が自分になりたいと言って行ったのだけれども、やっぱり合わなかったというのです。あと残っているのは全然親戚のつき合いのないところが1人いるのですと。その方に一応確認とってもらおうという話で、やはり名寄でもこういう方がおられるのだなという部分でちょっとやらせていただく思いで今回やりました。

池江璃花子さんがこの白血病で2月に入院されて、きのう退院され、パリオリンピックに向けて頑張りますというふうに言っていましたけれども、彼女も白血病で、化学療法をやったのですけれども、合併症を患ってできなかったのですから、造血幹細胞移植をして今の状態になったと言われております。本当に彼女もパリに向けて、金メダルをとれるように頑張っていたきたいなというふうに思います。

数点お伺いをいたします。まず、名寄市で特別

休暇はあるということで安心をしました。それでも1件の方、また親戚だというふうに思うのです。親戚の方でやはりそういう方がいないと、なかなかこういう思いにはなれないのかなという部分が私もあるものですから、それでも今回北海道で約1万7,612名ドナーいるのですけれども、相当少ないドナー数だと思うのです。私は、やはりこのドナーをどんどん、どんどんふやすための周知、または市役所の職員が市民のために、ドナーになれるかどうかはわからないのです。その方が血液が輸血したり、いろんな部分の制約があるものですから、その方が本当にドナーになれるというのはもう確率が低いと言われてますので、100人やっても半分ぐらいしかドナーになれる確率というのは少ないのです。だから、ぜひ市役所でもこういう職員への対応を進めていただくことはできないのかなというのと、また市民に対する周知というのを市としてどう進めていただけるかお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 職員に対してということでありましたけれども、これはあくまでも御本人の意思だというふうに思っています、先ほど申し上げましたように今制度上持っているということですから、改めて臨時職員も含めまして制度について周知をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 私のほうから市民の皆さんへの呼びかけということで、これにつきましては保健所、関係機関とも連携しながら、何らかの形でお知らせをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

今回質問をいただいて、私も改めて数字等を確認させていただきましたが、本当に登録数が少ないという状況の中でありまして、先ほどありましたように水泳の池江選手が大きく取り上げ

られているという部分では注目を浴びている。こういったことをきっかけにしながら、さらに広めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひよろしく申し上げます。

本当にこの部分というのは必要かなというふうに思います。中村総務部長と私はドナーになれないのです、もう。なれないのです、私たちは、残念ながら。その部分をやっぱり若い職員の方々に、18歳からできますし、54歳までの方がドナーとなります。しかし、ドナーとなれるのですけれども、ドナーとして提供できるのは20歳から55歳までなのです。55歳でもう終わってしまいますので、私たちはもう終わりなのです。終わってしまっている人間なものですから、ぜひそういう方々をふやしていただくことをお願いします。赤血球にはA型とB型とO型とABあって、白血球にはHLA型といって8種類の形があると言われていまして、この部分が大変難しく、親でも合わないというのが本当に厳しいなというふうに感じておりますし、この普及をお願いしたいなというふうに思っています。

また、先ほど職員の制度は、ドナーの有休制度、特別休暇の制度があると言われましたので、安心しましたが、これに対する助成ですか、助成も検討していただければいいなというふうに思います。そうすれば、休暇があるだけで気兼ねなく行けるのですけれども、なかなかできない部分もありますし、そういう部分で、中村総務部長、ぜひこの助成制度を今現在どう考えている、なかなかできないというのはわかっております。ですけれども、行く行くは進めていかなければいけないのではないかなというふうに私は思うのですけれども、総務部長としてはどうでしょうか。退職されますので、いろんな部分考えていると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 高橋議員のほうからのこの質問で、うちの中でも私なれるのかなというところで妻と話していたら、どうやらなれないというのがわかりまして、改めて議員のほうから言われまして、54ということらしいです。

助成制度ということでお話がありました。名寄市独自ということにはなろうかということがあります。先ほど小川部長のほうからもありましたけれども、道段階でも今これから議論ということになろうかと思えます。国、道、あるいはやはり国も含めて一定の助成制度を設けていただきたいというふうに、これは私どもだけではなくて、いろんなところを通じて国のほうにも要望していければというふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひよろしくお願ひします。うちの党も今回道議会でしっかりこの部分は出して、助成制度等々、または市民の再接種の部分進めていくように今進めておりますので、よろしくお願ひします。

また、これ調べたらさい帯血、造血幹細胞の接種、骨髄バンク含めて、名寄は保健所しかやっていないのです。全国では献血ルームだとか保健センター、福祉センターだとかでやられているのですけれども、この管内、名寄道北管内は、名寄の保健所と稚内の保健所、あとは旭川しかやられていない。名寄の保健所では、毎日やっているわけではなくて予約制みたいです。ぜひ、総務部長、その辺も職員の方々に予約制ですので、電話をしていただいて、何日何日やっていますよという部分をお聞きして、推進していただくようよろしくお願ひします。

それでは、次に移らせていただきます。まず、除雪体制についてをお願いをいたします。ことしは全然雪がなくて、もう部長も顔色がすごくよい、市民から電話が一切来ないという状況が今続いて

いるかなというふうに思うのですけれども、それでも3月までの降雪量は変わらず来るといふ思いで、市民の安心、安全のために御活躍をお願いしたいなというふうに思うのですけれども、まずその部分で1点、11月から雪が降り始めまして、ここ数日雪が全然降ってなく、雨降り、幹線道路はすごくいいのですけれども、枝道もうぐちゃぐちゃなのです。安全というか、事故を起こしてもおかしくないような状況が今続いているのです。枝道はです。西小の前なんて道路1本しかないですから、お母さんたちがマンションの雪ちゃんとしたところに逃げて車交差しているような状況で、通学道路自体がもう危ないような状況になっているのですけれども、対策としてはどうされるのかお聞かせをいただきたいなというふうに思っています。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 議員から今御指摘ございました先週から、先週2日間ほどの雨、そして今週も先般1晩の雨というような形で、私どもも担当者もそうなのですけれども、12月の中旬にこういった形で雨が続くというのは本当に予想だにしないというか、初めての事態ではないかと言っても過言ではないかと思っております。通常であれば、先ほど答弁させていただきましたように雪によつての生活道路の除雪については適宜行うのは議員御承知のとおりでございます。逆に言えば、雨によつて市民の方や関係者の方は、大変積雪が逆に下がって少なくなって、幹線道路を中心として御承知のように大変交通には安全性が担保できるというような形になって、ただ生活道路、除雪入らないのかということでのお問い合わせなども正直ございました。雨によりまして道路がざくざくになりますと、生活道路は、私が言うのも変なのですけれども、やはり道路の凹凸だとか夏場の課題の状況というのはもう御承知のとおりだと思ひまして、その凹凸の部分がしっかりと塊ができないと、そこに除雪車が入りますと今度は道路を激しく傷めてしまうといった事態も

正直ございまして、寒さがきょうから戻ってきたようございまして、本日は除雪体制が入りましたので、クリアはできたのではないかというふうに存じておりますけれども、そういった事情も含めて、タイムリーにその雨の後のとりわけ名寄地域の生活道路に入れるのにどうしてもそこは慎重にならざるを得なかったと。そして、なおかつ予想だにしない形の雨ということでございまして、大変市民の皆様には交通で御不便かけたと思うのですが、そういった面の事情もお察しをいただいて、御理解賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひよろしくお願ひします。

きのう西小学校の前、消防の帰りに通らせていただいたときにもうざくざくで、子供たちとお母さんが道路の端々に立っていて、私の前の車は、1本しかないものですから、マンションの空き地に逃げて、前の車をよけたりしている状況でしたので、ぜひその対策をお願ひをいたします。

続いて、交差点の部分でお伺ひします。名寄市の交差点の見通しは、もう完璧な状態でよくなっているなというふうには思ってきたのですが、道道と市道の部分なのです。また、国道と一般道路の出口が全く見えないのです。実際に神社通と、そして国道45号、枝道等々は、国道から出るときにやっぱり1メートルぐらい頭出さなくて見えないという状態が続いているのですけれども、あそこ国道なのですけれども、市の直営班のちっちゃいロータリーで角だけカットできないのか、そこら辺の対策はどうかかなという。本当に危ないのです。やはり国道は、ある程度の積雪来ないと排雪しない、道も同じなのです。ある程度の積み上げしないければ始まらないような状況の中で、大きい豊栄通や何かから出るときだったら、豊栄通でも見にくいのですけれども、そのほかの生活道路、ちっちゃい生活道路から出るとき

は本当にすごく見えにくい状況が続いているのですけれども、その道道と開発の絡みの対策というのはどうされているのかちょっとお聞かせいただきたいというふうに。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 交差点、特に市道の交差点であれば、議員御承知のとおり、委託業者が、そして私どもの直接道路センターを含めて、近年相当細かく対応させていただいているつもりでございまして。当然交差点ですので、事故の心配ということでございまして。とりわけ例えば市道と道道との交差する点だとか、議員からお話ありました国道と市道だとかというような形でございまして。見通しの悪い場合につきましては、私どもの担当者、情報収集した時点では当然それぞれの責任持ちます開発、土現に適時連絡を入れさせていただく場合ももちろん積極的にさせていただいております。また、業者間同士の御配慮で、例えば市道と道道でクロスするところで、どちらかが除雪入ったけれども、どちらかはまだ積雪の関係で入らないといったケースも出ます場合は、例えば地元、名寄地区でいうと三信組合と土現の仕事を請け負っている業者さんにそういった情報交換もしながら、業者間でもそういった情報交換をしていただいている対応だとか、そういったことも確認をしてきてございまして、先ほど申し上げました雪対策会議、私ども主催させていただいた中でも業者、そして土現担当者も出席をさせていただきまして、できるだけそういう情報交換、対応をしっかりとやっていこうということは確認してございまして、都度対応していきたいと。御心配かける形のケースはあるかもしれませんが、できる限りの協力体制をとってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) よろしくお願ひします。

名寄市にある幹線は名寄の業者ですから、その

対応はきっとできると思うのですけれども、国道は去年からSさんからTさんにかわったものですから、そこら辺の部分対応をお願いいたします。

次に、高齢者の除雪サービス制度をお伺いさせていただきたいというふうに思います。生活保護者だとか認知症もことしはふえて、70歳以上、そして高齢者等々の門口除雪のサービスを行っていただいております。名寄は機械で2万6,000円、そして風連は人力で9,000円ということで、ちょっとこの話なのですけれども、名寄ぐらいはねなくていいのだよねという高齢者の方、歩くところ、風連みたいに人力でこの通路だけをやってほしいという部分の高齢者もおられるのです。だから、風連は高齢者事業団でやられているみたいなのですけれども、名寄でもその対策ができないのか。高齢者事業団がだめであれば、今回何日か前の名寄新聞に出ましたけれども、季節労働の失業率が2倍になったのかな、その方々が季節労働者として失業保険いただいています。そういう方を地域別に高齢者事業団みたいに集めて、この地域の高齢者のところをこうやってやってくださいとかという方法もあると思うのです。だから、そういう部分というのを名寄でも確立できないのかなというのをちょっと私が勝手に思った考えですから、できないと言われれば、はい、わかりましたと言うのですけれども、もし考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(廣嶋淳一君) 除雪サービスの関係で、風連地区で行っています手作業による作業ということで、先ほど御答弁させていただきましたが、過去にも名寄地区でも今議員おっしゃられたように手ばねということで一定程度の幅でいいかなということでのニーズがありまして、当時できるところがないかということで探したのですけれども、やっていただける事業者がなかったということで、名寄地区については機械

のみの助成をさせていただいております。今回こういう御質問をいただきましたので、市内でそういう手作業でやっているような例えば障がい者の福祉事業所ですとかそういったところ、今いただいた季節労働者の関係も含めて、そういった作業できないかどうか改めて今機械でやっていただいている登録事業者も含めて再度確認させていただいて、またそういったニーズもあるということがありますので、そういった部分も確認させていただきながら、この部分拡充できるかどうか検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ぜひよろしくお願います。意外とおられるというふうに私は思いますので、失業された方々を含め、高齢者事業団でもないような組織をつくっていただいて、各地域につくってできると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

時間がないので、最後に宮本さんのところ行きたかったですけれども、住環境のほうに行かせていただきます。今回9月26日で終了されたということで、ある企業から一番最初に4月に申請出してスタートしたのだけれども、水道業者だとかいろんな業者が人がなくて、10月まで延ばされたのだと言うのです。そういう部分で、この期間だとか助成制度、できれば私たちの仕事のない冬だとかという部分だとかというのにつくっていただけないかという御相談があったものですから、できればそういう改善点があれば、いろんな業者としっかりと相談していただいて改善していただくことをお願いして、何かその部分であればお答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) ただいまの御質問、そういった方々がいらっしゃるということで、そういった方々にも御迷惑かけないようにと、こ

の新しいスタートの開始に当たっていろいろと取り組んできたところでございます。まずは、予算額ということと年度内にその予算額まで受け付けを終了するという事は、年度当初から御説明させていただいたところと広報でも御説明させていただいておりますので、そのところは御理解いただきたいと思います。

また、工事を前期と後期と分けるといったことも検討はしておいたところなのですが、今年度については消費税の増税といったこともあったので、一括4月からの分けないで申請を受け付けたところもございました。来年度に向けてもそのことも検討はしたいと思っておりますけれども、予算額については拡充をしたというところと、それから長く続く制度にさせていただいたというところで御理解いただければと考えているところでございます。

○議長(東 千春議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について外2件を、高野美枝子議員。

○12番(高野美枝子議員) 議長の指名をいただきましたので、通告順に従い、質問いたします。

大項目1、王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について、小項目1、市民の不安の解消に向けてお聞きいたします。工場閉鎖に伴う地域経済や市民生活に与える影響額の調査内容が報告され、最低でも市内において年間26億円、上川管内で27億円の影響が見込まれます。従業員やその家族も含めた名寄工場の市への各種税金や上下水道など納付金は約1億4,000万円、保育所や幼稚園施設利用者数、小中学校生徒数、医療介護系スタッフ数、働く世代の購買力の低下など、どこをとっても市内外経済に大きな打撃であり、その影響ははかり知れないものがあり、市内外から不安の声が上がっています。この不安の解消に向けて、どのような対応を考えているのかお聞きいたします。

小項目2、今後における新たな取り組みについてお聞きいたします。商工会議所、上川総合振興局、北海道庁などと連携した対策本部は、書面をもって今月25日の要請に備えているところでございますが、そのほかの新たな取り組みについて考えをお聞かせください。

小項目3、市民への情報提供についてお聞きいたします。名寄市の一大事、北陽製紙の時代から市民とともに長い年月を歩んできた王子マテリアが集約されることが信じられないとの声に関係する市民はもとより、近隣市町村の方からも多数寄せられているところでございます。近隣市町村の方も含め、多くの方が大きな関心をお持ちいただき、自分にできることで協力したいとの声も多く寄せられているところです。市民や関係団体、近隣市町村への情報提供を密にして、名寄市の一大事に対応するべきであると考えますが、お考えについてお聞きいたします。

次に、大項目2、教育行政について、小項目1、教職員の働き方改革について質問いたします。家庭や地域の宝である子供たちの健やかな成長に向けて、教育都市宣言のある名寄市として日々精力的に取り組んでいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について進められています。勤務時間の管理や業務の明確化、適正化など、学校における教職員の働き方の総合的な進捗状況についてお聞きいたします。

小項目2、コミュニティ・スクールについて質問いたします。地域の皆様や保護者がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールが導入されました。それぞれ特色ある学校運営に取り組まれているその状況についてお知らせください。

次に小項目3、情報機器の利活用について質問いたします。情報機器の取り扱いについては、こ

れまでも地域によって違いがあり、教育委員会の担当者とも相談してきましたが、非常に使いづらい環境にあるとのこと。今後の対応についてお聞きいたします。

次に、大項目3、臨時、非常勤の今後のあり方について質問いたします。1985年には正規労働者83.6%、非正規労働者16.4%でしたが、2014年調査では正規労働者59.5%、非正規労働者40.5%となり、非正規労働者が4割を超え、今労働者の半数はパートタイマー、アルバイト、派遣労働者などと言われる非典型雇用に置きかわっています。増加理由は、1990年代初めのバブル経済崩壊がきっかけとなり、正社員をリストラし、低賃金のパートや派遣社員に置きかえてきたことにあります。このことは自治体でも同様で、正規の職員の減少を非正規労働者に置きかえてきたことで臨時、非常勤職員の増加につながっています。小項目1、臨時、非常勤職員の状況について、名寄市における状況と今後の対応についてお伺いいたします。

国はふえ続ける臨時、非常勤職員の処遇改善とその位置づけを明確にするために、来年度2020年から会計年度任用職員制度を設け、名寄市でも着々と準備が進められています。小項目2、会計年度任用職員について質問いたします。会計年度は、通常4月1日から3月31日を指し、1年間限りの雇用になるのではないかと不安をお持ちの当事者もいらっしゃいます。今までとの違いについてお聞きいたします。

小項目3、人材確保について質問いたします。人手不足は、どこの職場でも緊急な課題ですが、幾ら募集をかけても人材が集まらないのは臨時、非常勤職員も同様であるとお聞きしているところでございます。その対策についてお聞きいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高野議員からは、

大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については教育部長から、大項目3については総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について、小項目1、市民の不安解消に向けて申し上げます。王子マテリア株式会社名寄工場の生産品集約に関する対応につきましては、本年10月4日午前に小関代表取締役社長が来庁され、同日午後には同社がプレスリリースをし、現在に至っております。この間、王子マテリア株式会社本社緊急要請やオブザーバーとして名寄市議会、北海道に参画いただき、緊急対策本部を設置、生産品集約による影響額調査も実施し、回答いただいた額の積み上げだけでも上川管内で27億円となりました。影響の大きさから緊急対策本部を中心に王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める署名活動を実施したところですが、35にも及ぶ賛同団体の参画となり、11月30日には名寄市議会の皆様の最大限の御協力もいただき、街頭署名活動にも取り組み、影響の大きさを市民の皆様にもお伝えできたと考えております。12月25日には、署名を携え王子ホールディングス本社を訪問し、地域における影響の大きさを伝え、撤回を要請してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、今後における新たな取り組みについて申し上げます。多くの方々から助言やアイデアをいただいているところですが、まずは撤回を要請させていただき、影響を最小限にとどめるため、協議の場に着いていただけるよう努めなければならないと考えております。そのための準備としていろいろな方々と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、市民への情報提供について申し上げます。議員から近隣市町村の方のお話もいただきましたけれども、今回実施した署名活動には上川管内におさまらない範囲、紋別や留萌とい

った範囲で影響があり、危機感を共有をさせていただいたところでございます。しかし、影響を最小限にとどめることが最大の目的であることから、まずは協議のテーブルに着いていただくことが全てのスタートになるというふうに考えております。示されている期限は多く残っておりませんが、本市にとって最善の選択ができるよういろいろな方から助言をいただき、官民連携し、方策について検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 私からは、大項目2、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、教職員の働き方改革についてですが、学校では社会の形成に参画するための資質、能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領の狙いや社会からの要請などを踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されております。その実現に向けて、教員が授業や授業準備などに集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要となっております。北海道教育委員会が平成28年度に行った教育職員の時間外勤務等に係る実態調査の結果では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超えるものの割合が教諭については小学校では2割、中学校では4割超え、教頭に至っては小中学校とも7割を超えていました。主な要因として、教頭については調査業務を含む事務処理の時間が最も多く、教諭については土日における部活動指導の時間が長いことが明らかになっております。

本市におきましては、平成30年9月と10月に勤務時間の実態調査を行っておりますが、1週間当たりの勤務時間60時間を超えるものの割合は、教諭については小学校では9%、中学校では13.4%と全道平均を下回っておりますが、教頭については50%と全道平均を下回ってはいるも

のの激務がうかがえるところがございます。このような状況から、教育委員会では学校における働き方改革北海道アクションプランの定めに基づき、市内小中学校の時間外勤務等の縮減に向け、業務改善方針や行動計画を作成するため、名寄市立小中学校働き方改革推進会議を設置し、目指す目標を設定するとともに、その目標を実現するため平成31年3月に名寄市アクションプランを策定し、具体的な取り組みを進めているところでございます。

名寄市アクションプランの目指す目標については、1つとして時間外勤務時間を1カ月45時間以内、年間360時間以内とする、2つ目に時間外勤務時間の縮減、休暇取得の促進、部活動休養日を設定する、3つ目に変形労働時間を市内全学校で活用する、4つ目に定時退勤日を月2回以上実施する、5つ目に学校閉庁日を年9日以上実施する、以上の5点を定め、その目標の実現に向けて4点の具体的な取り組み内容を定めております。

1点目については、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に向け、特別支援教育学習支援員等の配置、心の教室相談員の配置、大学との連携によるティーチングアシスタント事業の取り組み、校務支援システムの導入、コミュニティ・スクールの導入などの対策を進めています。今後においても現在の取り組みを継続するとともに、コミュニティ・スクールを通して教員への支援活動を充実させたり、教員の業務効率化に向けたICT環境の再整備などに取り組む必要があると考えております。

2点目については、部活動に係る負担軽減に向け、各部活動における年間活動計画の作成、学期中や長期休業中の週当たり2日以上休養日やおフシーズンの設定、活動時間の設定などについて各学校で取り組みを進めているところでございます。教育委員会としましては、実施状況を把握するとともに、各学校と連携し、取り組みを推進してまいります。

3点目については、勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実に向け、月2回以上の定時退勤日の設定、学校閉庁日については夏休み、冬休み期間中に9日以上を設定、勤務時間を客観的に把握するため表計算ソフトなどの独自システムを活用した出退勤時刻の把握に努めることなど、今後も各学校と連携し、勤務時間の縮減を推進するため意識を持って勤務するよう啓発に努めるとともに、留守番電話を設置するなど職場環境の改善を図っていきます。

4点目については、教育委員会による学校サポート体制の充実を図るため道教委と連携し、調査業務の縮減や地域からの依頼業務の圧縮、勤務時間に関する制度の普及啓発、メンタルヘルス対策としてストレスチェックなどに取り組んでいきます。

以上、名寄市アクションプランで定めている目標実現に向けて具体的な取り組みを継続するとともに、国や道の動向、さらには学校における取り組み状況を見きわめ、適宜見直しを図りながら対策を進めていきたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールについてお答えします。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校であり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を図るための有効な仕組みと考えております。本市では、平成29年の智恵文小中学校のコミュニティ・スクール制度のスタートを皮切りに、本年6月をもって市内全ての学校がコミュニティ・スクールとなりました。

設置の状況についてであります。学校運営協議会を単独で設置しているのは、名寄東小学校、名寄西小学校、中名寄小学校の3校です。また、合同で設置しているのは、名寄小学校と名寄東中学校、名寄南小学校と名寄中学校、智恵文小学校と智恵文中学校、風連中央小学校と風連中学校の8校4組となっております。

導入後の活動状況でございますが、名寄東小学校では東小コミュニティセンター、東小コミュニティカレッジとの連携を図りながら、ラベンダー祭りやスノーランタンフェスティバル、登下校の安全指導の活動などを行っております。名寄西小学校では、学校運営の基本方針の承認や運動会、学芸会などの行事の反省及び前期の学校評価の結果を踏まえ、次年度の方向性について検討を行っております。中名寄小学校では、地域合同の運動会、学芸会や地域の方を講師とした農園活動、絵画教室、自然探索活動などを行っております。名寄小学校と名寄東中学校では、学校運営の基本方針の承認や運動会、体育祭、学芸会、学校祭などの行事の反省及び前期の学校評価の結果を踏まえ、次年度の方向性について検討を行っております。名寄南小学校と名寄中学校では、町内会と連携した校区の清掃活動や新体力テストの計測、家庭科の調理実習や裁縫実習、特別支援学級の農園活動などのボランティア活動を行っております。智恵文小学校と智恵文中学校では、保護者を講師とした学校農園活動、交通安全協会や警察署と連携した交通安全啓発活動、コミュニティ・スクールだよりの発行などを行っております。風連中央小学校と風連中学校では、町内会、老人クラブと連携した校区の清掃活動や地域の農家の方との稲作体験、放課後学習のボランティア活動などを行っております。このようにコミュニティ・スクールを導入したそれぞれの学校で地域と一体となった特色のある学校づくりをスタートさせているところです。

次に、小項目3、情報機器の利活用についてお答えをいたします。市内小中学校で智恵文地区のインターネット環境はADSL回線しか提供されていない状況となっており、小中学校では以前よりコンピューター教室でインターネットを活用した情報収集などの授業を行っている際には、職員室内で財務会計などインターネットを活用した作業する際に市のサーバーとつながらない等の支障が生じておりました。原因につきましては、多く

の情報端末機器が一度に集中してADSL回線を使用したことによるデータ転送容量の不足によるものでした。

今年度から市内小中学校に配備している校務用端末の更新を進めておりますが、OSのアップデートが一括管理でき、これまで使用してきた端末を有効活用できるシンクライアントシステムに更新するため7月下旬から事前テストを行い、検証した結果、ADSL回線を使用したシンクライアント化が可能と判断し、智恵文中学校から導入を進めているところです。

導入後の新たな課題として、これまで各学校のサーバーで保存してきた学校事務にかかわる文書や画像、ビデオなどのデータが新システムでは市役所内に設置したシンクライアントサーバーに保存される環境となったことから、ADSL回線の智恵文地区においては、データの保存や印刷時などデータ転送の量がふえたことによって、これまで以上に送信に時間がかかる状況になったことが判明したところです。今後の対応につきましては、現在使用しているADSL回線よりも高速なデータ転送が可能な通信手段が必要と考えており、通信環境の改善に向け、携帯電話通信会社など利用できる手段はないか現在調査を進めているところでございます。また、インターネット環境の改善ができるまでの間、学校内での資料作成や各種データの保存、印刷などの業務がスムーズに行えるよう従来型の情報機器を配置するなど、学校業務が円滑に進められるよう対応していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 私からは、大項目3、臨時、非常勤職員の今後のあり方について、小項目1、臨時、非常勤職員の状況について申し上げます。

議員から現在の臨時、非常勤職員の処遇について、正規職員との違いを含め、御質問がございま

した。本市では、地方公務員法第3条に基づく非常勤職員を嘱託職員、同法第22条第2項に基づく臨時的任用職員を臨時職員として、大きく前者は特定の業務に従事する嘱託員として、後者は基本的に職員の補佐を行う職員となっております。

処遇についてでございますが、臨時、非常勤職員の賃金につきましては、行政職給料表をもとに格付を行っております。嘱託職員は、おおむね常勤の職員の4分の3の勤務時間業務に従事していただいております。また、期末手当などについては、法律上支給が困難となっているところで、昇給制度などもございません。任用期間については、年度ごとの任用となっており、毎年任用を実施しております。

臨時職員は、勤務時間は常勤職員とほぼ同様の勤務時間の職種からいわゆるパート形態で月の時間数で勤務行う職種もあるなど、それぞれの職種の状況に応じて多様な形態となっております。また、夏季、冬季の加給金や寒冷地加給金のほかに、一定の勤務時間に応じて昇給の対象となる職種もございます。なお、任用期間については、地方公務員法上6カ月が原則となり、更新した場合も6カ月が上限となっております。

来年4月に会計年度任用職員制度が導入となり、両者の区分はなくなり、会計年度任用職員制度に統一されることとなります。

次に、小項目2、会計年度任用職員について申し上げます。会計年度任用職員に関する任用期間でございますが、制度上任用期間は最大で1会計年度である4月1日から3月31日までの1年間であることは議員も御指摘のとおりであります。制度上年度ごとの任用となりますが、新たな年度に引き続き同一の職員を会計年度任用職員に任用することについて、回数等の制限を設けることは特に定められておりません。本市では、現在勤務する臨時、嘱託職員の任用については、原則として引き続き任用が維持されるよう努めるとともに、処遇についても現状から引き下がらないよう適切

な運用を図ってまいります。

次に、小項目3、人材確保について申し上げます。臨時、嘱託職員の人材確保については、公共職業安定所を通じて公募を行うとともに、市のホームページなどにおいて求人を実施しておりますが、資格を要件とした職種について応募がないケースも発生していることも事実でございます。当初の求人において応募がなかった場合には、引き続き期限を定めず随時募集の形で募集延長を行うなど、臨時、非常勤職員の確保に努めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) それぞれ答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず、王子マテリア株式会社名寄工場生産集約に関する対応について、きょう現在の署名数、この間2万7,161筆の署名を集めたということで、今名寄市の10月末現在の人口が2万7,317人となっております。集まったその重さ、重大さについては、非常に大きなものがあるというふうに思っているのですが、どのように捉えているのかお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) まず、きょう現在の寄せられた署名数ですけれども、2万7,224筆の署名が寄せられているところであります。

あと、重さ、重大さということでの受けとめですけれども、この署名活動自体の協賛団体の数が35団体に上っていると。この範囲が上川管内でおさまらない状況、オホーツク、日本海側も含めて協賛団体ということで名を連ねていただいているということで、やはりその影響の広さ、大きさというのがここからも非常に感じ取れたところだと思います。

それから、北海道も協力いただきながらアンケート調査をした結果の積み上げですけれども、その積み上げだけでも、答弁でも申しましたけれど

も、圏域で27億円の影響があったということですから相当な大きな出来事だということと、あと視覚的にもこの工場というのは規模的にも非常に大きな工場で、名寄にとっては非常にその規模からもシンボリックな工場であったと、工場であるというふうにとらえているところでもあります。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 本当にそのように私も思っております。

また、地方創生、まち・ひと・しごと、地域おこし協力隊、Iターン、Uターン、Jターン、お試し住宅など、地道に1人、2人と人口減少対策には手間暇や予算をかけてきたわけです。そのような中でのこの状況です。幾ら一企業だとしても、この名寄市の存続自体に影響する本当に大事件だというふうに思います。名寄市が名寄市であるために、王子マテリアの今回の集約は一企業の問題では済まないのではないかとこのように考えますが、お考えをお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 御指摘のとおり、関連企業、取引企業、それからお勤めいただいている方々の消費であるとかということを見ると、工場にかかわる全てのものがなくなってしまうということ想定すると、相当な影響が想定されるというふうに思っております。これは圏域全体とも同じ認識ではないかなというふうに感じております。これからもこれを最小限の影響にとどめることができるようにいろいろな方と連携しながら、しっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 本当に名寄市の財政にどのように影響するのかという、将来の総合計画全てにかかわってくるというふうに考えております。

橋本副市長に財政に対して今後どのような

のかお聞きしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 橋本副市長。

○副市長(橋本正道君) まず、一般論的なことから申し上げますけれども、今回の王子マテリアの問題に対しまして、人口がどういうふうに動くかというのが非常に大きなところですよ。御承知のとおり、地方交付税においては人口を算定基礎として算定される部分が結構あります。急に減るのを避けるために数値急減補正というものがあまして、算定基礎となる人口については5年ごとの国勢調査でありますけれども、急に下げないで、5年間かけてなだらかに人口については調整するという、そういう緩衝策もあります。

そして、もう一つ考えなければならないのが税収の部分が大きくあります。25%が直接的な影響ということなのですが、トータルで見ますと5年間はじわじわときいてくる、そういう仕組みになっているのですが、危惧しなければならないのは、先ほど最初の答弁でありましたとおり、上川管内圏域で27億円の影響があると。これはベースになるものですから、これをそれぞれ名寄にお住まいの方の例えば家庭の消費ですとか企業間のやりとり、消費に換算しますと、かなり大きな経済的なものと。この5年間の中で制度的にはそういうゆっくりとした影響があるということなのですが、これが急に影響があるということが見えてきますと、これは本当に一大事ということになります。非常にここは注視しなければなりませんし、先ほどのやりとりの中でも非常に大きな問題をはらんでおりますので、財政的にはちょっと不透明感が増したなというのが率直な感覚であります。ですので、これからそれぞれさまざまな指標が出てくると思いますので、それも見ながら的確な財政運営をしなければならないというふうを考えているところであります。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 加藤市長は、8月まで青年市長会の会長でもありました。経済界、

政界に多くの人脈を持ち、また王子の関係者にもコンタクトを持っていたと伺っているところでございまして、今回の集約に当たりどのように考え、今後どのように行動され、考えていくのか質問いたします。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) まずは、署名運動を行っておりますが、11月30日に高野議員も街頭に立っていただいて、議員全員でこの署名、街頭運動に参加をしていただきましてありがとうございます。2万7,000を超える署名が集まったということによるこの地域の改めて関心の高さと、また影響の大きさを実感をしているところであります。まずは今月末に行ってきますが、王子さんに地域のこうした影響の大きさ、関心の高さ、これを十分に認識していただいて、これまで地域とともに歩んできたという歴史があるので、そのことも鑑みていただく中で、ぜひとも最大限の配慮をしていただきたいということや、撤回も含めて、ぜひ何が地域にとってできるのか、我々も何ができるのかということのお互い前向きな話し合いのできるテーブルに着いていただきたいということや、しっかりと要請をしていきたいというふうを考えております。

高野議員からも署名運動を行うに当たって、非常に市民の皆さんも関心が高くて、私たちに何ができるのかという声を聞いたということで、本当にありがたいなと思っております。私もこの間市民の皆さんに本当にたくさんのこうしたらいいのではないかと、あるいは何でもっと先に気がつかなかったとかいろいろお叱りもいただいたわけでありまして、改めて本当にありがたいなと感謝をしています。この機会に市民一人一人が名寄市の今後のことを主体的に考えていただくということがこれからの名寄市の未来、将来のまちづくりにとって非常に大きな力となり、財産になっていくのではないかと考えています。名寄市外からも本当にたくさんの皆さんの御提言やア

アイデアだとか励まし、いろんなこともいただいています。こうした声をしっかり大切にしながら、できるだけたくさんの皆さんの力をおかりし、あるいは巻き込んで、英知を結集してこの難局を乗り切っていきたいというふうに考えております。

具体的にどうするというような話を今の段階で予断を持ってお話しできませんけれども、ここが本当に踏ん張りどころでありまして、私も全力をかけてこの影響を最小限に食い止める、あるいはそのことによってまた新しいいろんな動きが出てくる、そうしたことを創出していきたいというふうに考えております。議員にもぜひともまたお力添え、御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 名寄市の企業として永遠に存在するのだと思っていました王子マテリア名寄工場でございます。地方から名寄に帰る国道で、JRから見る王子マテリア名寄工場の姿を見て、ああ、名寄に帰ってきたのだなとあのもくもくと上がる煙を見て安心をしたものでした。名寄の景色が変わるのかと思うと本当に寂しい、言葉がありません。

近所に勤めている方がいらっしゃいまして、その方の処遇が心配です。同僚議員のお話にもありましたが、長く名寄市民として働いてきたその方は、家族や親戚、そして自宅も名寄にある。住み続けたいと言っておられました。ある建設会社の社長は、自分の会社で働いてもらいたい。だけれども、今その力が自分の会社にはない。名寄に一人でも残ってもらいたいが、非常に残念だと肩を落とされていました。答弁の中で、市長のピンチをチャンスに変える、その発言もいただいております。名寄に住む一人一人がこのことに注目し、そして期待を寄せ、なるべく影響のない方向で進んでいていただきたい、そんなことを今考えています。

次に、2番目の教職員の働き方改革について再

質問させていただきます。働き方改革に関連しまして、家庭訪問や放課後の電話対応、少年団や部活動の指導などが教職員の負担感を増大しているように感じますが、現状と考え方についてお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 教職員が授業準備など本来の業務に専念できていないと、十分に時間が確保されていないという認識は、委員会としても持っているところでございます。働き方改革における業務改善の取り組みの一例としまして、各学校家庭訪問を取りやめて、自宅確認にとどめるというような学校が近年特に小学校のほうではふえてきている状況でございます。

また、放課後の電話対応で業務に支障を来しているということで、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、これにつきましては各学校に留守番電話を設置したいということで、今来年度の予算に計上させていただいております。上部査定を今後受けるようなことになってございます。

また、少年団につきましても従前学校の先生が指導しているという場面が多く見られましたけれども、近年徐々に地元の方に指導がシフトしていくというような形も、そういうような形もできつつあるということで、今後もぜひ進めていければというふうに思っております。

また、中学校の部活につきましては、さきの一般質問でもお話をさせていただいたとおり、名寄市立学校の部活動に関するガイドラインを策定しておりますので、そのガイドラインにのっとり各種対策をとっていききたいと考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 時間外の仕事が多い、なかなか定時に帰れない状況であるということは、突き詰めて言えば教職員の人数が足りない、少ないということが言えるのではないかとも思うのですが、このことについてお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 教職員への業務支援策として、本市におきましては特別支援教育の学習支援員や生活支援を配置して、先生方の授業のサポート役を担っていただいているという状況もあります。また、小規模校を除いて事務生を配置しておりますので、各種資料の印刷やテストの丸つけなど、教職員の補助的役割を担っていただいているという状況もございます。

しかし、議員おっしゃるとおり、究極の対策としては教職員がふえることにあると委員会としても考えておりますので、委員会としましてはこれからは35人学級の早期実現や各種加配教員の配置、増員などについて、今までも行ってきまされたけれども、これからは引き続き全道都市教育委員会連絡協議会などとも連携をしながら、教職員の増員について強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 次、コミュニティ・スクールについてですけれども、コミュニティ・スクール始まったばかりでございますけれども、目指す方向性ということについてはどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） コミュニティ・スクールの目指す方向性と。ことしやっと全校に学校運営協議会が配置されたといいましょうか、設置されたということで、いよいよこれから具体的なものが出てくるのかなというふうなことを感じております。

先ほども各学校の取り組みの状況等につきましては、お話をさせていただきましたけれども、今後のコミュニティ・スクールの目指す方向性ということにおきましては、平成27年に中央教育審議会において地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進することやコミ

ュニティ・スクールの一層の推進を図ることなどが提言されてきております。また、それを受けて、平成29年には学校運営協議会の設置が各市町村に努力義務化されたところでございます。これらの動向を踏まえながら、本市でも地域とともにある学校づくりを推進してきているところでございます。

学校運営協議会の主な役割については、4つの視点がございますけれども、今後はその4つの視点の中でとりわけ学校運営に必要な支援、地域からの支援について充実をさせていきたいと考えてございます。このため、地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動を推進することや、その活動を推進する体制であります地域学校協働本部を設置するというような目標を掲げているところでございます。このようなことから、教育委員会といたしましても各学校のコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって地域とともにある学校づくりのさらなる充実を図ることができるような体制づくりと活動の充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 地域との連携というところがキーポイントだというふうに思いますけれども、始まったばかりでございますが、やはりその温度差とか地域差ということが考えられると思うのですけれども、始まったばかりでこのような質問をするのもなんなのですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 河合教育部長。

○教育部長（河合信二君） 円滑にコミュニティ・スクールを運営していくというか、進めていくためには、やはりコーディネーターの役割とそれを担っていただける人材についても今後検討しながら、人材確保等も進めていかなければならないというふうに考えてございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、先ほ

ども申しましたとおり、学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールというところがございますけれども、学校運営協議会には地域と学校をつなぐ地域コーディネーター、またさらにそのコーディネーター間の連絡調整を担う統括コーディネーターなどを配置することになると思っております。地域コーディネーターの役割としましては、コミュニティ・スクールと地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画立案ですとか、学校や地域住民、企業、団体の関係者との連絡調整、さらには地域ボランティアの募集や確保、また地域住民への情報提供、助言、活動促進などが主な役割となると考えております。また、それを束ねます統括コーディネーターの役割としましては、推進委員のリーダー的な存在として推進委員間の連絡調整や推進委員への適切な助言、指導や事例紹介、地域住民の地域学校協働活動への理解の促進などがあると考えているところです。

地域コーディネーターや統括コーディネーターの人材につきましてどういう方が適任かということになりますけれども、地域と学校の連携、協働にかかわる活動に地域ボランティアとして活動している人、またはPTA関係者、PTA活動の経験者、さらには退職した校長や教職員、地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者、社会教育主事の有資格者などが想定されるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 次に、情報機器の利活用でございますけれども、プログラミング教育については、インターネットの環境も重要である、必要であるとさきの一般質問での答弁にもありました。ネットがつながりづらい環境にある学校についてどのように対応していくのかお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) プログラミング教育におきましても情報活用能力の育成を図るという観点からいいますと、各学校においてはコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段、またこれらを日常的に、さらにまた効果的に活用するために必要な環境を整えていかなければならないというふうに考えております。

議員から御心配をさせていただいておりますけれども、インターネットの障害については、情報量が多い校務処理で障害が出るというようなことを先ほどお答えさせていただきましたけれども、パソコン教室でインターネットを活用した情報の閲覧や比較的データ量の少ないダウンロード操作につきましては、それほど現状授業に支障を来しているというようなことは学校からは聞いていないところですが、いずれにしましても校務支援等につきましては支障が出ているという状況がございますので、通信環境改善に向けて、先ほど申し上げましたけれども、携帯電話通信会社等と検討しながら、利用できる手段等を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) ICT教育については、現在もこれからも将来的にも大きなウエートを占めるというふうに思っておりますが、各学校の機器というのですか、備品の配置については、予算の関係もあろうかと思いますが、一律にというふうにはなかなか進まないというふうに思うのですけれども、つながりづらい学校がある一方でタブレットがあるような学校もお聞きしているところですが、配置基準についてはどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 今特に学校のICT環境の整備ということで、普通学級のケースと特別支援学級のケースということで、今モデル的に試験といたしましょうか、学校現場でいろいろ検討

していただいている状況でございます。その中で、例えばタブレット端末につきましては、児童生徒何人に1台ぐらいが適正なのかというようなことも含めて今検討させていただいておりますので、その結果を見ながら順次整備をしていきたいというふうに考えておりますけれども、今の段階ではやはりまず先に実物投影機ですとか、大型のモニターなどを最初に整備していく必要があるのではないかとということで推進委員会の中でもお話をいただいておりますので、年次的にということになると思いますが、整備は順次していければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高野議員。

○12番(高野美枝子議員) 情報教育についてもスキー授業や水泳授業のようにICTの環境が整った学校にスクールバスなどで送迎し、例えば名寄大学や高校、中学校、機器のそろったそういうところに行って、1こまというのでしょうか、1こまではもったいないので、半日とか学習する、大学生と交流する、情報機器について先輩に習うとか、そういうような名寄市の大学が非常に図書館も充実しておりますし、インターネット環境についても新しいものを取り入れている学校もあると思われまので、そのようなことも何か考えていただきたいというふうに思っております。

教育長に質問いたします。今働き方改革、そしてコミュニティ・スクールについて質問してきたところでございますが、将来の名寄市に向かって教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 小野教育長。

○教育長(小野浩一君) 今コミュニティ・スクールと働き方改革についての私の思いというのでしょうか、についてでございますけれども、最初にコミュニティ・スクールについてお話を申し上げたいと思いますが、御承知のようにコミュニティ・スクールにつきましては、智恵文小学校と智恵文中学校における小中一貫コミュニティ・スク

ールのモデル校として取り組みを始めたのが契機でございます。ことしの6月、名寄西小学校の導入をもちまして、本市の全ての学校に学校運営協議会が設置されまして、およそ5年間にわたっての取り組みが実を結んだということでございます。この間教育改善プロジェクト委員会を中心に、上川教育局でありますとか市長部局との連携はもとよりですが、文部科学省のコミュニティ・スクールの促進事業の指定を受けて取り組みを進めてきたところでございます。各学校ごとに特色あるコミュニティ・スクールが設置しつつありますし、また将来これが地域の活性化につながっていくものと、そんなふうにつながっていけばと考えているところでございます。これまで御支援をいただきました各学校、それから地域の市民の皆さん、関係機関の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思っております。

先ほど部長から御説明ありましたが、現在国では3年後目指して地域と学校が連携、協働して行う地域学校協働活動を推進すること、またその推進する体制である地域学校協働本部、これを設置することを目標に掲げているところでございますけれども、本市におけるコミュニティ・スクールが本格的に機能していくというのは、これからの取り組みにかかっていると認識しているところでございます。したがって、各学校の地域学校協働本部体制の整備と活動の充実に向けて、今後改めて取り組んでまいりたいと思います。

そのためにも先ほど部長のほうからありました地域コーディネーターの話でございますけれども、この設置が極めて重要となります。今全ての学校運営協議会に設置されているかといいますと、そうではありません。したがって、今後部長を中心にして、学校教育課と、それと生涯学習課、これが一体となって、学校と地域をつなぐいわゆる地域コーディネーター体制づくりに検討会議などを立ち上げて進めていきたいと考えているところでございます。

次に、働き方改革についてでございますが、何といっても働き方改革の大きな狙いは、子供たちに接する時間、それと授業改善のための時間を確保するために教師の負担軽減を図ることが大きな狙いとなっております。このため、コミュニティ・スクールの大きな役割であります学校を地域ぐるみで支援するという活動を効果的に生かしながら、先生方の支援活動にしっかりとつなげていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

また、本年度策定しました名寄市のアクションプラン、あるいは部活動に関するガイドラインをもとに、各学校の働き方改革の推進状況をしっかりと捉えて、そして点検しながら、取り組みを充実させていきたいと考えているところでございます。

また、先ほど高野議員から時間外の仕事が多いのは、教職員の人数が少ないからではないかというそんな御指摘をいただきましたけれども、現在国で進めております働き方改革、この視点が2つありまして、1つは教師への働き方改革への意識改革、それともう一つは業務改善の実行という、この2点なのであります。教職員の定数改善については、明確には打ち出していないという状況でございます。ただ、報道等にもありましたように小学校の高学年における教科担任制の導入によって、ある程度負担軽減はされると思うのですが、まだまだ教員の定数改善が必要と考えているところでございます。したがって、私どもも都市教委連や都市教育長会議などを通して、国に対して教職員の定数改善について要望してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後教育委員会と学校一体となりまして、子供たちのために努力してまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんの御支援もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） ただひたすらにこ

の名寄の地で住んだ祖先が大切にしてきたこの名寄市、そして教育に対する熱い思いを私たちも次の世代に残していくことが大切であると改めて思っております。教育宣言都市名寄であり続けるために、しっかりと子供たちの未来に対応できる働き方改革、コミュニティ・スクールであることを要望いたします。

次の臨時、非常勤の件につきましては、時間がないので、次回に譲りたいというふうに思います。

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ふるさと名寄の歴史をつむぐ取り組みについて外2件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、ふるさと名寄の歴史をつむぐ取り組みについてお伺いいたします。名寄市においては、明治32年、風連地区、翌明治33年、名寄地区、智恵文地区に開拓のくわが入り、以来先人の努力と日々の営みにより120年の歴史を積み上げてきました。令和となったことしから来年にかけては、名寄市にとって開拓120周年という大変意義深い年であります。

そこで、小項目1、開拓120周年を節目とした事業展開についてお伺いいたします。12月1日、風連地区においては、実行委員会主催による風連開拓120周年記念住民の集い、歴史に学び未来へ一歩が開催され、地域住民の手による歴史の振り返りと未来へつなぐ思いを共有する機会と

なりました。来年は、名寄地区の開拓120年に当たることから意義ある年と捉え、事業展開の計画についてお伺いいたします。

次に、小項目2、歴史をつなぐ取り組みについてお伺いいたします。歴史をつないでいく上では、子供たちが地域の歴史について知ることが大変重要であります。地域の歴史を学ぶ機会は、小学校中学年社会科において設けられており、その中では教科書のほかに社会科副読本が用いられていますが、利用の状況についてお伺いいたします。また、より身近な地域ごとに歴史を学ぶ機会や場面があるのかについてもお伺いいたします。

小項目3、史跡や記念碑等の点検整備についてお伺いいたします。地域の歴史を後世に伝える史跡や記念碑等の中には、長年の風雪により文字が読み取りにくくなってきているものもあると思われます。点検整備についての状況と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、大項目2、農業分野における労働力確保策についてお伺いいたします。名寄市の基幹産業である農業については、将来に向け、強い産業基盤を培っていくことが望まれます。そこで、小項目1、労働力確保に向けた取り組みの現状と受け入れ態勢についてお伺いいたします。労働力確保に向けた取り組みとして、外国人技能実習生受け入れの状況と体制、名寄市での生活環境、特に住環境の実態についてお伺いいたします。

次に、小項目2、農福連携による労働力確保についてお伺いいたします。以前から農福連携推進シンポジウム等も開催され、農福連携の課題や地域ニーズに対する連携のあり方など、関係者の理解も進められてきていると考えていますが、改めて取り組みの状況についてお伺いいたします。

最後に、大項目3、スポーツを核としたまちづくりについてお伺いいたします。地方創生総合戦略、名寄市総合計画(第2次)中期計画により、スポーツを核としたまちづくりが進められてきています。この間、取り組みやすい概要や事業目標

値の達成状況及び経済効果についても報告され、今後の取り組みに大いに期待しているところであります。その上で、3点についてお伺いいたします。

小項目1、行政とNスポーツコミッションの連携についてお伺いいたします。本年3月28日、Nスポーツコミッションが設立され、多くの取り組みが進められてきていると思います。具体的な事業展開の中で見えてきた官民連携組織としての課題と将来展望についてお伺いいたします。

次に、小項目2、広く市民を巻き込んだ事業展開についてお伺いいたします。大会誘致、合宿誘致はもとより、日々の活動においても市民理解が広がることは事業展開に欠かすことができません。さまざまな年代や生活環境にあって、市民にとっての身近な関係をどのように作り上げていくのか、広く市民を巻き込んだ事業の展開についてお伺いいたします。また、究極の目標として、健康寿命延伸につながる取り組みについてもお伺いいたします。

最後に、小項目3、スポーツと他分野の連携による相乗効果についてお伺いいたします。行政視察で訪れた金沢文化スポーツコミッションでは、地域の伝統文化とスポーツの融合、連携による事業展開を大いに進め、成果を上げていました。名寄市におけるスポーツと農業の連携、またスポーツ合宿における防災訓練の実施など、スポーツと他の多くの分野の取り組みを組み込むことでまちづくりが一層進んでいくものと考えます。その相乗効果が期待できるところについての見解についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 山崎議員からは、大項目3点について御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、小項目2と3は教育部長から、大項目2は経済部長から、大項目3は総合政策部長からそれぞれ答弁させていただきます。

初めに、大項目1、ふるさと名寄の歴史をつむぐ取り組みについて、小項目1、開拓120周年を節目とした事業展開について申し上げます。議員が言われましたとおり、風連地区はことし、名寄地区は来年が開拓120周年になります。風連地区では、今月1日に地域住民の有志による実行委員会形式で記念事業が開催されたと聞いておりますが、行政としては開拓110周年に当たる年に記念事業を両地区ともに行っていないことから、来年開拓120周年を迎える名寄地区においても式典等を開催をする予定はございません。

今後の行政における周年記念事業につきましては、平成28年3月27日に合併10周年記念事業を開催していることから、新名寄市誕生からの周年事業としての展開が基本となると考えております。

しかしながら、合併前の両地区の歴史を伝承していくことも重要と考えておりますので、市広報等を活用しながら、開拓120周年について広く周知していければと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 私からは、大項目1の(2)と(3)についてお答えをいたします。

歴史をつなぐ取り組みについて、小学校における社会科副読本での歴史を学ぶ場面の取り扱いの現状についてですが、小学校の社会科では第3学年においては市町村を中心とする地域社会に関する内容を、第4学年においては都道府県を中心とする地域社会に関する内容を上げております。これらは、中学校で学ぶ内容との関連を考慮し、地理的環境と人々の生活、歴史と人々の生活、現代社会の仕組みや働きと人々の生活という3つの区分に基づいて学習をします。

小学校中学年の教科書で事例となる地域は、ほとんどの場合他の地域のものであり、自分たちが住む地域の事例は取り上げられていないことから、地域学習をするに当たっては自分たちの住む地域

の事例を扱う副読本を活用することが必要となってきます。名寄市においても社会科副読本編集委員会を設置し、地域学習を効果的に展開するため現場の先生方に現行の副読本の課題や改善点について意見をいただきながら、地域の実態に即した副読本を編集しているところです。

令和2年度からの新学習指導要領に応じた副読本においては、第4学年の学習の中で昔から今へと続くまちづくりを設け、名寄市の伝統や文化、先人の働き方について記載をしています。この单元では、名寄市に住み始めた人たちの暮らしの様子を調べる史跡を訪ねて、開拓の様子について調べる開拓の始まり、交通の発達について調べる交通の発達、米づくりについて調べる米づくりと水、用水路について調べる用水路をつくるで構成され、単元のまとめには調べたことを整理する学習が位置づけられています。また、アイヌの人たちの暮らしや名寄市に私設天文台を設置した木原秀雄氏について掲載し、様子の移り変わりだけでなく、先人の苦労や願いについても触れております。今後教育委員会としましては、新学習指導要領の狙いに即し、子供たちが地域のこれまでの歴史的背景や経過などに着目して、先人の願いや努力を考えることができるよう副読本の活用をお願いしてまいります。

次に、小項目3、史跡及び記念碑の点検についてお答えをいたします。市内には、市の指定文化財を初め先史時代の遺跡、明治期の開拓や教育、交通の発祥の地など、地域の歴史や文化を後世に伝えるために説明板や標柱を設置しております。このほかにも開拓期以降にまちの基礎を形づくった農業、工業、商業などの産業史、さらにはスキー競技の発祥や大関名寄岩など、冬季スポーツの歴史や偉人の功績をたたえるなど、多岐にわたる分野について説明板などを設置してきております。これらの点検整備については、不定期ではございますが、適宜巡視などを行い、状況確認をするとともに、周辺の草刈りなどを行い環境維持にも努

めています。

しかし、設置から30年以上経過したものも多く、経年劣化により文字等が薄れ、読みづらくなっているものや風雨や雪害による破損があるものも実情でございます。今後も限られた予算の中ではありますけれども、破損した説明板などについてその都度修繕をするなどの対応をとっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 続きまして、大項目の2、農業分野における労働力確保策について申し上げます。

初めに、小項目の1、労働力確保に向けた取り組みの現状と受け入れ態勢についてであります。農業者の高齢化や後継者不足などにより労働力不足が課題となる中、本市におきましては平成8年度から外国人技能実習生を受け入れ、農業生産を通じた機能移転の取り組みが進められております。特に人手を必要とする畑作物の生産におきましては、労働力としても重要な役割を果たしており、実習生、受け入れ農業者双方に大きなメリットとなっており、受け入れ実績では、ピーク時には61戸の農家で100人を受け入れておりましたが、本年度は28戸51人と減少傾向にございます。

受け入れ態勢につきましては、JA道北なよろが監理団体となり、送り出し機関や受け入れ農業者との調整のほか、技能実習計画に基づき適切に作業が行われるよう専任職員を配置し、指導、相談に当たっております。また、地域では実習生の技術、生活指導と友好親善を図ることを目的に、受け入れ農業者による協議会を設置し、住環境の整備や生活指導などに当たっております。現在の市の支援といたしましては、受け入れ協議会の運営に対して財政的な支援に取り組むとともに、宿舍として旧教員住宅を無償で貸し付けを行い、受け入れ態勢の整備と負担軽減に取り組んでいると

ころでございます。

次に、小項目の2、農福連携による労働力確保について申し上げます。農業分野では、高齢化などによる労働力不足が課題となる一方で、福祉分野におきましては農業を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や共同作業による社会参加の促進効果などが評価されており、農業分野と福祉分野が相互に連携し、障がい者などが農業生産活動に携わる農福連携が推進されてございます。

本市における取り組み状況といたしましては、福祉事務所が障がい者などによる農作物の栽培、加工、販売をしている事例や農業者が障がい者を従業員として雇用する事例、福祉事業所と農業者が連携し、農作業を受託して請け負う例などがあり、市内においても既に4つの福祉事業所などで取り組みが行われており、養護学校の実習としても取り組まれております。今年度の農作業従事の受け入れ実績といたしましては9戸になっており、労働力不足への対応として、その一部を補完する取り組みと捉えております。

現状の課題といたしましては、福祉サイドとしては通年を通しての作業でないこと、作業に携わることができる障がい者が不足していること、作業に同行、指導する職員が確保できないこと、作業内容が多岐にわたり指導が難しいなどが課題として挙げられております。また、農業サイドにおきましては、実際の受け入れに対しての不安や指導などに伴う負担が懸念されることなどが課題として挙げられます。

市といたしましては、農福連携に対して理解を深めるための研修会を本年2月に開催したところではありますが、今後も継続した情報提供に取り組み、障がい者雇用に対する理解を深めていくとともに、福祉事業所などと農業者とのマッチング支援の取り組みを進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 私からは、大項

目3、スポーツを核としたまちづくりについて申し上げます。

小項目1、行政とNスポーツコミッションの連携についてですが、市内の民間企業も含めて多くの団体に加入していただき、各種事業に現在取り組んでおります。行政とコミッションの連携については、教育委員会、経済部、総合政策部の部長がコミッションのメンバーとして参画をしており、青少年教育・人材育成部会、市民健康増進・いきがい・福祉振興部会、地域経済活性化部会の3つの部会に所属し、事業の調整、サポート役としての役割を果たしています。また、事務局は、スポーツ合宿推進課と産業振興課が担っており、事業の進捗管理、渉外、広報、情報発信を行っています。組織の課題としては、持続可能な組織づくりとそれに必要な財源を確保することが挙げられております。

次に、小項目2、広く市民を巻き込んだ事業展開について申し上げます。国は、第2期スポーツ基本計画でスポーツ立国の実現を目指しております。基本計画において国民がさまざまな形でスポーツに参画できる機会を創出する取り組みが進められております。また、北海道スポーツ推進計画では、北海道らしくスポーツをする、見る、支えるを基本方針の一つに掲げ、スポーツ王国北海道の実現を目指しています。

本年3月に設立したNスポーツコミッションで最初に取り組んだのは、市民がスポーツとどのようにかかわっているのかを可視化したスポーツオブライフを作成し、これに基づき必要な事業、進めるべき事業を選択し、一人でも多くの市民が生涯にわたり、豊かなスポーツライフを送れるような事業の組み立てを検討してきました。コミッションの中で意見が一致したのがスポーツと最初に出会う機会である幼児期が大切だということです。現在親子参加型のスポーツイベントなどを実施して、生涯にわたりスポーツを楽しむ市民を徐々にふやしていきたいと考えております。ま

た、手軽に楽しめて運動効果が高いノルディックウォークなどを推奨し、中高年のスポーツ愛好家をふやし、健康寿命を延ばしていくことを積極的に推進してまいります。

また、身体的、精神的、社会的に良好な市民が暮らす街、街の資源を利活用し、産業・経済が好循環する街、新たな価値や良い人材を生み出し、日本・世界に提供していく街といった3つのビジョンを掲げ、スポーツを通じた地域づくりの実現を目指してまいります。

次に、小項目3、スポーツと他分野の連携による相乗効果について申し上げます。スポーツと他分野の連携による相乗効果の一つとして、スポーツに関心がなかった方へスポーツに対する意欲向上につながる効果があると考えられております。金沢文化スポーツコミッションが取り組んでいる地域伝統文化とスポーツを融合させたイベントは、まさにスポーツの魅力やスポーツの可能性を広く伝えるものだと考えます。

スポーツとの融合には、地域伝統文化のほか健康、ファッション、IT、エンターテインメント、観光などがありますが、Nスポーツコミッションでは農業や食との融合について一部事業を実施しております。スポーツと食の融合については、モチ米を使ったアスリートフードを試作しており、今年度中には完成させて、販売を行いたいと考えております。また、スポーツと農業については、例えば冬はウインタースポーツを楽しみながら、夏は冬の資金を稼ぐために農業関連の仕事につくなど、農家の繁忙期における慢性的な人手不足を解消するためのマッチング事業や移住政策にも絡めて計画を検討しております。今後もスポーツの幅広い可能性を生かしながら、スポーツ文化を醸成させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再度質問をさせていただきます。

まず最初に、大項目1のところでは質問をさせていただきました周年事業についてであります。開拓からの周年事業ということについては取り組まない旨の御答弁をいただきました。特別周年事業についての計画が伝わってきておりませんので、そのように受けとめるところではあるのですが、御答弁の中にもありましたように広報等によって開拓からの120年の歴史をつむいできたその年がことし、来年に当たるのだということについての市民への周知については行っていかれるということでありました。例えば隣の美深町では、もう120周年済んでおりますけれども、ポスターを掲載したり、もともとあるいろいろな大会に120周年記念というような少し冠的な扱いをしたりということで、大きな事業をする上に必要な町民との気持ちの醸成を図られてきているところも目の当たりにしているところでもあります。広報だけではなく、名寄市としても何か方策を講じていただきたいなというふうに思っておりますが、ステッカーとかいろいろな方法についてお考えいただけるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 今山崎議員のほうから例えば美深のような冠大会の誘致ですとかそんな取り組みができないのか、ポスターの掲示とかできないのかということのお話だったかというふうに思いますけれども、先ほども少しお話ししましたけれども、本市におきましては合併前の両地区の開拓が1年ずれているという点も十分配慮しながら、なかなか記念事業ですとかいろいろな大会の冠事業というようなことにつきましては、財政的なこともございますし、過去の歴史を十分配慮しながらやっていきたいということで、先ほども言った広報ですとかそういった面で、名寄市の広報等を通じてしっかりと周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 感情に十分配慮してということについては、私も理解させていただくところでもあります。その上で、なおかつ史実としてあったものについてはしっかり伝えていくということで、子供たちへの歴史にかかわるところの教育ということも大事になってくるかと思っております。

先ほど河合部長から御答弁いただきましたように小学校ではこの社会科の副読本を使っていて、授業が進められているところもあって、この中には確かに何年にどんなことがあったかということも書かれておりますので、その中で史実としていろいろなものを学びながら進んでくるというふうに思っておりますけれども、その史実について地域としての共有をするようなところで、授業そのものということよりもコミュニティ・スクール、先ほどもいろいろやりとりがありましたけれども、地域とともにその歴史を育む、確認していくという動きがあるのではないかと思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 河合教育部長。

○教育部長(河合信二君) 社会科の副読本の内容といたしまししょうか、特にそれぞれの地域の歴史を副読本の中ではなかなか表記というか、明記できていないというか、そういう御質問かなと思うのですけれども、やはり副読本自体が小学校3年生と4年生の分を総体的に新学習指導要領に沿いながら作成しているということもございまして、なかなか各地域ごとの今までの歴史等まで反映できていないという状況はございますけれども、その副読本を補う対応といたしまししょうかということで、名寄には例えば平成16年に北国博物館で「名寄はじめて物語」ですとか、そのほかにも当然名寄市史、風連町史、さらには北海道開発局が発行しております「天塩川と共に～写真につづられた人々の記録」ですとかで、古いもので名寄の民話が学ぶことができます「名寄むかしむかし」ですとか、風連地域の歴史が学べる「赤い川」な

ど、さまざまな歴史に関する書物が作成されて、各学校に配られているという状況もございますので、そのような資料等も参考にしながら、それぞれの地区の歴史については学んでいただきたいと思いますというふうに考えているところです。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） たくさん子供たちの周りには地域の歴史を知る教材になるものがありますので、ぜひそういうものを有効に活用していただきたいと思ひますし、その事実を知る中でふるさと名寄で育っていくというその感覚を醸成していただいて、どこで暮らすことを選んだとしてもここで育ったことに誇りの持てる人に育っていただきたいというふうに思っています。

先ほど中村部長からもありましたように、どうしても開拓に入られた年が1年ずれておりますので、この後の考え方についてもすぐには一つに決めることはできないというふうには思っているのですが、正解はなかなかないと思ひてはいるのですが、納得できる回答を徐々に名寄市のこれからの営みの中でつくり上げていくということも必要ではないかというふうに思っています。そのことについて、開拓をどこに定めるかという、そういう具体的なことではありませんが、名寄市の今までの歴史を総称してどのようにこれから、例えば周年事業も出てこようかと思ひますが、つないでいただけるのか、行政のトップであります加藤市長の現段階での見解について、開拓にかかわるところから名寄市、新市として合併するに至ったところまでの歴史をこの後どのように大切にいただけるかにつきまして市長の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） それぞれ風連町あるいは旧名寄市、その前の名寄町、上名寄村という、あと智恵文とかという、そういったそれぞれの自治体の歴史があって、それぞれに開拓の歴史があり、それぞれ先人の皆さんが御苦勞をされて、現在一

つの自治体になっているという、それぞれの歴史をしっかりと残していくということがまず大事だろうというふうに思ひます。その中で、あえて名寄市として開拓がいつなのだとすることをうたっていくということがよろしいのか。それぞれの地域でそうした歴史があったということをしっかりと伝えていくということがまずは大事なのかなというふうに思ひています。その上で、合併10周年の式典が平成28年にございましたので、これが一つのまた節目節目で、そうした歴史を振り返っていく機会にもなるのかなというふうに思ひています。合併10年のときにもさまざまなその冠をつけた大会やいろんなイベントも行われたということでありまして、それを契機に改めてこれまでの歴史を振り返りつつ、これからの歩みを進めていく大きな節目をそうしたところにつくっていくということになるのかなというふうに思ひています。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれの地域の歴史を史実としてしっかりと受けとめていくということについて、それはもっともな話だと思ひますし、新市になってからの取り組みを大事にしていくということについても異論があるわけではありません。やはりここで営みをともにしている人同士がその関係性の中でしっかりとチームワークを組んで、ことしはラグビーのワールドカップもあって、ワンチームという言葉が出てまいりまして、大きな成果を上げていると思ひますが、名寄市ワンチームということ、この令和元年の終わりに当たって特に必要な言葉であると思ひますので、史実の妥妥としたところでの心合わせを再度確認していきたいというふうに私自身も思ひております。そのことにつきまして歴史を伝える表示板ですとか、そういうものについての今後の対応についてはよろしくお伺いしたいと思ひます。

大項目2のほうに質問を移らせていただきます。中国からの技能実習生ということで市からの対応、

助成金についての対応ですとか住居環境についての対応については先ほど御答弁いただきました。教員住宅については、大変古くなってきている部分があるかと思いますが、その点で環境的にいかがでしょうか。もう一度この点についてお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 特に智恵文地区に受け入れが進んでいるということでありまして。市で貸与しているものもあれば、地域の中で住宅を確保して、住むところとして提供しているのもあります。市から提供している住宅についても決して新しくない、古い建物ということでありましてけれども、市はこの住宅などを管理する協議会のほうに財政的な支援もさせていただきまして、その中で今地域の中で修繕等もしながら運営いただいている状況にあるということですので御理解をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 住宅については、その都度対応していただいているということでありました。その住宅から少し考え方を広くしたときに、JA道北なよろさんから要望書が上がっていたと思いますが、農業研修にかかわるところの宿泊施設というものについて、実は農業にかかわらず名寄市には子供たちも含めて宿泊研修を行うような青少年の家ですとか、そういう建物が今までない中で進んできていると思います。今回は特に農業研修宿泊施設ということに特化させていただきませんが、智恵文地区においても近い将来必要になってくるのではないかと、あったほうが取り組みが一層進んでいくのではないかとと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 智恵文地区を中心としたこの中国人実習生の受け入れについては、これは私どもはすごく進んだ取り組みだなというふうに実は受けとめています。今外国人、新たな在

留資格なんかも出てきていまして、この中で道なども地域として配慮すべきところ、あるいは留意すべきところの一つとして、今山崎議員が言われたように住むところの確保というのありますし、その来た方たちとのコミュニケーションをとること、あるいは地域としてしっかり受けとめるのだという、そういったところが示されているわけでありまして、今JA道北なよろが取り組んでいる取り組みは、まさに地域で協議会を立ち上げて受け入れているということですから、道の考えを示すそれに先んじて素晴らしい取り組みが行われているということですので私ども受けとめているところがあります。

問題の住宅ということでありましてけれども、先般農協から要望という形でありましたけれども、ある意味政策提言でもあったのかなと受けとめさせていただいております。改めて内容を確認させていただきましたけれども、今すぐこの住宅に困るということではないという話であります。ただ、これを将来的に考えたときに、やはり今の住宅もかなり古くなっているということと、古い住宅を手を入れるのであれば、あわせてもし遊休施設等があればその活用なども含めてぜひ検討いただきたいという内容でありましたので、ここは一市一JAの強みを生かしながら、今後ともJAとしっかりと協議をしながら、どのような形が望ましいのか検討、研究を続けさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 地域の協力なくして進まないものであるということについては十分了解いたします。やはり智恵文地区においての中国人、外国人技能実習生の方の受け入れについては、ここ数年ということではなく、かなり年数をかけていろんな取り組みをしてきていただいていると思います。かつて私も智恵文小学校で勤務させていただいておりましたときに、中国人技能実習生

の方が学校にギョーザのつくり方や中国文化について話しに来てくださったこともあって、それは技能実習生の受け入れということではありませんけれども、地域のつながり、それからそこから派生する子供たちへの大きな影響力というものについてもいい意味での影響を受けさせていただいたことがありますので、ぜひ一朝一夕に進むことではありませんけれども、宿泊施設についても御検討を加えていただきたいというふうに要望して、お願いしたいと思っております。

それから、農福連携についてでありますけれども、ことし2月に研修が持たれたということでありました。一昨年になると思いますが、農水省からも来ていただいて、連携にかかわるところの機運ですとか、それから相互理解が進むような取り組みについても研修会、シンポジウムが持たれています。加藤市長にもシンポジストで御出席していただいて、貴重な御提言もいただいているところも一緒に参加させていただいておりますが、その機会についてはやはりもっと回数があってもいいのではないかとこのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 白田経済部長。

○経済部長(白田 進君) 農福連携の取り組みについて、山崎議員が今言われたように、そういったセミナーの場については民間のほうが先んじて実施をしていただいたというのがありました。先ほど紹介いただいた農水の方が来ていただいたのもありましたし、JAが主催をしながら取り組んだのもありました。さらには、昨年については、ことしになりますけれども、それは市のほうで主導しながら取り組みをさせていただいたということでもあります。

今後ともこういった取り組みについては当然続けていかなければいけないという認識は持っておりますけれども、もう一方で広く周知をするという部分と、さらにもう少し突っ込んだところの議論というか、周知の取り組みも必要なのではないかと

なというふうに思っています。現状の事業所の通っている方の人数ですとか状況を考えると、数的に多く膨らむのかということ、そこには少し限界があるのかなという受けとめをしていますけれども、実際に使っている方から聞きますとやはりまだ不安があるのだというところなどもありますので、そういった意味では質的に向上させるですとか、あるいはことしはちょっとわかりませんが、去年は市外のところに働きに出していたというのがありますので、そういった意味でのミスマッチみたいなものはないか、そういったところもさらに調査をして、具体的などという声があるのか、それはどうすれば改善できるか、少し一歩踏み込んだ調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 白田部長おっしゃるとおりであると思っております。広く周知をして、広く市民が理解をするということとともに、農業分野の方、それから福祉分野の方、それぞれが自分の抱えている課題について共有するというのも大変重要でありますので、その部分で突っ込んだ対応がということに言葉が使われているのだというふうに思います。何力所かの事業所、それから何件かの農家の方に直接お話を伺いましたところ、まさしく今白田部長からお話があった内容のことが具体的に出てきました。それについてどうするかということの対応を取りまとめていくといいですか、間に入るのはやはりJAさんだったりということはあると思いますが、その機運をつくっていくというまちの行政としての役割があるかと思っておりますので、その部分についてはぜひ回数を重ねていただく中でマッチングがうまくできるような取り計らいをお願いしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それから、大項目3で質問させていただきましたスポーツを核としたまちづくりについてであります。まさしく今活発に動いていただいております。

ますNスポーツコミッション、一昨日もセミナーがあって参加させていただきまして、一番小さい年齢の参加者、小学校1年生だったと思います。それから、70歳代の方もいらっしゃったのではないかと思います、そういう幅広い対象者に対していろいろなメニューを提供していただいているということについては、本当にこの後の動きが楽しみになってきているところではありますが、本日の新聞の中で本市の特別参与スポーツアドバイザーを務めていただきました阿部雅司さんが軸足を札幌市に移されるということが発表になりました。これは、記事の中身を読みますと今までの名寄の取り組みがなくなるわけではないと、継続していくということを条件に決めたというふうに話して下さっておりますので、少し安心もしているところではありますけれども、やはりちょっと不安を持つ方もいらっしゃるのではないかと。一番不安に思っているのはジュニアアスリート、直接指導を受けていた子供たちではないかと思っておりますが、この点について今後の見通し、大きくは話せないと思っておりますが、今わかっている段階での見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今阿部雅司さんのことについて質問いただきました。まず、ここはぜひ議員の皆様方にも市民の皆様方にお伝えいただきたいというふうに思うのが阿部さん本人の思いというのを正確に我々も伝えたいというふうに思っておりますので、阿部さんはメダリストとして会社員になって、その後名寄での活躍を今回評価されてということで、ゆかりもない名寄でこんなに大事にしてもらって、名寄に対して本当に感謝の気持ちが非常に強いです。そこはぜひとも我々も市民の皆様方にお伝えしたいというところと、阿部さんが2030の札幌冬季五輪パラリンピック招致の活動に今までもそこには自分も注力したいという思いがあって、今回たまたま札幌からお声かけをいただいたといったときに、名寄

での活動を条件に、活動継続を条件に協力させていただけるのだったらということで今回は調整をさせていただいたというところですので、記事等に記載されておりましたけれども、引き続き名寄では同じような活動をしていただけるということがあります。それから、Nスポーツコミッションの関係についても、現状アドバイザーとして入っていただいておりますが、新年度以降も引き続きNスポーツコミッションではアドバイザーということで力を発揮していただくということになっております。

ジュニアの強化につきましては、それは阿部さんもそこについてはしっかりと顔を出して、ジュニアの強化には携わっていくという思いを伝えていただいておりますので、新年度以降も、阿部さんはジュニア指導には直接かかわっていくことになると思います。それプラス阿部さんとお話をさせていただいたときには、ナイトラン、雅司ナイトランありますけれども、そういった市民レベルの交流の中で評価されている部分もあって、阿部さんのようなそういったかかわった市民の皆さん方を悲しませたくないという思いがあって今回条件をつけたわけですが、ナイトランの水曜日、これもぜひ顔を出して、一緒に走る機会をどんどんふやしたいというふうに申ししておりましたので、あわせてお伝えをさせていただければと思います。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 阿部雅司さんは、単にゴールドメダリストというだけではなくて、本当に幼少期からのスポーツ経験と人間性のすばらしい方ですので、これはNスポーツコミッションアドバイザーということですが、やはりシンボリックな方ではないかと思っております。特にジュニアの選手にしてみれば、すぐ身近なところに自分の目指すべき姿があるということで、本当に大きな力強い存在でいてくださったという

ふうに思っています。であるからゆえに、あえてお尋ねしたいところがあるのですが、それはやはりどうしても時間的に制約されてくることはいたし方ないのかなというふうに思っている中で、ジュニアアスリートの育成、スポーツアカデミーも開催というふうに伺っております。具体的にどんな計画をお持ちでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 新年度の事業ということで、Nスポーツコミッションの中で議論をさせていただいておりますけれども、名寄で来年以降展開していきたいというふうに準備を進めているのは、種目に関係なく希望する子供たちを集めて、いろいろな訓練、トレーニングを用意しながら、身体的な能力を向上させていくというような塾のようなものを展開していきたいというふうに考えておまして、そこには阿部雅司さんも当然絡んで活動していただくと。

あと、時間的なお話もありましたけれども、わかりやすく日数で考えると隔週で3日、月に6日程度を名寄にお越しいただきながら活動をいただけるような今考えているということで、例えばあとイベント等が入ったときには、そこには引き続きその3日とかということではなくて、必要な期間については名寄にいていただけるといような形で活動を担っていくのかなというふうに今考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 具体的な日数もお知らせいただきました。

多職種でということもあります。やはりこれはNスポーツコミッションのほうでいろいろな部分の競技団体との連携ということも考えていかないと、でき上がってこないのかなというふうに思っております。既に子供たちにはこのスポーツアカデミーのチラシが渡されておりますので、それでもうでき上がっている中身なのかなと思って質問させていただきましたが、その連携の部分につい

て、小項目1の質問でもある行政とNスポーツコミッションの連携、さらに他の競技団体との連携、その部分についての連携を今お話しできる範囲で結構ですが、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今回取り組むものについては、種目という概念が余りなくて、個々の子供たちの運動能力を向上させるということが目的で取り組ませていただきますので、各種目の団体との連携というのはそんなに今意識はしておりません。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それでは、あえてお尋ねします。Nスポーツコミッション、3年後、自走化するということを目標に掲げておられます。3年後の自走化の目指す姿、あるべき姿をどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、自走化の実現させるために何が必要かというのは、やはり必要な財源が確保できる団体でなければならないというふうに考えております。この財源については、いろいろな形があるのだと思いますけれども、例えば観光業などの資格を取得して、旅行商品を販売して収益を上げていくというような方法も考えられますし、スポーツ施設などの施設管理を担っていくというような方法もいろいろ考えられるのだと思います。

将来展望ということでもありますけれども、コンセプトということであれば、Nスポーツコミッションのコンセプトですが、世界に誇れる雪、自然環境、冬季スポーツ施設を活用し、スポーツを通

じた地域づくりで官民さまざまな団体等で相互に関与、連携し、事業を推進していくことで名寄市の活性化を実現していく、これがみんなで考えたコンセプトでございます。それを踏まえて、先ほども答弁させていただきました3つのビジョンということで、ビジョンを3つ掲げております。ちょっと議員の質問の言葉をおかりして大変恐縮ですけれども、今現在のメンバーでワンチームになって、しっかりと取り組みを推進していくということですが、このワンチームが少しずつ仲間をふやして、大きくなっていけるように努力していかなければならないというふうにも考えております。そのためには情報発信、こちら也非常に重要になってくると思っております、現在情報発信を担当していただく職員も抱えながら、SNS等いろいろなツールを活用しながら、今現在情報発信に努めているところでございます。

あと、Nスポーツコミッションの役割というのが先ほど申し上げましたコンセプト、ビジョンを据えた取り組みを続けて、やはり体を動かす市民の皆さんのきっかけづくりをしっかりとつくっていかなければならないというふうに考えておまして、最終的には前回の定例会でも私申し上げたかもしれませんが、体を動かすことが名寄市民にとって空気のような存在になってくれるような取り組みをしっかりと続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) この後の自走化に向けた取り組みの姿についてお話しいただいたというふうに思っています。やはり自走化をするときにどうしても財源確保のところがかぎになってくるかなというふうに思っておりますし、行政の担当課がかかわることで安定する反面、行政の担当者いつまでも頼って、そこから自走化といえますか、独自に事業を推進することが難しいという例もたくさん見てきているわけがあります。

その中で、ことし会派の視察として金沢市の文化スポーツコミッションのほうに視察に出させていただいたのでありますけれども、やはりスポーツだけで財源確保ということについて難しいところがあるので、観光と一体化してということですか、大会誘致にしても来ていただく方に、例えば名寄市は農業の盛んなおいしい農作物がふんだんととれる土地でありますので、農業体験を通して農業と観光、そことつないでいただくとか、そういうことについても逆に金沢市の方から提言もいただいて帰ってきているところでもありますので、ぜひ具体的なところを1つずつ進めていっていただきたいなというふうに思っています。

もう一つ、ワンチームという言葉にこだわるわけではありませんが、尋ねさせていただきたいのですが、去年のこの4定のときに北海道で進められるスポーツコンソーシアム事業で医科学サポートの話をお聞きさせていただきました。そのときに栄養、それから医学的なサポート、子供たちの、特に中学生、高校生の身体的な機能の面から検証をして、スポーツのよりよい環境づくり、それから競技力向上につながるというところでの質問をさせていただきました、名寄版に取り組むというお話をいただいていたところではありますが、Nスポーツコミッションの取り組みの中も含めて、そういう計画についてはいかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) スポーツ医科学という観点で考えると、これからはジュニアアスリートの血液検査であるとか体の分析という部分では、今後も病院と連携して、継続して続けていくというような今考えでおります。

あと、大学については、Nスポーツコミッションの委員に大学の先生も入っていただいておりますので、どういった部分で大学がかかわりを持っていたのかという学内の調整も含めて今相談はさせていただいているところですので、ちょっと大学の部分については具体的な話は今でき

ませんけれども、病院との連携についてはそういった血液検査等でのまずはつながりを持ちながら連携していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 単にジュニアアスリート育成だけを求めての質問ではもちろんありませんので、これが子供たちの将来につながる、名寄市のまちづくりの将来につながるということについては、特に今後も見させていただきたいと思っておりますし、お願いもしたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

名寄市の今後について外1件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目2点についてお尋ねをしております。

1つ目、名寄市の今後について伺います。ことしは、振興公社不正資金調達、社協介護事業所介護報酬不正受給、王子マテリア工場集約化、これからの名寄市にかかわる大きな出来事が相次いだところでもあります。名寄市総合計画（第2次）中期実施計画の見直しがされ、示されましたけれども、重点プロジェクト事業として取り組んでいる3本柱にも大きな影響を及ぼすのではないかと危惧される場所でもあります。市内外からは、名寄はどうなってしまうの、名寄は大丈夫などの不安の声が数多く寄せられている場所でもあります。市長任期も折り返しとなるこの時期、これからのまちづくりについて、どのようなまちづくりを目指したいのか明確に示すことが求められるのではありませんか。事案に対する詳細な報告とともに、今後名寄市が向かうべき方向をはっきりと示すべきではないでしょうか。

市の財政に大きな影響を及ぼすであろう振興公社の問題では、過去に生薬公社問題があり、歴史に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。福祉の土台が揺るぎかねない社協問題では、法令遵守、そして高齢者施策の推進が求められています。地

域経済に多大な影響をもたらすであろう王子マテリア工場集約化問題では、人口減少は購買力の低下にもつながります。自衛隊や大学があるだけで大丈夫なのか、こんな声もある場所でもあります。

そこで、1点目、冬季スポーツの取り組みにかかわって伺います。冬季スポーツの拠点となるピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェ、健康の森などを運営管理する株式会社名寄振興公社のあり方については、特別委員会により審議が進められていますので、そこに委ねたいと思っておりますが、冬季スポーツの取り組みを中断させないとして、専門家を迎え取り組みが進められています。地域住民の満足度アップの取り組みが求められる場所でもあります。市のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

小項目の2点目、福祉の充実したまちづくりにかかわって伺います。子育て世代包括支援センター、障がい者支援のための基幹相談支援センター、高齢者包括支援センターなど、今定例会でもそれぞれ具体的な提案がされていますけれども、それぞれの支援が連携されることが求められる場所でもあります。特に高齢者施策の推進を求めるものではありますが、ケアプランの作成の有料化は見送りとなりましたけれども、負担増など介護保険制度の見直しも進められようとしています。こうした中で、名寄市の福祉の充実をどう進めていかれるのか伺います。

小項目の3点目、地域経済の維持、活性化にかかわって伺います。農業も含めてまち全体の経済状況の把握、基幹産業である農業はもちろんのこと、市内経済の活性化の維持に欠かせない市内企業の位置づけについて関係機関とのさらなる綿密な連携が必要と考えますが、行政のイニシアチブが必要ではないでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

大項目2点目、名寄市史編さんについて伺います。歴史に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。生薬公社問題によく似ているとの指摘を受けて、

名寄市史を学んでまいりました。支配人が1人で行った、チェック体制が不十分であった、詳細に記載されているところでもあります。旧風連町との合併時にかかわっておられた方々、前回の市史編さんにかかわってこられた方々も記憶に残っているうちに、関係者の皆さんが健在でいらっしゃるこの時期に編さんが必要と考えます。そこで、前回編さんから30年、開基120年を迎え、平成の合併史となるであろう名寄市史編さんの考えについてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 川村議員からは、令和元年最後の一般質問で大項目2点にわたり御質問いただきました。大項目1、小項目1については私から、小項目2については健康福祉部長から、小項目3については産業振興室長から、大項目2については総務部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

大項目1、名寄市の今後について、小項目1、冬季スポーツの取り組みにかかわって申し上げます。議員御指摘のとおり、本年はいろいろな問題が浮き彫りとなり、市民の皆様にも多大な御迷惑、御心配をおかけし、大変申しわけなく思っております。現在公社が管理する施設は、冬季スポーツの推進に大変重要なものとなっております。ジャンプ台などは既に大会が行われ、事前合宿も合わせると大きな経済効果が伴う施策となっており、地域住民の理解も必要であると考えております。本年3月に設立された官民連携組織であるNスポーツコミッションの役割もさらに大きくなると考えており、地方創生推進交付金の認定も受けたことから、来年度に向けても多くの市民に参画いただけるような施策展開とスポーツによるまちづくりの機運づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川 勇人君) 私からは、大項目1、小項目2の福祉の充実したまちづくりにかかわってについてお答えいたします。

名寄市の福祉の充実に向けては、現在名寄市子育て世代包括支援センター事業を来年3月から開始するため準備を進めております。また、名寄市基幹相談支援センター設置に向け、設置条例を議会に提案し、審議をいただいているところであります。

健康福祉部が所管する主なセンター及び事業の役割ですが、子育て世代包括支援センター事業については、現在保健センターで実施している母子保健事業を基盤に、子育ての総合窓口としての機能を持たせ、子育て応援プランを作成していく予定であります。また、こども未来課などで行う子育て支援センターやこども発達支援センター、子ども家庭総合支援拠点事業などと連携をすることで妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ることを目的に、来年3月から実施に向け準備を進めているところであります。

基幹相談支援センター事業については、障がい者の総合的な相談や支援を行う事業として、平成28年度より実施してきております。幼児期から高齢期にわたるまでの年齢を問わず、また身体、知的、精神の障がいのある方などが生まれ育ったこの地域で安心して暮らしていけるよう、関係する障がい者施設などと連携し、支援を進めてきております。来年4月からは、今後の広域的な相談支援体制を見据え、総合相談拠点としての機能と障がい者福祉サービスのさらなる充実に向け、進めてまいりたいと考えております。

地域包括支援センターについては、高齢者が可能な限り住みなれたこの地域で自立した生活を営むことができるよう、地域住民の保健医療福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなど、専門職を配置して総合的に行ってきております。また、日常生活や虐待などに関するさまざまな相談

に対しては、関係する部署や機関、弁護士などと連携しながら対応しております。

ただいま説明いたしました各センターを初め各施設などではそれぞれ対象者や事業に違いはありますが、市民が健康で安心して暮らしていくためには情報の共有、一体的な対応などの取り組みが重要であります。そのために民間事業者や関係する機関などと連携しながら、市民への支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、推進していくことが本市が目指す目標であります。名寄市総合計画（第2次）で目標としている住みなれた地域で子供、高齢者、障がい者など全ての市民が互いに支え合いながら自分らしく生きるための自立と共生の地域社会づくりや、市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるよう保健、医療、福祉の連携とみんなに優しい福祉のまちづくりの達成に向け、今後も邁進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目1の小項目の3、地域経済の維持、活性化にかかわってについて申し上げます。

王子マテリア名寄工場生産品集約に関して緊急対策本部と北海道が連携して実施した緊急調査の結果が同工場との取引等の金額において上川管内で約27億円に上るということは、これまでもお話があったところでございます。本市全体の経済状況に関しては、名寄商工会議所が四半期ごとに実施している景気景況調査報告によりますと、直近の調査が本年7月から9月の実績と10月から12月の見通しの中で、これは王子マテリア名寄工場生産品集約の発表前の調査とはなりますが、全業種平均DIでマイナス17.9ポイント、前回調査比1.3ポイント減少し、北海道の景気と比較しても今期で6.9ポイント悪く、見通しでも23.7ポイント悪い見込みとなっております。

こうした厳しい状況の中、市全体の経済を維持、

発展させるため、基幹産業である農業においては総合計画や農業農村振興計画に基づき、今後は作業の効率化に向けてICTなどの新たな技術の導入や酪農における分業化を図る哺育育成センターについてJAでの検討が進められており、行政としても支援に取り組むこととしております。

商工業に関しては、本市では今後行政、商工団体、民間のそれぞれが責務と役割を果たしながら、本市における商工業振興に係る基本的な理念や役割などを定める基本計画の検討を進めることとしておりまして、その中で喫緊の課題である人材の確保のための方策を初め、事業承継や創業支援、人材育成を含め、時代のニーズに合った支援制度の見直しに向けて関係機関、団体及び事業者などと連携をして取り組んでまいります。

さらに、市外からの活力による本市経済の活性化という面で移住、または交流関係人口の創出や拡大が図られるよう移住施策の取り組みも進めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、名寄市史の編さんについて、小項目1の名寄市史編さんの考え方についてお答えいたします。

市史や町史などの自治体史と呼ばれる刊行物は、私たちが住む市町村の歴史や文化、自然環境等をまとめた書物であり、私たちが住む土地の成り立ちや祖先たちの歩みを記した貴重な資料であると同時に、後世へ伝え続けていく大切な財産でもあります。

旧名寄市におきましては、平成12年から平成14年にかけて3冊組の新名寄市史を、旧風連町におきましては平成11年に風連町史第2巻をどちらも開拓100年事業の一環として発刊しております。これらの編さん作業における期間は、新名寄市史が平成4年から平成11年までの8年間、風連町史第2巻が平成5年から平成11年までの7年間と長い年月をかけて作成しております。ど

ちらも発刊から20年以上が経過し、この間名寄市と風連町の合併という大きな歴史の動きもあった中、これらの関係者の記憶が残っているうちに旧名寄市、旧風連町合併後の新名寄市の平成の歩みをまとめ、検証し、将来につなげていくことは大変重要な事業であると認識しているところです。編さん作業を始めてから完成まで数年かかることを考慮いたしますと、今後早い時期に準備を始める必要があると考えており、予算や人員配置等について内部協議を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問とさせていただきます。

まず、名寄市の今後についての冬季スポーツの取り組みにかかわってであります。今定例会では随分この冬季スポーツのことが取り上げられ、それぞれ私の前の山崎議員のところからもNスポーツ等々取り上げられていましたので、中身については十分理解をしているところでありますが、先ほどもお話ししましたようにやはり市民の皆さん方の満足度アップ、これが私は必要ではないかなというふうに思っています。よく例として言われることなのですけれども、ピヤシリシャンツェジャンプ台、ハイクラスで、市民が使いたくても使える状況にない、またジャンパーを目指したいと思っている子供たちであってもなかなか使えなくて下川まで通っている、こういった状況の中で市民の皆さん方にとっては誰のためのジャンプ台かといったような、そんな声もあるところであります。そういったところで、市民の皆さんの満足度を上げるこの取り組みについてどのようにお考えなのか。先ほど市民の理解が必要というふうなお話もあったのですけれども、この満足度を上げる取り組みについて改めてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今特に例としてジャンプ台のほうを出していただきましたけれども、今Nスポーツコミッションのほうで各部会に分かれて、それぞれの分野で検討させていただいております。実は、やはりジャンプ台の活用というのが課題になっておりまして、特に夏の期間の使い方、活用について、あれを財産としてどうにか人を呼び込んだり、市民の皆さんに楽しんでいただいたりというような方策はないかということで、今ここで具体的なところについてはお話しすることはできないのですけれども、そこについてはしっかりと議論は進めているところでございますので、また方向性が固まりましたらぜひ御紹介をさせていただきながらいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 市民の方々からも夏場のジャンプ台の利用については、市街を一望できるそういったところの活用はできないのかどうか、最近札幌のジャンプ台でも駆け上がり、そういったこともやったりしているので、そういった部分で何か活用ができればいいのに、そんな案も示していただいているところであります。

また、先ほど山崎議員のやりとりの中で出ていましたNコミッションのところでも体を動かすことが空気ようになってほしいのだという部長のお話がありましたけれども、そのように本当に子供から高齢者まで楽しめるスポーツ、そしてその施設についてもいろんな人たちが、十分に市民の皆さんが楽しめる、そういったことが必要かなというふうに思っていますので、その取り組みに対して期待をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっともとに戻るのでございますけれども、今このスキーシーズンを迎えて、なかなか雪が降ってきません。市の皆さんもどきどきしながら待っている

ところでありますけれども、スキーシーズンが進まない。この間振興公社の問題でも、市からはうみを出し切るのだというようなことが何度となく口に出てきたかなというふうに思いますが、やはりままならない、自然を相手にしての施設でありますから大変なことだとは思いますが、市民に理解を求め、満足を得、そして市民に理解を求めするためには並々ならない今覚悟が必要であるというふうに思っているのですが、その姿勢を市民に示すことこそが信頼を取り戻すことにつながるかなというふうに思うのですが、この点について一言いただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 改めて、特に公社の問題に関して冬のスポーツの重要な拠点を担っているということで、大変な御心配をおかけしております、おわびを申し上げます。

ある程度特別委員会等でもこれぐらいの今スタートラインに立つための底が見えてはきているとは思ってまして、そこでしっかりとできる手当ではして、再スタートを切りたいというふうに思っていて、そのために今一時的に副市長に社長に就任をしていただいて、まずはいろんなところの体制を今改めて見直して、前に進もうとしているところであります。この間さまざまな方からこの冬のスポーツに関して、あるいはとりわけピヤシリスキー場のポテンシャルの高さに関して、内外から実は今回の事案が起きて幸か不幸かいろんな御提案や御示唆もいただいているところであります、これだけ国内でスポーツ施設が、特に一線級の大会ができる施設がぎゅっとまとまっている地域というのはなかなか日本ではないと。この強みをもう一段生かして、内外から、あるいは海外からたくさんの方を誘客できないかということで今内部でも協議をしているところであります、十分私は可能性があるというふうに思っています。まずはしっかりと体制を整えて、今シ

ーズンしっかり運営していくこと、それと改めてそうした先を見据えた可能性をしっかりと求めていくことも重要だなというふうに思っています。

山崎議員のところでも阿部雅司さんの話が出ましたが、これから世界の中で恐らくまた北海道あるいは札幌が冬のスポーツで脚光を浴びてくる、あるいは牽引をしていくというふうになっていくと思います。その中で、アジアの皆さんにも冬のスポーツが本当に裾野が広がっている事案もありまして、名寄にとっても大きなこれはチャンスだというふうに捉えていまして、しっかりと体制を整えて、将来をポテンシャルを今生かして高めていくことをやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ市民の皆様にも御理解、御協力をいただければと思っています。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 実は、旭川に住んでいらっしゃる方からこんな声をいただいてうれしかったのですが、ことしの夏、ピヤシリ温泉に来られて、とっても自然環境が豊かだったと。その前には1度スキーにも来られたことがあったというふうに言っていて、雪質もいいし、環境もとてもいいということで、ホームページから宿泊予約ができるようになってほしいなど、こんな声を先月いただきました。非常にうれしかったです。市内でも唯一の公衆浴場もなくなっていますので、サンピラー温泉など市民の皆さんの満足度を高めて、また他市町の方々からも喜ばれるようなこんな経営を本当に期待したいと思いますので、ぜひ全力で取り組んでいただくことを心からお願いをするものであります。

もう一点伺います。今、冬季スポーツの拠点となるピヤシリスキー場、サンピラー温泉維持継続のために市の財政の投入が提案されているところでありますが、ちょっと触れましたが、年配の市民の方々から生薬公社の問題が思い出されると。生薬公社のときと同じような状況だと。すごく不安だと、こんな声は何人もの方から寄せられてい

るところであります。改めて新名寄市史読み返させてもらって、生薬公社の問題について学ばせてもらったところではありますが、昭和45年12月10日発足しているのです。それで、4年後の昭和49年の定例議会では経営悪化が伝えられて、公社の再建対策が議論されています。そして、12年たった昭和57年、赤字総額が5億4,574万6,330円になった、こんなふうに記載されていて、平成7年に清算事務を開始したと、こんなふうに記載されていました。やはりこういったことがあるだけに、市民の皆さん方、今市の財源をここに投入することにすごく大きな不安を抱えているのですが、このことに対して市の考えをお聞かせをいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 生薬公社の問題ということで、私も生薬公社の問題については市史を見て勉強させていただきました。生薬公社の問題に関しては、経営の悪化が表面化してから10年を超えるという長い期間、市議会でも議論をなされたようであります。一方で今回の名寄振興公社の問題に関しましては、指導監督検証委員会の外部委員を務めます専門家の目を通しまして、先ほども話にありましたうみを出し切って、組織体制、それから経営体制を刷新しまして、財務状況を改善して再スタートを切るというものでございますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 確かに長期にわたって巨額の市の財源が投入されていたわけです。今回の公社の問題でいえば、早い段階での外部からの専門家の投入等をしながら調査に入られているところでもありますけれども、やはりそのところがなかなか市民の皆さんに伝わり切れていないのかなというふうに思います。その分が不安がますます大きくなっていることだというふうに思っています。ですから、そういったことも一つ一つ、こ

れだけの問題ですから、やはり一つ一つ丁寧にお伝えしていくことが必要なのだというふうに思うのです。何回も何回も言っているのではないかと、議会の中でもあそこで報告し、ここで報告しているのではないかとということがあられるかもしれませんが、そうではないのだと。市民の皆さん聞き逃してしまった、地元紙を読まれていない方もいたりする中で、やはり情報が十分に伝わっていないという部分もあります。突然どうなっていると言われることがあります。ですから、やはり丁寧な説明が必要だというふうに思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議員がおっしゃるとおりであります。数値的な部分なので、非常に専門的な問題もありますし、また今裁判の案件も抱えているので、全てを明らかにするというのはなかなか難しいかもしれませんが、委員会の中でもある程度ここは底だなというのを言わせていただいていますし、そこをある程度埋めていくことでスタートラインに立って、これから前向きな運営がなされていくというふうに我々も確信しておりますので、今回のまちづくり懇談会の中でもそれぞれの会場で丁寧に説明をさせていただいたつもりでありますけれども、それぞれの場面でまた機を捉えていろんな説明をしていきたいと。今回の議会で終わりの案件ではなくなりそうであるので、また改めて来年のうちにいろんな動きがまた出てくるかもしれません。その中でもしっかりと丁寧に市民の皆様、もちろん議会にも説明をし、皆さんの納得感をもって前に進んでいきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 丁寧な説明と、やはりいろんな不安が入りまじっていて、それでどこに本当のといいますか、原因が、問題がどこにあるのかと。いろんなところに尾ひれはひれがついてくるというような、言葉悪いのですけれども、

そんなようなことがありますから、そういうことがこちら側が期待していないようなことに広がらないような、やはりそのことも必要かなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますし、また生薬公社のときのように長く期間が尾を引くようなことのないようにぜひ早急な対応、対策をお願ひしたいと強く求めたいと思います。

では、2つ目の福祉の充実したまちづくりにかかわってお伺いをしたいと思います。今回高齢者の問題、それから障がいを持った方々の問題、子育ての問題等に含めて、やはり私は、3番目にもかかわるのですけれども、福祉を充実したまちづくりが必要だろうというふうに思っています。子供や障がいを持った方、高齢者、皆さんが福祉の必要性を求めている、それが広がっているという状況にあります。それで、1つずつお伺いをしたいというふうに思っています。

今回の社協の介護保険の問題でありますけれども、人材が足りないのではないかと、ケアマネジャーの人数が足りなかったのではないかと、そんな声もあるところでありますが、この点について全体でケアマネジャーの確保について名寄市の現状どうなっているのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 名寄市内のケアマネジャーの状況ということでの御質問であります。

ケアマネジャーにつきましては、平成30年11月末で16名でした。本年11月末では、今20名ということで増加しております。一方で要介護認定者については、若干ですけれども、増加傾向にあるという状況で、数字的にはケアマネジャーは充足されている状況にあるかというふうに思っております。

ただ、これまでもお話ししていますけれども、それぞれ各法人等の中に開設している居宅支援事

業所も多くありますので、ほかの業務との兼務があったり、そういったこともありますので、一概に数字的で充足しているかという状況は言えないわけですが、そういった状況につきましても市としても状況調査を行いながら、必要に応じてはケアマネジャーの換算率という、これは兼務した場合の1人当たりの換算率ですけれども、これについて変更があれば、随時市のほうに提出をいただきながら変更していく、そういったことも各事業所に指導、助言をしながら対応してきている状況にあります。

それと、ケアマネジャーの状況、介護新聞にも先日出ていたのですけれども、今年度の試験が終了した結果ということで、道内の合格率17.7%という状況です。去年は9.1%ということで、さらにこの受験するに当たっては相談業務の経験が5年以上必要ということで、すぐ養成してケアマネジャーの業務につけるという状況ではないということでありまして、資格要件を持っても合格率として17.7%という状況でありますから、そういった面では各法人、各居宅支援事業所に継続的にお願いをしながら、後継者の育成も含めて進めていくことが将来的に安定した介護サービスの提供につながっていくかというふうに思っていますので、そういった面では現在の介護サービス事業者連絡協議会、これは人員確保をメインとした会議でありますけれども、そういったものも含めて民間事業者と連携しながら、人材確保も含めて安定した供給に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ケアマネジャーについては、今のところは足りているというふうに理解をさせていただきます。

それで、行政結果報告書の中で、介護人材確保緊急対策事業、これがあって、A評価ということで継続すべき事業となっているところであります

けれども、ヘルパーさん、介護人材、人材確保についてどのような状況になっているのか。また、この緊急対策事業、継続すべき事業となっていますけれども、今後の対応についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 介護人材対策ということで、平成28年度から事業を開始して、3年間ということで進めてきましたけれども、まだまだ事業の必要性があるということで、本年度からは内容を一部拡充しながら、介護人材就労定着支援事業ということで3年間の事業を実施してきております。実績といたしましては、介護職員の研修受講者への助成では、介護福祉士実務者研修受講費用の助成、これは新たに創設したのですが、本年の申請者は11月末で6件あります。就職支度金の助成では、本年度11月末現在で13名の申請ということで、新たに介護職についてくれたという、そういった支援をしているところであります。

こういった支援をしておりますけれども、なかなかやっぱりどこの事業所もまだ介護人材が充足している状況にはない。定年を過ぎても体動く限り働いてもらう、そういった中で確保をしているという状況が見受けられておりますので、こういった介護人材確保の事業につきましては継続していきたいと思っておりますし、さらに人材確保と定着も含めて、各事業所から新たな要望とかあれば検証しながら、さらに拡充も含めて今後対応を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 資格を取るための支援はされているわけですが、なかなか働き始めて処遇改善が進まないといったところが働く皆さん方にとっては大変で、本当にきつい仕事ですけれども、処遇を考えるとなかなかそこに定着できな

いといったことが大きいのかなというふうに思っています。処遇改善のところでいえば、国への要望もしていかなければならないかというふうに思っているのですが、私たちも党としても行っているところであります。市として処遇改善についてのお考えがあればお聞かせをいただければと思いますか。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 市として直接的に処遇改善に向けての助成というところでは今考えておりませんが、現在も介護報酬の見直しの中で処遇改善加算も新たな制度が10月からスタートしております。ただ、これにつきましては、かなり複雑であったり、一律に全員の方に加算できるという形でもなくて、本当に内容をかなり研究して、しっかり従業員に配分していかなければ、ややもすると賃金差別によって働く意欲が失われると、そういったものも懸念があるというふうに私も考えているところであります。そういった面では、私事業団のほうも担当していますので、いろんな労働組合からの話を聞きながら、この制度を活用しながら処遇改善するために課題をいろいろ出し合って、1つずつ改善に向けて、これによって働く意欲も高まるような、そういった制度にしたいというふうに考えています。

一方で民間事業所がどうなっているかというのはまだ把握できませんので、民間事業所についてもせつかくの処遇改善加算ですから、導入に向けて市としてもアドバイスできる、助言できることがあれば相談に乗りながら、働く人たちのための改善につながるものにしていきたいというふうには考えているところであります。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

今介護従事者の問題取り上げてまいりましたけれども、障がいを持った方々への支援のところで、

私は特に障がいを持った方々が高齢になったときにどうするのかと。ここの支援のところが非常に気にかかっているところでもあります。そういったときに、先日88歳のお母さんが70歳の寝たきりの娘さんを、無理心中だったのではないかというふうに言われていて、こんな事件が発生いたしました。本当に心が痛みますし、何とかこの相談したりなんかして助けることができなかつたのかというふうに思っているところです。待っているだけでは、相談を待っているだけではここに手が届かない。やはり訪問しながら実態を把握をしていくことが必要なのだというふうに思っているところです。こういったときこそケアマネージャーの出番かなというふうに思うのです。高齢者虐待防止法ができて、虐待の発見をして通報した人で一番多いのがやっぱりケアマネージャーさんなのだそうです。毎月お邪魔していますから。毎月お邪魔して、そして様子を見て、何か変化がないか、また介護されている方ばかりではなくて、介護をしている家族の方々の様子を見ながらもチェックをしていくといったようなやっぱり専門性がここに生きるのだなというふうに思っています。そういったところでは、相談窓口のワンストップ対応というのですか、ここに行き着くのかなというふうに思っているのですが、この点についてお考えお聞かせください。

○議長（東 千春議員） 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長（小川勇人君） 子供から高齢者まで、障がいも含めてさまざまな課題を一つの相談窓口で対応できるというシステムだというふうに思っていますけれども、庁舎的にハード的な面でいけば、例えば保健センターであったり含めて、いろんなセンターがこの庁舎に入って対応できるという状況にはないのは事実であります。そういった面では、先ほども申し上げたのは子供については今事業開始します子育て世代包括支援センターであったり、子ども家庭総合支援拠点事業であったり、そして障がい者については今審議をい

ただいております基幹相談支援センターであったり、高齢者については地域包括支援センターということで、それぞれのセンターごとにいろんな事業所を含めた関係機関との連携した情報共有なり、対応というのはかなり進んで、できてきておりますし、これからもより一層の連携を密にとるような体制づくりというのは求められてきているというふうに思っております。

その中で、さっき言った例えば子供、障がい者、高齢のそのセンターが今度は融合的にいかにつけてやっていくというところでは、先ほど申し上げましたけれども、包括的なケアシステムというちょっと言い方をしますけれども、総合的な対応をどういうふうにしていくか、連携をしながら情報共有をどうするかというところを今後さらに充実していかなければならないというふうに思っております。相談窓口につきましては、ある面保健センターがあったり、子育て支援センターがあったり、役所があったり、そういった広域的にあるというのもいい面があるかというふうに思います。身近なところにそういった窓口があって相談できる。保健センターだからといって高齢者、障がい者の相談ができないということではなくて、それは市の受ける側として入り口の相談はきちんと受けて、その相談を専門職のところにつなぐという、そこをしっかりとっていけば、公共施設のいろんなところでの相談窓口が開設できるというふうに思っていますので、1カ所に来てくださいというよりもある面ではそういった身近なところに行って相談して、そして情報を得て、私たちが足を運んで自宅に訪問しながら、いろんな話を聞きながら対応していく、そういったシステムをこれからより充実させて作り上げていきたいなというふうに今考えているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今部長がおっしゃったようにどこかの役所の関係、保健センターなり、

どこでも行って、こういうことで御相談したいといったときに、そこからつなげてもらえると、そういったシステムを本当に早くつくっていただくことを期待したいところでもありますけれども、ただ多くの市民の皆さんにとっては、私の場合どこに行っても相談したらいいのというのがもう開口一番です。私は、足が不自由になったのだけれども、どこに行っても相談すればいいの、そういったことになっていますので、ここのところの市民周知が本当に必要になってくるかなというふうに思っています。

私いつも思うのですが、こんにちは赤ちゃん事業のように全てのところに訪問しています。そのときにいろいろお話をし、その状況もつかみ、お母さん方にとっては情報をそこにお届けして、それを生かして次につなげていくと。先ほどもちょっと言いましたけれども、待っているだけではなくて、訪問することが必要なのだなというふうに思っています。ですから、今回なかなか毎月訪問しなければならなかったところが行けなかったというところでは、本当に残念なことだったなというふうに思っているわけです。

それで、そのことにちょっと触れさせていただきたいと思います。実は、名寄のこの社協の介護事業所の問題が道議会でも、11月7日の道議会少子・高齢社会対策特別委員会がこの問題が取り上げられていました。お二人が質問しています。自民党の村田議員、日本共産党の真下紀子議員が質問しているところですが、予防策と道側からの答弁なのですけれども、事業者を指導監督する立場の市町村がサービス提供や介護報酬請求について不正等を認定していない場合においても、何らかの情報を得た場合は、得た場合はださうです、速やかに市町村に指導に入るなどして、利用者に不利益が生じないよう改善について指導する。そして、最後には今回の事業の発生原因等について十分な調査や分析を行った上で、国とも指導内容を協議しながら、名寄市に対して再発防止に向

けて適切な指導を行ってまいりますという道側の答弁でありました。今道からも入っているいろいろな調査をして、原因を突きとめているところだというふうに思うのですが、道や国からの指導を待つばかりではなくて、やっぱり独自の再発防止に向けた取り組み、これを明らかにすることも必要ではないかというふうに思っているのですが、時期がまだ早いと思っていられるのかどうなのかわかりませんが、その点について今のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今回の件につきましては、これまでも議員協議会等々で説明をさせていただいておりますけれども、市としては今議員からありましたようにそういった事案が確認できた時点では実地指導だったり、監査に入るべきところを現況調査ということで対応して、その後の指導もしながら、ケアマネ業務の改善については速やかにやるような体制づくりというのとは違って、利用者に対しては提供を滞ったり、そういったことがないように対策というのとは違ってきているところであります。そういった面では、居宅支援事業所についても、先ほど言いましたけれども、兼務の状況での換算率の見直しだったり、職員の配置であったり、そういった部分も含めて改善も含めながら今日まで及んでいるという状況で、従前のそういった状況を速やかに改善をしながら対応しているという状況であります。これまでもその事案に対して何もなかったということではなくて、速やかな対応はしてきていると。ただ、これまでも言っていますように市として法的な対応をしなかったというところでは十分反省をしながら、それについては道からも改めて指導が来るかというふうに思いますけれども、それに対してはまた市としても襟を正しながら対応していきたいというふうに考えていますけれども、これまでも報告していますとおり、介護サービスについては速やかな改善も含めて速やかな対応をしてきて

いるということだけは御理解をいただければというふうに思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） あと、子育て支援のところなのですが、時間の都合もあります。今子供の貧困の問題が言われていて、7人に1人が貧困状態、こんな状況があります。この貧困の状態を続けることが虐待へつながっていくのではないかとということで多くの研究者から指摘をされているところでもありますので、経済的支援が必要であるといったところは、また次の議会のときに取り上げさせていただきたいということで飛ばさせていただきたいと思います。

最後の地域経済の維持、活性化にかかわってありますが、基本計画等もしながら、関係機関と綿密に連携をとっていくというようなお話が必ずや御答弁で出てくるところでありますが、なかなか具体的に伝わってこないといったところがあるかなというふうに思います。それが今回の王子マテリア工場集約化問題のところにつながったのではないかと、そんな危惧さえしているところであります。やはり人口減少も含めて非常に重い課題、これはもうずっと皆さん方質問されている中でこのように言われているところであります。地域経済への影響ははかり知れないだろうというふうに思っています。

私は、少子高齢化が言われて久しい中でありますが、企業誘致もだんだん厳しくなっているだろうというふうに思っています。ですから、今こそケアの未来を開く名寄市立大学を持つ名寄市として、福祉の充実を目指したまちづくりが必要ではないかというふうに考えているのですが、市長、どうでしょうか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 王子マテリアの問題に端を発して、さまざまな御意見をこの間も頂戴をしています。まずは今署名運動して、この影響の大

きさをしっかりと伝えて、何回も言いますけれども、影響を最小限に食いとめるということをまずやっていかなければならないというふうに思います。一方でこの業態そのものが内陸立地というところに合わなくなってきたということも、それは当然なのかもしれません。その中で、名寄市の持っているいろんな資源や環境や立ちどころというのを大局的に俯瞰して見て、あるいは今の社会の流れとかも客観的に分析をしながら、名寄市がこれから果たしていく役割というものをしっかりと認識をした上で、どういった新しいものを生み出していくのか、あるいは新しい産業立地をしていくということも含めて考えていかなければならない。その中で、もちろん福祉という切り口もあるでしょう。あるいは、農業という切り口もあるでしょう。さまざまな御提言もいただいておりますので、今のところそれぞれを全て否定するものではなくて、いろんな可能性をこの機会に膨らましていって、それぞれできることをしっかりとやっていきたいというふうに考えております。今具体的にこうだということとはなかなか言えないというのはぜひ御承知をいただきながら、しかしあらゆる可能性を追求して、前向きに物事を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今取り組みや、また調査が進められている最中でありますから、そういうふうに具体的にきっぱりとというのは十分理解をしているところでありますけれども、早目に市民の皆さんに姿勢をしっかりと示していただきたいなというふうに思っております。

それでは、最後の名寄市史の編さんについて再度お尋ねをしたいと思います。先ほど部長からも早い時期に計画、予算等検討していきたいというふうにおっしゃっていましたが。私の前に山崎議員も言っていましたけれども、地域として歴史を育むと。そして、史実として子供たちが学ぶチャン

スとして、そういう資料としてつくっていくことが本当に必要だなというふうに思っています。何回も言いますが、こういった大きな事案が発生したときだからこそ、歴史に学ぶことが本当に重要ではないかなというふうに思っているのですが、早い時期にということでした。きょう、あすということにはならないでしょうが、どの辺の時期なのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 昨年の第4定、総合計画のときでしたか、川村議員のほうから御質問いただいて、そのときには副市長のほうからそう遠からず作業はするという回答あったというふうに思いまして、今回私どもは早い時期にということをお話をさせていただきましたので、新年度予算に向けて機構なり、予算なりは内部で協議させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 川村議員。

○10番(川村幸栄議員) 早い時期に期待をしたいと思っています。

市史の編さんに取りかかるということは、これからの名寄市にとっても大きな財産になるだけでなく、道しるべになることと私は確信をしています。いろんな意味で歴史に学んでいく、こういった事案が発生したから、そこだけ学ぶのではなくて、いろんなところでやはり振り返りながら、この合併の十数年を振り返りながら、その合併のときにどうであったのか、名寄市と風連町がどういった議論をして合併してきたのか、この歴史をみんなで振り返るそのときだなというふうに思っています。そのときをよく詳しくわかっている皆さん方が健在でいらっしゃるそのときに早目に取り組んで、形にしていくことが必要ではないかというふうに思います。前回のときには七、八年かかったというふうなお話でありましたけれども、専門家にお聞きしますと5年はかからないのではないかというお話もありましたので、ぜひ早急に

取り組んでいただくことを重ねてお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 三 浦 勝 秀

令和元年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和元年12月20日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）（名寄振興公社のあり方に関する特別委員長報告）
- 日程第3 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて
議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて
- 日程第4 議案第26号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
意見書案第2号 地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書
- 日程第6 決議案第1号 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める決議
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 委員の派遣報告について

- 日程第4 議案第26号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書
意見書案第2号 地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書
- 日程第6 決議案第1号 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める決議
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 委員の派遣報告について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐藤	靖	議員	
	1番	富岡	達彦	議員	
	2番	倉澤	宏	議員	
	3番	山崎	真由美	議員	
	4番	佐久間	誠	議員	
	5番	三浦	勝秀	議員	
	6番	今村	芳彦	議員	
	7番	五十嵐	千絵	議員	
	8番	遠藤	隆男	議員	
	9番	清水	一夫	議員	
	10番	川村	幸栄	議員	
	12番	高野	美枝子	議員	
	13番	高橋	伸典	議員	
	14番	塩田	昌彦	議員	
	15番	東川	孝義	議員	
	16番	山田	典幸	議員	

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）（名寄振興公社のあり方に関する特別委員長報告）
- 日程第3 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて
議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて

17番 黒井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	久保	敏
書記	渡辺	敏史
書記	開発	恵美
書記	加藤	諒

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	橋本	正道	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	中村	勝己	君
総合政策部長	石橋	毅	君
市民部長	宮本	和代	君
健康福祉部長	小川	勇人	君
経済部長	白田	進	君
建設水道部長	天野	信二	君
教育部長	河合	信二	君
市立総合病院事務部長	岡村	弘重	君
市立大学事務局長	渡辺	博史	君
こども・高齢者支援室長	廣嶋	淳一	君
産業振興室長	田畑	次郎	君
上下水道室長	鈴木	康寛	君
会計室長	末吉	ひとみ	君
監査委員	鹿野	裕二	君

○議長（東 千春議員） 本日の会議に17番、黒井徹議員からおくれる旨の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

6番 今 村 芳 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

名寄振興公社のあり方に関する特別委員会、東川孝義委員長。

○名寄振興公社のあり方に関する特別委員長（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、令和元年第4回定例会議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）について、令和元年9月27日に設置されました名寄振興公社のあり方に関する特別委員会に付託されましたので、審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、令和元年11月28日、12月6日、12月9日、12月12日、12月16日の5回にわたり担当職員の出席を求め、令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）の内容について慎重に審査を行いました。

11月28日の委員会では、付託されました議案第25号の審査として、株式会社名寄振興公社経営改善計画、それに基づく収支計画についての説明を受けました。冒頭の説明で第3回定例会に

提出した経営改善計画は、専門家による検証を受けておらず、緻密さに欠けていた部分がありましたが、経営改善計画作成に当たり株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会の外部委員による専門的見地からの検証結果を踏まえ、第三セクターを指導、監督する立場である市として新たな計画であるとの説明を受けました。

具体的には経営改善方策の1点目として、組織体制、経営体制の刷新で代表取締役社長の交代、指導・監督・検証委員会の設置、市職員の公社への派遣、公社における人材確保について、2点目としてコンプライアンス、ガバナンス面の検証、3点目として経営面、会計面の検証により損益収支計画では過年度財務数値にストレス90%を掛けたバッドシナリオ、過年度財務数値ベース100%をグッドシナリオとして、バッドシナリオを覚悟しながらもグッドシナリオを目指すとの説明を受けました。

また、支援策の検討では、第三セクターへの公的支援の考え方として、公社が管理運営する施設は市民の憩いの場としての公益性が高い市内唯一の公共温泉を初め、スキー場や健康の森など市民の皆様の憩いや健康増進に不可欠な施設であること、本市の重点プロジェクトである冬季スポーツ拠点化の核となる施設であること、宿泊施設としては市街地から離れた不利地等を総合的に勘案すると公的支援を行うこともやむを得ないとの考え方が示されました。

資金ショート回避と財務状況の改善では、年内の資金不足などへの支援案として、累積赤字による未払い等を解消するために要する資金に加え、今年度末の不足による資金ショートを回避するための補助金5,000万円、財務状況の改善案では貸借対照表の資産性に基づく適正な処理により回収困難な質の悪い資産など、債権、棚卸資産、ソフトウェア、繰り延べ資産を整理することにより今年度末の決算時に見込まれる債務超過を解消するため、引き続き手法は検討するとのことであり

ました。

指定管理料の適正化では、損益収支計画表のバッドシナリオでは今後年間6,000万円程度、グッドシナリオにおいては4,000万円程度の赤字が見込まれているが、公社が管理する施設は公共性、公益性が高いことから、適正な指定管理料について検討しているとのことでありました。

経営改善に向けた原因の究明と責任の追及では、公社の経営を安定化するために必要な支援を行うに当たり、今回の事態を招いた原因の究明と責任の追及は必須であり、今後警察による捜査及び裁判の行方を見据え、弁護士とも相談しながら適時に責任を追求していくと述べられました。

セグメント分析に基づく施設管理について、今後セグメント分析を進めていく中で全ての施設を公社が担うことがふさわしいかについて多角的かつ総合的に検討していき、情報共有と信頼回復では刷新した体制のもと今回の事態のうみを出し切るとともに、公社、市、議会、市民との間で情報共有を図り、信頼回復に努めていくとの説明を受けた後に質疑に入りました。

委員からは、セグメントごとに分けて考えるなら、宿泊部門と温浴施設の収支は切り離すべきではないか、補正予算に関する審査が難しくなるとの質問に対し、公認会計士からは施設ごとの売り上げに対する経費を出すべきと指摘をされている。本部経費を見ておらず、今後そこをしっかりと精査した上で改善策を見出していきたい。今回5,000万円の補正予算が出ているが、その根拠と損益計算書のどこに該当するのかの質問に対し、今期を乗り切る運営資金として入れるもので、債務超過の部分は引き続き検討する。資金計画と財務状況改善の2通りである。スキー場、ジャンプ台にかかわる人材確保で、勤務体制、給与体系の整理、見直しはどのようになったのかの質問に対し、人員として全て確保できたわけではない。ほかの施設との関係で日額報酬、冬場の作業に当たる部分を見直した。男性浴場天井の修理やリフトの稼働

などもっと悪い状況を加味する必要はないのか、また地方公共団体の公的支援のあり方についてどの程度と考えているのかの質問に対し、財務会計の新しいスタート段階で運転資金や特別損失処理など経営にかかわる悪いところを洗い出し、公共性、公益性の高い当該施設を安定させ、運営していくための公的支援である。回収困難なホームページの未納品、東京なよろ会売掛金費用などは諦めるのかとの質問に対して、回収を諦めたわけではない。翌期以降の特別収益、過年度損益修正益で利益経費となる。今回については100%落としたほうがよいとの助言をいただいた。今回提出された損益収支計画表は、9月に出されたものと全く違うものと認識をしてよいのか、受託部門原価も間違っているのか、また計画表で次の指定管理期間で5%増額となっているが、現状の指定管理料は不適正だったのかの質問に対して、今回の損益収支計画表は公認会計士から指摘された事項を加えた。部門別の指定管理料が間違っているわけではなく、本部という考え方が本来あるべきで、そこに係る人件費、消耗品費、役員給与、広告宣伝費などを見るべきとの考え方である。事業の効率化、経費の節減を目指していく中で適正な指定管理料が見えないが、振り分けられているのかの質問に対して、通常の指定管理を受ける業者は本来の本業があって指定管理も請け負っている。全ての施設を公社が担うことがふさわしいかについて総合的に検討することにしており、まずは再建、健全経営を目指し、その先は広い意味での検討が必要である。5,000万円の必要性は理解したが、毎年出てしまう赤字をどのように考えていくのかの質問に対して、使用料、利用料だけでは成り立たない構造であり、公共性、公平性の視点から納得いただける持ち出しなのか、独立採算と置いていたところがそうではなかったなど、新しいスタートで信頼回復に努めたい。人材派遣で令和3年からの経費計上はないが、人材育成をどのように考えているのかの質問に対して、人材派遣は一定

程度の効果が出ている。令和2年度以降振興公社の社員として採用することを考えている。今後の運営で大きな赤字を含めた損失が発生した場合、存続させる前提条件、リスクの線引きを市と公社の間でどのように考えていくのかとの質問に対して、行政の限界もあるが、一方では公社の自助努力も必要である。各施設のセグメント別の収支も見えない状態であり、現段階では明確な回答は難しいとの答弁に対して、市民の方を含め心配しているのは、営業活動も含めて不測の事態があるかもしれないが、リスク回避、行政としての限界についての数字の精査を含め、しっかりと定めていただきたいとの発言があった。年内の資金不足5,000万円と今年度決算時に見込まれる債務超過の差異についての質問に対し、補助金5,000万円を入れても90%のバッドシナリオでは約8,900万円の債務超過となり、収益が確定していない中で計上しておける金額として5,000万円を計上した。債務超過解消については、さらなる検討が必要であるとの説明を受けました。

以上で質疑を打ち切り、振興公社の部門別の売り上げを前年対比で資料を求め、次回の委員会運営に向けて今後さらに議論を深めていくために、株式会社名寄振興公社経営状況等指導・監督・検証委員会の外部委員である弁護士、公認会計士、企画営業部長として業務を担当している方、前支配人に委員会に参考人として来ていただき、意見を求める内容について確認し、終了しました。

12月6日の委員会では、3名の参考人から意見聴取と1名の文書回答での報告を行いました。弁護士には4点の意見を求め、①、現在の主な業務と検証の視点については、主に法務、コンプライアンス、法令遵守の観点で話をしている。経理面では公認会計士が担当しており、会社の再建関係についてのアドバイスはしている。②、株式会社名寄振興公社に対する検証内容とその結果については、日常の現金管理を含めた会計管理の問題点がある。セグメント別に現金管理ができていな

く、財務規定も守られていなかった。③、検証内容を踏まえた株式会社名寄振興公社再生に必要な改善策については、振興公社のモラル面に疑問があること、会計管理のノウハウが全くないことを考えると市職員の派遣は非常に効果的である。また、今まで支配人への権限が広過ぎた。社長の常勤体制をつくるか、それに準じた体制として市からの派遣職員がしっかり管理していけば問題はない。④、市の改善計画及び支援策に対する評価については、現在の支援策は再建策の前段階であり、本格的な再建策は少なくともセグメント別の売り上げと経費が把握でき、どこに問題点があるか把握してからになる。経営状況等指導・監督・検証委員会でしっかりと再建策についてアドバイスをしていくと説明されました。

次に、公認会計士にも4点の意見を求め、①、現在の業務内容と検証の視点については、自治体だけでなく一般事業会社の会計監査も含めてやっているの、会計、財務、経営の観点から問題点はどこにあるのか、課題解決策はどうすべきか、将来に向けての意見を申し上げるのが業務と認識をしている。②、株式会社名寄振興公社に対する検証内容とその結果について、③、検証内容を踏まえた株式会社名寄振興公社再生に必要な改善策については、セグメント別の利益管理ができていないので、11月からセグメント別の利益管理ができるよう指導している。現金管理、現物資産の管理については、経営を脅かすほどにずさんであった。売り上げ管理もずさんで、売り上げと経費が混同してしまう処理を行っており、直ちに改める課題である。経営面の課題として、取締役会で執行者の責任を管理監督しなければならないという責任があるが、有効に機能していなかった。外部の取締役を入れて、ガバナンス、コンプライアンスを専門的に管理監督する必要がある。最大の課題は、会計面でわかっている範囲では令和元年度の決算期では1億円ぐらいの債務超過になると予想している。その対応については、どのタイミ

ングでどのような手法で行うのかさらに検証が必要である。ただし、債権、棚卸資産、ソフトウェア、繰り延べ資産、簿外債務、これらは適正に処理する必要があると考える。④、市の経営改善計画及び支援策に関する評価については、今回の改善計画のバッドシナリオでは現状の90%と、さらに3年たつと5%落ち込むとの見方で、将来のことについては現状は誰にもわからないが、現状ある材料でできるだけ合理的に見積もっており、一番現実的な計画と認識している。

次に、株式会社名寄振興公社企画営業部長には5点の意見を求め、①、これまでの業務経歴については、株式会社マックアースで長野県黒姫ライジングサンホテル再生事業に取り組んだ。現在は、株式会社中西商店にて経営コンサル、教育旅行事業に従事している。中西商店とマックアースの関係だが、我々は旅行事業も行っており、体験プログラムを営業、企画、運営をしている。ただ、ホテルやスキー場は持っていないので、マックアースが経営している施設に優先的に案内して、我々がそこで体験等を提供させていただくという関係を続けている。②、株式会社名寄振興公社のスキー場及びホテル運営に対する評価については、スキー場はスノーボード、アルペンスキーを中心に営業展開をされているが、特性を考えるとターゲットとしては妥当である。ただし、ホームページを含めたインターネットでの宣伝力が弱いのと人件費が高い比率となっている。ホテルは、各種合宿、地元中心の宴会、ビジネスホテルという役割で営業されているが、スキー場と同様にインターネットで宿泊サイトの業者と連携してチャンネルを広げていくことが必要である。③、スキー場及びホテルが有するポテンシャルについては、日本一の雪質を生かして今まで同様アルペンスキーチーム、スノーボードチームへの働きかけ、大会誘致、イベントの開催は可能だと考える。北海道の特性を生かした広い施設、立派な総合病院が近く、まちから少し入れば自然、北海道らしさがある。

また、名寄市立大学、天文台などを活用して専門的なプログラムを開発することで、学校、団体、海外からのお客様を誘致することは不可能ではないと感じている。④、今後のスキー場及びホテル運営に必要な改善策については、経費の削減、それに伴う業務内容の見直しが必要と考える。宿泊者や温泉利用者に向けてのプログラムを作成できる資源が数多くあり、公社自身の従業員のモチベーションを上げて、みんなで進むべき目標を設定して、しっかり議論をして出発するというを考えている。⑤、市の経営改善計画及び支援策に対する評価では、着任して半月なので、一概には言えないが、私が関係してきた自治体と比べると手厚いと思う。市から職員が来ているが、私も含め現場の人にとって心強い存在になっていると思うと述べられました。

続いて、前支配人からの文書での回答については、私が代読いたしました。①、指定管理を第三者に債権譲渡したという取引を行った動機については、平成25年度に経営安定補助金を入れていただいたにもかかわらず、平成27年度に約900万円の赤字を出してしまい、もう赤字決算は絶対に許されないと考えていた。その当時の説明資料、市への説明でも嫌な思いをし、赤字決算を避けたいと強く思っていた。資金調達のファクタリングの方法も自分で見つけ、わらにもすがると無断で契約を行った。いかなる理由があろうとも無断で債権譲渡を行った行為は許されることではなく、多くの皆様に多大なる御迷惑をかけて申しわけない気持ちである。②、使途不明金については、修正した決算書及び帳簿を見ていないので、明確には答えられないが、入金されているはずの東京なよろ会のスキーツアーの売上金が入金されていないとか、経費振りかえなどの処理方法など疑問に思う部分もある。私的流用はないと思っている。体調の面もあり、なるべく早く解決できるよう原因究明に協力したい。③、東京なよろ会の入金処理については、報道されているような何百

万円も不明になっていることはあり得ず、本社会計に入金済みである。入金後の処理については、参加者から入金後、航空券、宿泊代、ツアー員の添乗経費、事務経費に支出している。内容を改めて精査するとともに、決算を確定させていきたい。

④、株式会社名寄振興公社内における経理業務の実態については、日々の売り上げ計上及び業者からの請求の処理、従業員及び社員の給料の支払い業務及び年度計画書の作成を行っていた。特にスキー場業務では社員2名を配置しているのにもかかわらず、初期対応のまずさ、失念等が頻繁に発生するなど、問題が発生すると私のところに報告が来るようになり、指示を出さなければならない状況でした。自分の業務量が膨大にふえていく状態の中で、社長に社員の増員か、市役所からの職員派遣を何度か依頼したが、実現しなかった。

参考人招致での意見聴取後、名寄振興公社に関して北海道市町村職員共済組合で発行している指定宿泊施設利用助成券の不適切な使用についての報告がなされました。本年10月上旬に北海道市町村職員共済組合に匿名の連絡があり、指導を受け、調査を行ったところ、宿泊以外に使用できない1泊2,000円の助成券を飲食や宴会に使うなどの違反があった。平成30年4月からことし9月まで約1,500件、金額は300万円、売り上げを伸ばすために苦肉の策として前社長が利用促進を働きかけたもので、精査し切れていないが、平成28年度からの累計では総額600万円ほどになると思われる。返還には公金を使わず、公社と市役所で返還し、なよる温泉サンピラー指定宿泊施設の指定は返上したいとの説明がされました。委員からは、利用促進に協力した職員は大きな不信感を持っている。上に立つ者はしっかりとした対応が必要などの質問が出されました。

次回の委員会は、第4回定例会において当委員会に付託されている議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）について集中審議を行うことで確認し、終了いたしました。

12月9日の委員会では、付託議案について集中審議を行いました。委員から経営改善計画では組織体制の改善が大事だと考える。参考人招致でも明らかになったコミュニケーション不足や従業員のモチベーションを上げるための対策や公社が率先して情報発信をするなどどのように取り組んでいくのかに対して、今までは会社の方針が明確に伝わっていなかった。正社員、パートも含め情報共有の仕組みづくりの体制を整え、市民への情報発信にも努めたい。公社の組織機構や市職員を退職して公社に派遣した職員の位置づけに対して、組織体制については検証委員からの指導を参考に、総務部門からは市からの派遣職員が総務課長、企画営業部門は外部派遣の部長がその所管を代表する位置づけとなっている。現在は公社の事務分掌規則で定められているので、必要に応じて検証、見直しについて検討を行っていく。経営補助金5,000万円の内訳、補助金を入れることで今年度の資金ショート回避はできるのか、日進地区へのバス利用実績、実施設計の契約解除で中止されている施設改修の今後の考え方は、公認会計士の報償費については予算の裏づけがないまま充てることに問題はないのかに対して、5,000万円は運用資金であり、資金ショートが起きないように運営をしていく。未払い金解消には多大な資金が必要であり、前年度までの累積赤字が大きく、単年度で整理するには十分ではない。3月決算前に債務超過の状況見て手法を検討したい。バス利用については、11月までの速報値で昨年とほぼ同じ実績となっており、12月以降のスキーシーズンに入ると大幅にふえるので、150万円の補正予算とした。契約解除については、今年度現況調査で作業を終了しており、無駄になるのではなく、今後の事業展開には活用できる。報償費の支出は、交通費、宿泊費を積算した内容で、会計とも確認をしており、問題はない。市職員2名が退職して公社に行っているが、5,000万円の中に賃金分は含まれているのかに対して、入っていない。ガ

バランス、コンプライアンスの面で行政から人材を入れなければ運営が難しい。賃金は公社から支払われるが、市で負担したいという考え方である。年度末の債務超過に対する支援策の見通しや職員の人件費、取締役の報酬支払い、税理士など経費がふえてくる。これらの点と今後の市民への細かな説明と情報公開の考え方に対しては、現状のまままでいくと年度末で1億円ほどの債務超過になる。今の段階で見通しを持つことは難しい。市民説明をまちづくり懇談会で行っているが、今後ホームページなどを活用して周知したい。税理士については、市内業者と契約に向け進めている。取締役については、責任を持ってもらうためにも報酬を払うべきとの指摘もあり、織り込んで考えたい。新たに置く顧問弁護士の役割は、決算書までつくってもらえるのかに対して、税理士は月1回程度の巡回訪問でアドバイスをもらう。売り上げが前年比90%に減少しているが、市からの支援が5,000万円で済むのかに対して、振興公社の収入源は間違いなく冬期間であり、スキー客の増加に向け営業努力し、コスト削減にも努める。年度内で悪いものを出し切って、新年度からは新たなスタートを切れる体制を構築していきたいなどの集中審議を行い、終了しました。

12月12日の委員会では、名寄振興公社月別売り上げ比較表、平成30年度比のポイントについて説明を受け、その後付託議案の継続審議と委員間協議を行いました。委員から補助金5,000万円を投入することで債務超過は抑えられるのか、また債務超過解消の方法はに対して、債務超過はバッドシナリオで1億1,000万円にならないように経費削減や原価の見直し、効率よく人を回しながらできるだけ詰めていく。債務超過を解消するには貸し付け、損失補填、出資などさまざまな手法があるが、スキーシーズンが終了する時点での検討になる。市職員の賃金相当額の取り扱いと施設整備にかかわる実施設計再開の今後の見通しはに対して、賃金は名寄市からの当て込みにより

解消し、派遣職員の不利益にならないようにする。施設整備は、改修事業費が大きく、経営の安定が優先され、現在計画復活のめどは立たないが、次の指定管理期間となる2021年度に向け議論を活性化させたい。債務超過はやむを得ない点もあるが、人災もある。全て税金で賄うことは市民理解を得られないに対して、債務超過にはさまざまな要因があった。人災は責任の所在をはっきりさせていく。管理運営責任についても3月定例会までに詰める。なし崩し的に市の支援策が出てくるのではとの不安の声がある。公社存続の前提条件を市と公社間で決めておくことが大事ではないかに対して、努力なしに次々と公社にお金が出ることはNGである。資金投入の限界は議論していく。株式会社として保証人を立て全国信用保証協会を活用して資金調達をする考えはに対して、資金調達は銀行などもしっかりお話をすると貸してくれることもある。いろいろな手法を検討している。施設改修でこれまでの基本設計や実施設計で示された工事金額の総額はどの程度だったのか、また来年の建設事業発注や振りかえなどの見通しはに対して、温浴施設のサウナを拡張するパターンでは2億数千万円、合宿などに対応するシャワールームを各部屋に設備するパターンでは約2億円、両方実施すれば4億円ほどになる。実施設計を途中でやめたため次年度は無理で、改めての協議となる。報償費にかかわり専門家に来ていただいているが、経費節減に取り組んでいる内容について詳しく聞きたいに対して、企画営業部長は11月に来たばかりで、今収益拡大に向けて現状把握に努めている。これまでが適正な経費だったのか、人件費は適正か、満足度を下げずに食材原価を切り詰められるか、1人2役体制で人件費を削減するなど改善点を見つけながら1つずつ進めている。

その後の委員間協議では、①、5,000万円という資金を入れて、公共性、公益性を担保するのか。3月まで見ないと見えてこない。適切な情報をもってこれからの判断材料にしたい。市民へ

の説明も難しく、苦しい判断が求められている。

②、今回の補正は、公共性、公益性をとめないこと、なくなつては困る施設である。公社との確認事項を一定の期間議会としても責任を持って見守り、かかわっていくこと、それが市民に対する議会としての責任ではないか。③、今までの公社の体制は、会社として成り立っていなかった。体制を改めることで今後上向いていくのではないか。市内経済も回ることから、補助金を出すべきである。④、利用者が多く、とめると影響が大きい。セグメント別の売り上げを見て、それからの判断ではないか。⑤、債務超過も1億1,000万円が限度との話もされた。5,000万円は、現状では必要な経費と判断する。⑥、公社の努力なしに市からの資金調達はないとの話も伺った。市としての補助の限界についても議論していかなければならない。専門家もいることから、今後に期待をしたい。⑦、現段階で公社の明るい見通しは示されていない。1億1,000万円もシーズン終了でないと見通せない。施設改修の設計委託料の3,200万円もそうだが、補正の5,000万円も無駄にならないのか。資金ショート回避は理解するが、そこに大きな決断が必要であり、基本的な考えは離れていないと認識しているなどの意見が出され、次回の委員会において付託議案の結審に向けて進めることを確認して終了しました。

12月16日の委員会では、結審に向けて最終確認を行い、採決を行いました。

採決の結果、賛成多数により令和元年第4回定例会付託議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席へお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 千春議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいま議案第25号が可決されましたが、附帯決議をつけたいと考えます。

お諮りいたします。附帯決議案、令和元年第4回定例会議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）について、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会に付託されて以降数回にわたる審議を行い、結審終了に際し第三セクターの運営についてリスクを含めた情報共有を求めるといふ見地から、1、補助金の趣旨にのっとり経営改善のみに充当させること。2、収支計画に基づき最大の経営努力を求めること。3、これまで投入してきた委託料等の効果を十分得るためにも経営改善を求めるとともに、施設面を含め将来的な見通しを明確にすること。4、使途不明金等の内容を早期に明らかにすること。5、今後の公金投入は極力抑え、市民への説明責任を果たすこと。6、第三セクターの位置づけを明確にするるとともに、ガバナンスの強化と透明性の向上を図ること。以上、決議する。附帯決議をつけることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議長のお許しをいただきまして、発言の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

今ほど議決をいただきました議案第25号 令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）につきましては、名寄振興公社のあり方に関する特別委員会におきまして、本日の委員長報告まで5回にわたり慎重審議をいただき、議決をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。今ほど6項目にわたる附帯決議をいただきました。いずれも重要な視点でございまして、この内容をしっかりと受けとめて、今後の対応並びに情報共有に努めてまいりたいと考えております。

今回の件では、議会を初め市民の皆様にも多大な御迷惑と御不安をおかけをしていること、そして名寄振興公社に指定管理を委託している施設は、いずれも市民サービスや総合計画の重点プロジェクトなど市政推進に不可欠であることを踏まえまして、名寄市としてはもとより公社の筆頭株主としてしっかりと対応してまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（東 千春議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第3 議案第23号 名寄市都市計画マスタープランを定めることについて、議案第24号 名寄市立地適正化計画を定めることについて、以上2件を一括議題といたします。

11月26日の議事を継続します。

なお、審査の順序については、各会派代表による総括質疑を行い、その後質疑を行います。

次に、総括質疑の取り扱いについてお諮りいたします。会議規則第56条に基づく質疑の回数は3回までと規定していますが、総括質疑に限り回数制限を設けないことにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、総括質疑に限り回数制限を設けないこ

とに決定いたしました。

これより、総括質疑を行います。

市政クラブを代表して、山田典幸議員。

○16番（山田典幸議員） それでは、市政クラブを代表いたしまして総括質疑を行いますので、よろしくお願いをいたします。初めに総括質疑をさせていただきます。一括して御答弁をいただいた後、確認事項等を含めて一問一答で再度質疑をさせていただきたいと思っております。

質疑に入る前に、今回の名寄市都市計画マスタープランの見直し及び名寄市立地適正化計画の策定に当たり御尽力いただいた策定委員会並びに都市計画審議会の皆様に敬意を表したいと思います。これまでの熱心な御議論に意を払いつつ、以下大きく7項目について順次お伺いをいたしたいと思っております。

1点目ですが、今後のまちづくりの基本的な考え方について改めて認識をする意味で、今回名寄市計画マスタープランの一部として位置づけられる名寄市立地適正化計画が策定されるに至った経過と本計画の目的及び意義について具体的にお答えを願います。

2点目ですが、計画策定に当たって市民アンケートや大学生とのパネルディスカッション、市民シンポジウムを初めまちづくり懇談会、市民説明会など、さまざまな機会を通して市民意見を集約してきたと思っておりますが、それらの意見をどのように計画へ反映させたのかお伺いをいたします。

3点目ですが、立地適正化計画における将来の都市構造の形成方針について、都市構造の観点から中心市街地再構築型と生活実態追随分散型の2点に絞り議論をしてきたと考えますが、中心市街地再構築型を選択するに至った議論経過の詳細についてお知らせを願います。あわせて中心市街地再構築型の都市構造を選択したことにより期待されるまちづくりと将来のまちの姿についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

4点目、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の

設定において、どのようなことに特に配慮をして区域を設定したのかお伺いをいたします。また、それぞれの区域に何を重点として居住と都市機能の誘導を図ることとするのか、考え方を伺いたします。

5点目ですが、今回の立地適正化計画は、おおむね20年のまちづくりのビジョンを示したものと考えますが、時点修正、見直しについてどのように考えているのかお知らせを願います。特に今回の計画策定段階では想定されていなかった王子マテリア名寄工場の撤退問題は、今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすと考えますが、本計画への影響について、またその計画による計画の見直しの考え方について御見解を伺います。

6点目、今回の計画の実現方策として、都市機能誘導区域と居住誘導区域へそれぞれへの誘導施策が示されておりますが、次年度、令和2年度以降において何を優先し、具体的にどのような取り組みを進めていくのか、考え方を伺いたします。それとあわせて都市機能誘導区域内で立地を誘導すべき都市機能増進施設として、機能ごとに個別の誘導施設の設定がなされておりますが、誘導施策との関連でそれらの施設の優先順位の考え方についてもあわせてお答えを願います。

7番目、モニタリング計画として誘導方針、誘導施策により目指す目標値が設定されておりますが、このモニタリング計画に実態を持たせるために具体的にどのような取り組みを進めようと考えているのか御見解をお伺いたします。

以上7点、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 議員からは、7項目にわたりまして御質問を頂戴してございます。担当しております私のほうから順次お答えをさせていただきますし、また答弁の時間等々も少し長くなるかもしれませんが、御容赦いただければというふうに思っております。

まず初めに、問いの初めにございました計画策

定の経過、目的、意義についてでございます。名寄市都市計画マスタープランは、都市計画法の第18条の2に基づく市町村の都市計画に關します基本的な方針を示す計画で、本市は2008年に策定してございまして、おおむね20年間のまちづくりの視点を計画してございまして、10年を経過した際に定時見直しを行おうと当初から予定をしておりました。また、名寄市立地適正化計画につきましては、人口減少の社会と叫ばれる中、本市も他自治体と同じく減少傾向にございまして、厳しい財政制約のもと医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわたりまして持続可能な都市経営を可能にするため、都市機能や居住機能を集積し、コンパクトな市街地形成を考える時期に来ており、まさに全国的にもその必要については今議論をされているところでございまして。国におきましても2014年8月、改正都市再生特別措置法においてこの立地適正化計画の策定が可能となりまして、本市としましても都市計画マスタープランの見直しの時期であったことから、そのマスタープランの高度化版でございます立地適正化計画の策定が都市機能の充実や持続可能なまちをつくっていく観点からも必要なものであると考えられたことから、昨年度から2カ年をかけまして計画を策定をいたしました。

計画の位置づけといたしましては、本市の上位計画でございます名寄市総合計画（第2次）に即しまして、都市計画マスタープランでは都市計画の概念やランドデザインを示し、それに含まれる形で名寄市の立地適正化計画を策定をし、他の分野で策定されます各種計画との連携や整合性を図るものとしてでございます。本計画は、都市構造を見直すことで医療、福祉、商業施設、住居などがまとまって立地をし、公共交通機関を活用しながら生活の利便性向上を図り、都市機能の集約、再編などにより持続可能なまちとしていくため、9ページに記載をさせていただきますまちづくりの基本理念や10ページに同じく記載のコンパクト

なまちづくり方針に基づきまして、人々がにぎわい、活気づき、将来にわたり安全で安心できる快適な市街地形成が可能となるよう、その計画目標の実現に向けまして鋭意取り組みを進めてまいります。

次に、2点目にございました市民アンケートや市民シンポジウムなどから出されました御意見、どのように反映したかということについて申し上げます。本計画は、20年後のまちづくり、都市計画に関する重要な方針や具体性を持たず計画であるため、多くの市民の皆様から御意見をいただき、また積極的に市民にもまちづくりに参画していただきたいとの観点から、市民アンケートを初めといたしまして大学生などの若い視点からの提言、名寄に住んでいる生活者としての視点から、老若男女を問わず、大きなまちづくりの視点などからさまざまな御意見を頂戴をいたしたところでございます。市民アンケートでは、まちの形成方針についての市民の意向や大学生からは将来における名寄市の課題、市民シンポジウムでは現在の課題をどう今後のコンパクトなまちづくりに生かしていくかなど、生活の質を上げるための方策などの御意見から、本市として今後の20年間の間でやるべきこと、やらないといけないこと、持続可能で安心して快適に過ごせるまちであるために誘導区域内の誘導する施策の検討を行ったところでございます。

都市機能誘導区域内では、公共施設の老朽化に伴います施設の再編、複合化、名寄市立大学生と地元企業などの就職のマッチング、卒業生の地元定着化の推進、コミュニティバスのサービス改善など、居住機能誘導区域においては町中の空き店舗や中古アパートなどのリノベーションに係る建設費の補助や誘導区域への居住支援策の検討など、市民からの御意見や市役所内部で検討されました施策などを総合的に勘案しまして、誘導施策の検討を行ってございます。これらの誘導施策を実現させるためにもモニタリング計画を設定して、計

画の目標を定め、市民の意向に沿えるよう努めるとともに、しっかりと20年後の計画ではあります。P D C Aサイクルに沿った事業の検証を行うとともに、必要に応じて適切な計画となるよう見直しについても行ってまいりたいと考えてございます。

次に、3点目、計画書の11ページの表でございませうけれども、生活実態追従分散型ではなく、中心市街地再構築を選択した議論経過及び今後の期待についてでございますが、市民、有識者などから構成します計画策定委員会の議論の中で、どこにどのように設定するか、さまざまな御意見を交わしていただいたところです。その議論の中では、本市の将来都市構造としてJ R名寄駅前周辺やJ R風連駅前周辺を中心市街地として一点に絞り込む中心市街地再構築型とする意見のほかに、それら中心市街地以外に商業施設や住宅が立地している南地区の2カ所を位置づける生活実態追従分散型とする意見の2点に焦点を合わせまして、次に申し上げます4点の観点から意見をまとめてまいりました。

1つ目には、拠点形成についてでございます。昨年12月から今年1月にかけて実施しました市民アンケートの結果から、郊外の宅地開発を抑制し、既存の市街地内の空き地、空き家の活用や中央地区への転居誘導を図り、中心市街地の人口密度を高めることという御意見が約7割を占めまして、その中でも中央地区へ条件が合えば引っ越ししてもよいという御意見が約5割となりました。

2つ目には市街地形成についてです。インフラや都市行政サービス、コスト、市民の利便施設などから総合的に判断しますと、これ以上の市街地拡大を避けまして、市街地の範囲を絞り込む必要があるとの御意見がございました。

3つ目には、交通体系についてでございます。コンパクトな街並みや高齢者の方が車がなくても快適に暮らせる公共交通サービス、既存の運行路線などから判断し、人口減少の社会でも快適に生

活基盤が確立されることが前提条件であるとの御意見がございました。

4つ目ですが、公共施設の再編、再配置については、まちづくりの方針に基づき公共事業が果たす役割は大きいものの、財政制約上実施可能な事業は限られてございまして、2つの拠点に分散するよりも1つの拠点に絞ったほうが効果的な財政投資が行えるとの御意見がございました。

申しあげました4項目につきまして集中審議を行い、市民アンケート結果などから総合的に判断をされまして、コンパクトで持続可能な市街地形成を目指す上では中心市街地再構築型を選択すべきものとして判断をしております。今後におきましては、中心市街地再構築型として、限りある財源を有効に活用しながら、人の流れを緩やかに誘導する施策を打つことでにぎわいと活力にあふれる拠点づくり、将来にわたり安心できる快適な市街地、まちづくりに励むとともに、市民が名寄市に住んでよかったと思えるまちづくりになるようモニタリング計画目標の推進、実行に取り組んでまいります。

次に、4点目、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定についての何を重点かということでございます。都市機能及び居住機能を設定する上で、市民、有識者から成ります策定委員会や行政課長級の職員で構成しました市役所内庁内検討委員会での議論の中からどこにどのように設定するのか、さまざまなこれも御意見を交わしていたところでございます。都市機能誘導区域では3点の設定方針を定め、1つ目にはバス運行路線でアクセス利便がよいJR名寄駅前から名寄市立総合病院周辺を主要交通軸とすること、2つには同じくJR名寄駅前周辺の商業、医療施設は都市機能が高く生活利便が高いため本地域を含めること、3つ目には徒歩などで移動可能な半径800メートル圏内におさまることとし、この3点の範囲で誘導区域を設定いたしました。また、区域の一体性を考慮し、幹線道路や条丁目を境界としてございます。

居住機能誘導区域では、工業地域を除く用途地域の範囲内で人口集中地区を考慮し、都市機能誘導区域の指定されている。JR名寄駅周辺にアクセスできるバス路線でバス停の徒歩圏300メートル以内、洪水浸水想定区域3メートル以内とした範囲を誘導区域に設定しました。都市機能と同様の考えで、区域内の一体性や条丁目を境界としてございます。

都市機能や居住機能につきましては、重要な設定ポイントとして、あくまでも強制ではなく緩やかに人の流れを誘導することとしており、低密度化を避け、地域にぎわいと活力を生み、安心して快適な暮らしが担保されることが大前提となりますので、誘導区域内への人が集まる施策を実施し、魅力ある拠点形成に努めてまいりたいと考えてございます。

続いていただきました5点目でございます。本計画につきましては、20年後を見据えた長期的な計画でございますが、社会経済の状況の変化や国、北海道の動向、本市の人口土地利用の動向などを踏まえ、適宜見直しを図ることとしてございます。また、立地適正化制度の根拠法でございます都市再生特別措置法におきましても、おおむね5年ごとに施策実施の状況についての調査分析及び評価を行うよう努めるものとされてございます。議員からお話しの王子マテリアの問題につきましては、工場が閉鎖になった場合の市内経済、市民生活に与える影響は大きいことから、持続可能なまちづくりの実効性を保つ計画となるよう5年ごとの定時見直しにはとらわれず、社会変化に対応する柔軟性を持ちながら、適時判断をして検討してまいりたいと考えてございます。

6点目にございます計画の10ページにございますけれども、本計画の誘導施策はまちづくりの方針であります人々が集いにぎわう魅力と活力にあふれた拠点づくりと将来にわたり安心、安全に暮らせる市街地づくりを実現するための設定をしてございます。誘導施策を検討する際には、市内

各分野から成る策定委員会や市役所内の課長級から成ります市内の検討委員会におきまして本市における現状の課題を整理をしまして、人口減少が進む中でまちをどのようにコンパクト化していくのかの枠組みとなるよう決定をしております。現時点で誘導施策や施設の優先度については決定しておりませんが、令和2年度中には公共施設等総合管理計画の個別実施計画も策定されることから、部署を横断した統一的な組織体制によるまちづくりの議論を進めてまいりたいと考えてございます。

最後7点目のモニタリング計画でございますけれども、本計画のモニタリング計画とはまちづくり方針を実現するために設定した誘導方針、施策の目標となるものでございまして、先ほども申し上げましたようにおおむね5年ごとを基本に誘導施策の取り組み状況や評価指標の分析、評価を行い、その結果に基づきまして必要に応じて誘導区域や施策の改善を図るものでございます。具体的には公共施設等の誘導施設の区域内立地数や区域内の空き家、空き店舗などの活用件数、人口当たりのバス乗車人員、中央地区居住人口など誘導方針に沿った目標値についてそれぞれ5年、そして20年後に設定した目標の達成状況を検証、評価をして、達成できない場合の未達成要因の分析、把握をしております。このような計画の達成状況を評価して、状況に合わせて都市計画や居住誘導施策を不断に見直すことで本計画を時間軸を持った効果的なまちづくりの運用計画としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、いただきました7点につきまして私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） それぞれについて詳細にお答えをいただきましたので、7項目御質問申し上げましたが、それぞれ関連がありますので、どこということなく、ちょっと入り繰りすると思

いますが、確認も含めて再度質疑をさせていただきたいというふうに思います。

今回立地適正化計画が策定されたということで、この計画のまず位置づけということでもお答えいただきましたけれども、今名寄市が持つ各種計画、これと非常に連携が今後されていく、そこが大事になるということなのだというふうに思います。特に公共施設等総合管理計画の関係でお答えもいただきましたけれども、公共施設等も含めてこの立地適正化計画の中で定められた区域に誘導していくということから考えますと、やはりこの公共施設等総合管理計画との関連性、連携というのが非常にまず重要になってくるのだというふうに思います。その他公共交通網の形成計画ですとか地域福祉の関係、また高齢者医療、介護の関係等さまざまなこれは各種計画と連携、関連性が当然出てくるかと思いますが、一部お話ありましたけれども、市内の連携を図ってということでお答えをいただいたと思いますが、具体的にはどのような形で今後まちづくりを進めていく上で市内連携、各所管にまたがるかと思いますが、どのような体制で市内連携を図ってこの立地適正化計画を実現させていこうとしているのか、そのあたりの考え方について改めてお答えをいただきたいと思

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 市内連携の手法ということですが、今回この立地適正化計画策定の段階で私も実は事務局に入らせていただいて、スタートからかかわらせていただいております。いろいろな公共施設の整備であったり、先ほどおっしゃっていただいたような福祉の部分であったり、いろいろな部分が実は私が確認しているだけで市役所の中の計画というのは35本ほどあります。総合計画が頂点の計画という位置づけになっているわけですが、そういった部分の各種計画の連携ということでいいますと、総合政策部がしっかりとそこで一緒にかかわりながら、調整

役をしていかなければならないという認識でありますので、今後もそういった形がかかわっていききたいというふうに考えております

○議長(東 千春議員) 山田議員。

○16番(山田典幸議員) 今の部長からお答えいただいたように総合政策部がある意味中心となってというか、そこを調整役ということでの部署なのだというふうに思います。そういう形でそこら辺は各種計画との連携、関係性も含めて推進をしていっていただくのだというふうに思います。特に従前から公共施設等総合管理計画の関係については、立地適正化計画、特に個別計画の関係では従前からこの議会の中、一般質問等でも個別計画の策定がいつになるのかということで、複数の議員からお尋ねがあったというふうに思いますが、今回の立地適正化計画の策定がされたという中では、今後次年度以降になるかと思いますが、公共施設等総合管理計画の個別計画が大きく前へ進むということでここは確認させていただいていいのか、そこら辺だけ確認をお願いしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) 公共施設等の総合管理計画がということでありましたけれども、これまでお話をしておりますけれども、計画自体は平成28年に制定をして、国のほうから改めて個別計画について令和2年度までに個別の施設の計画を立てなさいということですので、今回立地適正化計画、都市マスも含めまして、名寄市の将来の計画が立ち上がったということですので、今後改めてそれぞれ担当の協議、あるいは公共施設総合管理計画の本部会議などを含めまして進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 山田議員。

○16番(山田典幸議員) それぞれ個別計画がさまざまな計画にまたがる部分もありますので、一定程度前に進むということで理解をしたいと思

いますが、そういった部分ではこの計画の中にも具体的な施設等について誘導施設の設定の中ではさまざまな具体的な施設の名称等も含めて記載がされております。先般の一般質問の中でも若干やりとりがあったかと思いますが、特に老朽化している公共施設、保育所の関係は次年度、令和2年度に基本構想、基本設計を始めるということでの一般質問での先般やりとりがあったかというふうに思います。そこは改めてですけれども、保育所のあり方も含めて、また場所も含めて今回の立地適正化計画の中で検討していくのだというふうに思いますし、また今南、東、西と3つの保育所がある中では、公共施設等総合管理計画の趣旨からいけば少しでも統合も含めた形で検討していくのだというふうに思いますが、そのあたりの詳細の考え方について次年度以降、特に保育所に関してはどのようなお考えを持って進めていこうとしているのか、少し具体的にお話を伺いたいと思います。

○議長(東 千春議員) 小川健康福祉部長。

○健康福祉部長(小川勇人君) 今の保育所の改築に当たっての御質問でございます。これまでも定例会だったり、委員会等でもいろいろ発言をさせていただいているところでありますけれども、名寄市総合計画の地域計画の中で議員からありましたように計画に当たっての今回調整をさせていただいているところであります。今予算査定を行っておりますので、基本計画、基本設計について予算要求として立てたとして、市長査定も含めて次年度に実施するかどうかというのは今後検討していくことになると思います。これまでも申し上げましたように子ども・子育て支援事業計画、今第2期の分を策定しておりますので、その中でも今の3カ所の保育所、今後どういう形がいいのか、配置の部分を含めてより具体的に協議をしていきたいなというふうに思っております。これまでも話してきている部分でいきますと、南と北に1カ所ずつに集約したほうがいいのかという

考えを担当者は持っていますけれども、その点についても委員の皆さんから御意見をいただきながら、アンケート調査も行っていますので、そういったものも参考にしながら、どういったあり方がいいかということで進めていきたいというふうに思っています。

場所につきましても、今の場所に建てかえも含めて、一定の敷地面積が必要でありますから、確保できる場所がどこにあるかということも確認しながら今後進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 保育所以外にも相当老朽化が進んでいて、今後どうするのかという部分で、この庁舎も昭和43年の建築です。庁舎はちょっとあれでも、図書館、児童センター、保健センターがあと残る昭和40年代の建築の公共施設ということであるというふうに思います。そのあたりは、具体的な議論という中ではこの計画を策定する中で出てきたのか、出てきていないのかも含めて、図書館、児童センター、そして保健センター、ここら辺も誘導施設の設定という中では施設の名称として出てきている部分、今後そのあたりどのように考えていこうとしているのか、それぞれ考え方お答えをいただければというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 先ほどの保育所もそうでありますけれども、今お話しになった3施設、特に老朽化が著しい図書館、児童センター、保健センターについては昭和61年か2年ぐらいからの開設だったと記憶しておりますが、時代の流れに沿ってそこもどうなのかということもございませぬ。それぞれの施設につきましては、庁内の検討委員会の中でもどういったのがいいのか、それぞれ担当課でもいろんな思いがありますので、それについてはさまざまな形で議論、ディスカッ

ションはしているところです。これから今年度については、この立地適正化とあわせてローリングというような作業もありますし、これからは予算査定という作業があります。いずれの施設においても老朽化がしていたり、時代の流れにそぐわなくなっている部分もありますので、基本的にはこの立地適正化で一定の方向が示されたということで御確認いただければ、スピード感を持って対応しなければならぬ問題だと思っておりますので、それぞれの担当課はもう正直言うと今か今かと待ち構えている状況にはあります。ただ、これから立地適正化そのものでまちづくりをどういうふうにしていくかということがありますので、スピード感を持ちながらも情報を開示しながら丁寧な議論が必要だと思っておりますので、これからまた鋭意庁内の中でも確認、議論しつつ取り組んでまいります。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） わかりました。

それぞれ具体的な個別の老朽が進む施設については、この後この立地適正化計画の趣旨を踏まえてということで、これから検討されるのだというふうに思いますので、そこは理解したいと思います。少しまた話が行き来するかと思いますが、特に今回主に中心生活交流拠点ということで区域も設定している中では、今回の立地適正化計画の中では特に中心市街地の空き家、空き店舗等を活用するという部分でも言葉としても幾つか見受けられますし、そういったものも活用しながら居住環境の向上ですとか、また新たなビジネス展開を促進したいということで計画の中にも盛り込まれておりますけれども、今後特に中心市街地、空き店舗が目立つ、また空き地も幾つか活用できないかということで考えますと、そのあたりを利用した中で中心市街地、こういった区域に特に居住も含めて都市機能をどう誘導していくのかという部分なのですが、そこらあたりの空き家、空き店舗等の活用の考え方について少し具体的にお答えを

いただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 中心市街地における空き地、空き店舗等の活用ということの御質問だったと思ひます。現在中心市街地の空き地、空き店舗の活用ということでは、中小企業振興条例に基づく支援制度がございまして、空き地、空き店舗の活用を促す事業ですとか、それから商業地域内の店舗、または事務所の新築、増改築に係る事業費の一部を補助する中心市街地近代化事業などがございまして、創業支援事業なんかもございまして、こういった支援制度を時代のニーズに合ったものに見直すことが必要だと考えておりましたが、これもこれまで答弁させていただいておりますが、今後検討することにしております商工業に関する基本計画を検討する中で、それらの見直し等についても検討していきたいと考えておりましたが、今議会の初日に議決いただきました補正予算の中で中小企業振興審議会の委員報酬を上げさせていただいておりますが、これはこの審議会のもとに検討部会を設置するための委員報酬でございまして、今年度内に部会を設置いたしまして、具体的に検討をスタートさせていきたいと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今お答えいただいたようにそういった今後検討をされていくという部分と、また当然立地適正化計画の中では中心街、いわゆる今の中心街含めて公共施設、商業施設、または居住も一定程度緩やかに誘導していくのだということでの計画であります、今お答えになったように商業的なそういったビジネスの部分、商業的なものを先に持っていくのか、また居住の部分もあわせてあると思うのですけれども、どちらが先とか後とか、どちらが正解ということではないのかもしれませんが、今後名寄市のあそこを拠点としたところに人を集める、またそれ

に伴って、人を集めることによってそういったある程度のビジネス、商業、商店が新たな取り組みが始まるのか、先にそういった商店、商業があることによって人が集まってくるのか、そのあたりの考え方、これはどちらが私正解だとかというのはちょっと判断がつかないのですけれども、どういう考え方で今後そこら辺は誘導をしていこうとするのか、まちづくりをあそこを拠点にしていこうと考えられているのか、そのあたりちょっと考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 大変難しい御質問をいただいております、今回の立地適正化の肝の部分の一つで、当然中心部のまちづくりに大きくかかわりますにぎわいをどうやってつくのかと。そこには具体的な方策というのがそれは商業施設なのか、公共で持つべき施設が集約されての形になるのか、その順番というのはちょっと今の段階ではわかりませんけれども、いずれにしても魅力ある形で、また市民の皆様が歩いてですか、身近なところで使いでのいい中心市街地になることが居住誘導区域や都市機能区域の中に、時間が10年、20年、30年というスパンになるのだらうと思うのですけれども、全体的な人口減少の中でもしっかり持続できる中心部、魅力ある中心部にするべきものだと思っております、ちょっと答えになっているか申しわけございませんけれども、立地適正化の一つの肝としてはそこにあるということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） わかりました。そこら辺は、どちらが先で、どちらが後ということではないのでしょうかけれども、いずれにしてもそこを中心にぎわいをつくっていく、人が集まる仕掛けをつくるというのは、ここは変わらない部分だと思いますので、そこら辺先ほどお話ありましたように庁内それぞれ居住の部分、商業の部分、いろいろあるでしょうけれども、連携をとっていた

だいた中でぜひ進めていただきたいというふうに思います。

今回の立地適正化計画、国交省のほうからも意義と役割ということで数点示されていく中では、まちづくりへの公的不動産の活用というのが掲げられておりまして、いわゆる官民連携という部分も含めてだと思っておりますが、今後そういった公的不動産の活用、それを含めた官民連携の取り組みというのは何か想定されるもの、今後協議されることが予測される事業等、何イメージ等があれば考え方等も含めてお答えいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 公的不動産、自治体を持つ土地だとか建物を先進的な立地適正化の中では、それをバスターする形の中で中心部にそういった施設などを誘導していくのに大変な有効な活用をしているというケースがあるというのも承知をしてございますけれども、まだまだ私どもこの立地適正化スタートラインにやっと立つというか、立とうとしている段階でございまして、恐らく民間の方々のお考えもございましょうし、中心部で当市の持つ財産というのはその中でもかなり限られる分野がございますので、土地の活用が先なのか、それとも何を持つべきなのか、何をつくるべきなのかという議論があつてからのそういった市の財産なり、また民間の財産になる場合もあるのかもしれませんが、その議論になっていくのだということでございますので、ちょっと今の段階で明確にお答えできないのは心苦しいところあるのですけれども、段階的にはそういうところにあるということで御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 官民連携の可能性も含めて、そこら辺検討いただきたいと思っております。

特にまちのあのあたりということになれば、今後南広場の活用等も、ここら辺もどういう今後利活用があるのかという部分、従前からもっと有

効に活用できないのかというさまざまな議論も議会の場でもあったというふうに思いますので、そのあたりの土地をどう活用するのが先なのか、必要な施設があつて、そこをどうするのかという部分議論があると思っておりますけれども、そういった活用法等もこれは官民連携の取り組みとあわせて今後検討いただくべきだというふうに思います。

私も今回の立地適正化計画の策定にかかわる資料等も自分なりにいろいろ目を通させていただいた中では、策定委員会のほうで視察にも行かれています。恵庭市のえにあすという、これがまさに公的不動産を活用した官民連携事業ということで、駅周辺の人の流れ、にぎわいづくりに非常に大きな効果があるということで実は私も、ちょっと私的なことですが、娘が今恵庭に住んでいる関係上、行った際に、本当に個人的にですけれども、施設に行つてまいりました。図書館の分館があつたりですとかコンビニがあつたり、あと児童クラブ、子育て支援センター等があつて、またスポーツクラブ、フィットネスクラブもあつて、私は図書館の分館に入って、少し休むところなんかもあつて、時間さえあれば一日中いられるなというふうに思つて帰つてきましたし、結構高齢者の方が日中から多くいらっしゃつたり、あと学校が終わるぐらいの時間からは学生さんですとか子供たちもたくさん訪れているというような、そういった人の流れも非常にあつて、また有効に活用されているなというふうに思つて見させていただきました。

そういった視察、策定委員会の方々含めて視察に行かれたと思つていますが、行政側の方もどなたか行かれたのですよね。そのあたりそこに視察に行かれて、委員の方とかどんな感想を持たれたか、またそういうことに関してどのような意見等が計画を議論する中で出てきたか、そのあたり少しお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今山田議員からお話ございましたように策定委員会、市民の各

界各層を代表される方々と私どもの先ほど申し上げました市役所内の庁内検討委員会の中で、とりわけ古い施設を担当している課長職も同行をさせていただきまし。お一人お一人の感想というわけではございませんが、策定委員会の中でも当然設立したその手法、民間の知恵と行政の財産の活用手法ももちろんある面理にかなったやり方をされているなというふう思ったことと、昨今これからの行政の施設の中で一つのキーワードとしてよく使われるのが複合化ということで、私も長く市の職員をやっております、どうしてもみずからの施設、我が施設という固定概念というか、一つの施設が当然十分そういう面積なり、建物なりということになるのですが、それぞれ所管が知恵をあわせると要するに遊び時間のない形であるいろいろな目的に多種多様にその施設、そしてそこには一部民間の施設、とりわけ図書室で、これは議員もごらんになっているかと思うのですが、市民の方がコンビニのコーヒを持って本を読んでいる姿で、まさに先日の議会で三浦議員からお話あったように人のゆったりとたむろできると言ったらちょっと語弊があるかもしれないのですが、今回の策定委員会の中でサードプレイスという職場でもない、家庭でもない、そしてもう一つゆったり時間を過ごせる空間があるなということを実に本にみるものがありまして、これからの公共施設のあり方をやっぱり示していただいて、十分参考になるものだなというふう私自身も感じたところでございます。

お答えになったかどうかですけれども、そのような印象を大変強く委員の皆様も持たれ、そういったことを踏まえての議論を重ねていただいたというふう承知してございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 今部長のお答えから複合化ということがさまざまな公共施設を今後どうしていくかという中ではそういった部分も重要

になってくるのだというふうに思いますし、今後この計画の中でもサードプレイスの創出ということで、そこはサードプレイスの創出を図っていくということで計画の中にもしっかりと明記されておりますので、これはなかなかすぐということにはならないかと思えますけれども、そういった官民連携の取り組み、実際のそういったすばらしい施設も北海道内にありますので、そういった部分も参考にしていただきながら、ぜひこちら辺はそういった施設実現されるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほど1回目の質問の中で王子マテリアの関係にも少し言及させていただきました。この計画を策定する中では当然想定されていなかったことだったかというふうに思いますが、これは居住誘導ですとか都市機能誘導区域には入っていませんけれども、今後の名寄市のまちづくりには私は本当にすごく大きい影響、これはもう皆さん当然感じていると思いますけれども、非常に大きくかわってくる部分だというふうに思います。今回王子さんのことがあった中で、そこは本当に大きいことですので、私今後徳田地区をどうしていくのかという部分がそこでまちづくりが大きく変わるのではないかなというふうに思うところがありまして、この間の多分一般質問の中でもありましたかと思えますけれども、JR名寄高校前駅の関係、これ悪いということではなくて、そういった部分も今後交付金の関係で検討に入って、協議を始めているということでお話がありました。マテリアさんの工場の問題、またJR名寄高校前駅が例えばできたと。これは都市マスの見直しの関係にもかかわってきますけれども、高規格道路の名寄インターチェンジ周辺の物流拠点、広域防災拠点などの整備検討という部分でここは見直しされましたけれども、商業施設も徳田地区はある中では、そういった部分が幾つかの要素の中で今後徳田地区をどうしていくのかという部分で人の流れが大きく変わってしまうのではないかなと。この

計画自体も適時見直しをしていくということで部長からもお答えがありましたけれども、そこら辺の今後の特に名高の前に駅ができるということになると通学の利便性は非常に向上しますし、多分地方からも今まで交通という部分で選択されていなかった部分の学生さんもしかしたら集まってくるかもしれない。人の流れが今のJR名寄駅前の部分も含めて、大きくここは流れが変わってしまうのだというふうに思いますけれども、そのあたりも含めた考え方というのですか、それがどうこの計画、これからのまちづくりに影響を及ぼすか、そのあたりの認識等について少しお話を伺えればと思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 先ほど私のほうからも王子マテリア問題で将来的な閉鎖問題がございまして、あそこの土地利用というか、都市計画で申し上げますと徳田地区の多くが工業用途区域ということで、工場を中心とした言ってみればそういうところで事業や作業が行われる主な地域でございまして、当然広大な土地を有する王子さんでございまして、言ってみると王子さん自身のこれからの将来の、例えば仮にですけれども、閉鎖後の王子さん御自身のその土地の利用の方針によって大分その後の対応というのは考えるものが出てくるのではないかなというふうに思っておりますが、あれだけの20万平米を超える敷地でございまして、私の専門分野ではございませぬけれども、当然魅力ある広さや場所だというふうに思っておりますので、何らかの形の活用がされるということがあるならば、全体的な都市計画の土地利用の中で考えざるを得ないものが出てくる場合あるのかもしれませんが、あくまでも現段階では王子さんの方針が見定められるというか、それが見えない限りはなかなか明確には申し上げられる状況にはないというふうに思っております。

立地適正化の中で公共交通の関係、当然基本的には総務を中心といたします交通体系網の議論の

中で、今現在名寄高校との駅前のお話もございまして、ちょっと私の所管外で申しわけないのですが、大変高校生にとっては利便性の上がる形の中で価値あるものとなってくるのだろうなというふうには思っておりますけれども、あくまでもコンパクトシティとして中心部と、そして地域をつなぐそのネットワークとの兼ね合いで、ちょっと目的が限られた交通網かなというふうには感ずるところでございまして、全体的な立地適正化の中でいえば交通網が中心部に向けて利便性の高い形を少しでも維持して、また盛り上げていく形を考えていくものだというふうに思っております。なかなかまだ先の、もう数年先の課題なのかもしれませんが、ちょっと今の時点でははっきり見えなくて申しわけないのですが、その辺御理解いただければと思っております。

○議長（東 千春議員） 山田議員。

○16番（山田典幸議員） 王子マテリアさんの工場の関係は、すごく大きなことだというふうに思います。1回目のお答えでもありましたけれども、状況に応じて柔軟性を持ちながら適時判断をしていくということでありましたので、またJRの駅の関係、徳田地区、インターチェンジ周辺の関係、大きく人の流れ等に影響があることが今後想定されますので、そのあたりは柔軟にこの計画の見直し等も含めて対応をしていただければというふうに思います。

最後なのですが、大学生の関係についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。アンケート等も含めて大学生とのパネルディスカッションも実施したと聞いております。学生さんからは、どのようなまちになってほしいのか、どういったものが必要なのかという部分も含めて、どのような意見、お話が出ていたか。また、この計画の中でも学生寮の関係とかも検討すると。町中での空き店舗、中古アパートのリノベーションによる学生寮等の建設費補助という関係もありますし、また

大学のサテライト機能という部分で計画の中にも盛り込まれております。今後そのあたりの考え方についてお伺いをしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今回の策定議論の中で大学生のパネルディスカッションというのは、大変私自身も今の学生の気持ちというのを改めて感じたことがございます。ちょっと私の個人的な、どうしても大都市部というか、そういうのを比較して、やっぱりちょっとそういう寂しさとかあるのかなと思っていましたのですけれども、学生さん御自身はかなり名寄の機能をそれに応じて有効的な生活、もちろん交通網も含めてもっともっと便利になってほしいというのはあったのですけれども、そして特に学生さんの言葉の端々からカフェが欲しいという声が大変出まして、これは先ほどのサードプレイスの話にかかわるとは思うのですけれども、少しどこかで学生さんが集まって、友達と歓談をしながら交流する場があればもっともっといいなと。逆に、これは距離感もあるのですけれども、それほど大型ショッピング施設にはそんなに依存をしていないと言ったらおかしいのですけれども、できれば身近なところで身近な、学生さんですからほとんどが徒歩、自転車という移動手段もございましょうけれども、意外と中心部に対する期待感というのが身近なところで身近な形で、そして市民の人との交流をしっかりと考えたいという考え方で、私も本当に改めて認識をさせていただいたというふうな形でございますので、今回の立地適正化の中で若い人の意見としてそういった方も形もあるのだなということを思っております。

施設関係は、大学事務局長だと思っております。失礼します。

○議長（東 千春議員） 渡辺市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（渡辺博史君） 大学の今回計画にのっている学生寮の関係ですとかサテライト施設の関係で御質問があったということでござ

います。計画の22ページ目とかにもありますが、学生寮の関係、これはリノベーションという形であるのですけれども、こういうような形で、倉澤議員の質問にもありましたけれども、学生寮の整備の関係で今回大学の管理職会議で共有したという部分であります。

また、このページの下の方に子ども食堂ありまして、サテライト施設ということで、基本的に大学の校舎は区域外にどんとありまして、あれを動かすということはなかなか難しいということで、サテライト施設、本来の校舎とは違うキャンパス以外の場所で講義ですとか研究成果の展示ですとか、あと地域と連携したイベントなんかを行うような場所と考えていまして、具体的にはここにありますような例えば子ども食堂、これ今は文化センターのほうでやっているのですが、そういう施設ですとか、キャバがあればそういうことも可能かという部分ですとか、あと空き店舗なんか活用しながら本学の教員が講師となった市民講座ですとか、商店街と連携したイベントですとかジョブカフェもあろうかと思っております。いろんなパターンが考えられるのかなというところで、今後教授会、先ほど庁内連携ですとか官民連携という話がありましたけれども、うちの大学の場合は当然教職員で全体で話し合っただけで決めるということもあります。学生寮の関係ですとか、あと町中でどのようなことができるか、サテライトの部分です、学内で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で山田典幸議員の質疑を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民ネットを代表して、佐藤靖議員。

○11番（佐藤 靖議員） それでは、市民ネットを代表して、一問一答方式で質疑をしたいと思っております。本都市マスあるいは立地適正化が提案された以降、王子マテリアの問題を含め、あるいは一般質問、あるいはきょうの午前中の質疑を含めていろいろ議論されておりますので、重複しないように進めますけれども、お願いしたいと思います。

まず、今回の立地適正化計画では、いろんなメリットあるいはデメリットというのが言われております。特に都市機能誘導地域あるいは居住誘導地域から外れた地域の土地評価が低くなるのではないかということが懸念されておりますけれども、これに対する見解をまずお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今佐藤議員のほうから言ってみれば立地適正化のデメリットで、例えば将来的な土地の価格にも影響を及ぼすのではないかという御心配ということだというふうに理解いたしました。少し話長くなるかもしれませんが、この計画を策定するに当たりまして、御承知のように都市のコンパクト化を初め、一定のこれは人口密度をもちろん基本的に確保していかなければならぬと。目的の一つといたしますか、メリットの面を先に申し上げますけれども、当然生活サービス、要するにさまざまな施設を効率的に運営していく中でコンパクト化というのは当然御理解いただけるかと思っておりますし、あわせてそれに伴いまして市民の皆さんができるだけ近い距離感でお使いいただけるという、そういうメリットもございますし、言ってみれば公共施設を初めとする施設が一定程度集約、集中されるという形での土地利用がしっかりとされていくという面、これは私ども役所側の都合になるかもしれませんが、公共施設の複合化を初めとする施設の維持管理業務や例えばごみの収集なども含めて、しっかりと行政サービスを効率よく持続可能にしてい

くといったメリット面が私どもはあるものだというふうに思っております。

御心配の土地の評価に影響出ることかということでございますけれども、この立地適正化の議論の中でそういった土地の水準、居住誘導区域だとか都市機能誘導区域を持つことによってそういった格差が生じるのではないかという御心配、御懸念というか、あるかとは思いますが、あくまでも立地適正化計画というのは利便性のいい、先ほど3つほど申し上げた点をしっかりと集中をしていって、なおかつこれは例えば5年、10年というスパンではなくて、本計画20年ということで申し上げておりますけれども、コンパクトで利便性のいいまちづくり、そして緩やかに緩やかに使いやすい地域、自治体として継続して使われていくという形で、急激な土地の地価の変化ということは実は念頭には置いていないと。生まれないのではないかというふうに私どもは思っております。まして、じっくりと時間をかけて集約化をされていくことを目標としております。

人口減少が御承知のとおりかなり急激なスピードで目に見える中で、やっぱり施設の複合化、きょう午前中に御議論ございましたように複合化を初めとして財源、そして社会情勢を見きわめながら、しっかりと優先順位を考えながら、しっかりと自治体としていく形だというふうに、これこそが今望まれている部分だと思っております。

また、個人的には土地価格というのはやはり需要と供給のバランス、民間レベルの中でのそういった考えのもとに基づくものだというふうに私は承知をしているつもりでございます。自治体といたしましては、本計画に基づきまして利便性を向上させ、地域の活性化、そして行政コストの削減、市街地としても一定程度集約化されていく形の都市計画をしっかりと本計画の中で実行させていただきたい、そのように考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今の天野部長のお話にもありましたように今回はコンパクトシティというのが一つのテーマになっておりますけれども、コンパクトシティという平成18年、徳田に大型店が出店するときから理事者側はずっとコンパクトシティ、名寄のコンパクトシティということで取り組んでこられて、さまざまな計画をつくられましたけれども、実質、中心市街地の活性化を目指してきてもなかなか実現に至らないということがありました。このことを含めて、そのコンパクトシティがなぜこれまで声高に叫ばれたけれども、実現しなかったのか、所管の経済部の白田部長はどういう認識をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） コンパクトシティというのは、市民の皆さんの生活の利便性というのがありますし、一方でいうと行政のコストを含めて、それ以上かけないというのもあるというふうに思っています。この間私どももコンパクトシティと言いながらも、現実的にはやはり市街地が拡大化している。それについては、行政としても一定の法あるいは誘導策を持ってコンパクト化に努めてきている部分ありますけれども、やはり民間のほうの取り組みがそれを超えて進んでいってしまっているという現状にあるのかというふうに受けとめております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 私は、コンパクトシティが実現しなかった一つの要因は、やっぱりニーズの違いとか、市民の皆さんが思っていることと行政がやろうとすることがなかなか一致しなかったと。そういう意味では、今回の立地適正化がある意味で推進することがその合致点を見出すのかもしれませんが、一方今回の立地適正化計画では区域を設定すると公共施設の移転、建てかえ時の事業費に対し国費補助が受けられる場合があると。届け出制度の対象になるなど、どっちかという市民生活の実態ということを見

して、国主導の計画策定という向きがあるのではないかという指摘もありますけれども、これに対してはどういう御見解をお持ちですか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 本計画の準備と申しますか、先ほど午前中の山田議員の御質問の中でも答弁をさせていただいたつもりでございますけれども、当然今時点での都市計画のあり方をしっかりと立ちどまって見直す時期、その大きな要素としては私たちが想像以上に進む人口減少で、その中で自治体をどう守りといいますか、これからしっかりと将来に向かっていくのかということ、ある面これまではどちらかということ、私どもの担当しております都市計画において申し上げますと右肩上がりとか、そういった社会の進みぐあいの中でこれまでも公共施設のあり方を初めあったのだろうというふうに思うのですが、しかしながらこれからの時代の中でそういった視点かららっとある面思想とか、考え方とか、そこを切りかえながら、必要なものをしっかりと市民の皆様にお使いいただける。もちろん先ほどの施設の複合化なども当然市民のニーズに応えたものでありますし、そういったさまざまな課題を含めてこの機会に改めて進めていくという考えに立つ計画だと、そうならねばならぬというふうに思いまして、昨年からは建設水道部、いろいろな見方はあるかもしれませんが、鋭意努力をさせていただいたつもりでございますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） その一方、今回の計画では名寄市の課題というのが掲げられておりますけれども、その中の一つに市街地の低密度化により今後生活サービス機能が維持されない恐れがあるという表現がありますが、これは何を意味していらっしゃいますか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 現状認識といたしましては、今までのさまざまな市民、住民サービスが何度も繰り返されるわけですが、人口減少によって行政として、公共として賄い切れ得る力量というのはだんだん、だんだん黙っていますと行き届かない面が将来的に出てくるのだらうというふうに思っています。逆に言えばある面それも十分に認識しながら、今の中でどのような形でその全体的な減少、縮小傾向の中でどこを生かし、しっかりその体制を守り育てていくのか、ちょっと先ほどの答弁と似通ってしまいますけれども、そういった基本にありまして、現状認識としてはかなり厳しくとらざるを得ないというのが基本だというふうに思っていますので、ちょっと文言の指摘箇所等々について今済みません、私ども目に入らなくて申しわけないのですが、根本的な考え方は厳しい環境の中で、減少の中でどうやってこれから作り育てていくか、その切りかえのため努力をしていく、そういった計画だ、基本の考えだというふうに御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） なぜそれを聞くかという、これまで特にこの立地適正化あるいは都市マスの見直しを含めて進める中でも徳田地区への大型店というか、あるいはコンビニも含めて出店をされているのですけれども、今回はこれまで行政として許可しながらも工業地域である徳田、豊栄地区への商業施設の集積を問題視しておりますけれども、なぜそういう視点が出てくるのかを教えてくださいたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 御承知のとおり、徳田地域を中心といたしましては工業地域ということで、あらあらそういう形の中で、ただ実際現実的には製造する工場等々もございますけれども、その規制等々も含めて商業施設等々が出店されて

きた経緯というのは、改めて申し上げる事態ではないというふうには思っておりますけれども、確かに今現在市民の皆様も公共交通がイの一番ということではないのでしようけれども、乗用車やさまざまな交通でかなり南のエリアも含めて、北の大学から南の徳田地区のショッピング街も含めてかなり南北に広がっている中で、今現在ではそういった面での生活の利便性というのは一定程度図られているのかもしれませんが、長い目の今後の20年、30年後の名寄のまちを考えたときに、当然少子高齢化という問題の中で、公共交通もできる限りの努力はされるのでしようけれども、やはり魅力ある中心部、策定委員会の議論の中でも広がっている現状はあるかもしれないけれども、そこに幅広く投資をしていくというよりも、将来的な市民生活を想像したときに駅や中心部を中心としたところで徒歩も含めて歩いて例えば買い物に行けるだとか、表現としては高齢者も、そして若い世代、子供についても歩いて買い物に行ける範囲だとか、そういったところにしっかりとした考えを持って集中していくことが魅力あるまちづくりの一つの大きな要素になってくるのだらうというふうに思っております。

今の徳田地区、さまざまな多くの多種多様な大型ショッピング等々のお店が出られて、名寄を初めとする道北エリアの多くの市民、道民の皆さんの生活の支えになっているというのは十分承知をしているというふうに認識をしているところでございますので、理解いただければと。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） このことについては、後ほどまた具体的に議論したいと思いますけれども、もう一方、午前中山田議員の質問の中にもありましたけれども、建てかえが急がれる公共施設ということで庁舎、消防署、保健センター、図書館、児童センター、保育所、この全ての施設は可能な限り中心生活交流拠点及びその周辺半径80

0メートル圏に戦略的に配置するとしておりますけれども、この圏域で十分な敷地を今後20年間の間に確保できるのか。また、そういう意味では策定の根拠と、昨日一般質問でも橋本副市長は財政的な不透明感が増したという回答をされておりますけれども、新たな土地を確保する場合の財政への負担が増大されることも懸念されますけれども、この財政的な裏づけの根拠はどういうふうにお考えになっておりますか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 財政的な裏づけは、ちょっと私の立場では申し上げられませんが、土地の利用の関係で御心配、御質問いただいているように土地の確保がネックとなって、公共内の含めて例えば誘導施設の配置などになかなか厳しい現実があるのではないかと、これは過去の今までの中心部のさまざま開発の計画等の中でも当然突き当たった課題の一つだというふうに思っています。

ただ、問題は何ををつくるのかということが明確でないと、どういった場所でどういった土地を求めるのか。例えば公共が持っているものと、ちょっと先ほど議論あったようにバーターできるものがあるのかどうなのかというのは、やはりどういった施設内容をもって市民の皆様が集えるところ、必要とするものの施設の何ををつくるか、言ってみればどの施策をそこに打ち込むのかということが見えない限り、土地のことだけでなかなか足が前に進まないというのは私どもこの計画を進めるに当たっては、現実的な問題もあるけれども、市民ニーズも含めてどの施設が今大事で、今急を要するのだとか、逆に言えば公共施設等々の管理計画の中でもう老朽化で今すぐ建てかえをとといった施設もあれば、もちろん現地建てかえも選択肢の一つでありますし、新たな土地を求めての建てかえというのものもあるかもしれませんし、市内で市の持つ部分での利用というのものもあるかもしれません。基本的には都市機能誘導区域ということで設定を

させていただきますけれども、それぞれのケース・バイ・ケースと言うと大変申しわけない言い方になるかもしれませんが、その議論がなくてはやっぱりその求める土地という形が見えてこないのではないかと、というふうに思っているところです。

私のほうで財政的な裏打ちについては申し上げられませんので、土地に対するそれを求めるか、また今あるところを活用するのか、都市機能誘導区域内での一定程度のそういった議論というか、努力は必要なものになるだろうというふうに思っておりますので、以上でございます。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 財政的な裏づけというところでありますけれども、技術論的には予算査定あるいはローリングの中でということを進んでまいることになりますが、公共施設の数も多いですし、それからどういふふうにしていくか、これはランニングコスト部分も考慮しなければなりませんし、御指摘のとおりどういふ土地の利活用かというのは今天野部長のほうからお答えしたとおりでありますけれども、必ず予算の制約というのは間違いなくあるわけですから、その中で優先順位をつけて、そして維持管理も含めて十分に検討することが大事だと思っております。今後予算査定あるいはローリングの中で検討していく課題だと思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 中心地域の公共施設あるいは施設利用、場所利用というのは、正直言えば40年ほど前の苗字博物館構想からずっと5、6丁目を含めて大改修しようという構想がなかなか進まない。その後TMO、あるいは3・6の開発、いろんな計画を出したけれども、全部頓挫してしまっているということから考えると、本当にその中心市街地、わかります。わかりますけれども、この半径800メートル以内につくるということの方針的に打ち出すことが本当に可能なの

か、あるいは地権者を含めて理解が得られているのか、商店街を含めて理解が得られているのか、あるいは財政的にはこれから見ていくのでしょうかけれども、今のようにそんなに楽観視できる財政状況ではないと片方では言いながらも、次から次へとこうやってやっていくことに対する絵に描いた餅にならないのかという懸念があるのですけれども、これはぜひ見通しを含めて御発言いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員のほうから過去の教訓も踏まえてのお話だというふうに思っておりました。今回の立地適正化の大きな肝の部分というか、恐らく従前の計画も含めてかなりしっかりとした青写真を幅広くと言ったらちょっと誤解があるかもしれませんが、大がかりな仕掛けをして、思い切った施策を打って、中心部ににぎわいなり、活性化を求めていくという基本的な考え方があったのだろうということで、それは先ほど申し上げましたようにどちらかというと右肩上がりの時代の中で大きな仕掛けをしていくという手法の一つにかかわってくるのかなというふうに私自身は感ずるところがございます。今回の立地適正化の一番の肝のところというのは、何度も申し上げますけれども、もちろん誘導施策、誘導施設のことをかなり数多くリストアップをさせていただいています。5年ごとの見直し等々の議論もございましてけれども、今現在例えば1つ進めて、しっかり立ちどまって、そこでまたそのニーズを考えるだとか、要するにあれもこれも一度に考えるのではなくて、今必要なものをまず1つ具体的な手探りといいますか、しっかり構築をしていく。また次の時点でも恐らく社会の情勢の変化だとかニーズの変化なんかもあるのかもしれませんが。ある面一步進んで立ちどまって考え、ニーズを考え、また次の手を、その5年ごとのという大きな時間的な問題ではなく、具体的なその手法、手段を打つときにそういったことがこれからの時

代必要なのではないのかということが今回の計画の一番大事なところだろうというふうに思っています。大がかりにあれもこれもやるという話にはなりません。当然優先順位、言い方を変えれば第1弾、第2弾という形になるのかもしれませんがけれども、そういった形で手がたく、規模は大小あるかもしれませんがけれども、今求められる必要なものからしっかりつくり、そしてそのときの状況をしっかりと見きわめて、また次の点に進む。基本的にはちょっと抽象的な言い方になるかもしれませんがけれども、立地適正化の基本的な考え方の一つにあるのだということで御理解いただければ、今までのさまざまな過去の計画の取り組みと、そして今回の人口減少の中で必要なものをしっかりとつくっていかうという発想に大きく切りかえてこの計画だというふうに御理解いただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） では、具体的に1つお聞きします。

この中にも盛り込まれている建てかえが急がれるものの一つに庁舎がありますけれども、間もなく隣の警察署が移転をして、当然ながら跡地ができるわけがありますけれども、その跡地はどういうふうに、一部には公売に出すのではないのかという話も出ておりますけれども、これは市としての対応は、まさに庁舎の隣接地でありますので、どういうふうに考えておられるのかお伺いしておきたい。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 庁舎の南側ということで、名寄警察の跡地ということで御質問いただきました。北海道のほうから照会が来ておりました。道段階で北海道の各機関が跡地利用について希望があるのかどうなのか、そういった調査を道内のきちっとして、市町村にもそれぞれ要望を今聞いている最中ということで、名寄市としては具体的な計画については報告をしておりませんけ

れども、ぜひ利用させていただきたいという希望だけは上げているところです。それは、今後どういふふうになるかは全くわかりませんが、希望は上げさせていただいています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 利用するということは、該当するなら買いたいと、無償でなくて買いたいということで解釈してよろしいのですか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 北海道のほうで建物については解体をいただいて、土地を利用したいということでの話を希望を上げているということです。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） それは、一定程度財源が伴っても利用するために買うと、無償でなくて買うという決断もされたということによろしいのですか。

○議長（東 千春議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今の段階では、先ほど申し上げましたようにそれぞれ自治体にどんな希望がありますかということの取りまとめを道段階でしているということでもありますので、先ほども言いましたけれども、隣接地ということもありまして、庁舎周り、駐車場も含めて手狭ということもありますので、駐車場を含めて、具体的な利用についてまでは道に報告をしておりますけれども、土地として利用したい、買いたいということの希望だけは上げているということです。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 隣接地でありますし、ほかの施設が利用するのではなくて、できればコンパクトシティー化も含めて、これから庁舎をどうしていくかという問題は残っていると思えますけれども、できるならぜひ利用させていただきたいという方向で、そのとおりにお進めいただければというふうに思います。

やっぱりどうしても気になるのは、居住誘導区

域を設定しても、先ほど午前中の答弁では中心地区に条件が合えば移転したいというのは5割いましたというふうに言っていますけれども、例えば今の急速な高齢化ですとか過疎化ですとか、あるいは市民の皆さんの自宅保有率ですとか家庭菜園の普及率などを考えると、とてもここで言うようだけれども、実現は難しいのではないかという考えがありますけれども、部長はこの条件が合えばの条件という意味合いというのはどういふふうに捉えていらっしゃいます。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 大変多くの方、1,000名を対象にしたアンケートから始めましたので、回答の数などについてちょっと今手元にないのですけれども、条件、要するに今のそれぞれの例えば老夫婦でお住まいの方だとか御家族の方だとか、いろんな世代はあるかもしれませんけれども、私はやっぱり徒歩圏内だとか利便性だとか公共交通のあり方なども含めて、よく話題になります免許の返納の話題などもございます。やはり身近なところでの公共交通、また徒歩圏なり条件の中で、もちろん土地のこともあるかもしれませんが、今私どもの公共の立場でいうと南団地が市内の中心部に近いところで、大変人気のある公営住宅だというふうに思っております、いろいろお話を聞きますと徒歩で買い物に行けるだとか、病院が近いなという、そういう安心感だとか、そういったことでのさまざまな要素があって、そういう御回答をいただいて中心部に対する関心、要するにさまざまな条件があって、例えば土地なり、中古住宅なりを買い求められるその機会なり、チャンスがあればいいというふうにお考えいただいているのだろうというふうに思っておりますので、そのように申し上げさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今言った例えば公共施設なり、交通なりというのは、私はサブ条件と

いか、その次の条件。やっぱり土地がどれだけ安くて、物を建てる時どれだけ安く建てられるか。確かに移転する若い方は考えられるでしょうけれども、年配になって、自分の土地があって、家があって、それを捨てて中心街に行くというのは、よほどのメリットがないと行かない。片方では、そこにいたらだんだん公共施設がなくなっていくよという言い方をするのもいかかと思えますけれども、これはやっぱり両面でいかないと実現はしないのではないかと思いますので、ぜひ実施に向かっては名寄市の市民生活の実態も的確に把握されるべきだというふうに思いますので、お願いします。

それと、誘導施設の設定のうちの医療施設については、内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、小児科、産婦人科のうち複数の診療科目を有する病院及び診療所が必要ということになっておりますけれども、残念ながらなかなか開業医の誘致策をつけても名寄は来ないということと、及びこれだけ過疎化が進んでくると、このままでいけばうちの病院の経営自体もどうなっていくのかということがあると思えますけれども、市立総合病院としてはこの状況をどういうふうに捉えられているのか。あるいは、この方針をとられるなら、これは副市長の範囲になるかもしれませんが、東病院のあり方をどうやって考えていくかというのも一つの方策だと思いますけれども、病院側の考え方と東病院のあり方についてそれぞれ御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 岡村市立総合病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 市立総合病院としてどうこうと言える立場ではないかというふうに思いますが、一般的な立ち位置、市職員としての立ち位置からというようなことになるかと思えます。まだ開業医の誘致というものの実現はしていない状況にありますけれども、市立総合病院としては、広範な医療圏の中での中心的な

急性期医療を担っていくということを今後も目標としているところでございますし、そういう方針に変わりはないということで地域医療構想の中でも調整が進められているということでございます。その中で今後の医療の動向については、かかりつけ医と大きな病院というつくりの中で、できるだけ在宅医療などにもシフトしていくというのがこれは国の方針でございますので、まちの中に、こういう居住区域の近くの中にこうしたクリニック、施設ができていくということにつきましては、現在当院に外来が集中しているものを緩和させて、より専門的な高度な医療が提供できる病院になっていくということで、当院の経営も少し変わっていくことになるであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 私のほうから東病院のほうについてということになりますが、ちょっと前段ですけれども、先ほどの中心部のほうに引越すというこのインセンティブの中の一つに、恐らく医療、福祉の部分についてかなりのウエート占めているのではないかと考えております。この立地適正化計画を考える際には、やはりその部分は考慮に入れるべき問題だと思っております。東病院そのものについては、歴史的にサナトリウムといいますか、そういう形もありまして、名寄市の中心部より離れた位置にありますが、現在は市立総合病院の後方支援病院ということでありますし、療養病床を中心に今やっているところであります。ただ、東病院も老朽化しているのはこれは間違いのない事実でありますから、今後これをどうしていくか。その前に東病院の経営については、かなり苦労しながらということもありますので、あわせてこれも議論が加速しなければならない問題だと認識しております。名寄市、そして名寄市周辺部の医療そのものも全体を通して考えますと、名寄市でどういったような医療環境、医療サービスを提供して、周辺も含めてこの圏域の中でどうい

う医療のあり方、あるいは福祉、介護等の連携のあり方を探るといふ、これは非常に重要なテーマでありますので、この立地適正化の中でも十分議論しなければならない課題の一つと考えております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今橋本副市長から御答弁いただきました。また、岡村部長のほうからも御答弁いただきましたようにかかりつけ医というのはうちの市立総合病院の機能、現状を見るときに、やはりかかりつけ医というのは必要だと。そういう意味では、東病院の役割というのも一つできるのではないかと。施設が老朽化しているなら、例えば市街地に持ってくるなりのもも含めて大胆なそこは私は見直しをすることも一つかなというふうに思いますので、これは副市長の答弁を信頼をして、議論されるということ信頼しながら見守っていきたいというふうに思います。

そういう意味では、1つ、この立地適正化については、日本都市計画学会及び全国市長会の主催で2015年2月20日に立地適正化の運用と課題ということで都市計画シンポジウムが開かれました。このときのテーマは、都市のコンパクト化を問いただすということで議論をされ、その中で計画の実現には隣接市町村との協調、連携が必要という方針を示しておりますけれども、市長はこの点はどういうふうに認識されておりますか。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 常々私も名寄市全体のまちの機能が分散化している中で人口減少している、やっぱり集約をしていく、拠点化していく、ネットワーク化していくということが非常に重要だというふうに考えております。一方で俯瞰をしてみたときに、それぞれの自治体の中でもそれぞれの機能を場合によっては集約できるものは集約するし、役割分担をして、それぞれが担うというようなことでの広域行政の役割というのはますます重要になっていくのであろうと。とりわけ名寄は基

幹の病院がありますので、そうした意味でも医療、福祉の部分でも広域の中でリーダーシップを発揮していかなければならない立場だというふうに思っています。当然この計画を進めていくということとあわせて広域での連携、あるいは場合によっては機能のそれぞれの役割分担というのをさらに鮮明にしていく、その議論を深化させていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 今回一般質問、あるいは午前中の山田議員の質疑を含めて、今回の立地適正化、あるいは都市マスに大きな影響をするというのは、王子マテリア名寄工場の行く末だというふうに考えます。そういう意味では、1つ、この行く末を、今のところきちっとうちは議会を含めて、あるいは全市民的にぜひ集約は断念していただきたいと、このままやっていただきたいという方向でいますけれども、そういう意味からするとやっぱりマテリアさんの動向というのは、この計画を根底から左右しかねない状況にあるというふうに思いますけれども、なぜもう少し行く末が見えるまでこの計画を待って、ある意味では今月末に市長が王子ホールディングスのほうに行かれて、ホールディングスの社長とお会いになってお話をすると。今のところゼロ回答ですけれども、どういう回答が来るかでまた違う状況が見えるのかもしれないし、より厳しい状況になるのかもわかりませんが、それを見据えてから本当にまちづくり、立地適正化というのを考えるのも一考ではなかったかというふうに思いますけれども、なぜ今の時期、この計画の策定を先送りする考えはなかったのか改めてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 確かに条件とか状況とかいろんな心配な要素を見きわめて、それから計画のスタートを切るという考え方もござい

ましようけれども、私どももう既にこの間市内の人口減少云々から始まりまして、今までの発想から大胆に少し考え方を变えて、この立地適正化議論を通じてこれからの名寄のまちのつくる方向というのは早いうちに示さないとならないということはもちろんございましたし、おおむね2年間にわたる議論を策定委員会の皆様や都市計審議会、そしてさまざまなアンケートからイベント等々も行いながらしてきたところでございます。当然公共施設との兼ね合いがありますけれども、相当急ぐものももちろんあるのも事実でございますし、今当初から2年間で計画を立ち上げさせていただこうということで鋭意努力を積み重ねて、ちょっと手前みそになりますけれども、させていただきました。その後王子のさまざまな問題が持ち上がりまして、工業地域の中心的な存在が今後どうなるのか、まだ今の段階でははっきり見えないというのは御承知のとおりでございますけれども、工業区域ではございません都市機能区域、従来でいう住宅区域なり、商業区域なりも含めて早いうちに手だてを打てるものなり、方向性を見出す必要というのは当然あるわけでございますし、最悪のケースと申しますか、工場等の撤退になって、恐らく2年後には例えばあの後の土地利用の課題だとか、そして従業員の皆様などの転出なども含めて二、三年ぐらいいは大変人口の関係での影響も拍車がかかる事態だとか、経済的にも大変大きな危惧というのは当然生まれるかというふうに思っております。ですからこそ立地適正化計画は先ほど申し上げましたように大きな課題だとか、大きな変化だとか、新たなニーズが出てきた場合には、当然臨機応変にはございませんけれども、しっかりそういった状況変化を見きわめながら、計画の練り直しと申しますか、再構築というのは必要でありますし、それが可能であるのが立地適正化ということで、私どもはそういうつもりで準備をさせていただいているところでございますので、議員御心配いただいて、その辺しっかり見きわめ

てという御意見も重々私ども痛み入るところはあるのですけれども、今こそ一歩前に出て進んで、新たな課題というか、そういった場合にはそれにはしっかり対応しながら、一歩また前に進む、そういった考えていることで御理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） きょうは総括質疑ですので、疑義があつてただしているもので、みずからの意見を言うのは余り好ましいことではないのですけれども、私は今回の王子マテリアの特に署名活動を見ますと、目標1万筆でしたけれども、2万7,000筆を超える名寄市のみならず近隣を含めて多くの皆さんがマテリアさんはぜひ頑張つてほしいという思いがあつたと思うのです。それがもう一方例えば今回の立地適正化、あるいは都市マスも含めてまちの構造が崩れるということを強調するためにも、マテリアさんがいなくなると名寄のまちの構造が崩れるのだと、絵が描けなくなるのだということを見せる意味でもやっぱり早急にしないで、例えば3カ月おくらせても一定の方向が出るまで見据えても私はよかつたかなと。そのほうがマテリアさん、あるいは王子ホールディングスさんにこの工場がなくなること、操業停止をすることが名寄市の将来を大きく左右するということを象徴できたのかなという思いを持っておりますけれども、具体的にここまで急いだのは、例えば令和2年度にここにかかわる事業は何かあるというふうに部長は認識されていらっしゃるのですか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 建設水道部のこの立地適正化の議論、先ほど議員の御指摘、御心配、十分そこは理解をしているつもりでございますが、この立地適正化を先送りする、それが一つの王子問題中心とするその危機感というか、それをしっかりあらわすことになるかという考え方もあるかもしれませんけれども、私は、私はと言う

とちょっと語弊あるかもしれませんが、建設水道部といたしまして例えば今の上位計画でございます総合計画、これも見直しの時期だとか、当然それに係るものは立地適正化云々よりも上位計画であります総合計画にその王子の影響、人口減少、経済的な面、さまざまなものもございまして、当然そこは総合計画なり、そして立地適正化計画なりと、しっかりそこは見直す時期、タイミングというのは出てくるというふうに思っております。

話戻りますけれども、決して急いだというつもりではなくて、当初からこのスケジュール感で私どもは作業を進めさせていただいてきてございます。その理由の一つとしては、議論になっていきます公共施設等管理計画、その個別計画が2020年の中で議論が進められていくという形の中で、今回の私どもの策定するその庁内の検討委員会というのは、各老朽化した施設を含めて、ほぼ各部全ての施設長、管理職クラスが数十名単位で加盟して、この立地適正化に対するある程度の共通認識、その施設の老朽化もありますし、都市機能を高める、そして人口減少の中で公共施設の場合であればしっかりそこに必要なものを打っていかねばならぬという私は認識というのはできつつ、私も長年市役所に勤務しておりますけれども、これだけ横断の管理職の方々の一つの計画物で情報交換ということで認識を新たにするというのは今回の計画の議論が恐らく、恐らくというのは私の知る範疇では本当にこれがスタートだったなというふうに私は今思っております、そういう状況を踏まえすと、今この12月から1月、2月にかけては新年度に向けての予算議論も当然ございますので、私ども役所の人間の悪いところではなかなか物事節目がつかないと次に頭を切りかえないという面もあるかもしれませんが、この立地適正化議論を含めて、次の予算議論の中でそれぞれの老朽化施設を抱える施設長なども含めて真剣にさらに議論を含めて準備、そして予算

議論、そういった形でそれが全てがすぐ身になるかどうかというのは建設水道部では言い切れませんが、私としてはこれが一つでも二つでも身になる形になるもの、早く市民の皆様にも少しでも形が見えるものになっていただければという願いとスケジュール感で作業させていただきましたので、この機会だということをお願いを申し上げているということでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） 見解の相違ですので、ここでいつまでも議論していてもしようがないと思いますけれども、私はレールに乗ったから進めるのだというのが一番やり方的にはだめだと思うのです。今名寄市にとって何が重要で、何をしなければいけないのか、何ができるのかを優先すれば、極端でないですけれども、4定の初日に出して最終日に議決するのか、来年の1定に出して最終日になるかどうかわからないけれども、そういうスケジュールになるぐらいにずれ込んだということを手元にしっかり伝えることが、それだけまちづくりに大切だというのは私は逆に絶好のタイミングだったというふうに思うのですけれども、それもレールにのっかって、そっちのほうがタイミングだという部長と私の考えは見解の相違ですので、これ以上ここは論議しててもしようがないので、やめますけれども、ならばこの計画20年間やって、2020年スタートして、2039年になったときの名寄市は、完遂年度にはどういう姿になっているというふうにイメージされているのですか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 立地適正化のそれぞれ細かい解說的に言わせていただきますと、複合化施設を初めとして20年後で大きくドラマチックにまちが変わったところまでなるかどうかというのは、正直まだまだそこまではないのかもしれませんが、ただ、私どもは今回の議論を

進める中で持続可能、そして人口減少の中で各施設など、そしてまた民間の皆さんとも力を合わせながら、そういった中で必要なもの、コンパクトシティー化を具体的に一步前に推し進められるかどうか、プラス、ネットワークを駆使しながら、その地域に少しでも安心して暮らせる環境づくりに全力を挙げるとというのが私は最大の使命だというふうに思っているところでございます。20年という期限を切っていますけれども、まだまだその20年後では御承知のように誘導施設では4年、5年に1つというような形で、そうなりますと20年ですから、4つ、5つという話になるのかもしれないけれども、ただそれはあくまでも計画でございまして、これは市民ニーズなり、急を要するケースなり、そういった場合は当然拍車をかけるべきだというふうに思っています、この20年の中で中心部にやっぱり少しでも市民の人の集うところ、集まる場所、そして名寄のまちで生活できる実感が少しでも向上する、そういったことを目指すのが私ども20年後のまちづくりの基本的なベースにある考え方だと御理解いただければと思っています。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） そのためには何が重要と考えていますか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 重要なのは、もう本当にあらゆる面での重要な形があると思います。当然公共でなすべきこと、民間の皆さんと力を合わせてやるのがそれぞれあるのだろうというふうに思っておりますけれども、計画というのは、議員御指摘のとおり、形骸化というか、絵に描いた餅にならないようにしっかりとしたモニタリングなり、計画実行、そして各種計画の関連の中から少なくとも1つずつ実現、達成させていただくことが市民の皆様にとっても、地道にですけども、一つ一つ進んでいく、目に見える形になるものがやっぱり市民の皆さんからの信頼をもち

取るものだというふうに思っておりますし、また市民ニーズというのも時代が変わればまた必要なものというものがふえるか、また変わってくるかという面もありますので、やはり誘導施策、誘導施設をしっかりと1つずつ実現をさせていくということに尽きるというふうに思っております。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） わかりました。

この後ちょっと具体的に計画の中の表現についてお聞きしますが、1の4の目標年次、午前中の山田議員もありますけれども、なお社会経済情勢の変化や国、北海道の動向、本市の人口、土地利用の動向や上位関連計画と整合、施策の推移と効果などを踏まえて随時見直しを行うものとしているということにしておりますけれども、見直しの前提条件、特に本市の人口、土地利用の動向についての条件及び適時適切という言葉を使っておりましたけれども、5年ほどの見直しにとらわれず柔軟性を持ち、適時に見直しというのは午前中答弁されております。ここで言う適時の意味合い、あるいは適切な意味合いというのは、どういうふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 深く意味合いというところちょっと難しい話になりますけれども、何度も何度も申し上げておりますけれども、今計画2039年までの20年間として設定をさせていただきます。10年、20年というと大変遠いような気がいたしますけれども、振り返れば案外あっという間というような期間なのかもしれませんけれども、当然人口減少を初めとして、その社会全体に及ぶさまざまな変動だとか経済状況もございまして、国の示すとおりの5年ごとにおおむね見直しなさいという考えに立ちますけれども、これからの名寄市内の土地利用を初めといたしまして、大きくその要素の一つにも議員御指摘の王子問題などももちろんあるのだろうというふうに理解をしておりますけれども、当然これ以上ないにこ

したことはないのですが、さまざまな不安要素というのはこれからの時代ふえてくることも予想だにしないところもあるかもしれません。そういった状況を鑑みながら判断などが遅れないように、かつ柔軟、臨機応変にというようなことが5年の意味合いでは思っておりますけれども、大きく左右する場合には例えば誘導施策、誘導施設等々も含めて大胆に見直すときは見直す対応というのは必要ではないのかなというふうに思っているということで御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長(東 千春議員) 佐藤議員。

○11番(佐藤 靖議員) 今の答弁を聞くと、本市の人口というのは来年10月が国勢調査ということで、そこでどういうふうに動くのか、あるいは土地利用の動向という今部長おっしゃるようにマテリアさんがどういうふうになっていくのか、そのままお続けいただけるのか、あるいはもう既に先が見えてくるのかというのも一つあると思いますけれども、そういう意味では5年ごとということにとらわれないで、随時、適時、要するに判断がおくれないようにやるという方向でいるということですのでよろしいですね。よろしいですね。確認だけ。よろしいですね。そういう確認をさせていただきます。

それでは次に、2の1の地域分析に基づく地域の特徴と課題の1、市街地形成の変遷において少なくともこれ以上の市街地の拡大を極力抑制する必要がありますが、そのための規制をどのようにしていくのかは今後の検討課題ですとし、課題にも市街地の拡大を極力抑制する方策の検討しておりますけれども、具体的に現段階において想定される抑制方策というのはどのようにお考えですか。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 計画書でいうと5ページが今議員御指摘のところではないかなと

いうふうに思っています。御指摘のように、ほかの自治体もそうですけれども、どんどん郊外地に市街地が広がる傾向というのは、私ども名寄ばかりではなく、工業地域なり、またはかつては農業地域というか、そういったところまで商業施設なりが、そしてまた個人住宅などが大変広がって、先ほども申し上げた南のほうに広がりつつあるという形で、本当に変化がここ10年ぐらいの間に大きく生まれてきていると思います。これは、議員も同じように理解いただけると思うのですが、全体的な人口減少の中でいけば当然人口の低密度化というのがこれにますます拍車をかける状況でございまして、さまざまな住民サービスを担う本市としても、その状況をしっかりと維持していくについても大変な課題が生じてくることになってございます。いきなりそれを小さくというか、そういう方策というのはなかなかこれは難しいというふうに考えておりますけれども、まずは今回の立地適正化の議論の中での機能誘導区域や居住誘導区域、これはもう時間のかかる話だというふうに思っておりますけれども、魅力あるまちづくり、公共施設の配置なども含めながら、中心部の利便性をまず上げていくということもございまして。

また、計画書の47ページだっと思っておりますが、国の方策なども含めてそれ以上拡大させないためのこれは国の示すこういった土地利用の規制という手段、方法というところでもございますけれども、現状いきなり大きく切りかえるということではなくて、先ほど申し上げました緩やかな誘導が基本でございますけれども、国の示す中には47ページでございますように特別な用途地区、または制限地区、居住調整区域ということで、詳細は申し上げませんが、一定程度の条件をつけるなり、一定程度の規制なりという考え方もありますけれども、これについては当然慎重の上の慎重の審議が必要でございますので、こういった合意が必要な場合は当然都市計画審議

会など十分お諮りしながら議論を進めるべきだというふうに思っ、私どもやはり一定程度しっかりと、無秩序なそういう開発というよりも秩序を持った形での都市計画をつくっていくべきだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） これは、こういう計画の中に市街地の拡大を極力抑制する方策の検討、あるいは2の4のイでも工業地域などへの住宅の拡大を防ぐ政策が必要と。要するに法規にのっとって規制をするよという、こういう強い姿勢を出すというのはいかなものかなという、それこそ今の部長の答弁でないですけれども、ちゃんと具体性があるのなら別だけれども、要するにおどしと捉えられかねないような、そんなことできないよと捉えられかねないような言い方は、言い直しはちょっと考え物だというふうに思ひます。

また、もう一つ、エの中で、一方徳田、豊栄地区は人口減少下で収益が減った場合の大型商業機能の継続性について慎重な検討が必要となります。市の計画で、20年の計画でなりわいとやっている大型店に対して、民間企業に対して継続性について慎重な検討が必要であるという表現が適切であるのか。もう既に例えばあそこのイオンさんなんていうのは名寄商工会議所の会員さんになっていただいて、イエロー何とかの日にはごみ拾いとかいろんな奉仕活動もされているところに対して、人口減少下で収益が減った場合の大型商業機能の継続性について慎重な検討が必要だと行政側が言うというのは、余にも非常識、大変失礼な、非礼な文章ではないかという認識を持ちますけれども、どういうふうに部長はお考えですか。

○議長（東 千春議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今議員の言った大型商店の継続、そして今後について慎重な検討が必要でありますという記載でございますけれども、

も、将来にわたるまちづくりを目指していく上で、一方市内中心部、商業店等々も含めて大変厳しい現実が御承知のとおり状況だというふうに思っています。そういう意味合いも含めて、交通面だとか今後の施設機能なども含めて、一方では中心部に力を入れていこうという今回の計画でございます。今回大型商店の機能の継続性については、実はこの策定委員会の中でもかなり御意見というのはいろいろ出ましたし、日常ふだん市民の皆さんの中でも大型商店に対するさまざまな御意見、お考えというのはあるのだろうというふうに思っています。決して先ほどお名前が出た商店を云々ということではなくて、数多く徳田地区にはございます。また、御承知のとおりだと思ひますけれども、北海道内外含めまして今流通業界、大型ショッピング店等々が例えば縮小するだとか、店を断念するだとかというのは全国的にかなりの事例が道内等々でも出てきておりまして、決してそのことを私どもは、市民の皆さんもそうですけれども、やはり頭の中にその心配というのは離れないのだろうというふうに思っています。先ほどのお名前出たお店なども含めて、先ども私申し上げたかもしれませんが、市民生活や近隣近郊の皆様の生活をしっかりと支えていただいている現実を十分理解していただいて、私も知っているつもりでございますけれども、全国的なそういう流通業界、大型商業店の動向の中では一抹の不安というのがあるのが事実でございます、何かあったときには十分さまざまな慎重な検討が必要になるという意味合いだということで御理解いただければなと思ひます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 佐藤議員。

○11番（佐藤 靖議員） いずれにしても、これは前の都市マスのときにもこういう表現があった、非常に非礼ではないかということで訂正をしたのですけれども、今回またこういったことで、やっぱり名寄市民の中にそういう意識は強いとい

うこと、これ20年間の計画ですから、当然ながらそういう意識があるということですので、そこはちょっと是正をする、これから進めるに当たっては是正をすべきだというふうに思いますし、もう一つ、今の部長の話にもちょっとありましたけれども、公共交通を含めてどうしていくのかという、徳田、豊栄地区の公共交通網を強化することは厳しい状況にありますという表現をされておりますけれども、これも最後市長にお伺いしますけれども、これも全国市長会のさっき言った中で話題になっているのです。今の高齢化や免許返上、いろんな課題があったときに、コンパクトシティープラスネットワークという構想で、都市計画と公共交通の一体化ということを考えていかなければこれから地方は成り立っていかないと。そういう意味で立地適正化の中でもしっかり考えていこうよというのは全国市長会の都市計画シンポジウムで話し合われたことですので、市長はこのコンパクトシティープラスネットワークという考え方については、どういうことを考えていらっしゃるかお聞きして終わりたいと思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) まさにコンパクト・アンド・ネットワークの考え方で今回の都市計画マスタープラン、立地適正化計画も策定されたと思いますし、当然この計画と公共交通網形成計画、これも逐次見直していきながら、リンクをさせていくということになっております。今回いろんな議論の中で、風連、名寄、それぞれのJR駅を中心としたいわゆる居住あるいは都市機能の誘導地域が設定されたということもありますので、ここはやっぱり公共交通の重要性も鑑みてこういったことになっているというふうに思います。改めて今後公共交通のあり方についても、とりわけ少子高齢化が進んでいく中で拠点分散、拠点、拠点になっていく中でのネットワーク、結びつきというのは非常に重要だというふうに思っていますので、今後計画の中でまた具体的なことは議論を進めて

いきたいというふうに考えております。

○議長(東 千春議員) 以上で佐藤靖議員の質疑を終わります。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○10番(川村幸栄議員) ちょっと細かい話なのですが、何点かお聞きをしたいと思います。

居住誘導区域にかかわってなのですが、風連地域も名寄地域も駅のいわゆる駅裏のところが入っていないということなのですが、その要件に対しての図を描いていただいているのですが、しかし防災のところから見るとこのところも含まれていいのではないかとこのように考えるのですが、このところが抜けたところについてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて緑丘団地公営住宅があります。ここもちょっと高台になっている状況の中で、防災の観点からいうと名寄でいえば水害のことが一番心配になるわけですが、こういったところでいうこの地域の緑丘団地のところの押さえ方、捉え方、このところをどういうふうに思っているのかお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 天野建設水道部長。

○建設水道部長(天野信二君) 今川村議員から御指摘いただいたように名寄地区でいいますと線路を挟んでどうなのかという議論でございます。これは、策定委員会等々で大変議論というか、居住誘導区域の線引きというか、大変議論がございまして、ただまちのこういう区域を区切る場合JR線というか、旧鉄道の線の一つの区切りにするというのは、これはまちづくりの計画の考え方の一つでございまして、その要素を取り入れて、基本的には駅前という形でさせていただいたという経緯がございまして、ただ東地区が全くだめだとかということではなくて、先ほどから申し上げていますとおり、数十年、計画は20年でございすけれども、恐らく20年後にまたさまざまそ

のまちの都市計画のあり方というのがありますけれども、あくまでも緩やかな居住を促すというレベルでございまして、決して私ども東地区をちょっと言葉、表現適当でないかもしれませんが、決しておろそかにとか、軽んじているとか、そういう意識は全くございませんので、当然これからのまちの中での利便性の中で考えられていくものだというので、どうしても都市計画的なものでは線路があることによって言ってみればまちの区切りは一つとらざるを得ないということで御理解いただきたいと思っています。

また、緑丘の公営団地の関係でございまして、これ御承知のとおり順次今改修作業などもさせていただいて、とりわけ高齢者の方だとか障がいをお持ちの方だとかに大変こちら居住させていただいて、公営住宅についても今すぐ例えば公営住宅を居住誘導区域のエリアの中にすぐ建てかえとか移すとかということは、物理的にも現実的にもなかなかできません。公営住宅については、川村議員御承知のとおり、公営住宅の長寿命化計画の中でまだまだ、まだまだと言ったらおかしいのですけれども、しっかりとした機能、役割を果たしていただくという形になっています。全体縮小していくという、縮小というか、人口減少に合わせて公営住宅の数も少し切り込む形にはなっておりますけれども、当然必要とされる戸数等々についてはしっかりと提供できる形というのはこれからも変わらない形で、とりわけ今住宅のセーフティネットだとか、そういう高齢者の方だとか障がいをお持ちの方々も含めて、かなり福祉的な面をカバーする公営住宅のあり方というのがありますので、これについては決して簡単にはないがしろにするとか、そういう考えは毛頭ございませんということで御理解いただければなと思っています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今本当に大事な視点でお話ししていただいたかと思っています。若干

補足させていただきますけれども、人口のほうは先ほど来の議論の中で一つ話題になっておりますけれども、社会保障・人口問題研究所ですか、社人研のところで名寄市の推計、2020年で人口が2万7,361人、今現実11月現在で、住基台帳ですけれども、2万7,301人ですから、1年前倒して人口が減ってきているという状況であります。これが何を意味するかというと、まちの面積自体は簡単には縮小できないけれども、人口が減るということは、スポンジ化といいますけれども、穴があいていくということになります。となると、これは先ほどの中心市街地、あるいは居住誘導区域以外の部分にも十分かわってくることで、ここの部分をどうしていくかというのは非常に大きな課題だと思っています。特に東地区におきましては、今御指摘のあったような施設等も並んでおりますので、土地の有効利用ですとか、そこでどういうふうなコミュニティーつくっていくか、核になるのが団地になるかもしれません。そういったことも含めて、あわせてこれは市の方針、また市民の皆さんのいろんな意見も聞きながら進めなければならない問題だと認識しておりますので、決して天野部長が言ったとおりそういうことで線引きしたからここは手をかけないとか、そういうような意識ではございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今御説明いただいたように、さきの総括質疑の中でも議論があったようにコンパクトシティに向けての取り組みということでは理解をしながらも、やはり線路があって、鉄道があって、ちょっと不便さもあるというのがあるかもしれないのですが、しかしその不便さをクリアしていただくということも今後のまちづくりになっていくのかなというふうに思っております。今の副市長の御答弁いただきましたけれども、高齢化が進む中も含めて取り組みを進めていただきたいと思っておりますし、公営住宅につい

でもやっぱり防災の視点を重点に置きながらの今回のこの計画であります。そのところでいうと、ここも大事なところだなというふうに私は思っていて、ぜひともそういう安心できる場所を大事にしていていただきたいというその思いをお伝えして、終わりたいと思います。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第4 議案第26号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市社会福祉協議会が運営をする居宅介護支援事業所における介護報酬の不適切な事務処理に対し、監査等の適切な手続を行っていなかったこと、また名寄市振興公社の経営に関しまして適切な監督等がされていなかったこと、また名寄市振興公社が収益向上を図るために北海道市町村職員共済組合発行の指定宿泊施設利用助成券

の使用を促した件で市として十分な利用条件等の確認を行わなかったことから、この間関係者を初め市民の皆様に多大な御不安と御心配をおかけをしたことに対しまして、執行責任者として私と副市長の給料月額削減措置を提案するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第5 意見書案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書、意見書案第2号 地域医療を守り公立病院等の維持・存続を求める意見書、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外1件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外1件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 決議案第1号 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

塩田昌彦議員。

○14番（塩田昌彦議員） 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の再考を求める決議。

昭和34（1959）年4月22日、当時の名寄商工会議所から名寄市議会議長に対し陳情書が提出されております。それは「王子製紙工場誘致に関する陳情書」と銘打たれ、文面で「市制施行以来急速なる躍進をしておりますものの、繁栄発展の基軸となる産業においては商業の発展に比し、工業は何等見るべきものが無く、市当局をはじめ吾々商工人の最も遺憾とするところであります。この時に当たり、王子製紙の歴大（ぼうだい）なる新工場が話題になり、商工業は千載一遇の好機として一大関心を寄せ、その誘致を熱望し居る次第です」と訴え、まさに名寄市の経済界の核として王子製紙誘致に市民総意で取り組みました。

残念ながら、王子製紙第三工場の誘致は実現しませんでした。翌昭和35（1960）年に王子マテリア名寄工場の前身である天塩川製紙名寄工場が起工され、以来、設備の増設更新等を重ね、名称は「北陽製紙」「王子板紙」そして平成24（2012）年から「王子マテリア名寄工場」として、常に名寄市の経済界をリードし、まさに市民とともに歩む名寄を代表とする企業であり続けています。

しかし、今年10月4日、令和3（2021）年9月に2号マシンを停止、王子製紙苫小牧工場へ移設し、翌令和4（2022）年4月稼働、3号マシンは令和3（2021）年12月停機の通知を受け、市内経済の根幹を揺るがす事態が懸念

されています。

市内では、再考を求める署名活動がかつてない規模で繰り広げられ、当然ながら名寄市議会も賛同団体に名を連ね、この間、議員一人ひとりが署名活動にも参画しました。

市民一人ひとりが健やかに過ごせる都市（まち）とすべく、市と議会が一体となって総合計画、都市計画マスタープラン、そして立地適正化計画を決議し、道北のみならず、北海道、さらには国内に誇れる名寄を創造すべく取り組む際、大きな柱の1本となっていたのが経済界はもとより、市民生活を根幹で支えていただいている王子マテリア名寄工場であります。

本市議会といたしましては、王子マテリア株式会社の種々の事情は理解しながらも、生産品集約の影響が計り知れないことに鑑み、さらには、これまで60年間ともに歩んできたパートナーとして、名寄工場生産品集約の再考を求めます。

以上、決議する。

令和元年12月20日、名寄市議会。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

本件については、全議員による提出でありますので、この際質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

決議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されて

おりますので、これをもって御了解をお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、高橋伸典委員長。

○総務文教常任委員長（高橋伸典議員） 総務文教常任委員会の視察報告を申し上げます。

10月16日、苫小牧市の自主防災組織について、10月17日に札幌市のどうぎんカーリングスタジアムの運営主体と競技団体によるスポーツ振興について及び夕張市合宿の宿ひまわりの廃校再活用について、10月18日に当別町官民共同運行コミュニティバスの状況について、それぞれ行政視察を行いましたので、主な内容について御報告を申し上げます。

初日は、苫小牧市の自主防災組織についてを学びました。苫小牧市は、地理的に甚大な危険が指摘されている地域特性を有しており、災害発生時における行政の防災活動には限界があることから、みずからの命はみずから守る必要があることが確認され、取り組みが進められました。さらに、行政、消防本部、消防団、町内会連合会で平成28年に自主防災組織推進機関を設置し、60の町内会が加入し、自主防災組織結成マニュアルの作成、出前講座、自主防災組織活動助成金制度、自主防災組織未結成町内会を対象とした説明会及び個別

訪問、全町内会参加型の自主防災組織説明会を年1回開催するなど、防災意識の向上と未結成町内会の組織立ち上げの機運の醸成を図っております。

サポート体制としては、自主防災組織立ち上げの際、町内会の代表と防災組織の役員の重複方式の奨励、自主防災組織活動助成金として事業費の2分の1、上限3万円を助成、組織活動時に防災資機材セットの貸与、防災出前講座への職員派遣と防災訓練の企画及び実施への支援、防災訓練資料及び資機材を貸し出し、訓練への支援を行っています。

避難行動要援護者支援制度は、平成28年度から介護保険の要介護者3以上の在宅生活者、身体障害者1級、2級及び知的障害者療育手帳A、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を避難行動要援護者名簿に登録し、対象者に対して情報の提供の同意確認の後42の町内会に名簿を提供、避難支援の個別計画及び共助活動に反映させているとのことでした。

災害はいつ起こるかかわからないことから、名寄市においても自主防災組織の立ち上げ及び避難行動要援護者名簿を早急に作成することにより、共助活動の支援が進むことが必要と痛感いたしました。

2日目は、札幌市のどうぎんカーリングスタジアムの運営主体と競技団体によるスポーツ振興について学びました。どうぎんカーリングスタジアムは、平成24年9月に鉄筋コンクリート造2階建て、シート数5シート、固定席208席、車椅子16席、総工費17億5,700万円で、国内初の通年型カーリング専用の公共施設として竣工し、子供や高齢者、障がい者の方でも利用しやすいバリアフリー構造となっていることから、年間6万人に利用されています。また、ネーミング事業として6,087万5,000円、年間577万円の協賛金を納付し、どうぎんカーリングスタジアムとしてスタートいたしました。

普及振興については、子供向け指導プログラム、

レベル別カーリングスクール、カーリング教室や観光客向けカーリング体験の開催をしています。ジュニアアスリートの育成では、ジュニアカーリングスクールや小学生放課後カーリング体験やウィンタースポーツを体験してもらい、興味を持ってもらえるよう取り組んでいます。生涯スポーツの取り組みでは、初心者も定着してもらえるよう土曜日の夜に一般開放やカーリング協会が60歳前後の方の普及を行い、地域のレクリエーションとして利用されていました。

平成30年の稼働率は97%であることから、施設の有効利用と成果を知ることができました。名寄市の状況を念頭に置き、競技スポーツと生涯スポーツ両面における有効利用について見識を深めることができました。

午後からは夕張を訪問し、合宿の宿ひまわりの廃校再活用についてを学びました。人口減少と鉱山廃鉱に伴い閉校となった北海道夕張北高校は、当初夕張市の宿泊施設ファミリースクールひまわりとして使用され、安価で団体合宿の受け入れをしていました。しかし、市の財政破綻に伴い、中国資本の加森観光グループに経営を移行して現在に至っております。施設は4階建てで、6人と8人部屋が42室と20人部屋が8室、体育館、武道場、浴場、食堂等多くの競技に利用できるサッカー場等があり、年間3万人の合宿宿泊者があります。その宿泊者に対してスタッフは6人のみで、フロント、掃除、食事の準備など全員で作業を行い、運営をしているとのことでありました。民間資本の導入についても今後参考にすることができました。

最終日に当別町の官民共同運行コミュニティバスの状況についてを学びました。当別町では、路線バス、福祉バスの2路線のほか、医療機関送迎バスと住民を対象とした地域限定住民送迎バスなど、バスの運行にかかわって重複路線や利用者が限定されている面で課題を抱えていました。そこで、平成17年、当別町バス交通体系調査検討委

員会を設置し、路線や運行形態の検討を行った結果、従来の取り組みを損なわないよう1路線200円、乗り放題の応援券、病院関係者や大学生や病院通院者に対して無料チケットの発行をすることで一元化に成功し、翌年から4路線7系統87便を4台のバスで行う実証運行を開始しました。実証運行初年度は、平日87便、休日30便の取り組みを2回のダイヤ改正と路線変更や新規路線の構築を進め、国土交通省公共交通活性化再生総合プログラムを実施しました。2年目は、2回目のダイヤ改正と路線変更、大型スーパーへの新規路線の構築、地域公共交通活性化協議会の設置を行いました。平成20年からは、JR最終便に合わせた深夜バスの構築、物流バスの構築やノンストップバス導入、バイオディーゼル燃料によるオフセットクレジット排出権取引を実施し、平日80便、休日28便の本格運行路線をつくり上げました。また、安全性が確認されたことにより、運行路線内の5カ所に手を挙げてフリー乗降区間も設置されています。

先進的な市街地区内デマンド型交通を導入したり、バイオディーゼル燃料、オフセットクレジット、太陽光発電を設置し、再生可能エネルギー活用にも努めている状況を学び、過疎化、少子高齢化の波が急激に訪れる中、地域の可能性と特徴を生かしつつ、住民の声に応え、決して立ちどまらず前進することが重要との言葉に名寄市も利用者の利便性に配慮した運行を果たすべきと強く感じました。

その中で、当別町は三菱商事の常務顧問をされた現町長が町民から首長らしく行政にありがちなだめだ、だめだと言う議論は認めないという姿勢を堅持、施策に取り組んでおります。また、私たちが行ったときに職員全員が立ち、いらっしやいませ、帰るときはお帰りなさいというふうに言われておりました。全員にそれをするのですかと言いましたら、住民の方にもやるということで、すばらしい姿勢を見てくることができました。

詳細については、議長に提出しておりますので、御一読いただくことをお願いし、総務文教常任委員会の視察報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 続いて、市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 市民福祉常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会では、高齢化社会における健康寿命の延伸についてを調査研究のテーマとし、11月5日から8日までの4日間、新潟県妙高市、見附市、千葉県佐倉市、鴨川市、神奈川県茅ヶ崎市の5カ所の行政視察を行いました。

妙高市では、健康長寿目指せ元気100歳運動事業について視察いたしました。基本理念として、住みなれた地域でともに支え合い、助け合い、自分らしく暮らし続けることができ、個人の尊厳の保持と自立した生活ができる地域共生社会の実現を目指し、日常生活の中でまちぐるみの助け合い、支え合いの仕組みづくりを行っていました。健康に対する取り組みでは、平成25年に元気いき健康条例を制定し、同年に第2回健康寿命をのばそう！アワードで厚生労働省から優良賞を受賞するなど、健康を軸とした交流の拡大を図るため自然や温泉などの資源を生かした妙高型クアオルトの拠点となる妙高高原体育館が平成29年に開館し、健康保養地プログラムの市民への普及など取り組みが進められています。

人生100年時代を迎え、平均寿命に健康寿命をいかに近づけるかを目的に、社会参加が希薄になる70歳代に的を絞って、参加しやすい同窓会開催に着眼し、肉体的、社会的、精神的衰えをサポートし、フレイル予防対策に向けて担当職員が市民とともに汗をかいている状況が顕著に見られました。当市において現在進められている地域包括ケアシステムの推進とフレイル予防に向けて大変参考になりました。

見附市では、ごみ収集と分別方法について視察を行いました。名寄地区衛生施設事務組合では、炭化施設が老朽化し、更新時期を迎えています。名寄地区でもごみの中間処理施設建設に向けて作業が進められていますが、高齢者や転勤者がわかりやすいごみの出し方と分別方法を考える中で、プラスチックの処理や分別の考え方、機種選定を進める際の具体的な状況について学ぶことができました。名寄地区においては、炭化センターの運転管理職員の技術の蓄積を活用し、この地域に適した機種、運転管理方法とともに、建設費を考えることが必要だと感じました。

佐倉市では、可能な限り住みなれた地域で日常生活が営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築、推進を図ることを基本目標に、重点施策である認知症にやさしい佐倉推進事業について視察いたしました。推進事業では、認知症の理解を深めるための普及や啓発、介護者を支えるネットワーク強化、家族の視点を重視した優しい地域づくりなどを重点的に取り組んでいました。旧町村のコミュニティーをベースに日常生活圏域を5つに設定し、それぞれに地域包括支援センターを設け、地元業者、自治会や地域コミュニティーが一体となって認知症の取り組みが行われていました。認知症の早期発見、治療、対応と支援を目的とする認知症の本人や家族と行政や介護関係者、医療機関の連携を図り、情報共有するさくらパスの活用や高齢者見守り協力業者ネットワーク事業など、高齢者を多方面からさりげなく見守ることが重要であると理解を深めることができました。

本市においても人生の先輩たちが認知症になっても安心してこの地域に住み続けていただくことが委員会のテーマでもあり、先進的な取り組みを学ぶことができました。

鴨川市では、地域包括ケアシステムの構築について視察いたしました。地域包括支援とはについて改めて考える機会となりました。相談支援に対し縦割りから横断的な相談支援へ、庁舎内の課を

超えた関係職員の意識改革を行うために、月2回から4回定期的に勉強会や打ち合わせを実施していました。それは、住民の視点に立って相談を受けとめることと強調され、役所内の壁を取り払うことで解決につなげたとのことでした。対象者ごとの個別支援から家族を視点に自立した生活支援へと意識変化があり、職員間の互いの仕事、役割の理解による円滑な業務遂行へとつながっています。地域が持つ健康福祉の課題をしっかりと分析し、国の取り組みや制度を把握し、常に住民に寄り添いながら住民の視点に立つことを重点に置き、待っているのではなく住民の中へ出かけていく姿勢を学びました。地域の中で複合的な課題を抱えている要支援者を包括的に相談支援につなげていくことの重要性を学ぶことができ、当市に反映できるよう努力したいと思います。

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎基幹型地域包括支援センターについて視察いたしました。茅ヶ崎市は、元来より地域コミュニティの基盤がしっかりとしており、そのため委託型地域包括支援センターを各地区に設置するに当たって、協議会単位の設置がスムーズに行われてきたと思われます。また、各センター単位に福祉の総合的な相談窓口、福祉相談室が設置され、地域において身近な相談に対応できる体制が構築されていました。高齢者に「わたしの覚え書き～希望のわだち～」と題したエンディングノートの冊子や認知症ガイドの配付など高齢化社会に対応した施策の整備が進んでいました。しかし、高齢化の進行に伴い、包括支援センターの業務のウエートが高まり、兼務発令で対応している基幹型の行政職員の事務量の増加が懸念されました。本市においても、相談件数の増加や複雑化に対応するため、適正な人員配置を行っていく必要があると思われます。また、これからも地域ネットワークをより充実し、地域住民のニーズに速やかに対応できる体制の強化が求められます。

市民福祉常任委員会の果たすべき役割の先進地

を視察させていただきました。輝く自治体には、輝く担当者がいました。私たちのテーマ、高齢化社会における健康寿命の延伸についての調査研究に全力を尽くしてまいります。

詳細につきましては、議長に提出していますので、御一読いただきますようお願いいたします。

以上、市民福祉常任委員会の視察報告といたします。

○議長（東 千春議員） 次に、経済建設常任委員会、山田典幸委員長。

○経済建設常任委員長（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、令和元年度経済建設常任委員会の行政視察について御報告申し上げます。

11月5日から8日の4日間の日程で滋賀県高島市、滋賀県守山市、三重県津市、三重県伊賀市の計4カ所にて行政視察を行いました。

滋賀県高島市では、地域産業を生かした取り組みとして、高島市マキノ農業公園マキノピクランドを視察いたしました。マキノピクランドは、農事組合法人マキノ町果樹生産組合が高島市から指定管理を受け、複合観光果樹園と都市交流施設整備による地域活性化を目的として運営している施設です。果樹園ゾーンは、ブドウ、サクランボ、リンゴを植栽し、体験する観光果樹園、パークゾーンには地域の農産物や加工品を集積し、観光客へ直売と地場製品の紹介を行う生産物販売施設としてフルーツ・ベジタブルハウスを整備し、また隣接するレストランでは地場産食材を利用した料理を提供するなど、地域産業を生かした営業展開、施設整備により年間13万人から15万人の来園があり、地域産業の振興と観光振興による地域経済の活性化に寄与しています。

高島市は、京阪神への観光客が通過するいわゆる通り道に当たり、滋賀県全体で取り組んでいる琵琶湖を一周する観光周遊圏であるリゾートネットワーク構想の一員として、いかに観光客の足をとめるかが集客増のポイントであるとの説明を受け

ました。地域産業を生かした取り組みはもちろんのこと、観光振興の面においても地域一円での観光ルート構想としての取り組みは、当市を含めた道北地域の産業と観光の振興策においても参考となることが多くありました。

滋賀県守山市では、中心市街地活性化推進の取り組みについて視察を行いました。京阪神都市圏のベッドタウンとして人口が増加し続けている守山市では、のどかな田園都市をまちづくりの基本理念として掲げており、都市と田園地帯が調和した土地利用を推進しています。

守山市の第1期中心市街地活性化基本計画において行政が半歩先を歩み、民間がそれに続き、にぎわいの小規模連鎖を生み出すことを目的に3つの取り組みが行われました。1つ目に、文化を生かす取り組みとして中心市街地に交流プラザの整備、教育施設、小学校と幼稚園の合築、中心市街地交流駐車場の整備などを行い、2つ目に水と緑を生かす取り組みとして水辺遊歩道ネットワークの整備、あまが池親水緑地の整備、3つ目に歴史を生かす取り組みとして歴史文化まちづくり館の整備、中山道守山宿街なみの修景などを行いました。特徴的な事項として、中心市街地活性化の連携推進体制として行政、商工会議所、まちづくり会社、文化体育振興事業団の4団体が月に1度連絡会議を開催し、情報共有と事業の取り組み連携を積極的に行っており、まちづくり会社のゼネラルマネージャーが実質的なプレーンとなり、行政と民間のパイプ役となっているとのことでした。また、明確な中心市街地活性化区域の設定とコンセプトにより、中心市街地にテナントと分譲マンションが併設されたビルの建設による人の流れづくりや歴史や文化を生かした町並み形成と案内表示の充実による回遊性のある歩行空間の整備が行われておりました。今後の当市における立地適正化計画の推進、コンパクトシティー化に向けての取り組みにおいて、計画の連携推進体制や明確なコンセプトに基づくまちづくりの重要性などを改め

て認識した先進事例でありました。

三重県津市においては、城山クラインガルテンを視察いたしました。クラインガルテンは、ドイツ語で小さな庭という意味で、滞在しながら農作業が行える滞在型市民農園です。1990年代、城山地区が荒廃し、野生動物のすみかになっていたことを心配した住民が旧美杉村役場に相談し、クラインガルテンの将来性に目を向け、整備に向けた会合を重ね、地域の同意を得て、地域住民9人の共同出資で1998年より運営が開始されました。利用区画数は27区画で、現在19区画の利用となっており、特に大阪、名古屋方面からの利用者が多く、別荘としての利用や年間300日滞在する人までさまざまのことで、中には会社の職員研修としての利用もあるとのことでした。農機具や軽トラックなどの貸し出しが行われており、農家から直接の指導も受けられるとのことでした。

グリーン・ツーリズムとしての取り組みについては、地元のグリーン・ツーリズム推進委員会は都市との交流活動やクラインガルテンを拠点とした自然観察会や田舎暮らし体験を実施しております。また、名古屋産業大学との協定に基づき、インターンシップの受け入れ及びインターン中の宿泊棟無料提供を行っているとのことでした。

利用者同士や地域住民との交流については、夏祭りや餅つきなどを行っており、当初は運営者が企画をしていたものが現在は利用者が企画から準備まで行うようになっています。

農業を生かした田舎暮らしやグリーン・ツーリズムの取り組み、都市と農村の総合交流、遊休地の活用など、立地条件や環境に違いはあるものの、当市としての今後の取り組みに参考となる施設でありました。

三重県伊賀市では、古民家等を活用した中心市街地活性化の取り組みについて視察を行いました。人口減少に伴う空き家の増加により、中心市街地の空洞化が進行していた伊賀市においては、歴史的風致維持向上計画、伊賀市立地適正化計画、古

民家等再生活用指針等に基づき、忍者の里伊賀に代表される町家や長屋、武家屋敷などの歴史的資源と古民家などを生かしたまちづくりを進め、中心市街地のにぎわいと移住者、観光客の増加を目指すことを目的として各種事業が推進されております。また、それらの計画と連動する空き家対策包括連携ネットワーク事業を関係7団体と協定締結し、データベース化された空き家活用カルテは移住定住活用型と地域活性型に分けられ、古民家等再生活用計画の具体策として活用され、地域ごとの特性を生かしたゾーニングに合わせて整備方針を定めています。特徴的な取り組み内容として、分散点在する古民家を再生活用した分散型ホテルに滞在する伊賀流ステイ城下町ホテル化事業を新たな観光の概念として、ホテル周辺には同じく古民家を活用した体験施設やレストラン、カフェ、ギャラリーなどを配置し、顧客ターゲットをメインターゲットとしてインバウンドを含む観光客、サブターゲットとしてリモートワーカーの移住や企業誘致とし、観光振興と中心市街地活性化、移住促進を推進しています。

伊賀市の取り組みから地域の特色や歴史的、文化的価値のあるものを洗い出し、まちづくりのランドデザインを多面的に模索していくことの重要性を改めて認識したと同時に、今後の名寄市の中心市街地活性化を含めたまちづくりを進めていく上で大変参考となる事例でありました。

以上、経済建設常任委員会の行政視察報告いたします。

○議長（東 千春議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをおもちまして、令和元年第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時48分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 今 村 芳 彦

質 問 通 告 表 (一般質問)

令和元年第4回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	東 川 孝 義 (P 38)	1 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について (1) 生産品集約の発表を受けてからの対応について (2) 製紙業界の現状と動向について (3) 今後の対応について 2 スポーツ交流イノベーション事業推進に向けて (1) 組織体制について (2) 事業期間の主な取り組みについて (3) 事業に関わる庁内外との横断的連携について
2	今 村 芳 彦 (P 48)	1 不祥事に対するマネジメントについて (1) 名寄市に対するマイナスイメージの払拭について (2) 市政執行における市民との関わりについて 2 働きたい若者向けの就業支援について (1) 平時からの骨太な就業対策について (2) 大規模企業等の撤退に関する対応策について 3 スポーツにおける新しい流れを求めて (1) eスポーツの推進について (2) 名寄市立大学でのスポーツ関連教育について
3	遠 藤 隆 男 (P 60)	1 若年性認知症への支援・理解について (1) 認知症の現状と今後の推移について (2) 若年性認知症への支援について (3) 介護施設の整備状況と課題等について (4) 若年性認知症への理解の促進について 2 成年後見制度について (1) 成年後見センターの支援体制及び現状と課題について (2) 成年後見制度の課題対策及び考え方について

<p>4</p>	<p>倉澤 宏 (P 68)</p>	<p>1 令和2年度予算編成について (1) 予算要求額における上限の設定について (2) 今年度予算から見る事業の選択と集中について (3) 市民ニーズの的確な把握について 2 公共施設の整備計画及び管理状況について (1) 老朽化施設の整備計画について (2) 既存施設の維持保全に関する診断について (3) 未使用施設の維持管理と今後について 3 労働人口減少下における人材の確保について (1) 現状の認識と分析について (2) 人材確保困難職種対策について (3) 人材育成対策について</p>
<p>5</p>	<p>五十嵐 千絵 (P 79)</p>	<p>1 地域で取り組む部活動のこれからについて (1) 市内各中学校における部活動の現状と課題について (2) 市内各団体や少年団との連携について (3) 地域で支える部活動運営のこれからについて 2 子ども・子育て支援について (1) 子育て世代の労働実態について (2) 保健センターの役割について (3) 子ども・子育てに関する情報の取得について</p>
<p>6</p>	<p>佐久間 誠 (P 92)</p>	<p>1 市政運営におけるコンプライアンスの推進について (1) 行動指針の確立に向けた考え方について (2) 高い規範意識の保持をどのように醸成するか (3) 市民への誠実・公正な対応の徹底について 2 大雨・洪水からの被害を防ぐために (1) 北海道が管理する河川に関して ① 忠烈布貯水池下流の忠烈布川改修計画について ② 本市に関わる排水路・橋・頭首工(取水堰)など関連構造物について ③ 本市に対する会議等への参加案内について ④ 北海道管理河川等の本市としての調査について (2) 環境アセスメント等に関する市の関わりについて 3 道路の安全確保について (1) 狭隘な道路の安全対策について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ① 幅員が狭く通行者に危険な道路の改善策について ② 大型化する農業用機械に支障のある路肩の雑木等の処理について
7	塩田昌彦 (P102)	<ul style="list-style-type: none"> 1 介護事業に関わる名寄市の実情と対応について <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護保険法に基づく事務の権限委譲について (2) 介護サービスの基盤について (3) 介護給付適正化事業の推進について 2 なよろ市立天文台「きたすばる」開台から10年を迎えて <ul style="list-style-type: none"> (1) 天文台設置に関する当初の目的達成について (2) 教育における天文台の役割について (3) 天文台が果たす観光への役割について (4) 今後の天文台が担う方向性について 3 行財政改革について <ul style="list-style-type: none"> (1) 人口減少が加速する中、職員の定員適正化に向けた取り組みについて
8	三浦勝秀 (P114)	<ul style="list-style-type: none"> 1 中心市街地活性化について <ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニティスペースの拡充について (2) 街並み整備事業について (3) 民間事業による賑わい創出について 2 観光事業について <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内事業者との連携による機運醸成について (2) 観光事業における組織体制について (3) 情報発信について
9	富岡達彦 (P124)	<ul style="list-style-type: none"> 1 男女共同参画と性の多様性の認知について <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取り組みとこれからの取り組みについて (2) 各種ハラスメントの対策について (3) SOGI（性の多様性）の認知と包摂的な取り組みについて (4) パートナーシップ宣誓制度について 2 JR宗谷本線の維持存続について <ul style="list-style-type: none"> (1) 宗谷本線の存在意義について (2) 宗谷本線の利便性向上策について (3) 宗谷本線の利用促進策とマイレール意識向上について

		<p>3 移住促進について</p> <p>(1) 移住促進事業の成果と課題について</p>
10	高橋伸典 (P140)	<p>1 骨髄バンクドナー登録について</p> <p>(1) 血液がんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数の現状について</p> <p>(2) ドナー休暇制度の取得実績について</p> <p>(3) ドナー休業助成制度の検討について</p> <p>(4) ワクチン再接種への助成について</p> <p>2 安心な除排雪体制について</p> <p>(1) 本年の除排雪体制の考え方と対応について</p> <p>(2) 雪堆積場の確保について</p> <p>(3) 積み上げ・カット除排雪の対応について</p> <p>(4) 高齢者の安心安全な除雪対応について</p> <p>3 空き家対策について</p> <p>(1) 空き家バンクの現状と課題について</p> <p>(2) 取り組みと計画推進状況について</p> <p>4 雇用と住環境整備について</p> <p>(1) 現状と課題について</p>
11	高野美枝子 (P151)	<p>1 王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に関する対応について</p> <p>(1) 市民の不安解消に向けて</p> <p>(2) 今後における新たな取り組みについて</p> <p>(3) 市民への情報提供について</p> <p>2 教育行政について</p> <p>(1) 教職員の働き方改革について</p> <p>(2) コミュニティ・スクールについて</p> <p>(3) 情報機器の利活用について</p> <p>3 臨時・非常勤職員の今後のあり方について</p> <p>(1) 臨時・非常勤職員の状況について</p> <p>(2) 会計年度任用職員について</p> <p>(3) 人材確保について</p>
12	山崎真由美 (P162)	<p>1 ふるさと名寄の歴史をつむぐ取り組みについて</p> <p>(1) 開拓120周年を節目とした事業展開について</p> <p>(2) 歴史をつなぐ取り組みについて</p>

		<p>(3) 史跡及び記念碑の点検について</p> <p>2 農業分野における労働力確保策について</p> <p>(1) 労働力確保に向けた取り組みの現状と受け入れ体制について</p> <p>(2) 農福連携による労働力確保について</p> <p>3 スポーツを核としたまちづくりについて</p> <p>(1) 行政とNスポーツコミッションの連携について</p> <p>(2) 広く市民を巻き込んだ事業展開について</p> <p>(3) スポーツと多分野の連携による相乗効果について</p>
13	川村幸栄 (P174)	<p>1 名寄市の今後について</p> <p>(1) 冬季スポーツの取り組みにかかわって</p> <p>(2) 福祉の充実したまちづくりにかかわって</p> <p>(3) 地域経済の維持、活性化にかかわって</p> <p>2 名寄市史編纂について</p> <p>(1) 名寄市史編纂の考えについて</p>

令和元年第4回名寄市議会定例会議決結果表

令和元年11月26日～令和元年12月20日 25日間
 本会議時間数 18時間39分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市基幹相談支援センター条例の制定について	元. 11. 26 市民福祉常任委	— —	元. 12. 20 開会中審査決定
第 2 号	消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 3 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整理に関する条例の制定について	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 4 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 5 号	公益的法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 6 号	名寄市公民館条例の一部改正について	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 7 号	指定管理者の指定について（名寄市北国雪国ふるさと交流館）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 8 号	指定管理者の指定について（駅前交流プラザ「よるーな」）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 9 号	指定管理者の指定について（名寄市風連米乾燥調製施設）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 10号	指定管理者の指定について（名寄市牧場）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 11号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第6号）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 12号	令和元年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 13号	令和元年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決
第 14号	令和元年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	元. 11. 26 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 5 号	令和元年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）	—	—	元.11.26 原案可決
第 1 6 号	令和元年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	—	—	元.11.26 原案可決
第 1 7 号	令和元年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	—	—	元.11.26 原案可決
第 1 8 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	—	—	元.11.26 原案可決
第 1 9 号	名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	—	—	元.11.26 原案可決
第 2 0 号	名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	元.11.26 原案可決
第 2 1 号	名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	—	—	元.11.26 原案可決
第 2 2 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	—	—	元.11.26 原案可決
第 2 3 号	名寄市都市計画マスタープランを定めることについて	—	—	元.12.20 原案可決
第 2 4 号	名寄市立地適正化計画を定めることについて	—	—	元.12.20 原案可決
第 2 5 号	令和元年度名寄市一般会計補正予算（第7号）	元.11.26 名寄興産あり特別	元.12.16 原案可決すべき	元.12.20 原案可決
第 2 6 号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	—	—	元.12.20 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元.11.26 報告済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	—	—	元.11.26 報告済
報 告 第 3 号	例月現金出納検査報告について	—	—	元.12.20 報告済
意 見 書 案 第 1 号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書	—	—	元.12.20 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 2 号	地域医療を守り公立病院等の維持・存続を 求める意見書	—	—	元. 12. 20
		—	—	原案可決
決議案 第 1 号	王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約の 再考を求める決議	—	—	元. 12. 20
		—	—	原案可決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	元. 12. 20
		—	—	決 定
	委員の派遣報告	—	—	元. 12. 20
		—	—	報 告 済